法律第三十五号（昭三〇・六・三〇）

◎法人税法の一部を改正する法律

法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第十七条の二」を「―第十七条の三」に改める。

第五条第一項第四号中「開拓融資保証協会、」の下に「調整組合及び同連合会、酒造組合及び同連合会、酒造組合中央会、酒販組合及び同連合会、酒販組合中央会、」を加える。

第五条の二に次のただし書を加える。

ただし、清算中の法人が継続し又は合併に因り消滅した場合におけるその清算中に生じた所得については、この限りでない。

第七条に次の一項を加える。

清算中の法人が事業年度の中途において継続した場合においては、この法律の適用については、その事業年度開始の日から継続の日の前日までの期間及び継続の日からその事業年度の末日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

第九条第六項中「申告書」の下に「又は第二十三条の規定による申告書で第十八条に規定する事項を記載したもの」を、「記載をなした場合」の下に「（当該申告の記載がなかつた場合において、政府においてその申告の記載がなかつたことについて特別の事情があると認めるときを含む。）」を加える。

第九条の六第一項中「第二十二条の二」を「第二十二条の二」を加え、「（第二十二条の二の規定による申告書を含む。）」を「又は第二十三条の規定による申告書で第十八条乃至第二十一条若しくは第二十二条の二に規定する事項を記載したもの」に改め、「記載をなした場合」の下に「（当該申告の記載がなかつた場合においてその申告の記載がなかつたことについて特別の事情があると認めるときを含む。）」を加える。

第九条の二に次の一号を加える。

五　清算中の法人が残余財産の一部を分配した後継続し又は合併に因り消滅した場合において、その残余財産の分配が、まず、資本又は出資の金額、資本積立金額及び再評価積立金額から成る部分からなされたものとみなした場合における分配後の

これらの金額の合計額が、当該法人が継続又は合併に際しこれらの金額として貸借対照表に計上している金額の合計額に不足するときにおけるその不足額に相当する金額のうち、当該法人の株式又は出資を有している法人の有する株式又は出資に対応する部分の金額

第九条の九を次のように改める。

（還付金等の益金不算入）

第九条の九　法人が各事業年度において第九条第二項の規定により損金に算入されない法人税その他の公課の還付を受け若しくは第二十六条の五第一項、第二十六条の六第一項若しくは第二十六条の七第一項（第二十六条の九第四項において準用する第二十六条の六第一項又は第二十六条の七第一項を含む。）の規定による還付金の還付を受け又はこれらを未納の国若しくは地方公共団体の徴収金に充当された場合においては、当該還付を受け又は充当された金額は、その還付を受け又は充当された日の属する事業年度の所得の計算上、これを益金に算入しない。

第十条の三第一項中「当該外国から生じた所得についての外国の法人税の課税上の計算期間内に生じた当該法人の所得」を「当該所得の生じた期間の属する事業年度の所得に対し、当該法人の区分に応じ第十七条第一項第一号の税率を乗じて算出した金額」に改め、「部分の金額に対し、当該法人の区分に応じ第十七条第一項第一号の税率を乗じて算出した」を削り、「当該計算期間」を「当該所得の生じた期間」に改める。

第十二条の二に次の一項を加える。

法人が解散した場合において、その残余財産の一部を分配した後継続し又は合併に因り消滅したときは、当該法人の当該解散に因る清算所得は、第一項第一号の規定にかかわらず、当該法人が第二十二条の三第一項の規定により清算所得金額とみなして計算すべき金額（二回以上残余財産を分配した場合には、当該金額の合計額）による。

第十七条第一項第一号中「百分の三十五」を「百分の三十」に、「所得金額の百分の四十二」を「所得金額のうち年五十万円以下の金額　百分の三十五　年五十万円をこえる金額　百分の四十」に改め、同項第二号中「百分の四十一」を「百分の四十」に、「百分の四十六」を「百分の四十五」に改め、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項第三号中「金額又は法人税額」を「法人税その他の公課又は還付金の金額」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項第二号の場合において、事業年度が一年に満たない法人については、同号中年五十万円とあるのは、五十万円に当該事業年度の月数を乗じたものを十二分して計算した金額とする。この場合における月数は、暦に従いこれを計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第三章中第十七条の二の次に次の一条を加える。

（清算中の法人の継続又は合併の場合における法人税）

第十七条の三　清算中の法人が継続し又は合併に因り消滅した場合においては、当該法人に対し解散の日の翌日から継続の日の前日又は合併の日までの期間に係る法人税として課する税額は、当該法人が第二十二条の二又は第二十二条の三の規定による申告書に記載すべきであつた税額（第二十二条の二の規定による申告書に係る税額の納付について、第二十六条第四項ただし書の規定により控除すべき税額があるときは、これを控除した後の税額）の合計額による。

第十九条第一項本文中「第二十条の規定に該当する場合」を「新たに設立した内国法人又は新たに外国法人となつた法人のその設立後又はその外国法人となつた後最初の事業年度」に改める。

第二十条第一項中「六箇月をこえる」を「八箇月をこえる」に改める。

第二十二条の二第一項中「清算中の法人」の下に「（その合併法人を含む。以下本条において同じ。）」を、「終了した場合」の下に「（清算中の法人が合併に因り消滅し第七条第四項の規定により事業年度が終了したものとみなされる場合を含む。）」を加え、「第十条の二」を「第十条の三」に改める。

第二十五条第三項中「二箇月以内」を「三箇月を経過した日の前日と当該事業年度終了の日の前日とのいずれか早い日まで」に改める。

第二十六条第四項中「百分の四十二」を「百分の四十」に、「百分の三十五」を「百分の三十」に改め、同条第六項に次のただし書を加える。

ただし、当該法人が継続し又は合併に因り消滅した場合は、この限りでない。

第二十六条の五第一項中「請求をなす場合」の下に「（当該請求が当該申告書の提出後になされた場合において、政府においてその請求が当該申告書の提出後になされたことについて特別の事情があると認めるときを含む。）」を加え、同条第四項中「還付の請求と同時に提出された申告書の提出期限（当該申告書が第二十

三条の規定による申告書である場合には、その提出の日)」を「還付の請求がなされた日(当該還付の請求がその還付に係る所得税額を納付した事業年度の第十八条又は第二十一条の規定による申告書の提出期限前になされた場合には、当該期限)」に改める。

第二十六条の六第一項、第二十六条の七第一項及び第二十六条の九第一項中「請求をなす場合」の下に「(当該請求が当該申告書の提出後になされた場合において、政府においてその請求が当該申告書の提出後になされたことについて特別の事情があると認めるときを含む。)」を加える。

第二十六条の九に次の一項を加える。

第二十六条の五から第二十六条の七までの規定は、清算中の法人が継続し又は合併に因り消滅した場合において、所得税法第十八条の規定により納付した所得税額、内国法人から利益の配当若しくは剰余金の分配に因り受けた金額のうち第九条の六第二項第二号若しくは第三号に掲げる金額に該当するものの百分の二十五に相当する金額又はこの法律の施行地外にある資産又は事業の所得について納付することとなる外国の法人税の額のうち、第二十二条の二の規定に基き第十条、第十条の二又は第十条の三の規定により清算中に終了した事業年度に係る法人税額から控除することができなかつたものについて、これを準用する。この場合において、第二十六条の六第一項、第二十六条の七第一項又は第二十六条の七第一項中「当該事業年度の第十八条若しくは第二十一条」とあるのは「継続の日の前日又は合併の日を含む事業年度の第十八条若しくは第二十二条の二」と、「第十八条若しくは第二十一条に規定する」とあるのは「第二十二条の二に規定する」と、第二十六条の五第四項中「その還付に係る所得税額を納付した事業年度の第十八条又は第二十一条」とあるのは「継続の日の前日又は合併の日を含む事業年度の第二十二条の二」と読み替えるものとする。

第四十三条第一項中「事実に基く税額」の下に「として命令の定めるところにより計算した金額」を加える。

附　則

1　この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。

2　この附則に特別の定がある場合を除くほか、改正後の法人税法(以下「新法」という。)の規定は、法人の昭和三十年七月一日以後に終了する事業年度分の法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算中の事業年度に係る法人税及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人税を含む。以下同じ。)について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3　新法第十七条第一項第一号に規定するその他の法人の昭和三十年七月一日以後同年九月三十日までの間に終了する事業年度分の法人税については、新法第十七条第一項第一号中「所得金額のうち年五十万円以下の金額　所得金額のうち年五十万円をこえる金額　百分の三十五　百分の四十」とあるのは「所得金額の百分の四十」と読み替えて、同号の規定を適用する。

4　法人の昭和三十年七月一日以後最初に終了する事業年度が六月をこえる場合において、当該事業年度に係る改正前の法人税法(以下「旧法」という。)第十九条又は第二十条の規定による申告書の提出期限が同日前であるときは、これらの申告書に記載した、又は記載すべきであつた法人税については、なお従前の例による。

5　法人が昭和三十年七月一日以後に新法第十九条第

一項本文の規定による申告書を提出する場合(新法第十九条第六項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合を含む。)において、同条第一項に規定する前事業年度の法人税として納付した税額若しくは納付すべきことが確定した税額又は同条第二項に規定する被合併法人の確定法人税額が新法第十七条の規定により算出されたものでないときは、これらの税額のうち各事業年度の所得に対する税額(旧法第十七条の二の規定による加算税額を除く。)は、これらの規定にかかわらず、当該前事業年度又は被合併法人の確定法人税額の計算の基礎となつた事業年度分の所得について新法第十七条の規定を適用するものとして計算した金額とする。

6　新法第十七条及び第二十六条第四項の規定中新法第五条第一項各号又は第九条第六項に掲げる法人に関する部分は、当該法人の昭和三十年十月一日以後に終了する事業年度分の法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税について適用し、当該法人の同日前に終了した事業年度分の法人税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

7　調整組合及び調整組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会の昭和三十年七月一日以後最初に終了する事業年度分の法人税については、新法第四項の規定の適用がある場合においては、当該法人の当該事業年度分の法人税について納付すべきことが確定した税額又は同条第二項に規定する被合併法人の確定法人税額が新法第十八条の規定を適用せず、新法第二十一条の規定を適用する。

8　新法第七条第五項及び第九条の六第二項第五号の規定は、清算中の法人が昭和三十年七月一日以後に継続し、又は合併により消滅した場合について適用する。

9　新法第五条の二ただし書、第十二条の二第六項、第十七条の三、第二十二条の二第一項(清算中の法人の合併に関する部分に限る。)、第二十六条第六項ただし書及び第二十六条の九第四項の規定は、清算中の法人(昭和二十五年四月一日前に解散した法人及び同日以後に解散し昭和二十八年八月六日までの残余財産の分配額が新法第十二条の二第一項第一号に規定する解散当時の資本金額等をこえている法人を除く。)の昭和三十年七月一日以後に継続し、又は合併により消滅した場合について適用する。

10　新法第二十二条の二第一項(新法第十条の三に関する部分に限る。)の規定は、清算中の法人(昭和二十五年四月一日前に解散した法人及び同日以後に解散し昭和二十八年八月六日までの残余財産の分配額が当該法人の新法第十二条の二第一項第一号に規定する解散当時の資本金額等をこえていないものが昭和三十年七月一日以後に継続し、又は合併により消滅した場合においては、当該法人の解散の日の翌日から昭和二十八年八月七日を含む事業年度直前の事業年度終了の日までの期間に係る所得について、当該期間を解散していない法人の一事業年度とみなして、新法の規定(第五条の二、第七条第三項、第十七条の二、第十九条から第二十一条まで及び第二十二条の二の規定を除く。)を適用する。この場合において、新法第十七条の三中「解散の日の翌日」とあるのは「昭和二十八年八月七日を含む事業年度開始の日」と、新法第十

八条第一項中「各事業年度終了の日」とあるのは「継続の日の前日又は合併の日を含む事業年度終了の日」とする。

12　前項に規定する法人が法人税法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百七十四号。以下「一部改正法」という。）の施行後に残余財産の分配として同項の規定により一事業年度とみなされる期間の所得（法人税を課されないものを除く。）から成る部分の金額を分配している場合には、当該法人の当該一事業年度とみなされる事業年度の所得の金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した所得の金額からその分配額を控除した金額によるものとする。

13　昭和二十二年四月一日以後昭和二十五年四月一日前に解散した法人又は同日以後に解散し昭和二十八年八月六日までの残余財産の分配額が新法第十二条の二第一項第一号に規定する解散当時の資本金額等をこえている法人が、昭和三十年七月一日以後に継続し、又は合併により消滅した場合においては、一部改正法附則第三項の規定にかかわらず、解散の日の翌日からその継続の日の前日又は合併の日までの期間に係る所得について、当該期間を解散していない法人の一事業年度とみなして、新法の規定（第五条の二、第七条第三項、第十七条の二、第十七条第三、第十九条から第二十一条まで及び第二十二条の二の規定を除く。）を適用する。この場合において、当該法人が残余財産の分配として前段の規定により一事業年度とみなされる期間の所得（法人税を課されないものを除く。）から成る部分の金額を分配している場合には、当該法人の当該一事業年度とみなされる事業年度の所得の金額は、前段の規定により計算した所得の金額からその分配額を控除した金額とする。

14　前三項に定めるもののほか、この法律の施行の際現に清算中の法人が継続し、又は合併により消滅した場合において、当該法人の清算中の期間に係る法人税に関し必要な事項は、政令で定める。

15　閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の三第一項中「法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の適用又は」及び「法人税法第七条又は」を削り、同条第二項を削る。

16　昭和三十年七月一日前に閉鎖機関令第二十条の八の規定により継続した法人に対する法人税については、改正前の同令第二十四条の三第一項及び第二項の規定は、なおその効力を有する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第三十六号（昭三〇・六・三〇）

◎関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（衆法）

関税定率法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五項、第八項、第十項及び第十一項中「昭和三十年六月三十日」を「昭和三十年七月三十一日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第三十七号（昭三〇・六・三〇）

◎輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、酒税法（昭和二十八年法律第六号）、砂糖消費税法（昭和二十九年法律第四十号）、揮発油税法（昭和十五年法律第四十号）、地方道路税法（昭和三十年法律第四十四号）及び国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）の規定において定めるもののほか、輸入する物品に対する内国消費税の賦課、徴収及び免除等について定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　「内国消費税」とは、酒税、砂糖消費税、物品税、揮発油税、地方道路税又は骨ぱい税をいう。

二　「内国消費税課税物品」とは、酒税法第二条第一項（定義）に規定する酒類、砂糖消費税法第一条（課税物件）に規定する砂糖、糖みつ若しくは糖水、物品税法第一条（課税物件）に規定する物品、揮発油税法第二条第一項（定義）に規定する揮発油（同法第十五条（揮発油とみなす場合）の規定により揮発油とみなされる物を含む。）又は骨牌税法第一条（課税物件）に規定する骨ぱいをいう。

三　「保税地域」とは、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条（保税地域の種類）に規定する保税地域をいう。

四　「輸入」とは、関税法第二条第一号（定義）に規定する輸入をいう。

（保税地域以外の場所からの輸入品に対する課税）

第三条　内国消費税課税物品を保税地域以外の場所から輸入する場合には、その輸入を保税地域からの引取とみなして酒税法等の規定を適用する。

（郵便物の内国消費税の納付等）

第四条　内国消費税課税物品を内容とする郵便物を輸入する場合には、保税地域からの引取の際の申告書に関する酒税法等の規定は、適用しない。この場合

においては、税関は、その内国消費税の額を郵政官署に通知しなければならない。

2 郵政官署は、前項の通知を受けたときは、郵便物を交付する前に、その内国消費税の額を名あて人に通知しなければならない。

3 前項の郵便物を受け取ろうとする者は、政令で定める場合を除くほか、当該郵便物を受け取る際、印紙をもつてその内国消費税を納付しなければならない。

（保税運送等の場合の免税及び徴収）

第五条 内国消費税課税物品を関税法第六十一条第一項（保税工場外における保税作業）の規定により保税工場以外の場所に出し、又は同法第六十三条第一項（保税運送）の規定により保税地域から運送する場合には、政令で定めるところにより、その際に課すべき内国消費税を免除する。ただし、第三項の規定の適用がある場合においては、この限りでない。

2 税関長（関税法第百七条（税関長の権限の委任）の規定によりその権限の一部を委任された税関支署長を含む。以下第十三条において同じ。）は、関税法第六十一条第二項（保税工場外の保税作業の場合の担保）又は第六十三条第二項（保税運送の場合の担保）の規定により担保を提供させることができる場合には、当該担保に係る物品に課すべき内国消費税額に相当する担保を提供させることができる。

3 第一項本文の規定の適用を受けた物品について関税法第六十一条第五項（指定期間の経過による関税の徴収）又は第六十五条（運送の期間の経過による関税の徴収）の規定により関税を徴収する場合には、当該関税の納税義務者から、直ちにその内国消費税を徴収する。

（輸入の許可前における引取）

第六条 砂糖消費税法第六条、揮発油税法第十三条、地方道路税法第九条第二項及び骨牌税法第九条（未納税品の引取制限）の規定は、関税法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取）の規定により内国消費税課税物品を引き取る場合には、適用しない。

2 関税法第七十三条第一項の規定により引き取る内国消費税課税物品の当該引取により徴収すべき内国消費税は、当該物品について同法第八条第二項（納税の告知）の規定により指定された関税の納期日において徴収する。

3 前項の規定の適用を受ける物品については、関税法第七十三条第一項の規定により関税額に相当する担保を提供する際、当該物品について課すべき内国消費税額に相当する担保を提供しなければならない。

（免税）

第七条 次の各号に掲げる物品で当該各号に規定する規定により関税を免除するものについては、政令で定めるところにより、その内国消費税を免除する。ただし、第三項の規定の適用がある場合においては、この限りでない。

一 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十四条第一号から第四号まで、第七号から第九号まで又は第十三号（無条件免税）に掲げるもの

二 関税定率法第十五条第一項第一号から第三号まで又は第九号（特定用途免税）に掲げるもの

三 関税定率法第十六条第一項各号（外交官用貨物等の免税）に掲げるもの

四 関税定率法第十七条第一項第一号又は第四号から第十号まで（再輸出免税）に掲げるもの

2 税関長は、前項第四号の規定により内国消費税を免除する場合において、必要があると認めるときは、その免除に係る内国消費税額に相当する担保を

提供させることができる。

3 第一項第二号から第四号までに掲げる物品について関税定率法第十五条第二項（特定用途免税物品の用途外使用の場合の徴収）、第十六条第二項（外交官用等免税物品の用途外使用の場合の徴収）又は第十七条第三項（再輸出免税物品の用途外使用の場合の徴収）の規定により関税を徴収する場合には、当該関税の納税義務者から、直ちにその内国消費税を徴収する。この場合において、同法第十五条第二項ただし書（変質等の場合の軽減）又は第十六条第二項ただし書（減もう等の場合の軽減）の規定により関税を軽減するときは、政令で定めるところにより、これらの規定に準じてその内国消費税を軽減することができる。

（担保の種類）

第八条 第五条第二項、第六条第三項又は前条第二項の規定により提供する担保の種類は、次に掲げるものとする。

一 金銭

二 国債及び地方債

三 税関長が確実と認める社債（特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。）

四 税関長が確実と認める保証人の保証

2 前項の担保の提供について必要な事項は、政令で定める。

（担保の処分等）

第九条 第五条第二項、第六条第三項又は第七条第二項の規定により金銭を担保として提供した納税義務者は、政令で定めるところにより、担保として提供した金銭をもつて内国消費税の納付に充てることができる。

2 第五条第二項、第六条第三項又は第七条第二項の規定により担保を提供した場合において、納税義務者が納期限までに内国消費税を納付しないときは、直ちに、その担保として提供された金銭をもつて内国消費税に充て、若しくは金銭以外の担保物を国税滞納処分の場合の財産の処分の例により処分してその代金をもつて内国消費税及びその処分費に充て、又は保証人にその旨を通知して内国消費税を納付させる。

3 前項の場合において、担保として提供された金銭又は担保物を処分した代金をもつて徴収すべき内国消費税及び処分費に充て、なお不足があるときは、納税義務者の他の財産について滞納処分を行い、また、保証人がその納付すべき内国消費税を完納しないときは、まず納税義務者に対して滞納処分を行い、なお不足があるとき、又は不足があると認めるときは、保証人に対して滞納処分を行う。

4 前項の保証人は、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第三十二条（財産をかくす等の罪）の規定の適用については、納税者とみなす。

5 国税徴収法第七条ノ四第四項（担保物についての国税の先取権）の規定は、第五条第二項、第六条第三項又は第七条第二項の規定により提供された担保物について準用する。

（違約品の返送の場合の還付）

第十条 輸入した内国消費税課税物品の品質又は数量等が契約の内容と相違することによりこれを返送のため輸出する場合において、当該物品につき関税定率法第二十条（違約品の返送の場合のもどし税）の規定により関税額に相当する金額を払いもどすこととなるときは、政令で定めるところにより、その内国消費税額に相当する金額を還付することができる。

（罰則）

第十一条 偽りその他不正の行為により前条の規定に

よる内国消費税額に相当する金額の還付を受けた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の犯罪に係る還付金相当額の十倍が五十万円をこえるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該相当額の十倍以下とすることができる。

第十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

（犯則事件の調査及び処分）

第十三条　内国消費税課税物品の輸入に係る内国消費税の犯則事件の調査及び処分については、税関長又は税関職員を国税局長若しくは税務署長又は収税官吏とみなして、国税犯則取締法の規定（同法第十一条（事物管轄）及び第十二条第一項（土地管轄）の規定を除く。）を適用する。

2　国税犯則取締法第十一条第五項（先着手した収税官吏への引継）の規定は、前項の犯則事件を国税庁、国税局又は税務署の収税官吏及び税関職員が発見した場合について準用する。この場合において、「所轄税務署ノ収税官吏」とあるのは「所轄税務署ノ収税官吏（税関職員ガ最初ニ発見シタルトキハ当該発見地又ハ犯則物件ノ輸入地所轄税関ノ税関職員）」と、「所轄国税局ノ収税官吏（税関職員ガ最初ニ発見シタルトキハ当該発見地又ハ犯則物件ノ輸入地所轄税関ノ税関職員）」と読み替えるものとする。

附　則

1　この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。

2　酒税等ノ徴収ニ関スル法律（明治四十四年法律第四十五号）は、廃止する。

3　この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた内国消費税については、なお従前の例による。

4　旧酒税等ノ徴収ニ関スル法律第二条の規定の適用を受けた運送及び同条の規定により提供された担保は、第五条第一項の規定の適用を受けた運送及び同条第二項の規定により提供された担保とみなす。

5　第六条第二項の規定は、この法律の施行後に関税法第七十三条第一項の規定により引き取る内国消費税課税物品（物品税法第一条に規定する物品を除く。）について適用する。

6　物品税法の一部を次のように改正する。

第十条第四項を削る。

第十条ノ二第一項中「又ハ第四項」及び「又ハ輸入ノ許可ヲ受ケタル際」を削り、同条第二項中「又ハ第四項」を削る。

7　前項の規定による改正前の物品税法第十条第四項の規定により提供された担保は、第六条第三項の規定により提供されたものとみなす。

8　酒税法の一部を次のように改正する。

第四十五条中「又はこうじ」を「若しくはこうじ又は輸入したこれらのもので関税法第六十七条の規定による輸入の許可を受けないもの」に改める。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第三十八号　（昭三〇・六・三〇）

◎砂糖消費税法

砂糖消費税法（明治三十四年法律第十三号）の全部を改正する。

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　税率（第九条）
第三章　徴収（第十条―第十四条）
第四章　免税、税額控除、還付等（第十五条―第二十三条）
第五章　納税の担保（第二十四条―第二十七条）
第六章　雑則（第二十八条―第三十四条）
第七章　罰則（第三十五条―第三十九条）
附則

第一章　総則

（課税物件）

第一条　砂糖、糖みつ及び糖水（さとうきびその他の植物から採取し、又は製造した糖汁を含む。以下同じ。）には、この法律により砂糖消費税を課する。

（砂糖類の区分）

第二条　砂糖、糖みつ及び糖水（以下「砂糖類」という。）は、次のように区分する。

一　砂糖

第一種　糖度（摂氏二十度の時において検糖器により測定した場合の直接偏光度をいう。以下同じ。）八十六度以下の砂糖で、分みつ（操作を加えて糖みつを分離することをいう。以下同じ。）をしないもの。ただし、真空結晶かんによる結晶工程を経たものを除く。

甲類　さとうきび、さとうもろこし又はとうもろこしの搾汁を煮沸濃縮し、たるに入れて冷却し、そのまま製造場から移出する砂糖（その移出前に税務署の当該職員により当該砂糖であることの確認を受けたものに限る。）

乙類　甲類の砂糖以外の第一種の砂糖

第二種　第一種及び第三種の砂糖以外の砂糖

第三種　氷砂糖、分みつをした砂糖その他これらに類する砂糖

二　糖みつ

第一種　氷砂糖を製造する際に生じた糖みつ（以下「氷糖みつ」という。）及び糖度四十度をこえるその他の糖みつ

第二種　第一種の糖みつ以外の糖みつ

三　糖水

第一種　糖度十五以下の糖水

第二種　第一種の糖水以外の糖水

2　この法律の施行地外で製造された砂糖で、性状によつて第一種砂糖であるか第二種の砂糖であるかを識別することができないものについては、糖度八十六度以下であつて還元糖の含有量が全重量の百分の七をこえるものを第一種の砂糖とする。

3　この法律の施行地外で製造された砂糖類のうち、その性状によつて第一種の糖みつであるか糖水であるかを識別することができないものは、糖水とする。

（納税義務者）

第三条　砂糖類の製造者は、その製造場から移出する砂糖類の重量に応じ、砂糖消費税を納める義務がある。

2　砂糖類を保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条（保税地域の種類）に規定する保税地域をいう。以下同じ。）から引き取る者は、その引き取る砂糖類の重量に応じ、砂糖消費税を納める

義務がある。

（保税地域に該当する製造場）

第四条　砂糖類の製造場が保税地域に該当する場合には、この法律（第十五条第一項第一号、第二十九条及び第三十条を除く。）の適用上、これを砂糖類の製造場でないものとみなす。

（移出又は引取とみなす場合）

第五条　砂糖類が砂糖類の製造場において消費される場合（砂糖類の原料として消費される場合を除く。以下この条において同じ。）には第三項の規定に該当する場合を除き、当該製造者がその消費の時に当該砂糖類をその製造場から移出するものとみなす。ただし、砂糖類の消費につき、当該製造者の責に帰することができない場合には、その消費者が消費の時に当該砂糖類をその製造場から引き取るものとみなす。

2　砂糖類が保税地域において消費される場合には、その消費者が消費の時に当該砂糖類をその保税地域から引き取るものとみなす。

3　関税法第六十一条第一項（保税工場外における保税作業）の許可を受けて同項の規定により指定された場所に搬入された砂糖類が、同項の規定により指定された期間内に、その場所において消費される場合には、当該消費を保税地域における消費とみなして、前項の規定を適用する。

（製造等とみなす場合）

第六条　販売のために砂糖又は糖みつに加工して種別又は類別の異なる砂糖又は糖みつとする場合には、当該加工を製造とみなして、この法律を適用する。

2　砂糖類の製造者がその製造を廃止した場合において、砂糖類がその製造場に現存するときは、当該砂糖類については、なおその場所を砂糖類の製造場とみなして、この法律を適用する。

（移出及び引取の制限）

第七条　第十条第三項、第十五条第一項、第十六条第一項又は第十八条第一項の承認があつた場合及び第十四条、第十九条、第二十条第一項又は第二十一条第四項の規定に該当する場合を除き、砂糖消費税が納付される前においては、砂糖類を製造場から移出し、若しくは引き取り、又は保税地域から引き取つてはならない。

（適用除外）

第八条　砂糖類の製造者（法人を除く。）のうち、自己又は同居の親族の用に供する砂糖類のみを製造するものには、当該砂糖類については、この法律（第三十条を除く。）を適用しない。

2　次に掲げる糖みつ又は糖水については、この法律（糖水については、第二十二条及び第二十九条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用しない。

一　税務署長又は税関長の承認を受けた方法により飲食することのできない処置を施した糖みつ

二　糖水のうち、その原料である砂糖類がすべて課税済の砂糖類（製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた砂糖類のうち、第十五条第一項の規定により当該移出若しくは引取に係る砂糖消費税を免除された砂糖類及び当該砂糖類のみを原料として製造した砂糖類で現に同項の承認に係る移出先又は引取先にあるもの並びに第十九条の規定により当該移出に係る砂糖消費税を免除されたもの以外のものをいう。以下同じ。）であるもの。ただし、本文に規定する糖水以外の砂糖類の製造者（当該糖水の原料である砂糖類について第十五条第五項の規定により砂糖類の製造者とみなされる者を含む。）が製造するものを除く。

第二章　税率

（税率）

第九条　砂糖消費税の税率は、砂糖類の区分に応じ、百斤につき、次に掲げる金額とする。

一　砂糖

第一種

甲類　四百円

乙類　千七百五十円

第二種　二千八百円

第三種　三千五百五十円

二　糖みつ

第一種　千百五十円

第二種　四百二十円

三　糖水

第一種　四百円

第二種　二千百五十円

2　糖度六十五度をこえる氷糖みつは、前項の規定の適用については、第二種の糖水とみなす。

第三章　徴収

（移出重量等の申告）

第十条　砂糖類の製造者は、その製造場から砂糖類を移出しようとする場合（当該移出に係る砂糖消費税を免除されるべき場合を除く。）には、あらかじめ、移出の日時、移出する砂糖類の種別（第一種の砂糖については、種別及び類別。以下同じ。）及び種別ごとの重量その他政令で定める事項を記載した申告書をその製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2　砂糖類を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取に係る砂糖消費税を免除されるべき場合を除き、あらかじめ、引取の日時、引き取る砂糖類の種別及び種別ごとの重量その他政令で定める事項を記載した申告書をその保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

3　第一種甲類の砂糖を製造する者（その他の砂糖を製造しない者に限る。）で、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたものについては、第一項の規定は、適用しない。この場合においては、毎月その製造場から移出した砂糖類（当該移出に係る砂糖消費税を免除されたものを除く。）の種別及び種別ごとの重量その他政令で定める事項を記載した申告書を、翌月十日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4　前項の承認は、製造場ごとに行うものとし、取締上必要があると認められる場合には、有効期間を附して行うことができる。

（移出重量等の決定通知）

第十一条　前条第一項、第二項又は第三項後段の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された砂糖類の種別又は種別ごとの重量が税務署長又は税関長において調査したところと異なるときは、税務署長又は税関長は、その調査によつて当該砂糖類の種別又は種別ごとの重量を決定し、当該申告書を提出した者に、これを通知する。

（移出重量の算定の特例）

第十二条　砂糖が、実重量のいかんにかかわらず、その包装に表示された重量によつて取引されるものである場合において、その包装の種類、包装に表示された重量及び包装時における収容重量が政令で定めるところに該当するときは、その表示重量を、製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる時における当該砂糖の重量とみなす。

（納期）

第十三条　製造場から移出する砂糖類に係る砂糖消費税は、税務署長が、その移出の際徴収する。ただし、第十条第三項の承認を受けた者については、その移出した月の翌月末日を納期限として徴収する。

2　保税地域から引き取る砂糖類に係る砂糖消費税は、税関長が、その引取の際徴収する。

（徴収猶予）

第十四条　税務署長又は税関長は、政令で定めるところにより砂糖消費税の税額に相当する担保が提供された場合には、三月（前条第一項ただし書の場合には、一月）以内、その徴収を猶予することができる。

第四章　免税、税額控除、還付等

（未納税移出及び未納税引取）

第十五条　次に掲げる場合において、当該砂糖類を製造場から移出し、又は保税地域から引き取ろうとする者が、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該移出又は引取に係る砂糖類については、この限りでない。

一　砂糖類の製造者が砂糖類を砂糖類の製造場又は蔵置場へ移出する場合

二　砂糖類の製造者がその製造する砂糖類の原料とする砂糖類を保税地域から自己の砂糖類の製造場又は蔵置場に引き取る場合

三　砂糖類の製造者が第十八条第一項各号に掲げる物品の原料となる砂糖類を当該物品の製造場へ移出する場合

四　第十八条第一項各号に掲げる物品の製造者が当該物品の原料とするため砂糖類を保税地域から自己の当該物品の製造場に引き取る場合

五　その他政令で定める場合

2　税務署長又は税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該砂糖類がその移出先又は引取先に移入されたことについての当該移出先又は引取先の所轄税務署長（当該移出先が保税地域に該当する場合には、所轄税関長）の証明書を提出すべきことを命じなければならない。

3　第一項の承認を申請した者が第二十四条第一項第一号の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えてはならない。

4　第一項の承認の申請に係る砂糖類の移出先又は引取先が課税済の砂糖類を原料とする物品（砂糖類を含む。）の製造場又は課税済の砂糖類の蔵置場であること等の理由により、取締上特に不適当と認められる場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えないことができる。

5　第一項の規定により砂糖消費税を免除された砂糖類については、当該承認に係る移出先が保税地域に該当する場合を除くほか、同項の承認に係る移出先又は引取先にその砂糖類を移入した者が砂糖類の製造者でないときは、これを砂糖類の製造者とみなし、当該移出先又は引取先が砂糖類の製造場でないときは、これを砂糖類の製造場とみなして、この法律を適用する。

6　第一項の承認を受けて移出し、又は引き取つた砂糖類について、第二項の規定により税務署長又は税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、直ちにその砂糖消費税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失した砂糖類につき、政令で定める手続により、当該税務署長又は税関長の承認を受けた場合には、その砂糖消費税を免除する。

（輸出免税）

第十六条　砂糖類を輸出する目的で製造場から移出し、又は保税地域から引き取ろうとする場合において、当該製造者又は当該砂糖類を保税地域から引き取ろうとする者が、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該移出又は引取に係る砂糖消費税を免除する。ただし、第六項又は第四項又は第三十六条第二項本文の規定の適用がある場合については、この限りでない。

2　税務署長又は税関長は、前項の承認を与える場合には、政令で定めるところにより、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該砂糖類が輸出されたことを証する書類の提出を命じなければならない。

3　第一項の承認を申請した者が第二十四条第一項第二号の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えてはならない。

4　第一項の承認を受けて移出し、又は引き取つた砂糖類について、第二項の規定により税務署長又は税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないとき、又は次項ただし書の規定による承認があつたときは、直ちにその砂糖消費税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失した砂糖類につき、政令で定める手続により、当該製造者又は当該砂糖類を保税地域から引き取ろうとする者が、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該移出又は引取に係る砂糖消費税を免除する。

2　税務署長又は税関長は、前項の承認を与える場合には、政令で定めるところにより、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該砂糖類が輸出されたことを証する書類の提出を命じなければならない。

3　第一項の承認を申請した者が第二十四条第一項第二号の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えてはならない。

4　第一項の承認を受けて移出し、又は引き取つた砂糖類について、第二項の規定により税務署長又は税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないとき、又は次項ただし書の規定による承認があつたときは、直ちにその砂糖消費税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失した砂糖類につき、政令で定める手続により、当該税務署長又は税関長の承認を受けた場合には、その砂糖消費税を免除する。

5　第一項の承認を受けて砂糖類を製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた者は、当該砂糖類をこの法律の施行地において消費し、又は輸出以外の目的で譲り渡してはならない。ただし、その者が政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長又は税関長（第五条第二項の規定の適用がある場合には、所轄税関長）の承認を受けて、当該砂糖類を当該消費に充てるときは、その消費に係る砂糖消費税を免除する。ただし、第五項又は第三十六条第二項本文の規定の適用がある場合については、この限りでない。

一　れん乳及び粉乳のうち、政令で定めるもの

二　育児食（乳児の食用に供される物品で政令で定めるものをいう。）

三　輸出用の菓子及び果物のかんづめその他政令で定める輸出物品

四　その他政令で定める物品

2　前項第三号に掲げる物品の製造のためにする砂糖類の消費について同項の承認を申請した者が第二十四条第一項第三号の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えてはならない。

3　税務署長又は税関長は、第一項の承認を与える場合において、取締上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その承認に係る砂糖類及びこれを原料として製造した同項各号に掲げる物品をそれぞれその他の砂糖類及び物品と区別して蔵置

税務署長（第五条第二項の規定の適用がある場合には、所轄税関長）の承認を受けて、当該砂糖類を当該消費に充てるときは、その消費に係る砂糖消費税を免除する。ただし、第五項又は第三十六条第二項本文の規定の適用がある場合については、この限りでない。

一　れん乳及び粉乳のうち、政令で定めるもの

二　育児食（乳児の食用に供される物品で政令で定めるものをいう。）

三　輸出用の菓子及び果物のかんづめその他政令で定める輸出物品

四　その他政令で定める物品

2　前項第三号に掲げる物品の製造のためにする砂糖類の消費について同項の承認を申請した者が第二十四条第一項第三号の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えてはならない。

3　税務署長又は税関長は、第一項の承認を与える場合において、取締上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その承認に係る砂糖類及びこれを原料として製造した同項各号に掲げる物品をそれぞれその他の砂糖類及び物品と区別して蔵置

し、並びに同項各号に掲げる物品の製造に関する事項を記載した書類を提出すべきことを命ずることができる。

4　税務署長又は税関長は、第一項第三号に掲げる物品の製造のためにする砂糖類の消費について同項の承認を与える場合には、政令で定めるところにより、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該承認に係る物品が輸出されたことを証する書類の提出を命じなければならない。

5　第一項の承認を受けて製造した同項第三号に掲げる物品について、前項の規定により税務署長又は税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないとき、又は次項ただし書の規定による承認があつたときは、直ちに、当該物品の原料に供した砂糖類に係る砂糖消費税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失した当該物品につき、政令で定める手続により、当該税務署長又は税関長の承認を受けた場合には、その砂糖消費税を免除する。

6　第一項の承認を受けて同項第三号に掲げる物品を製造した者は、当該物品をこの法律の施行地において消費し、又は輸出以外の目的で譲り渡してはならない。ただし、その者が政令で定める手続により同項の承認を行つた税務署長又は税関長の承認を受けた場合は、この限りでない。

（自家用免税）

第十九条　第一種甲類の砂糖を製造する者（法人を除く。）が自己又は同居の親族の用に供するためその製造場から移出する第一種甲類の砂糖（政令で定めるところにより算出した重量の限度内のものに限る。）については、政令で定めるところにより、当該移出に係る砂糖消費税を免除する。

（課税済の砂糖類により製造した砂糖類の免税又は差額課税）

第二十条　砂糖類の製造者が、政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けて、課税済の砂糖類（当該製造場にもどし入れた砂糖類で次条第五項の確認を受けたものを除く。以下次項において同じ。）のみを原料として第一種若しくは第二種の砂糖、糖みつ又は糖水をその製造場において、当該砂糖、糖みつ又は糖水をその製造場から移出するときは、当該移出に係る砂糖消費税を免除する。

2　砂糖類の製造者が、政令で定める手続により同項の承認を受けて、課税済の砂糖類のみを原料として第三種の砂糖を製造した場合において、当該移出に係る砂糖消費税の税率は、第九条の規定にかかわらず、氷砂糖については、百斤につき二百五十円、その他の第三種の砂糖については、百斤につき七百五十円とする。

3　税務署長は、前二項の承認の申請があつた場合において、当該砂糖類の製造場が課税済の砂糖類以外の砂糖類を原料とする砂糖類の製造場であること等の理由により、取締上特に不適当と認められるときは、その承認を与えないことができる。

4　砂糖類の製造者は、第一項の承認を受けて製造した砂糖類をその製造場から移出した場合には、同一月中に移出した当該砂糖類の種別及び種別ごとの重量その他政令で定める事項を記載した申告書を、翌月十日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5　第十八条第三項の規定は、第一項又は第二項の承認を与える場合について準用する。

（もどし入れの場合の砂糖消費税の控除等）

第二十一条　砂糖類の製造者がその製造場から移出し

た砂糖類（前条第一項又は第二項の規定の適用を受けて移出した砂糖類を除く。）を当該製造場にもどし入れた場合においては、次の各号の一に該当する場合を除き、その者が当該もどし入れの時以降に徴収されるべき砂糖消費税額から当該砂糖類につき当該移出により徴収されるべき砂糖消費税額（利子税額及び延滞加算税額を除くものとし、当該砂糖消費税額につきこの項又は次項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。）に相当する金額を控除する。

一　当該砂糖類を原料として砂糖類を製造することにつき前条第一項又は第二項の承認を受けた場合

二　当該砂糖類のもどし入れのために する他の製造場からの移出につき第十五条第一項本文の適用があつた場合

三　当該砂糖類が当該製造場からの移出につき適用された税率と異なる税率が適用される砂糖類となつて他の砂糖類の製造場から移出されて当該製造場にもどし入れられた場合

2　他の砂糖類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた砂糖類（前条第一項又は第二項の規定の適用を受けて移出された砂糖類を除く。）を砂糖類の製造場に移入した場合（前項の規定による控除を受けるべき場合を除く。）において、当該砂糖類をその移入した製造場からさらに移出するときは、当該移出に係る砂糖消費税額から、当該他の製造場からの移出又は保税地域からの引取により徴収された、又は徴収されるべき砂糖消費税額（利子税額及び延滞加算税額を除くものとし、当該砂糖消費税額につき前項又はこの項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。以下この項において「課税済額」という。）に相当する金額を控除する。この場合において、その移入した製造場からの移出に係る砂糖消費税を第十五条第一項の規定により免除されるとき、又は砂糖類が当該他の製造場からの移出若しくは保税地域からの引取につき適用された税率よりも低い税率が適用される砂糖類となつて移出されたため、なお控除すべき不足額があるときは、当該砂糖類の製造者が当該移出の時以降に徴収されるべき他の砂糖消費税額から、それぞれその課税済額に相当する金額又はその不足額を控除する。

3　前二項の場合において、砂糖類をもどし入れ、又は移出した時以降に徴収されるべき砂糖消費税額がないとき、又は徴収されるべき砂糖消費税額から控除してなお不足額があるときは、同項の規定により控除すべき金額又は不足額を還付する。

4　前条第一項又は第二項の規定の適用を受けて移出された砂糖類を製造場にもどし入れ、又は移入した場合において、当該砂糖類をその製造場からさらに移出するときは、当該移出に係る砂糖消費税を免除する。

5　砂糖類の製造者が第一項若しくは第二項の規定による控除又は前項の規定による免除を受けようとする場合には、当該もどし入れ又は移入に係る砂糖類の種別及び種別ごとの重量を記載した書類並びに当該砂糖類につき徴収された、若しくは徴収されるべき砂糖消費税額又は当該砂糖類につき前条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けたことにつき事実を証する書類を提出して、当該もどし入れ又は移入に係る製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けなければならない。

6　第三項の規定による還付を受けようとする者は、前項の書類に準ずる書類を添えて、当該砂糖類の製造場の所在地の所轄税務署長に還付の申請をしなけ

ればならない。

（還付金）

第二十二条 第十八条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる物品の製造者が、政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長（当該製造場が保税地域に該当する場合には、所轄税関長。以下第五項において同じ。）の承認を受けて、課税済の砂糖類（第十五条第五項の規定により砂糖類の製造場とみなされる当該物品の製造場にもどし入れた砂糖類で、前条第五項の確認を受けたものを除く。以下次項において同じ。）を原料に用いて当該物品を製造した場合には、政令で定めるところにより、その原料に供した砂糖類につき第九条に規定する税率により算出した砂糖消費税額を当該製造者が納付したものとみなして、当該税額に相当する金額をその者に還付する。

2 課税済の砂糖類をその原料に供して製造した第十八条第一項第三号に掲げる物品を輸出した者に対しては、政令で定めるところにより、当該物品に含まれているしょ糖の重量に応じ、百斤につき二千八百円の割合で計算した金額に相当する砂糖消費税をその者が納付したものとみなして、当該金額を還付する。

3 税務署長又は税関長は、第一項の承認の申請があった場合において、当該物品の製造場が課税済の砂糖類以外の砂糖類を原料に供する当該物品の製造場であること等の理由により、取締上特に不適当と認められるときは、その承認を与えないことができる。

4 税務署長又は税関長は、第一項の承認を与える場合において、取締上必要があると認めるときは、原料に供する砂糖類及びこれを原料に供して製造した第十八条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる物品をそれぞれその他の砂糖類及び物品と区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

5 第一項の規定による還付を受けようとする者は、同項の承認に係る物品の製造を完了したときは、遅滞なく、その旨をその製造場の所在地の所轄税務署長に申告し、当該物品が製造されたこと並びに当該物品の原料に供した砂糖類の種別及び種別ごとの重量の確認を受けなければならない。

6 第二項の規定による還付を受けようとする者は、第十八条第一項第三号に掲げる物品を輸出する際、当該物品に含まれているしょ糖の重量の検定を受けなければならない。

（砂糖の引取とみなす場合）

第二十三条 輸出した第十八条第一項第三号に掲げる物品で、その製造者が同項の規定により当該物品の原料として消費した砂糖類に係る砂糖消費税を免除されたもの又はその輸出者が前条第二項の規定による還付を受けたものが、本邦にもどされ、これを保税地域から引き取る場合において、当該物品について関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十四条第十号（無条件免税）本文の規定の適用があるときは、当該物品に含まれているしょ糖の重量に相当する重量の第二種の砂糖を引き取るものとみなして、この法律を適用する。

第五章 納税の担保

（担保の提供）

第二十四条 税務署長又は税関長は、次の各号に掲げる場合において、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該各号に規定する者に対し、当該砂糖類に係る砂糖消費税額に相当する担保の提供を命ずることができる。

一 砂糖類の製造者又は砂糖類を保税地域から引き取る者が第十五条第一項の承認を受けて砂糖類を

製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合

二 砂糖類の製造者又は砂糖類を保税地域から引き取る者が第十六条第一項の承認を受けて輸出する目的で砂糖類を製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合

三 第十八条第一項第三号に掲げる物品の製造者が同項の承認を受けて当該物品の原料として砂糖類を消費する場合

2 前項に規定する場合のほか、国税庁長官、国税局長又は税務署長は、砂糖消費税の保全のために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、砂糖類の製造者に対し、金額及び期間を指定して、砂糖消費税につき担保の提供を命ずることができる。

3 第一項の規定による担保の提供の期間は、第十五条第二項、第十六条第二項又は第十八条第四項に規定する証明書が所轄税務署長若しくは所轄税関長に到達するまでの間又は第十五条第六項、第十六条第四項、第十八条第五項若しくは第三十六条第二項の規定により砂糖消費税を徴収され、若しくは免除されるまでの間とする。

4 国税庁長官、国税局長又は税務署長は、必要があると認めるときは、第一項の金額又は期間を変更することができる。

5 第一項又は第二項の規定による担保の提供の手続について必要な事項は、政令で定める。

（担保の種類）

第二十五条 第十四条又は前条第一項若しくは第二項の規定により提供する担保の種類は、次に掲げるものとする。

一 金銭

二 国債及び地方債

三 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長が確実と認める社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券を含む。）

四 土地

五 火災保険に附した建物

六 工場財団

七 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長が確実と認める保証人の保証

八 その他政令で定めるもの

（担保の変換）

第二十六条 第十四条又は第二十四条第一項若しくは第二項の規定により担保を提供した者は、当該担保の提供先である国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長の承認を受けた場合に限り、担保を換えることができる。

（担保の処分等）

第二十七条 第十四条又は第二十四条第一項若しくは第二項の規定により担保を提供した者は、当該担保の提供先である国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長の承認を受けた場合に限り、担保を換えることができる。

2 第十四条又は第二十四条第一項若しくは第二項の規定により担保を提供した場合において、納税義務者が納期限までに砂糖消費税を納付しないときは、直ちに、その担保として提供された金銭をもつて砂糖消費税に充て、若しくは金銭以外の担保物を国税滞納処分の場合の財産の処分の例により処分してその代金をもつて砂糖消費税及びその処分費に充て、又は保証人にその旨を通知して砂糖消費税を納付させる。

3 前項の場合において、担保として提供された金銭又は担保物を処分した代金をもつて徴収すべき砂糖消費税及びその処分費に充て、なお不足があるとき

は、納税義務者の他の財産について滞納処分を行い、また、保証人がその納付すべき砂糖消費税を完納しないときは、まず納税義務者に対して滞納処分を行い、なお不足があるとき、又は不足があると認めるときは、保証人に対して滞納処分を行う。

4　前項の保証人は、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第三十二条（財産をかくす等の罪）の規定の適用については、納税者とみなす。

5　国税徴収法第七条ノ四第四項（担保物についての国税の先取権）の規定は、第十四条又は第二十四条第一項若しくは第二項の規定により提供された担保物について準用する。

第六章　雑則

（利子税額）

第二十八条　砂糖消費税を徴収する場合において、納税義務者が国税徴収法第六条（納税の告知）の規定による指定納期日（第十四条の規定により徴収を猶予された場合には、その猶予された納期日）までに砂糖消費税額を完納しないときは、その未納に係る砂糖消費税額に対し、当該納期日（納税義務者が第三十五条第一項第一号又は第二号の規定に該当する場合には、同条第三項の規定により砂糖消費税を徴収する場合を除き、砂糖類を製造場から移出し、若しくは引き取り、又は保税地域から引き取った日とし、同項の規定により砂糖消費税を徴収する場合において、当該納期日が第十三条第一項ただし書に規定する納期限よりおそいときは、当該納期限とする。）の翌日から当該砂糖消費税を納付する日までの日数に応じ、百円につき一日四銭の割合で計算した金額に相当する利子税額を、砂糖消費税額にあわせて徴収する。

2　前項の場合において、納税義務者がその未納に係る砂糖消費税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額の計算の基礎となる砂糖消費税額は、同項の未納に係る砂糖消費税額からその一部納付に係る砂糖消費税額を控除した額による。

3　利子税額の計算の基礎となる砂糖消費税額が千円未満である場合には、第一項の規定を適用せず、当該砂糖消費税額に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てて計算する。

4　利子税額が三百円未満である場合には、これを徴収しない。

5　第一項の規定により利子税額をあわせて徴収すべき場合において、当該納税義務者が納付した砂糖消費税額が同項の未納に係る砂糖消費税額に達するまでは、その納付した税額は、当該砂糖消費税額に充てられたものとする。ただし、国税徴収法第二十八条（公売代金等の充当又は配分）の規定の適用を妨げない。

（兼業の制限）

第二十九条　砂糖類の製造者（第八条第二項第二号に掲げる糖水のみを製造する者を除く。）が砂糖類の販売業（その製造場で製造された砂糖類の販売業を除く。）又は砂糖類を原料に供する物品（砂糖類を除く。）の製造を行う場合には、砂糖類の製造場（第十五条第五項の規定により砂糖類の製造場とみなされる場所を除く。）以外の場所においてしなければならない。

（製造の開廃等の申告）

第三十条　砂糖類を製造しようとする者は、その製造場ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該製造場の所在地の所轄税務署長（当該製造場が保税地域に該当する場合には、所轄税関長。以下第二項において同じ。）に申告しなければならない。砂糖類の製造者がその製造を廃止し、又は休止した場合

も、また同様とする。

2　砂糖類の製造者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、所轄税務署長に申告しなければならない。

（記帳義務）

第三十一条　砂糖類の製造者若しくは販売業者又は第十八条第一項の承認を受けて同項各号に掲げる物品を製造する者は、政令で定めるところにより、砂糖類又は当該物品の製造、貯蔵又は販売に関する事実を帳簿に記載しなければならない。

（申告義務等の承継）

第三十二条　法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続の開始があつた場合においては、相続人（包括受遺者を含む。）は、被相続人（包括遺贈者を含む。）の次に掲げる義務を、それぞれ、承継する。

一　第十条第三項、第二十条第四項又は第三十条の規定による申告の義務

二　前条の規定による記帳の義務

（移出重量の確認等）

第三十三条　税務署又は税関の当該職員は、製造場から移出し、若しくは第十八条第一項各号に掲げる物品又は前号に規定する砂糖類について必要最少限度の分量の見本を採取すること。

四　運搬中の砂糖類を検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

2　当該職員は、砂糖消費税に関する調査について必要がある場合には、砂糖類の製造者若しくは販売業者又は第十八条第一項各号に掲げる物品の製造者の組織する団体（当該団体をもつて組織する団体を含む。）に対して、その団体員の砂糖類又は当該物品の製造若しくは取引に関し参考となるべき事項を諮問することができる。

3　第一項第三号の規定により採取する見本に関しては、第三条、第七条及び第十三条の規定は、適用しない。

4　当該職員は、第一項又は第二項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5　第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章　罰則

第三十五条　次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　偽りその他不正の行為により砂糖消費税を免かれ、又は免かれようとした者

二　第七条の規定に違反して砂糖類を製造場から移出し、若しくは引き取り、又は保税地域から引き取つた者

三　偽りその他不正の行為により第二十一条第三項又は第二十二条第一項若しくは第二項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

2　前項の犯罪に係る砂糖類に対する砂糖消費税又は還付金の額の十倍が五十万円をこえる場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該相当額の十倍以下とすることができる。

3　第十条第三項の承認を受けた者が第一項第一号の規定に該当する場合において、当該砂糖消費税に係る砂糖類が既に製造場から移出されているときは、第十三条第一項ただし書の規定にかかわらず、直ちにその砂糖消費税を徴収する。

4　第一項第二号の場合において、製造場から引き取られた砂糖類につきその製造者に納税義務がないときは、犯人から、直ちにその砂糖消費税を徴収する。

第三十六条　次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

一　第十条第一項、第二項又は第三項後段の規定による申告を怠り、又は偽つた者

二　第十五条第一項の承認を受けて砂糖類を製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた者で、当該砂糖類をその承認に係る移出先又は引取先に移入しなかつたもの

三　第十六条第一項の承認を受けて砂糖類を製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた者で、同条第五項の規定に違反して当該砂糖類を消費し、又は譲り渡したもの

四　第十八条第一項の承認を受けた者で、砂糖類を当該承認に係る用途以外の用途に供したもの

五　第十八条第一項の承認を受けて同項第三号に掲げる物品を製造した者で、同条第六項の規定に違反して当該物品を消費し、又は譲り渡したもの

2　前項第二号、第三号又は第五号の場合において、第十五条第六項本文、第十六条第四項本文又は第十八条第五項本文の規定にかかわらず、直ちにその製造者に納税義務がないときは、犯人から、直ちにその砂糖消費税を徴収する。

第三十七条　次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

一　第十七条の規定により命ぜられた表示をしなかつた者

二　第十八条第三項（第二十条第五項において準用する場合を含む。）の規定により命ぜられた書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

三　第二十条第四項の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

四　第二十九条の規定に違反して砂糖類の販売業又は砂糖類を原料とする物品の製造を行つた者

五　第三十条の規定により申告を怠り、又は偽つた者

六　第三十一条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

七　第三十四条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十八条　第三十五条第一項の罪を犯した者には、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四十八条第二項、第六十三条及び第六十六条の規定は、適用しない。ただし、懲役の刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

第三十九条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第三十五条から第三十七条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

附　則

1　この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。

2　この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた砂糖消費税については、なお従前の例による。

3　改正前の砂糖消費税法（以下「旧法」という。）第五条第一項の承認を受けて製造場又は保税地域から引き取られた砂糖類の当該引取に係る砂糖類を当該砂糖類をこの法律の施行地において消費し、若しくはこの法律の施行地において消費する目的で譲り渡すことについての承認については、なお従前の例による。

4　旧法第七条第一項の承認を受けて製造場又は保税地域から引き取られた砂糖類の当該引取に係る砂糖消費税の徴収又は免除については、なお従前の例による。

5　旧法第八条の規定による申告をしてこの法律の施行の際現に砂糖類を製造している者は、改正後の砂糖消費税法（以下「新法」という。）第三十条第一項前段の規定による申告をしたものとみなす。

6　旧法第十一条第一項の承認を受けて製造場又は保税地域から引き取られた砂糖類の当該引取に係る砂糖消費税の徴収又は免除については、なお従前の例による。

7　この法律の施行前に製造場にもどし入れた砂糖類が、この法律の施行の際その製造場に現存する場合においては、新法第二十一条第一項中「もどし入れの時以降」とあるのは「この法律の施行の日以降」と読み替えて、同項の規定を適用する。

8　旧法第十二条第二項の承認を受けて製造した砂糖類で、この法律の施行の際その製造場に現存するものは、新法第二十一条第一項の承認を受けて製造したものとみなし、旧法第十二条第二項の規定の適用を受けて製造場から引き取つた砂糖類は、新法第二十一条第一項の承認を受けて製造したものとみなす。

9　この法律の施行前に課税済の砂糖類である第二種の砂糖を原料として製造した第三種の砂糖（以下「課税済原料による第三種の砂糖」という。）で、この法律の施行の際その製造場に現存するものは、新法第二十条第二項の承認を受けて製造したものとみなし、この法律の施行前に製造場又は保税地域から引き取つた課税済原料による第三種の砂糖は、新法第二十条第二項の規定の適用を受けて製造場から移出したものとみなす。

10　この法律の施行前に課税済の砂糖類を原料に供して製造した旧法第十一条第一項第三号に掲げる物品の製造者又は輸出者に対する砂糖消費税に相当する金額の還付については、なお従前の例による。

11　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

12　当分の間、第一種甲類の砂糖の製造及び移出に用いる容器として、たるに代えて箱、かんその他の容器を使用することができる。

13　関税定率法の一部を改正する法律（昭和二十九年

法律第四十二号。以下「関税定率法改正法」という。）附則第四項の規定により関税の免除を受けて輸入される第一種の砂糖で、さとうきび、さとうもろこし又はとうもろこしの搾汁を煮沸濃縮し、たる、箱、かんその他の容器に収容して冷却し、そのまま製造場から移出されたものであると認められるものは、当分の間、第一種甲類の砂糖とみなして、この法律を適用する。

14　当分の間、関税定率法改正法附則第四項の規定により関税の免除を受けて輸入される菓子その他の砂糖類以外の飲食物で、しょ糖の含有量が全重量の百分の五十をこえるものを保税地域から引き取る場合には、当該輸入品に含まれているしょ糖の重量に相当する重量の第二種の砂糖を引き取るものとみなして、この法律を適用する。

15　租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、砂糖消費税」を削る。

第二十五条の三を削る。

16　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「砂糖消費税法第三条第一号第三種の砂糖の原料たる砂糖及び同法第十二条第二項の規定の適用がある場合の原料たる砂糖、糖みつ又は糖水」を「販売する砂糖、糖みつ又は糖水の原料とするため所持する砂糖、糖みつ又は糖水」に改め、同条第二項中「酒税法第三十条第一項」の下に「、砂糖消費税法第二十一条第一項」を加える。

第八条中「酒税」の下に「、砂糖消費税」を、「請求」の下に「（砂糖消費税については、砂糖消費税法第十条第三項の規定による申告に限る。）」を加える。

第九条中「酒税」の下に「、砂糖消費税（砂糖消費税法第十三条第一項ただし書の規定により納付すべきものに限る。）」を加える。

17　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「砂糖消費税法（明治三十四年法律第十三号）」を「砂糖消費税法（昭和三十年法律第百四十九号）」に改める。

第十二条第三項中「砂糖消費税法第三条第一号第三種の砂糖の原料たる砂糖及び同法第十二条第二項の規定の適用がある場合の原料たる砂糖、糖みつ又は糖水」を「販売する砂糖、糖みつ又は糖水の原料とするため所持する砂糖、糖みつ又は糖水」に改め、同条第二項中「酒税法第三十条第一項」の下に「、砂糖消費税法第二十一条第一項」を加える。

第十三条第一項中「砂糖消費税法第三条第一号第三種の砂糖の原料たる砂糖及び同法第十二条第二項の規定の適用がある場合の原料たる砂糖、糖みつ又は糖水」を「販売する砂糖、糖みつ又は糖水の原料とするため所持する砂糖、糖みつ又は糖水」に改め、同条第二項中「酒税法第三十条第一項」の下に「、砂糖消費税法第二十一条第一項」を加える。

第十四条第一項中「砂糖消費税法第三条第一号第三種の砂糖の原料たる砂糖及び同法第十二条第二項の規定の適用がある場合の原料たる砂糖、糖みつ又は糖水」を「販売する砂糖、糖みつ又は糖水の原料とするため所持する砂糖、糖みつ又は糖水」に改め、同条第二項中「酒税法第三十条第一項」の下に「、砂糖消費税法第二十一条第一項」を加える。

18　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「砂糖消費税法（明治三十四年法律第十三号）」を「砂糖消費税法（昭和三十年法律第三十八号）」に改める。

19　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「砂糖消費税法（明治三十四年法律第十三号）」を「砂糖消費税法（昭和三十年法律第三十八号）」に改める。

第五条第三項に次のただし書を加える。

ただし、当該物品につき既に砂糖消費税法第五条第三項（引取とみなす場合）の規定の適用があつた場合における砂糖消費税については、この限りでない。

第六条第一項中「砂糖消費税法第六条」を「砂糖消費税法第七条」に改める。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第三十九号（昭三〇・六・三〇）

◎国税徴収法の一部を改正する法律

国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条ノ九中「納税ノ告知」を「課税標準ノ決定ノ通知、納税ノ告知」に改める。

第九条第三項及び第三十一条ノ六第一項中「四銭」を「三銭」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。

2　改正後の国税徴収法（以下「新法」という。）第九条第三項の規定は、この法律の施行後に徴収する延滞加算税額について適用する。ただし、当該延滞加算税額の全部又は一部でこの法律の施行前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

3　前項本文の規定を適用する場合において、新法第九条第三項に規定する滞納税額がこの法律の施行の際に十万円未満であるとき（前項ただし書の規定により改正前の国税徴収法第九条第八項又は国税徴収法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百六十三号）附則第三項の規定の適用があるときを除く。）は、当該滞納税額に係る延滞加算税額は、当該延滞加算税額の計算の基礎となる滞納税額及び期間に応じ、新法第九条第八項及び第九項の規定に準じて政令で定める簡易延滞加算税額表に掲げる金額による。

4　この法律の施行前に国税徴収法第九条第一項の規定による督促状の指定期限を経過した国税に係る延滞加算税額については、同法第六条の規定による告知の日において、前二項の規定により徴収すべき金額につき当該告知をしたものとみなす。

5　新法第三十一条ノ六の規定は、この法律の施行後に支払い、又は未納の国税若しくは滞納処分費に充当する還付加算金について適用する。ただし、当該還付加算金の全部又は一部でこの法律の施行前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

6　次に掲げる法律の規定中「四銭」を「三銭」に改める。

一　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第五十四条第一項及び第五十五条第一項

二　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第二十六条の五第四項及び第四十二条第一項

三　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十一条第一項及び第三項並びに第五十二条第一項第一号及び第二号

四　資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）第七十七条第一項

五　酒税法（昭和二十八年法律第六号）第四十条第一項

六　砂糖消費税法（昭和三十年法律第三十八号）第二十八条第一項

七　揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）第十五条の二第一項

八　物品税法（昭和十五年法律第四十号）第十四条第一項

九　有価証券取引税法（昭和二十八年法律第百二号）第十四条第一項及び第十五条第一項

十　通行税法（昭和十五年法律第四十三号）第十一条ノ二第一項

十一　入場税法（昭和二十九年法律第九十六号）第十八条第一項

十二　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第十二条第一項及び第十三条第一項

十三　国税の延滞金等の特例に関する法律（昭和二

十五年法律第七十八号）第二条第二項
十四　資産再評価法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第五十九号）附則第四項

7　富裕税法を廃止する法律（昭和二十八年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項に次のただし書を加える。

ただし、その利子税額を計算する場合にその計算の基礎となる税額に乗ずる割合は、その基礎となる税額百円につき一日三銭とする。

8　第六項の規定による改正後の同項各号に掲げる法律の規定及び前項の規定による改正後の富裕税法を廃止する法律附則第二項の規定は、この法律の施行後に納付し、又は徴収する利子税額又は加算税額について適用する。ただし、当該利子税額又は加算税額の全部又は一部でこの法律の施行前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

9　前項本文の規定を適用する場合において、利子税額があわせて課される所得税、法人税又は相続税の未納に係る税額（延納の許可を受けた相続税の税額のうちこの法律の施行の日以後に納期限が到来するものを含む。）が、この法律の施行の際に十万円未満であるとき（前項ただし書の規定により従前の簡易利子税額表に関する規定の適用があるときを除く。）は、当該税額に係る利子税額は、当該利子税額の計算の基礎となる税額及び期間に応じ、第六項の規定による改正後の同項第一号から第三号までに規定する法律の利子税額に関する規定に準じて政令で定める簡易利子税額表に掲げる金額とする。

10　この法律の施行前に納税の告知又は督促をした利子税額については、その告知又は督促の日においてて、前二項の規定により徴収すべき金額につき当該告知又は督促をしたものとみなす。

11　第六項第二号又は第十二号の規定による改正後の法人税法第二十六条の五又は関税法第十三条第一項の規定は、この法律の施行後に支払い、又は未納の国税若しくは滞納処分費に充当する還付加算金について適用する。ただし、当該還付加算金の全部又は一部でこの法律の施行前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

12　次に掲げる法律の規定中「八銭」を「六銭」に改める。

一　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十一条第三項
二　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十二条第三項
三　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十二条第一項
四　失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）第三十六条第一項
五　特別鉱害復旧臨時措置法（昭和二十五年法律第百七十六号）第三十条
六　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第百八十九条の二第四項
七　石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二十七年法律第百六十二号）第二十二条
八　臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）第七十二条
九　外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法（昭和二十八年法律第一号）第十七条
十　日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）第三十五条第一項
十一　私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第三十条第三項
十二　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十七条第一項

13　前項の規定による改正後の同項各号に掲げる法律の規定は、この法律の施行後に徴収する延滞金について適用する。ただし、当該延滞金の全部又は一部でこの法律の施行前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（大蔵・文部・厚生・通商産業・運輸・労働・内閣総理大臣署名）

法律第四十号（昭三〇・六・三〇）

◎入場譲与税法の一部を改正する法律

入場譲与税法（昭和二十九年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表を次のように改める。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
七月	前年度三月における同月において収納すべき入場税の収入額の見込額と同月において収納した入場税の収入額との差額を四月から六月までの間の収入額に加算し、又はこれから減額した額の十分の九に相当する額
十月	七月から九月までの間の収納にかかる入場税の収入額の十分の九に相当する額
一月	十月から十二月までの間の収納にかかる入場税の収入額の十分の九に相当する額
三月	一月及び二月における収納にかかる入場税の収入額と三月において収納すべき入場税の収入額の見込額との合算額の十分の九に相当する額

附則第四項を削り、附則第五項を附則第四項とする。

附　則

1　この法律は、昭和三十年七月一日から施行し、昭和三十年度分の入場譲与税から適用する。

2　昭和三十年度に限り、改正後の入場譲与税法第一条中「入場税の収入額の十分の九」とあるのは、「入場税の収入額」と読み替えるものとする。

3　昭和三十年度に限り、改正後の入場譲与税法第三条第一項の表は、次の表のとおり読み替えるものとする。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
七月	四月から六月までの間の収納にかかる当該年度の入場税の収入額に相当する額から入場譲与税法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第四十号）による改正前の入場譲与税法第三条第一項の規定により昭和三十年六月において譲与した額を控除した額
十月	七月から九月までの間の収納にかかる入場税の収入額に相当する額
一月	十月から十二月までの間の収納にかかる入場税の収入額に相当する額
三月	一月及び二月における収納にかかる入場税の収入額と三月以後において収納すべき当該年度の入場税の収入額の見込額との合算額に相当する額

4　昭和三十一年度に限り、改正後の入場譲与税法第三条第一項の表中「前年度三月における同月において収納すべき入場税の収入額の見込額と同月において収納した入場税の収入額との差額を四月から六月までの間の収入額に加算し、又はこれから減額した額の十分の九に相当する額」とあるのは、「前年度三月における同月において収納すべき入場税の収入額の見込額と同月において収納した入場税の収入額との差額を四月から六月までの間の収入額に加算し、又はこれから減額した額の十分の九に相当する額（その額が零を下回る場合には、零とする。）」とする。

て収納すべき入場税の収入額の見込額と同月において収納した入場税の収入額との差額を四月から六月までの間の収納にかかる入場税の収入額に加算し、又はこれから減額した額の十分の九に相当する額」とあるのは、「前年度三月における同月以後において収納すべき前年度の入場税の収入額の見込額と同月以後において収納した前年度の入場税の収入額との差額を四月から六月までの間の収納にかかる当該年度の入場税の収入額の十分の九に相当する額に加算し、又はこれから減額した額」と読み替えるものとする。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第四十一号（昭三〇・六・三〇）

◎物品税法の一部を改正する法律

物品税法（昭和十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第十三条ノ二第一項中「譲渡シ若ハ譲受クル」を「譲渡若ハ譲受（此等ノ委託ヲ受ケ若ハ媒介ノ為当該物品ヲ所持シ又ハ譲渡ノ為其ノ委託ヲ受ケタル者若ハ媒介ヲ為ス者ニ所持セシムルコトヲ含ム以下本条ニ於テ同ジ）ヲ為ス」に改め、同条第二項中「譲渡シ若ハ譲受ヲ為ス」に改める。

第十六条ノ二第一項中「、第二種又ハ第三種ノ物品」を「及第二種又ハ第三種ノ物品ノ製造者（保税地域ヨリ引取ラルル物品ニ付テハ引取人以下本条及第十六条ノ三ニ於テ同ジ）ニ対シ当該物品ニ」、「移出シ又ハ引取ル」に改め、同条第二項中「命ゼラレタル者」を「命ゼラレタル製造者」に改め、同条第四項中「製造スル」を「製造シ又ハ引取ル」に改める。

第十八条第三項中「犯人」の下に「（同項第三号ノ規定ニ該当スル場合ニ於ケル当該物品ニ付テハ其ノ譲渡ヲ為シ又ハ第十三条ノ二第一項若ハ第二項ノ規定ニ違反スル所持ヲ為サシメタル者トシ其ノ者ガ判明セザルトキハ之ヲ譲受ケ又ハ当該所持ヲ為シタル者トス）」を加え、「同項第三号」を「第一項第三号」に、「第十三条」を「同条」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。

2　この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

3　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4　物品税法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十年六月三十日」を「昭和三十一年六月三十日」に、「百分の十二」を「百分の十五」に改める。

5　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出しを「（免税物品の譲渡禁止等）」に改め、同条第一項中「譲り渡し、又は譲り受け」を「譲渡又は譲受（これらの委託を受けて、若しくは媒介のため所持し、又は譲渡のためその委託を受けた者、若しくは媒介をする者に所持させることを含む。）をし」に改め、同条第三項中「譲受人」の下に「（前項の規定に該当する場合において、譲受人が判明しないときは、第一項の規定に違反する所持者）」を加える。

6　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「譲渡し」を「譲渡（譲渡のためその委託を受けた者、又は媒介をする者に所持させることを含む。以下本条において同じ。）をし」に改める。

第十二条第一項中「を日本国内において譲り受け」を「の譲受（譲渡又は譲受の委託を受けて、又はこれらの媒介のため所持することを含む。以下本条において同じ。）を日本国内においてし」に改め、同条第三項中「第二十六条」の下に「及び第五十一条」を、「第十条」の下に「及び第十六条ノ二」を加え、「第五条及び」を「第五条並びに」に改める。

7　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「、第十条第一項第一号」を「又は第十条第一項第一号」に、「、第十条第二項又は第十条の二第二項」を「又は第十条第二項」に、「免税物品等の譲渡禁止等」に改める。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第四十二号（昭三〇・七・一）

◎在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律

（在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正）

第一条　在外公館の名称及び位置を定める法律（昭和二十七年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

表中「在エジプト日本国大使館　エジプト　カイロ」を

「在エジプト日本国大使館　エジプト　カイロ
在ヴィエトナム日本国大使館　ヴィエトナム　サイゴン
在ラオス日本国大使館　ラオス　ヴィエンチャン
在カンボディア日本国大使館　カンボディア　プノンペン
在セイロン日本国大使館　セイロン　コロンボ
在スイス日本国大使館　スイス　ベルヌ
在イラン日本国大使館　イラン　テヘラン
在アフガニスタン日本国大使館　アフガニスタン　カブール」

に改め、

「在ヴィエトナム日本国公使館　ヴィエトナム　サイゴン
在ラオス日本国公使館　ラオス　ヴィエンチャン
在カンボディア日本国公使館　カンボディア　プノンペン
在セイロン日本国公使館　セイロン　コロンボ」

、

「在スイス日本国公使館　スイス　ベルヌ」

及び

「在イラン日本国公使館　イラン　テヘラン」

を削り、

「在レバノン日本国公使館　レバノン　ベイルート」

を

「在レバノン日本国公使館　レバノン　ベイルート
在イスラエル日本国公使館　イスラエル　テル・アヴィヴ
在グァテマラ日本国公使館　グァテマラ　グァテマラ
在ニカラグァ日本国公使館　ニカラグァ　マナグァ
在エティオピア日本国公使館　エティオピア　アディス・アベバ」

に改め、

「在ラングーン日本国総領事館　ビルマ　ラングーン」

を削り、

「在ハンブルグ日本国総領事館　ドイツ　ハンブルグ
在ハンブルグ日本国総領事館　ドイツ　ハンブルグ
在ベルリン日本国総領事館　ドイツ　ベルリン」

に、

「在レオポルドヴィル日本国領事館　ベルギー領コンゴー　レオポルドヴィル」

を

「在レオポルドヴィル日本国領事館　ベルギー領コンゴー　レオポルドヴィル
在カサブランカ日本国領事館　フランス領モロッコ　カサブランカ」

に改める。

（在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正）

第二条　在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

別表大使館の項中「

エジプト	一四、〇〇〇	一二、一〇〇	一〇、四五〇	八、三五〇	七、三一〇	六、二四〇

」を

「

エジプト	一四、〇〇〇	一二、一〇〇	一〇、四五〇	八、三五〇	七、三一〇	六、二四〇
ヴィエトナム	一四、〇〇〇	一二、一〇〇	一〇、四五〇	八、三五〇	七、三一〇	六、二四〇
ラオス	一四、〇〇〇	一二、一〇〇	一〇、四五〇	八、三五〇	七、三一〇	六、二四〇
カンボディア	一四、〇〇〇	一二、一〇〇	一〇、四五〇	八、三五〇	七、三一〇	六、二四〇
セイロン	一四、〇〇〇	一二、一〇〇	一〇、四五〇	八、三五〇	七、三一〇	六、二四〇
スイス	一四、九〇〇	一二、一〇〇	一〇、四五〇	八、三五〇	七、三一〇	六、二四〇
イラン	一四、〇〇〇	一二、一〇〇	一〇、四五〇	八、三五〇	七、三一〇	六、二四〇
アフガニスタン	一四、〇〇〇	一二、一〇〇	一〇、四五〇	八、三五〇	七、三一〇	六、二四〇

」を

「

エジプト	一四、〇〇〇	一二、一〇〇	一〇、四五〇	八、三五〇	七、三一〇	六、二四〇
ヴィエトナム	一四、〇〇〇	一二、一〇〇	一〇、四五〇	八、三五〇	七、三一〇	六、二四〇
ラオス	一四、〇〇〇	一二、一〇〇	一〇、四五〇	八、三五〇	七、三一〇	六、二四〇
カンボディア	一四、〇〇〇	一二、一〇〇	一〇、四五〇	八、三五〇	七、三一〇	六、二四〇
セイロン	一四、〇〇〇	一二、一〇〇	一〇、四五〇	八、三五〇	七、三一〇	六、二四〇
スイス	一四、九〇〇	一二、一〇〇	一〇、四五〇	八、三五〇	七、三一〇	六、二四〇
イラン	一四、〇〇〇	一二、一〇〇	一〇、四五〇	八、三五〇	七、三一〇	六、二四〇
アフガニスタン	一四、〇〇〇	一二、一〇〇	一〇、四五〇	八、三五〇	七、三一〇	六、二四〇
レバノン	一四、〇〇〇	一二、一〇〇	一〇、四五〇	八、三五〇	七、三一〇	六、二四〇
イスラエル	一四、〇〇〇	一二、一〇〇	一〇、四五〇	八、三五〇	七、三一〇	六、二四〇
グァテマラ	一四、〇〇〇	一二、一〇〇	一〇、四五〇	八、三五〇	七、三一〇	六、二四〇
ニカラグァ	一四、〇〇〇	一二、一〇〇	一〇、四五〇	八、三五〇	七、三一〇	六、二四〇
エティオピア	一四、〇〇〇	一二、一〇〇	一〇、四五〇	八、三五〇	七、三一〇	六、二四〇

」を

「

エジプト	一四、〇〇〇	一二、一〇〇	一〇、四五〇	八、三五〇	七、三一〇	六、二四〇
ヴィエトナム	一四、〇〇〇	一二、一〇〇	一〇、四五〇	八、三五〇	七、三一〇	六、二四〇
ラオス	一四、〇〇〇	一二、一〇〇	一〇、四五〇	八、三五〇	七、三一〇	六、二四〇
カンボディア	一四、〇〇〇	一二、一〇〇	一〇、四五〇	八、三五〇	七、三一〇	六、二四〇
セイロン	一四、〇〇〇	一二、一〇〇	一〇、四五〇	八、三五〇	七、三一〇	六、二四〇
スイス	一四、九〇〇	一二、一〇〇	一〇、四五〇	八、三五〇	七、三一〇	六、二四〇
イラン	一四、〇〇〇	一二、一〇〇	一〇、四五〇	八、三五〇	七、三一〇	六、二四〇
アフガニスタン	一四、〇〇〇	一二、一〇〇	一〇、四五〇	八、三五〇	七、三一〇	六、二四〇
レバノン	一四、〇〇〇	一二、一〇〇	一〇、四五〇	八、三五〇	七、三一〇	六、二四〇
イスラエル	一四、〇〇〇	一二、一〇〇	一〇、四五〇	八、三五〇	七、三一〇	六、二四〇
グァテマラ	一四、〇〇〇	一二、一〇〇	一〇、四五〇	八、三五〇	七、三一〇	六、二四〇
ニカラグァ	一四、〇〇〇	一二、一〇〇	一〇、四五〇	八、三五〇	七、三一〇	六、二四〇
エティオピア	一四、〇〇〇	一二、一〇〇	一〇、四五〇	八、三五〇	七、三一〇	六、二四〇
ヴィエトナム	一三、九〇〇	一二、一〇〇	一〇、四五〇	八、三五〇	七、三一〇	六、二四〇
ラオス	一三、九〇〇	一二、一〇〇	一〇、四五〇	八、三五〇	七、三一〇	六、二四〇
カンボディア	一三、九〇〇	一二、一〇〇	一〇、四五〇	八、三五〇	七、三一〇	六、二四〇
セイロン	一三、一〇〇	九、九〇〇	八、三五〇	七、三一〇	六、二四〇

」

に改め、公使館の項中

「

ヴィエトナム	一三、九〇〇	一二、〇〇〇
ラオス	一三、九〇〇	一〇、七五〇
カンボディア	一三、九〇〇	一〇、七五〇
セイロン	一三、一〇〇	九、九〇〇

」を削り、「

レバノン	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇
イスラエル	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇
グァテマラ	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇
ニカラグァ	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇
エティオピア	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇
ヴィエトナム	一三、一〇〇	一〇、四五〇	八、三五〇	七、三一〇	六、二四〇	五、四九〇	四、七〇〇	三、九二〇	三、四〇〇	二、八七〇	二、六一〇
ラオス	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一二〇	三、五六〇	三、〇四〇	二、七五〇
カンボディア	一三、一〇〇	一〇、七五〇	八、三五〇	七、三五〇	六、四五〇	五、六五〇	四、八五〇	四、〇四〇	三、五〇〇	二、九五〇	二、七五〇
セイロン	一三、一〇〇	一〇、七五〇	八、三五〇	七、三五〇	六、四五〇	五、六五〇	四、八五〇	四、〇四〇	三、五〇〇	二、九五〇	二、七五〇
スイス	一三、一〇〇	九、九〇〇	七、九二〇	六、九三〇	五、九四〇	五、一〇〇	四、四五〇	三、七一〇	三、三一〇	二、七一〇	二、四八〇
イラン	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一二〇	三、五六〇	三、〇四〇	二、七五〇
アフガニスタン	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一二〇	三、五六〇	三、〇四〇	二、七五〇

」を

「

レバノン	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一二〇	三、五六〇	三、〇四〇	二、七五〇
イスラエル	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一二〇	三、五六〇	三、〇四〇	二、七五〇
グァテマラ	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一二〇	三、五六〇	三、〇四〇	二、七五〇
ニカラグァ	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一二〇	三、五六〇	三、〇四〇	二、七五〇
エティオピア	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一二〇	三、五六〇	三、〇四〇	二、七五〇

」

「

スイス	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一二〇	三、五六〇	三、〇四〇	二、七五〇
イラン	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一二〇	三、五六〇	三、〇四〇	二、七五〇
アフガニスタン	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一二〇	三、五六〇	三、〇四〇	二、七五〇
レバノン	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一二〇	三、五六〇	三、〇四〇	二、七五〇
イスラエル	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一二〇	三、五六〇	三、〇四〇	二、七五〇
グァテマラ	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一二〇	三、五六〇	三、〇四〇	二、七五〇
ニカラグァ	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一二〇	三、五六〇	三、〇四〇	二、七五〇
エティオピア	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一二〇	三、五六〇	三、〇四〇	二、七五〇
ヴィエトナム	一三、一〇〇	一〇、四五〇	八、三五〇	七、三一〇	六、二四〇	五、四九〇	四、七〇〇	三、九二〇	三、四〇〇	二、八七〇	二、六一〇
ラオス	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一二〇	三、五六〇	三、〇四〇	二、七五〇
カンボディア	一三、一〇〇	一〇、七五〇	八、三五〇	七、三五〇	六、四五〇	五、六五〇	四、八五〇	四、〇四〇	三、五〇〇	二、九五〇	二、七五〇
セイロン	一三、一〇〇	一〇、七五〇	八、三五〇	七、三五〇	六、四五〇	五、六五〇	四、八五〇	四、〇四〇	三、五〇〇	二、九五〇	二、七五〇
スイス	一三、一〇〇	九、九〇〇	七、九二〇	六、九三〇	五、九四〇	五、一〇〇	四、四五〇	三、七一〇	三、三一〇	二、七一〇	二、四八〇
イラン	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一二〇	三、五六〇	三、〇四〇	二、七五〇
アフガニスタン	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一二〇	三、五六〇	三、〇四〇	二、七五〇
レバノン	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一二〇	三、五六〇	三、〇四〇	二、七五〇
イスラエル	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一二〇	三、五六〇	三、〇四〇	二、七五〇
グァテマラ	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一二〇	三、五六〇	三、〇四〇	二、七五〇
ニカラグァ	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一二〇	三、五六〇	三、〇四〇	二、七五〇
エティオピア	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一二〇	三、五六〇	三、〇四〇	二、七五〇
ヴィエトナム	一三、九〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一二〇	三、五六〇	三、〇四〇	二、七五〇
ラオス	一三、九〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一二〇	三、五六〇	三、〇四〇	二、七五〇
カンボディア	一三、九〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一二〇	三、五六〇	三、〇四〇	二、七五〇
セイロン	一三、一〇〇	九、九〇〇	八、三五〇	七、三一〇	六、二四〇

」

に改め、公使館の項中

「

ヴィエトナム	一三、九〇〇	一二、〇〇〇
ラオス	一三、九〇〇	一〇、七五〇
カンボディア	一三、九〇〇	一〇、七五〇
セイロン	一三、一〇〇	九、九〇〇

」を削り、「

レバノン	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇
イスラエル	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇
グァテマラ	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇
ニカラグァ	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇
エティオピア	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇

」及び「

イラン	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一二〇	三、五六〇	三、〇四〇	二、七五〇	二、四七〇
スイス	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一二〇	三、五六〇	三、〇四〇	二、七五〇	二、四八〇
レバノン	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一二〇	三、五六〇	三、〇四〇	二、七五〇	二、四八〇
イスラエル	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一二〇	三、五六〇	三、〇四〇	二、七五〇	二、四八〇
グァテマラ	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一二〇	三、五六〇	三、〇四〇	二、七五〇	二、四八〇
ニカラグァ	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一二〇	三、五六〇	三、〇四〇	二、七五〇	二、四八〇
エティオピア	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一二〇	三、五六〇	三、〇四〇	二、七五〇	二、四八〇

」を削り、「

レバノン	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一二〇	三、五六〇	三、〇四〇	二、七五〇	二、四八〇
イスラエル	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一二〇	三、五六〇	三、〇四〇	二、七五〇	二、四八〇
グァテマラ	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一二〇	三、五六〇	三、〇四〇	二、七五〇	二、四八〇
ニカラグァ	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一二〇	三、五六〇	三、〇四〇	二、七五〇	二、四八〇
エティオピア	一三、一〇〇	一二、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一二〇	三、五六〇	三、〇四〇	二、七五〇	二、四八〇

」

一三、三〇〇	一一、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一三〇	三、五八〇	三、〇三〇	二、七五〇	二、五〇〇	二、二五〇
一三、三〇〇	一一、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一三〇	三、五八〇	三、〇三〇	二、七五〇	二、五〇〇	二、二五〇
一三、三〇〇	一一、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一三〇	三、五八〇	三、〇三〇	二、七五〇	二、五〇〇	二、二五〇
一三、三〇〇	一〇、四五〇	八、三六〇	七、三一〇	六、二七〇	五、四九〇	四、七〇〇	三、九二〇	三、四〇〇	二、八七〇	二、六一〇	二、三八〇	二、一四〇
一三、三〇〇	一一、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一三〇	三、五八〇	三、〇三〇	二、七五〇	二、五〇〇	二、二五〇」

に改め、総領事館の項中「

ラングーン	一一、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一三〇	三、五八〇	三、〇三〇	二、七五〇	二、五〇〇

二、二五〇」を削り、「

ハンブルグ	一〇、四五〇	八、三六〇	七、三一〇	六、二七〇	五、四九〇	四、七〇〇	三、九二〇	三、四〇〇	二、八七〇	二、六一〇	二、三八〇	二、一四〇」

を「

ハンブルグ	一〇、四五〇	八、三六〇	七、三一〇	六、二七〇	五、四九〇	四、七〇〇	三、九二〇	三、四〇〇	二、八七〇	二、六一〇	二、三八〇	二、一四〇
ベルリン	一〇、四五〇	八、三六〇	七、三一〇	六、二七〇	五、四九〇	四、七〇〇	三、九二〇	三、四〇〇	二、八七〇	二、六一〇	二、三八〇	二、一四〇」

に改め、領事館の項中「

レオポルドヴィル	九、九〇〇	七、九二〇	六、九三〇	五、九四〇	五、二〇〇	四、四六〇	三、七一〇	三、二二〇	二、七二〇	二、四八〇	二、二五〇

二、〇三〇」を「

レオポルドヴィル	九、九〇〇	七、九二〇	六、九三〇	五、九四〇	五、二〇〇	四、四六〇	三、七一〇	三、二二〇	二、七二〇	二、四八〇	二、二五〇	二、〇三〇
カサブランカ	九、二四〇	七、三九〇	六、四七〇	五、五四〇	四、八五〇	四、一六〇	三、四七〇	三、〇〇〇	二、五四〇	二、三一〇	二、一〇〇	一、八九〇」

に改める。

（外務省設置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三条　外務省設置法等の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条在外公館の名称及び位置を定める法律の表の改正規定中「在アフガニスタン日本国公使館｜アフガニスタン｜カブール」を削る。

第四条在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表公使館の項の改正規定中「

アフガニスタン	一三、三〇〇	一一、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一三〇	三、五八〇	三、〇三〇	二、七五〇	二、五〇〇	二、二五〇

」を削る。

附則中「在アフガニスタン」を削る。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（外務・大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第四十三号（昭三〇・七・二）

◎国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律の一部を改正する法律

国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律（昭和二十八年法律第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（送還命令及び乗船地行旅費の貸付）」に改め、同条に次の三項を加える。

2　領事官は、前項の規定により送還を命ずる場合には、帰国者に対し、外務大臣の承認を経て、当該船舶に乗船するまでの必要な旅費（以下「乗船地行旅費」という。）を貸し付けることができる。

3　前項の規定により乗船地行旅費の貸付を受けようとする帰国者は、政令で定めるところにより、領事官に対し、乗船地行旅費の貸付を申請しなければならない。

4　第一項の規定において乗船地行旅費とは、帰国者の在留地（その者が居住する地域であつて、本邦における市町村に準ずるものをいう。以下同じ。）又は外務大臣が指定する地から乗船地までの船賃、航空賃、鉄道賃、車賃並びに旅行中必要と認められる宿泊料及び食費で、帰国者が乗船地に到着するため必要な最低限度のものをいい、帰国者が乗船のため当該在留地又は外務大臣が指定する地から出発するまでの間において帰国者の生活又は医療処置のため必要があると認められる場合にあつては、帰国者のその間における生活費又は緊急を要する医療処置のための必要な最低限度の費用を含むものとする。

第三条第一項中「前条」の下に「第一項」を加え、同条第三項中「領事官の駐在する国」を「帰国者の在留地又は外務大臣が指定する地」に、「当該国」を「当該在留地又は外務大臣が指定する地」に改める。

第五条を次のように改める。

（乗船地行旅費、帰国費及び帰郷費に対する利息）

第五条　乗船地行旅費、帰国費及び帰郷費には、利息を附さないことができる。

第六条の見出しを「（乗船地行旅費、帰国費、送還費及び帰郷費の償還）」に改め、同条第一項中「第三条の規

定により」を削り、同項中「帰国費」を「乗船地行旅費及び帰国費」に改め、同条第二項中「第二条」の下に「第一項」を加え、同条第四項及び第五項中「帰国費」を「乗船地行旅費、帰国費」に、「帰国者の扶養義務者」を「帰国者の配偶者又は扶養義務者」に、同条第六項中「帰国費」を「乗船地行旅費、帰国費」に、同条第七項中「扶養義務者」を「配偶者若しくは扶養義務者」に改める。

第七条の見出しを「(乗船地行旅費、帰国費、送還費又は帰郷費の償還請求権の整理)」に、同条第一項中「第五項の規定により帰国費」を「第五項の規定により乗船地行旅費若しくは帰国費」に、「扶養義務者」を「配偶者若しくは扶養義務者」に、「帰国費若しくは」を「乗船地行旅費、帰国費若しくは」に、同条第二項中「帰国費」を「乗船地行旅費、帰国費」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

(外務・大蔵・厚生・運輸・内閣総理大臣署名)

法律第四十四号（昭三〇・七・一）

◎国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第三条の表弘前大学の項中「医学部」を「医学部」に、「農学部」を「農学部」に、同表東京工業大学の項中「工学部」を「理工学部」に、同表大阪大学の項中「歯学部」を「歯学部」に、「薬学部」を「薬学部」に、同表香川大学の項中「経済学部」を「経済学部」に、「農学部」を「農学部」に、同表鹿児島大学の項中「教育学部」を「教育学部」に改める。

第三条の二第一項中「東京大学」を「群馬大学　千葉大学　東京大学　東京医科歯科大学」に、「一橋大学」を「新潟大学　金沢大学」に、「広島大学　九州大学」を「岡山大学　広島大学　徳島大学　九州大学　長崎大学　熊本大学」に改める。

第三条の三の表中「福島大学経済短期大学部　福島県」を「福島大学経済短期大学部　福島県　福島大学　茨城大学工業短期大学部　茨城県　茨城大学」に、「静岡大学工業短期大学部　静岡県　静岡大学」を「静岡大学法経短期大学部　静岡県　静岡大学　静岡大学工業短期大学部　静岡県　静岡大学」に改める。

第四条第一項の表東京大学東京天文台の項中「天文学に関する事項の攻究並びに天象観測、暦書編製、時の測定、報時及び」を「天文学に関する事項の研究及び天象観測並びに暦書編製、中央標準時の決定及び現示並びに」に、同条第二項の表中「東京大学　宇宙線観測所」を「東京大学　宇宙線観測所　宇宙線観測所　原子核研究所　長野県　宇宙線の観測及び研究」に改める。

法律第四十五号（昭三〇・七・一）

◎昭和三十年四月及び五月の凍霜害、水害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法

(目的)

第一条　この法律は、昭和三十年四月及び五月の凍霜害若しくは水害又は同年五月のひょう害(以下「凍霜害等」という。)によつて損失を受けた農家に対する資金の融通を円滑にする措置を講じて、その経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条　この法律で「被害農家」とは、農業をおもな業務とする者であつて、凍霜害等による農作物又は春蚕繭の減収量がその農作物又は春蚕繭の平年の収穫量の百分の三十以上であり、かつ、凍霜害等による農作物及び春蚕繭の減収による損失額がその者の農業による平年の総収入額の百分の十以上である旨又は水害によるその耕作上の損失額がその者の農業による平年の総収入額の百分の十以上である旨の市町村長(全部事務組合又は役場事務組合のある地では、組合管理者。以下同じ。)の認定を受けたものをいう。

2　この法律で「営農資金」とは、農業協同組合又は金融機関が被害農家に対し、種苗、肥料、飼料、薬剤等の購入資金その他農業経営に必要な資金として昭和三十年九月三十日までに貸し付ける資金で次の各号に該当するものをいう。

一　市町村長が認定する損失額を基準として政令で定めるところにより算出される額又は五万円のどちらか低い額の範囲内のものであること。

二　償還期限が二年(政令で定める場合は三年)以内のものであること。

三　利率が政令で定めるところにより年六分五厘以内のものであること。

(国庫補助)

第三条　政府は、都道府県に対し、予算の範囲内で、次に掲げる経費の一部を補助する。

一　都道府県が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関に対しその貸し付け

た営農資金（農業協同組合が農業協同組合連合会又は農林中央金庫から借り入れた資金をもつて貸し付けたものを除く。第三号、第五号及び第七号において同じ。）につき利子補給を行う場合に、その利子補給に要する経費

二　都道府県が、農業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が営農資金を貸し付けようとする農業協同組合に対し当該資金に充てるために貸し付けた資金につき、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫に対し利子補給を行う場合に、その利子補給に要する経費

三　市町村が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関に対し、その貸し付けた営農資金につき利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合に、その補助に要する経費

四　市町村が、農業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が、営農資金を貸し付けようとする農業協同組合に対し当該資金に充てるために貸し付けた資金につき、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫に対し利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合に、その補助に要する経費

五　市町村が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が営農資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに対し補償するのに要する経費の四分の三以内を都道府県が補助する場合に、その補助に要する経費

六　市町村が、農業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が、営農資金を貸し付けようとする農業協同組合に対し当該資金に充てるための資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫に対し補償するのに要する経費の四分の三以内を都道府県が補助する場合に、その補助に要する経費

七　都道府県が、農業協同組合その他の金融機関との契約により当該金融機関が営農資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、農林大臣の承認を得て、当該金融機関に対し補償する場合に、その損失補償に要する経費

八　都道府県が、農業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が営農資金を貸し付けようとする農業協同組合に対し当該資金に充てるための資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、農林大臣の承認を得て、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫に対し補償するのに要する経費の四分の三以内を都道府県が補助する場合に、その補助に要する経費

2　前項第五号から第八号までの契約には、次の各号の事項を含まなければならない。

一　当該契約の当事者である農業協同組合、農業協同組合連合会及び農林中央金庫その他の金融機関（以下「融資機関」という。）は、当該契約により損失補償を受けた後も、善良な管理者の注意をもつて当該融資に係る債権の回収に努めなければならないこと。

二　融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから、債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これで当該融資について損失補償を受けない損失をうめ、なお残額があるときは、当該契約により都道府県又は市町村から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を

当該都道府県又は当該市町村に納付しなければならないこと。

3　第一項第五号から第八号までの損失は、融資元本の償還期限の到来後三月を経過してもなお元本又は利子（政令で定める遅延利子を含む。）の全部又は一部が回収されなかつた場合のその回収されなかつた金額とする。

第四条　前条第一項の規定により政府が都道府県に対し補助する場合のその補助に係る同項各号の営農資金の総額は、四億五千万円を限度とする。

2　前条第一項の規定により政府が都道府県に対して交付する補助金は、同項第一号から第四号までの経費については、当該利子補給額の二分の一に相当する額又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘（政令で定める場合は年三分）の割合で計算した額のどちらか低い額の範囲内とし、同項第五号から第八号までの経費については、当該損失補償額の二分の一に相当する額又は当該損失補償の対象となつた貸付金の総額の百分の二十に相当する額のどちらか低い額の範囲内とする。

（政府への納付金）

第五条　第三条第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、融資機関から同条第二項第二号の契約事項による納付金を受けたときは、その一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

2　第三条第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、その都道府県から補助金の交付を受けた市町村が融資機関から同条第二項第二号の契約事項によつて納付金を受けたときは、その全部又は一部をその市町村が都道府県から補助を受けた割合に応じてその市町村から納付させ、その納付金の一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

（補助金の打切又は返還）

第六条　政府は、都道府県若しくはその補助を受けた市町村がこの法律若しくはこの法律に基く命令に違反したとき、又は都道府県若しくは市町村と第三条第一項第五号から第八号までの契約を結んだ融資機関が同条第二項各号の契約事項に違反したときは、その都道府県に対し交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和二十八年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

4　被害農家で、昭和三十年四月及び五月の凍霜害、水害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和三十年法律第四十五号）第二条第一項の被害農家にも該当することとなつたものが貸付を受けている営農資金については、昭和三十年九月三十日までに、その償還期限を二年をこえ三年以内（第二項の政令で定める場合は三年をこえ四年以内）とする旨の貸付条件の変更があつた場合にも、なおこれを営農資金とみなす。

3　昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和二十八年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

5　被害農家で、昭和三十年四月及び五月の凍霜害、水害等の被害農家に対する資金の融通に関す

る特別措置法(昭和三十年法律第四十五号)第二条第一項の被害農家にも該当することとなつたものが貸付を受けている経営資金については、昭和三十年九月三十日までに、その償還期限を三年をこえ四年以内とする旨の貸付条件の変更があつた場合にも、なおこれを経営資金とみなす。

4　昭和二十九年四月、五月及び六月における凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二十九年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3　被害農家で、昭和三十年四月及び五月の凍霜害、水害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和三十年法律第四十五号)第二条第一項の被害農家にも該当することとなつたものが貸付を受けている営農資金については、昭和三十年九月三十日までに、その償還期限を二年をこえ三年以内(前項の政令で定める場合は三年をこえ四年以内)とする旨の貸付条件の変更があつた場合にも、なおこれを営農資金とみなす。

(大蔵・農林・内閣総理大臣署名)

法律第四十六号　(昭三〇・七・二)

◎補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律

補助金等の臨時特例等に関する法律(昭和二十九年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第十一条」に、「(第十一条―第十四条)」を「(第十二条―第十五条)」に改め、「第四章　通商産業省関係(第十五条・第十六条)」を削り、「第五章　運輸省関係(第十六条・第十七条)」を「第四章　運輸省関係(第十七条―第二十条)」に、「第六章　建設省関係(第二十一条)」を「第五章　建設省関係(第十八条)」に改める。

第四章を削り、第三章中第十一条から第十四条までを一条ずつ繰り下げ、第二章中第七条から第十条までを一条ずつ繰り下げ、同章に第七条として次の一条を加える。

第七条　国立公園法(昭和六年法律第三十六号)第五条第三項(国庫補助)の規定は、適用しない。ただし、災害復旧のため国が国立公園について必要な補助を行うことを妨げるものではない。

第五章中、第十七条及び第十八条を削り、第十九条を第十六条とし、第二十条を第十七条とし、同章を第四章とし、第六章中、第二十一条を第十八条とし、同章を第五章とする。

附則第十項中「第十七条の規定を除くの外、」を削る。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、改正後の補助金等の臨時特例等に関する法律第七条の規定は、この法律の施行前に補助すべきこととなつた場合における補助金については、適用しない。

(大蔵・厚生・建設・内閣総理大臣署名)

法律第四十七号　(昭三〇・七・二)

◎昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことにより食糧管理特別会計に生ずる損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律

政府は、昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律(昭和二十九年法律第二百二十八号)の規定により被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことにより食糧管理特別会計に生ずる損失をうめるため、昭和三十年度において、一般会計から、一億二千万円を限り、この会計に繰り入れることができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

(大蔵・農林・内閣総理大臣署名)

法律第四十八号　(昭三〇・七・二)

◎漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律

政府は、漁船乗組員給与保険法(昭和二十七年法律第二百十二号)第三条の給与保険の再保険事業について昭和二十九年度における保険事故の異常な発生により生じた損失をうめるため、昭和三十年度において、一般会計から、七百万円を限り、漁船再保険特別会計の給与保険勘定に繰り入れることができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

(大蔵・農林・内閣総理大臣署名)

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第四十九号（昭三〇・七・二）

◎農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律

1　政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定の歳入不足をうめるため、昭和三十年度において、一般会計から、二十八億円を限り、この会計の農業勘定に繰り入れることができる。

2　政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十二号）第六条第二項の規定により同会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、一般会計に繰り入れなければならない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第五十号（昭三〇・七・四）

◎労働省設置法等の一部を改正する法律

第一条　労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項を次のように改める。

2　大臣官房に労働統計調査部を、職業安定局に失業対策部を置く。

第十条に次の一項を加える。

2　失業対策部は、前項第四号に掲げる事務及び同項第八号に掲げる事務のうち緊急失業対策法の施行に関するものをつかさどる。

第二条　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

「労働省	大臣官房
	労働統計調査部

」を

「労働省	大臣官房
	労働統計調査部
	職業安定局
	失業対策部

」に改める。

附　則

この法律の施行期日は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める。

（内閣総理・労働大臣署名）

法律第五十一号（昭三〇・七・四）

◎銃砲刀剣類等所持取締令等の一部を改正する法律

（銃砲刀剣類等所持取締令の一部改正）

第一条　銃砲刀剣類等所持取締令（昭和二十五年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第六条の三」に、「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第一条を次のように改める。

（定義）

第一条　この政令において「銃砲」とは、金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）をいう。

2　この政令において「刀剣類」とは、刃渡十五センチメートル以上の刀、剣、やり及びなぎなた並びにあいくち及び刃渡五・五センチメートルをこえる飛出しナイフ（四十五度以上に自動的に開刃する装置を有するナイフをいう。）をいう。

第二条第八号中「又は救命用信号銃」を「、救命用信号銃、建設用びょう打銃又は建設用綱索発射銃」に改め、同条に次の一号を加える。

九　第七号に掲げる場合を除くほか、その住所地を管轄する都道府県知事に届け出て刀剣類を輸出のため製作する者がその製作に係るものを業務のために所持するとき、又は当該刀剣類について輸出の取扱を委託された者がその委託を受けたものを所持するとき。

第三条中「又は漁業」を「、漁業又は建設業」に改める。

第五条中第四項及び第五項を削る。

第二章中第六条の二の次に次の一条を加える。

（銃砲の携帯の場合の措置）

第六条の三　第三条の規定による許可を受けて銃砲を所持する者は、当該所持する銃砲については、狩猟法（大正七年法律第三十二号）の規定により銃猟を行う場合、業務のため使用する場合又は公安委員会の指定する射撃場において射撃を行う場合を除くほか、おおいをかぶせ、容器に入れる等直ちに発射できないようにして携帯しなければならない。

第十四条を次のように改める。

第十四条　削除

第十五条の見出しを「（あいくち類似の刃物の携帯の禁止）」に改め、同条中「刃渡十五センチメートル未満のひ首又はこれ」を「あいくち」に改める。

第二十条中「及び第十四条に規定する短銃」を削る。

第二十四条第一項中「若しくは刀剣類又は第十四条に規定する短銃」を「又は刀剣類」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第二十五条の見出しを「（記録票の作成等）」に改め、同条第一項中「、その写各一通を国家公安委員会に送付し」及び同項後段を削り、同条第二項を次のように改める。

2　銃砲の管理責任者は、命令で定める手続により、その管理する銃砲の種別、名称、型及び番号を国家公安委員会に通知しなければならない。

第五章中第二十五条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第二十五条の二　この政令又はこの政令に基く命令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。

2　この法律の施行の際現に改正後の銃砲刀剣類等所持取締令第一条第一項に規定する空気銃を所持している者（空気銃の製造又は販売の事業を行つている者を除く。）は、同令第三条の許可を受けないでも、この法律の施行の日から起算して六十日を限り、当該空気銃の所持について同令第三条の許可を受けたものとみなす。この者がその期間内に同令第三条の許可を申請した場合において、その期間を経過したときは、その申請に対する処分のあるまで、また同様とする。

（武器等製造法の一部改正）

3　武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次の一号を加える。

五　空気銃（金属性弾丸を発射するものをいい、圧縮ガスを使用するものを含む。）

4　この法律の施行の際現に改正後の武器等製造法第二条第二項に規定する空気銃の製造又は販売の事業を行つている者は、武器等製造法第十七条第一項又は第十九条第一項の許可を受けないでも、この法律の施行の日から起算して六十日限り、武器製造法の猟銃等製造事業者又は猟銃等販売事業者とみなす。

第二十七条中「、第十四条」を削る。

第二十九条第一号中「第六条の二第二項、」の下に「第六条の三、」を加える。

（質屋営業法の一部改正）

第二条　質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第二十九条の二　この法律の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。

（古物営業法の一部改正）

第三条　古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第二十六条の二　この法律又はこの法律に基く命令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める。

（空気銃の所持の許可に関する経過規定）

これらの者がその期間内に同法第十七条第一項又は第十九条第一項の許可を申請した場合において、その期間を経過したときは、その申請に対する処分のある日まで、また同様とする。

（内閣総理・通商産業大臣署名）

法律第五十二号（昭三〇・七・五）

◎中小企業信用保険法の一部を改正する法律

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項に次の一号を加える。

五　酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が常時三十人以下の従業員を使用する者であるもの（以下「酒類業組合」と総称する。）

第三条第二項中「（給付の場合は、掛金の受入未済）」を「（給付の場合は、掛金の受入未済。以下同じ。）又は会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の規定による更生手続開始の決定若しくは商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百八十一条の規定による整理開

始の命令若しくは同法第四百三十一条第一項の規定による特別清算開始の命令のあつた時における貸付金の回収未済」に改める。

第四条第一項中「六月」を「三月」に改め、同条第二項中「又は調整組合連合会」を「、調整組合連合会又は酒類業組合」に改める。

第八条中「回収した額から弁済期以後保険金の支払を受けた日の前日までの利息を控除した残額」を「回収した額と保険金の支払を受けた日の翌日以後の利息の受領した額との合計額」に改める。

第九条の二第一項中「金融機関」の下に「、中小企業金融公庫又は国民金融公庫」を、「債務の保証」の下に「（保証契約で定める期間内に生ずる債務のうち当該期間の満了の時までに弁済期（手形の割引の場合は、手形の満期）の到来するものについて、当該中小企業者が履行しない場合に、利息及び費用その他の損害の賠償として履行する額を除いた額が保証契約で定める額（以下「限度額」という。）に達するまで、その履行をする責に任ずる保証（以下「特殊保証」という。）を含む。以下同じ。）」を加え、「百分の六十」を「百分の七十」に改め、「掛金の額」の下に「（特殊保証の場合は限度額）」を加え、同条第三項中「金融機関」の下に「、中小企業金融公庫又は国民金融公庫」を加える。

第九条の三第二項中「又は調整組合連合会」を「、調整組合連合会又は酒類業組合」に改める。

第九条の四中「百分の六十」を「百分の七十」に改める。

第九条の五第二項中「この場合において、」の下に「第七条第一項中「三月」とあるのは「一月」と、」を加える。

第九条の六第二項及び第九条の七第一項中「百分の六十」を「百分の七十」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。ただし、改正後の第九条の五第二項の規定の適用については、この限りでない。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第五十三号（昭三〇・七・八）

◎日本住宅公団法

目次

第一章　総則（第一条―第九条）
第二章　管理委員会（第十条―第十九条）
第三章　役員及び職員（第二十条―第三十条）
第四章　業務（第三十一条―第三十四条）
第五章　土地区画整理事業（第三十五条―第四十三条）
第六章　財務及び会計（第四十四条―第五十五条）
第七章　監督（第五十六条・第五十七条）
第八章　補則（第五十八条―第六十一条）
第九章　罰則（第六十二条―第六十四条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　日本住宅公団は、住宅の不足の著しい地域において、住宅に困窮する勤労者のために耐火性能を有する構造の集団住宅及び宅地の大規模な供給を行うとともに、健全な新市街地を造成するための在地区画整理事業を施行することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（法人格）

第二条　日本住宅公団（以下「公団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条　公団は、主なる事務所を東京都に置く。

2　公団は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第四条　公団の資本金は、六十億円と公団の設立に際し地方公共団体が出資する額の合計額とする。

2　政府は、公団の設立に際し、前項の六十億円を出資するものとする。

3　公団は、必要があるときは、建設大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4　政府及び地方公共団体は、前項の規定により公団がその資本金を増加するときは、公団に出資することができる。

5　政府及び地方公共団体は、公団に出資するときは、土地又は建物その他の土地の定着物（以下本条において「土地等」という。）をもつて出資の目的とすることができる。

6　前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額する。

7　前項に規定する評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（定款）

第五条　公団は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　資本金及び資産に関する事項

五　管理委員会及びその委員に関する事項

六　役員に関する事項

七　業務及びその執行に関する事項

八　住宅債券の発行に関する事項

九　会計に関する事項

十　公告に関する事項

2　定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（登記）

第六条　公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することはできない。

3　登記した事項は、登記所において、遅滞なく、公告しなければならない。

（解散）

第七条　公団の解散に関する事項は、次項に定めるものを除くほか、別に法律で定める。

2　公団が解散した場合において残余財産があるときは、これを公団に出資した者に対し、出資の額に応じて分配しなければならない。

（名称使用の制限）

第八条　公団でない者は、日本住宅公団という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第九条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条、第五十条及び第五十四条の規定は、公団に準用する。

第二章　管理委員会

（設置）

第十条　公団に、管理委員会（以下本章において「委員会」という。）を置く。

（権限）

第十一条　次に掲げる事項は、委員会の議決を経なければならない。

一　定款の変更

二　予算、事業計画及び資金計画

三　決算

（組織）

第十二条　委員会は、委員五人及び公団の総裁をもつて組織する。

2　委員会に委員長一人を置き、委員の互選により選任する。

3　委員長は、委員会の会務を総理する。

4　委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

（委員の任命）

第十三条　委員は、建設大臣が任命する。この場合においては、委員のうち二人は、公団に出資した地方公共団体の長が共同推薦した者のうちから任命しなければならない。

（委員の任期）

第十四条　委員の任期は、二年とする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

（委員の欠格条項）

第十五条　次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一　国務大臣、国会議員、政府職員（人事院が指定する非常勤の者を除く。）又は地方公共団体の議会の議員

二　政党の役員

三　物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらのものが法人であるときその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

四　前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

五　公団の役員又は職員

（委員の解任）

第十六条　建設大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

2　建設大臣は、委員が次の各号の一に該当するとき、その他委員たるに適しないと認めるときは、その委員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

（委員の報酬）

第十七条　委員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

（議決の方法）

第十八条　委員会は、委員長又は第十二条第四項に規定する委員長を代理する者のほか、委員及び総裁のうち二人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2　委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3　委員会は、公団の役員又は職員をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。

（委員の公務員たる性質）

第十九条　委員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　役員及び職員

（役員）

第二十条　公団に、役員として、総裁一人、副総裁一人、理事五人以上及び監事三人以上を置く。

（役員の職務及び権限）

第二十一条　総裁は、公団を代表し、その業務を総理する。

2　副総裁は、定款の定めるところにより、公団を代表し、総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

3　理事は、定款の定めるところにより、公団を代表し、総裁及び副総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行う。

4　監事は、公団の業務を監査する。

（役員の任命）

第二十二条　総裁及び監事は、建設大臣が任命する。

2　副総裁及び理事は、総裁が建設大臣の認可を受けて任命する。

（役員の任期）

第二十三条　役員の任期は、四年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第二十四条　第十五条第一号から第四号までの一に該当する者は、役員となることができない。

（役員の解任）

第二十五条　建設大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が第十五条第一号から第四号までの一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　建設大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が第十六条第二項各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

3　総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。

（役員の兼職禁止）

第二十六条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（代表権の制限）

第二十七条　公団と総裁、副総裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が公団を代表する。

（代理人の選任）

第二十八条　総裁、副総裁及び理事は、公団の職員のうちから、公団の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第二十九条　公団の職員は、総裁が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第三十条　第十九条の規定は、役員及び職員について準用する。

第四章　業務

（業務の範囲）

第三十一条　公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行う

一　こと。

二　宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

三　公団が賃貸し、又は譲渡する住宅及び公団が賃貸し、又は譲渡する宅地に建設される住宅の居住者の利便に供する施設（以下本章において「施設」という。）の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

四　前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

五　土地区画整理事業を施行すること。

六　前五号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託により、住宅の建設及び賃貸その他の管理、宅地の造成及び賃貸その他の管理並びに施設の建設及び賃貸その他の管理を行うこと。

（住宅の建設等の基準）

第三十二条　公団は、住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡、宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡並びに施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うときは、建設省令で定める基準に従つて行わなければならない。

（業務方法書）

第三十三条　公団は、業務開始の際、業務方法書を定め、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

2　前項の業務方法書に記載すべき事項は、建設省令で定める。

（地方公共団体の長の意見の聴取）

第三十四条　公団は、住宅の建設又は宅地の造成をしようとするときは、当該住宅の建設計画又は宅地の造成計画について、あらかじめ、当該住宅の建設又は宅地の造成をしようとする地域をその区域に含む地方公共団体の長の意見を聞かなければならない。

第五章　土地区画整理事業の施行

（土地区画整理事業の施行）

第三十五条　公団が施行する土地区画整理事業（以下第三十九条、第四十二条及び第四十三条を除き、本章において「土地区画整理事業」という。）については、同法及び本章の定めるところによる。

（施行規程及び事業計画）

第三十六条　公団は、土地区画整理事業の事業計画を定め、建設大臣の認可を受けなければならない。

2　公団は、前項に規定する認可の申請をしようとするときは、第四項の規定により聴取した地方公共団体の長の意見を記載した書類を認可申請書に添付しなければならない。

3　土地区画整理法第五十三条第二項の規定は、第一項の施行規程について、同法第六条の規定は、同項の事業計画について準用する。

4　公団は、第一項の事業計画を定めようとするときは、当該事業計画について、あらかじめ、施行地区となるべき区域をその区域に含む地方公共団体の長の意見を聞かなければならない。

5　建設大臣は、第一項に規定する認可の申請があつたときは、施行規程及び事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

6　利害関係者（土地区画整理法第二十条第二項に規定する利害関係者をいう。）は、前項の規定により縦覧に供された施行規程及び事業計画について意見があるときは、縦覧期間内に、建設大臣に意見書を提出することができる。

7　建設大臣は、前項の規定により意見書の提出があつたときは、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると認めるときは、公団に対し施行規程及び事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採択すべきでないと認めるときは、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。この場合において、建設大臣は、意見書の内容を審査しようとするときは、施行地区となるべき区域をその区域に含む都道府県に置かれる都市計画審議会の意見を聞かなければならない。

8　公団が前項の規定により施行規程及び事業計画に必要な修正を加えたときは、その修正に係る部分について、更に第五項から本項までに規定する手続を行うべきものとする。

9　建設大臣は、第一項に規定する認可をしたときは、遅滞なく、建設省令で定める事項を公告しなければならない。

10　公団は、前項の公告があるまでは、施行規程及び事業計画をもつて第三者に対抗することができない。

11　公団は、第一項の施行規程又は事業計画を変更しようとするときは、建設大臣の認可を受けなければならない。

12　第二項の規定は、前項に規定する認可の申請をしようとするときについて、第四項から第八項までの規定は、第一項の施行規程又は事業計画を変更しようとするとき（政令で定める軽微な変更をしようとするときを除く。）について、第九項及び第十項の規定は、前項の規定による認可をしたときの公告について準用する。

（土地区画整理審議会）

第三十七条　公団が施行する土地区画整理事業ごとに、公団に土地区画整理審議会（以下本条において「審議会」という。）を置く。

2　施行地区を工区に分けたときは、前項に規定する審議会は、工区ごとに置くことができる。

3　土地区画整理法第五十六条第三項及び第四項並びに同法第五十七条から第六十四条までの規定は、前二項の規定により置かれる審議会について準用する。この場合において、同法第五十八条第三項、第七項及び第八項並びに同法第六十二条第一項中「都道府県知事又は市町村長」とあるのは「日本住宅公団総裁」と、同法第六十四条中「都道府県又は市町村」とあるのは「日本住宅公団」と読み替えるものとする。

4　第十九条の規定は、審議会の委員について準用する。

（評価員）

第三十八条　土地区画整理法第六十五条の規定は、公団が施行する土地区画整理事業について準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事又は市町村長」とあるのは「日本住宅公団総裁」と、同条第一項及び第三項中「都道府県又は市町村」とあるのは「日本住宅公団」と読み替えるものとする。

2　第十九条の規定は、前項において準用する土地区画整理法第六十五条第一項の規定により選任される評価員について準用する。

（技術的援助の請求）

第三十九条　公団は、公団が施行する土地区画整理法第三条の二第一項の規定による土地区画整理事業の施行の準備又は施行のために、建設大臣、都道府県知事及び市町村長に対し、土地区画整理事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

（費用の負担）

第四十条　公団が施行する土地区画整理事業に要する費用は、公団が負担する。

2　公団は、公団が施行する土地区画整理事業の施行により利益を受ける地方公共団体に対し、その利益を受ける限度において、その土地区画整理事業に要する費用の一部を負担することを求めることができる。

3　前項の場合において、地方公共団体が負担する費用の額及び負担の方法は、公団と地方公共団体とが協議して定める。

4　前項の協議が成立しないときは、当事者の申請に基き、建設大臣が裁定する。この場合において、建設大臣は、当事者の意見を聞かなければならない。

5　地方公共団体は、第三項又は前項の規定により定められた負担金を、政令で定めるところにより、当該地方公共団体の発行する地方債の証券をもつて納付することができる。

（訴願）

第四十一条　公団又は行政庁が、公団が施行する土地区画整理事業に関し、土地区画整理法又は本章の規定に基いてした処分に対して不服のある者は、当該処分のあつた日から一月以内に建設大臣に訴願することができる。

（土地区画整理法の適用）

第四十二条　公団が施行する土地区画整理法第三条の二第一項の規定による土地区画整理事業については、公団を同法第三条第四項の規定により土地区画整理事業を施行しようとし、又は施行する市町村長とみなし、当該土地区画整理事業を同法同条同項の規定により市町村長が施行する土地区画整理事業とみなして、同法第七十二条第一項前段及び第二項から第七項まで、第七十三条、第七十四条、第七十六条から第八十四条まで、第八十五条第一項及び第三項から第五項まで、第八十六条、第八十七条、第八十八条第二項から第七項まで、第八十九条から第九十五条まで、第九十六条第二項及び第三項、第九十七条第一項及び第三項、第九十八条から第百七条まで、第百八条第一項前段、第百九条、第百十条第一項から第四項まで、第百十一条から第百十八条から第百三十五条まで、第百二十条、第百二十八条から第百四十二条までの規定を適用する。ただし、土地区画整理法第七十三条第一項、第七十八条第一項及び第百一条第一項から第三項までの規定による損失の補償は、公団が行うものとし、同法第九十六条第二項の規定により換地計画において定められた保留地は、同法第百三条第四項の公告があつた日の翌日において、公団が取得するものとする。

（都道府県知事又は市町村長が施行する土地区画整理事業の費用の負担）

第四十三条　公団は、土地区画整理法第三条第四項前段の規定により都道府県知事又は市町村長が施行する土地区画整理事業で、建設大臣が公団の行う住宅の建設又は宅地の造成のために必要であると認めたものについては、その土地区画整理事業に要する費用の全部又は一部を負担する。

2　前項の場合において、公団が負担する費用の額及び負担の方法は、公団と当該都道府県又は市町村とが協議して定める。

3　第四十条第四項の規定は、前項の協議が成立しないときについて準用する。

4　土地区画整理法第百十八条第三項の規定は、同法第三条第四項前段の規定により都道府県知事又は市町村長が施行する土地区画整理事業で、第一項の規定により公団がその費用の全部又は一部を負担するものについては、適用しない。

第六章　財務及び会計

（事業年度）

第四十四条　公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

（予算等の認可）

第四十五条　公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

2　公団は、前項の規定による建設大臣の認可を受けたときは、予算、事業計画及び資金計画に関する書類を、公団に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

（決算）

第四十六条　公団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

（財務諸表）

第四十七条　公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下本条において「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後二月以内に建設大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　公団は、前項の規定により財務諸表を建設大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

3　公団は、第二項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表及び決算報告書を、公団に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

4　公団は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、財務諸表及び決算報告書を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。

（利益及び損失の処理）

第四十八条　公団は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　公団は、前項の規定により財務諸表を建設大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸

表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

3　公団は、第二項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表及び決算報告書を、公団に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

4　公団は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、財務諸表及び決算報告書を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。

（利益及び損失の処理）

第四十八条　公団は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　公団は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金及び住宅債券）

第四十九条　公団は、建設大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は住宅債券を発行することができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、建設大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4　第一項の規定による住宅債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5　前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6　公団は、建設大臣の認可を受けて、住宅債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7　前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条までの規定を準用する。

8　第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、住宅債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（政府からの貸付等）

第五十条　政府は、公団に対し、長期若しくは短期の

資金の貸付をし、又は住宅債券の引受をすることができる。

（債務保証）

第五十一条　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団の債務について、保証契約をすることができる。

（償還計画）

第五十二条　公団は、毎事業年度、長期借入金及び住宅債券の償還計画をたてて、建設大臣の認可を受けなければならない。

（余裕金の運用）

第五十三条　公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債その他建設大臣の指定する有価証券の取得

二　銀行への預金又は郵便貯金

（給与及び退職手当の支給の基準）

第五十四条　公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、建設大臣の承認を受けなければならない。

（建設省令への委任）

第五十五条　この法律及びこれに基く政令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に関し必要な事項は、建設省令で定める。

第七章　監督

（監督）

第五十六条　公団は、建設大臣が監督する。

2　建設大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第五十七条　建設大臣は、必要があると認めるときは、公団に対して業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員をして公団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（建築基準法等の適用）

第五十八条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条及び宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二十三条の規定の適用については、公団は、国とみなす。

（恩給）

第五十九条　恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する公務員（以下本条において「公務員」という。）又は同条に規定する公務員とみなされる者（以下本条において「公務員とみなされる者」という。）が引き続いて公団の役員又は職員となつたときは、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号。以下「法律第七十七号」という。）附則第十条又は住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第三十八条の三の規定の適用については、法律第七十七号附則第十条第一項中「引き続いて公務員又は公務員とみなされる者として在職し」とあり、又は住宅金融公庫法第三十八条の三第一項中「引き続いて同条に規定する公務員又は公務員とみなされる者として在職し」とあるのは、「引き続いて公務員若しくは公務員とみなされる者又は日本住宅公団の役員若しくは職員として在職し」と読み替え

るものとする。

2　他の法律の規定において法律第七十七号附則第十条の規定を準用するときは、前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定を準用するものとする。

3　公団の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が、引き続いて公団の役員又は職員となり、更に引き続いて公務員又は公務員とみなされる者となつたとき（公団の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が引き続いて公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続いて公団の役員又は職員となり、更に引き続いて公務員又は公務員とみなされる者となつたときを含む。）は、その公務員又は公務員とみなされる者に給すべき普通恩給については、当該公団の役員又は職員としての在職年月数を公務員又は公務員とみなされる者としての在職年月数に通算する。

4　第一項（他の法律の規定において第一項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十条第一項の規定を準用するときを含む。）及び前項の規定は、公団の役員又は職員となるまでの公務員又は公務員とみなされる者としての在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達する者については、適用しないものとする。

5　第三項の規定の適用を受ける者についての恩給法第六十四条ノ二の規定の適用又は準用については、公団の役員又は職員としての就職を再就職とみなす。

第六十条　公団は、前条第一項（他の法律の規定において同条同項の規定により読み替えられた法律第十七号附則第十条第一項の規定を準用するときを含む。）及び第三項の規定の適用を受ける公団の役員若しくは職員であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

（大蔵大臣等との協議）

第六十一条　建設大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

一　第四条第三項、第四十五条第一項、第四十九条第一項、第二項ただし書及び第六項並びに第五十二条の規定による認可をしようとするとき。

二　第四十七条第一項及び第五十四条の規定による承認をしようとするとき。

三　第五十三条第一号の規定による指定をしようとするとき。

四　第五十五条の規定により建設省令を定めようとするとき。

2　建設大臣は、第四十条第四項（第四十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による裁定をしようとするときは、あらかじめ、自治庁長官と協議しなければならない。

第九章　罰則

（罰則）

第六十二条　公団が第五十七条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした公団の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

第六十三条　次の場合においては、その違反行為をした公団の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一　この法律により建設大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第六条第一項の規定に違反して登記を怠り、又

は不実の登記をしたとき。

三　第三十一条及び附則第三条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四　第五十三条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第五十六条第二項の規定による建設大臣の命令に違反したとき。

第六十四条　第八条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（設立の手続）

第二条　建設大臣は、設立委員を命じ、公団の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、定款を作成し、建設大臣の認可を受けなければならない。

3　前項の認可を受けたときは、設立委員は、地方公共団体に対し、公団に対する出資を募集しなければならない。

4　設立委員は、前項の募集が終つたときは、建設大臣に対して、設立の認可を申請しなければならない。

5　前項の認可を受けたときは、設立委員は、政府及び出資の募集に応じた地方公共団体に対し、出資の払込又は出資の目的たる財産の給付を求めなければならない。

6　出資金の払込又は出資の目的たる財産の給付があつた日（出資金が分割して払い込まれるとき、又は出資の目的たる財産が分割して給付されるときは、第一回の払込又は給付があつた日）において、設立委員は、その事務を公団の総裁に引き継がなければならない。

7　公団の総裁が前項の事務の引継を受けたときは、その引継を受けた日において、役員の全員は、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

8　公団は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

（業務の特例）

第三条　公団は、第三十一条に規定する業務のほか、当分の間、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第七条の規定に基き政府が接受することに同意したアメリカ合衆国政府の職員の居住の用に供する住宅の賃貸その他の管理を行うことができる。

（昭和三十年度の予算等に関する経過措置）

第四条　昭和三十年度に係る第四十五条の規定の適用については、同条第一項前段中「毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく、昭和三十年度の予算、事業計画及び資金計画を作成し」と読み替えるものとする。

（登録税法の改正）

第五条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条中第一号ノ三の次に次の一号を加える。

一ノ四　日本住宅公団自己ノ為ニスル登記又ハ登録

（印紙税法の改正）

第六条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ六中「法令ニ依ル公団」を「日本住宅公団」に改める。

（所得税法の改正）

第七条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第四号の次に次の一号を加える。

四の二　日本住宅公団

（法人税法の改正）

第八条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「日本電信電話公社、」の下に「日本住宅公団、」を加える。

（地方税法の改正）

第九条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「日本電信電話公社、」の下に「日本住宅公団、」を加える。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

九　日本住宅公団が日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）第三十一条第二号に規定する業務の用に供する土地

（土地収用法の改正）

第十条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三十号中「又は地方公共団体」を「、地方公共団体又は日本住宅公団」に改める。

（簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の改正）

第十一条　簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律（昭和二十七年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の二号を加える。

九　日本住宅公団の発行する住宅債券

十　日本住宅公団に対する貸付

（土地区画整理法の改正）

第十二条　土地区画整理法の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「次項」を「本章」に改める。

第一章中第三条の次に次の一条を加える。

（日本住宅公団の施行する土地区画整理事業）

第三条の二　日本住宅公団は、建設大臣が日本住宅公団の行う住宅の建設又は宅地の造成とあわせてこれと関連する新たな市街地を造成するための土地区画整理事業を施行する必要があると認める場合においては、計画決定区域の土地について、当該土地区画整理事業を施行することができる。

2　前項の規定による土地区画整理事業については、この法律及び日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）の定めるところによる。

第四条中「前条第一項」を「第三条第一項」に改める。

（建設省設置法の改正）

第十三条　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二十三号の四の次に次の一号を加える。

二十三の五　日本住宅公団の業務の監督その他日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）の施行に関する事務を管理すること。

第三条第二十六号の二及び第二十六号の三中「公共団体、」の下に「日本住宅公団、」を加える。

第四条第二項中「前条第二十五号から」を「前条第二十三号の五に規定する事務のうち日本住宅公団の経営一般の監督に関するもの、同条第二十五号から」に改める。

第四条第三項中「地区の指定に関するもの」の下に「並びに同条第二十三号の五に規定する事務のうち日本住宅公団の業務で土地区画整理事業に係るものに関するもの」を加える。

第四条第六項中「第二十四号までに規定する事務」

を「第二十三号の四までに規定する事務、同条第二十三号の五に規定する事務のうち日本住宅公団の業務で土地区画整理事業以外の事業に係るものに関するもの、同条第二十四号に規定する事務」に改める。

第二章中第五条の二の次に次の一条を加える。

（日本住宅公団監理官）

第五条の三　第三条第二十三号の五に規定する事務のうち日本住宅公団の経営一般の監督に関するものを行わせるため、建設省に日本住宅公団監理官二人を置く。

2　日本住宅公団監理官は、建設省の職員のうちから、建設大臣が命ずる。

第十二条第二号中「公共団体、」の下に「日本住宅公団、」を加える。

（内閣総理・大蔵・郵政・建設大臣署名）

法律第五十四号　（昭三〇・七・八）

◎中小企業金融公庫法の一部を改正する法律

中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「百五十五億円」を「百六十億円」に改め、「第六項」の下に「及び第七項」を加える。

第九条中「四人」を「五人」に改める。

第二十七条の見出し中「交付」を「交付等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　公庫は、業務を行うため必要があるときは、政令で定めるところにより、業務に係る現金を郵便振替貯金とし、又は銀行に預け入れることができる。

第三十三条に次の一項を加える。

7　第三項の規定による日本開発銀行の貸付金は、政令で定めるものを除く外、政令で定めるところにより、政令で定める時期において返済されたものとするものとし、その返済された日本開発銀行の貸付金の額に相当する金額が、当該時期において、政府の産業投資特別会計から公庫に対し出資されたものとする。

第三十四条第四項中「公庫の成立の日から二年をこえない期間内において」を削る。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　第五条の改正に伴い政府の一般会計から出資すべき金額は、昭和三十年度において出資するものとする。

3　改正後の第三十三条第七項の規定により、同条第三項の規定による日本開発銀行の貸付金が返済されたものとなつたときは、日本開発銀行の資本金の額及び政府の産業投資特別会計からの日本開発銀行に対する出資金の額は、それぞれ、当該時期において、その返済されたものとされた日本開発銀行の貸付金の額に相当する金額を減少するものとする。

4　中小企業金融公庫が第三十三条第一項の規定により承認した債権及びこれに附随する権利義務について、日本開発銀行は、政令で定める時期までに、政令で定める金額を中小企業金融公庫に支払わなければならない。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第五十五号　（昭三〇・七・八）

◎商工組合中央金庫法の一部を改正する法律

商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条ノ二の次に次の一条を加える。

第六条ノ三　商工組合中央金庫ノ資本金ヲ十億円増加シ之ヲ千万口ニ分チ一口ノ金額ヲ百円トス

第八条ノ二の次に次の一条を加える。

第八条ノ三　政府ハ第六条ノ三ノ規定ニ依ル資本金ノ増加ノ為十億円ヲ商工組合中央金庫ニ出資ス

第四十九条を次のように改める。

第四十九条　商工組合中央金庫ハ法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第二条ノ規定ニ拘ラズ毎事業年度ニ於ケル配当シ得ベキ剰余金額ガ政府以外ノ者ノ払込済出資額ニ対シ年百分ノ六ノ割合ニ達スル迄政府以外ノ者ノ払込済出資額及政府ノ払込済出資額（旧銀行等の債券発行等に関する法律（昭和二十五年法律第四十号）第十七条第一項ノ規定ニ依リ国ガ引受ケタル優先出資額ヲ除ク以下同ジ）ニ対シ剰余金ノ配当ヲ為スコトヲ要セズ

商工組合中央金庫ノ毎事業年度ニ於ケル出資ニ対シ配当シ得ベキ剰余金額ガ政府以外ノ者ノ払込済出資額ニ対シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スル場合ニ於テ政府以外ノ者ニ対シ年百分ノ六ノ割合ヲ超エ剰余金配当ヲ為サントスルトキハ其ノ超過スル剰余金額ハ剰余金配当額ガ総払込済出資額ニ対シ均一ノ割合ニ達スル迄政府以外ノ者ノ払込済出資額及政府ノ払込済出資額ニ対シ一ト四トノ割合ヲ以テ之ヲ配当スベキ金額は、昭和三十年度において出資するものとする。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第五十六号　（昭三〇・七・九）

◎裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二万百二十六人」を「一万九千八百四十六人」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の裁判所職員定員法第二条の定員をこえる員数の職員は、昭和三十年九月三十日までの間は、定員の外に置くことができる。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第五十七号（昭三〇・七・一一）

◎総理府設置法の一部を改正する法律

総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十条中「南方連絡事務局」を「南方連絡事務局　航空技術研究所」に改める。

第十三条を削り、第十四条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（航空技術研究所）

第十四条　航空技術研究所は、航空技術の向上を図るため必要な研究及び試験並びに調査で、次の各号に掲げるものを行い、あわせて、その施設及び設備を関係各行政機関の共用に供する機関とする。

一　研究又は試験のため必要な施設及び設備を関係各行政機関に重複して設置することが、多額の経費を要するため適当でないと認められる場合における、その施設及び設備を必要とする研究及び試験

二　委託に応じて行う前号の施設及び設備を必要とする研究及び試験

三　前各号の研究及び試験に伴う技術的調査

2　航空技術研究所の施設及び設備は、航空技術の向上を図るため特に必要があると認められるときに限り、国の行政機関でないものに使用させることができる。

3　航空技術研究所は、東京都に置く。

4　航空技術研究所の内部組織は、総理府令で定める。

（内閣総理大臣署名）

法律第五十八号（昭三〇・七・一一）

◎外務省設置法の一部を改正する法律

外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第十三条の二」に改める。

第五条中「左の六局」を「次の七局」に、「情報文化局」を「情報文化局　移住局」に改め、同条に次の一項を加える。

2　アジア局に賠償部を置く。

第八条中第六号を第七号とし、第四号及び第五号を一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　賠償及びこれに伴う経済協力に関する条約その他の国際約束の実施に関すること。

第八条に次の一項を加える。

2　賠償部においては、前項第四号の事務をつかさどる。

第九条第四号を削る。

第十二条第二号中「国際約束」を「国際約束（第八条第一項第四号の国際約束を除く。）」に改める。

第二章第一節中第十三条の次に次の一条を加える。

（移住局の事務）

第十三条の二　移住局においては、次の事務をつかさどる。

一　海外移住に関する事務処理のための企画立案に関すること。

二　海外移住に関しあっせん、保護、促進その他必要な措置をとること。

三　海外移住に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

四　旅券の発給その他海外渡航に関し必要な措置をとること。

五　査証に関すること。

第十四条中「神戸移住あつ旋所」を「移住あっせん所」に改める。

第十五条の二を次のように改める。

（移住あっせん所）

第十五条の二　移住あっせん所は、外国に移住しようとする者に対し、移住に必要な教養を与え、及び渡航に必要な手続をあっせんする機関とする。

2　移住あっせん所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
神戸移住あっせん所	神戸市
横浜移住あっせん所	横浜市

3　移住あっせん所に、所長を置く。

4　所長は、所務を掌理する。

5　前各項に規定するものを除くほか、移住あっせん所に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第二十二条第一項中「在外公館」を「在外公館の種類」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

法務省	大臣官房	経理部
		賠償部

を

法務省	大臣官房	経理部

に改める。

（内閣総理・外務大臣署名）

第十五条第一項の表中

奄美群島復興審議会	奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第百二十九号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

を

奄美群島復興審議会	奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第百二十九号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
海外移住審議会	内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて海外移住政策に関する重要事項を審議すること。

に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　航空技術審議会設置法（昭和二十九年法律第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「関係各行政機関の共用に供する研究機関」を「総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）第十条に規定する航空技術研究所」に改める。

（内閣総理大臣署名）

法律第五十九号（昭三〇・七・一一）

◎文部省設置法の一部を改正する法律

文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二十五号の次に次の一号を加える。

二十五の二　所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を行うこと。

第十一条第六号の次に次の一号を加える。

六の二　文部省の所掌事務に係る賠償に関する事務を行うこと。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（文部・内閣総理大臣署名）

法律第六十号（昭三〇・七・一一）

◎厚生省設置法の一部を改正する法律

厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二十七号の二中「（以下「指定市」という。）」を削り、同条中第二十七号の三を削り、第二十七号の四を第二十七号の三とし、第六十六号を第六十七号とし、第六十五号の次に次の一号を加える。

六十六　所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を行うこと。

第二十八条を削り、第二十八条の二を第二十八条とする。

第三十五条の表中「香川県仲多度郡善通寺町」を「善通寺市」に改める。

第三十九条の六第二項の表中「香川県善通寺町」を「善通寺市」に改める。

第三十九条の九の表を次のように改める。

名称	位置	管轄区域
横須賀地方復員部	横須賀市	北海道　青森県　岩手県　宮城県　福島県　秋田県　山形県　茨城県　栃木県　群馬県　埼玉県　千葉県　東京都　神奈川県　新潟県　富山県　石川県　福井県　山梨県　長野県　静岡県　滋賀県　京都府　愛知県　岐阜県　三重県　大阪府　兵庫県　奈良県　和歌山県　鳥取県　島根県　岡山県　広島県　山口県　徳島県　香川県　愛媛県　高知県　福岡県　佐賀県　長崎県　熊本県　大分県　宮崎県　鹿児島県
呉地方復員部	呉市	
佐世保地方復員部	佐世保市	

附　則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三十九条の九の改正規定は、昭和三十年七月一日から施行する。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第六十一号（昭三〇・七・一一）

◎水防法の一部を改正する法律

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　費用負担（第三十二条・第三十三条）」を「第五章　費用の負担及び補助（第三十二条―第三十三条の二）」に改める。

第二条第五項中「水こう門」を「ダム又は水門若しくは閘門」に改め、同条に次の二項を加える。

6　この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

7　この法律において「水防警報」とは、洪水又は高潮によつて災害が起るおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第六条第二項中「、扶助」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（公務災害補償）

第六条の二　水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは廃疾となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、水害予防組合にあつては組合会の議決で、市町村組合又は市町村にあつては条例で定めるところにより、その者又その者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

第十条の見出しを「（洪水予報）」に改め、同条中「中央気象台長、管区気象台長又は測候所長」を「中央気象台」に、「気象」を「気象等」に、「虞があると認めるときは、」を「おそれがあると認められるときは、」に改め、「報道機関」の下に「（以下「報道機関」という。）」を加え、同条に次の二項を加える。

2　建設大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものについて、洪水のおそれがあると認められるときは、中央気象台と共同して、その状況を水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 前項の河川は、建設大臣が運輸大臣に協議して定める。

第十条の次に次の四条を加える。

（洪水予報の通知）

第十条の二 都道府県知事は、前条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

（水位の通報）

第十条の三 前条に規定する水防管理者又は量水標管理者は、洪水又は高潮のおそれがあることを自ら知り、又は前条の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位をこえるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

（水防警報）

第十条の四 建設大臣は、洪水又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、建設大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 建設大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。

4 建設大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

（水防団及び消防機関の出動）

第十条の五 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が都道府県知事の定める警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

第十六条第一項中「他の水防管理者、市町村長又は消防長」を「他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

第二十条第二項中「日本発送電株式会社通信施設」を「電気事業通信施設」に改める。

第二十九条から第三十一条までを次のように改める。

第二十九条から第三十一条まで 削除

「**第五章** 費用負担」を「**第五章** 費用の負担及び補助」に改める。

第三十二条の次に次の一条を加える。

（利益を受ける市町村の費用負担）

第三十二条の二 水防管理団体の水防によって当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著し

く利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基いてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

第五章中第三十三条の次に次の一条を加える。

（費用の補助）

第三十三条の二 都道府県は、第三十二条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第三十四条を次のように改める。

（第十七条の規定により水防に従事した者に対する災害補償）

第三十四条 第十七条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは廃疾となつたときは、当該水防管理団体は、水害予防組合にあつては組合会の議決で、市町村組合又は市町村にあつては条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（報賞）

第三十四条の二 建設大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、建設省令で定めるところにより、報賞を行うことができる。

第三十五条の次に次の一条を加える。

（勧告及び助言）

第三十五条の二 建設大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

附　則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項及び第二項中「高潮及び波浪」を「高潮、波浪及び洪水」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

第十四条の二 中央気象台は、政令の定めるところにより、気象、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 中央気象台は、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条第三項の規定により定められた

河川について、建設大臣と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

3　第十三条第三項の規定は、前二項の予報及び警報をする場合に準用する。この場合において、第十三条第三項中「中央気象台は、前二項の予報及び警報をする場合は、」とあるのは、「中央気象台又は中央気象台及び建設大臣は、それぞれ第十四条の二第一項又は第二項の予報及び警報をする場合は、」と読み替えるものとする。

4　第二項の規定により中央気象台が建設大臣と共同して予報及び警報をする場合における建設大臣については、第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

第十五条第一項中「又は前条第一項」を「、第十四条第一項又は前条第一項若しくは第二項」に、「高潮及び波浪」を「高潮、波浪及び洪水」に、「又は日本放送協会」を「、日本放送協会、建設省又は都道府県」に改める。

第十七条第一項中「高潮又は波浪」を「高潮、波浪又は洪水」に改める。

第二十三条中「高潮及び波浪」を「高潮、波浪及び洪水」に改める。

第二十四条第一項中「高潮又は波浪」を「高潮、波浪又は洪水」に改める。

第三十七条中「高潮若しくは波浪」を「高潮、波浪若しくは洪水」に改める。

3　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第十二号中「水防の」を「洪水予報及び水防警報に関する事務を管理し、水防の」に改める。

第十二条に次の一号を加える。

四　洪水予報及び水防警報の実施に関すること。

4　北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項に次の一号を加える。

四　建設省の所掌に係る洪水予報及び水防警報の実施に関すること。

（内閣総理・大蔵・運輸・建設大臣署名）

法律第六十二号（昭三〇・七・一一）

◎登録税法の一部を改正する法律（衆法）

登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第十四号ノ四の次に次の一号を加える。

十四ノ五　農業協同組合法第十条第一項第九号ノ事業ヲ行フ農業協同組合連合会（医療法第三十一条ニ規定スル公的医療機関ノ開設者タル モノニ限ル）ガ同号ノ事業ノ用ニ供スル土地又ハ建物ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第六十三号（昭三〇・七・一一）

◎住宅融資保険法

（目的）

第一条　この法律は、住宅の建設等に必要な資金の融通を円滑にするため、金融機関の住宅の建設等に必要な資金の貸付につき保険を行う制度を確立し、もつて健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の建設を促進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　住宅　主として人の居住の用に供する家屋をいう。

二　住宅の建設　住宅の新築（住宅以外の家屋の新築で人の居住の用に供する部分に係るもの及び新築された住宅でまだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。）若しくは住宅の移転又は家屋の増築、改築、修繕若しくは模様替で、人の居住の用に供するため若しくは居住性を良好にするために行うものをいう。

三　金融機関　銀行（日本銀行を除く。）、保険会社、無尽会社、信用金庫、労働金庫及び信用協同組合をいう。

四　給付　相互銀行法（昭和二十六年法律第百九十九号）第二条第一項第一号の契約に基く給付及び無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第一条の無尽による給付をいう。

（保険契約）

第三条　住宅金融公庫（以下「公庫」という。）は、事業年度又はその半期ごとに、金融機関を相手方として、当該金融機関が貸付（給付を含む。以下同じ。）を行つたことを公庫に通知することにより、貸付金の額（給付の場合は、当該給付に係る契約に基いて給付後において受け入れるべき掛金の額。以下同じ。）の総額が一定の金額に達するまで、その貸付につき、公庫と当該金融機関との間に保険関係が成立する旨を定める契約を結ぶことができる。

2　公庫は、前項の契約を結ぶときは、第十三条の規定による承認を受けた保険約款に基かなければならない。

（保険関係が成立する貸付）

第四条　前条第一項の保険関係（以下「保険関係」という。）が成立する貸付は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

一　住宅の建設、住宅の建設に伴い通常必要とされる施設（以下「施設」という。）の建設、住宅若しくは施設の建設に必要な土地若しくは借地権の取得又は住宅若しくは施設の建設に必要な土地の造成のための貸付であること。

二　貸付期間（給付の場合は、給付の時から当該給付に係る契約の期間の満了の時までの期間）が六月以上であること。

（保険価額、保険事故及び保険金額）

第五条　保険関係においては、貸付金の額を保険価額とし、弁済期（給付の場合は、当該給付に係る契約の期間の満了の時）における債務の不履行による貸付金の回収未済（給付の場合は、掛金の受入未済。以下同じ。）の金額を保険金額とする。

2　公庫と当該金融機関との間に保険関係が成立つき、公庫と当該金融機関との間に保険関係が成立する旨を定める契約を結ぶときは、第十三条の規定による承認を受けた保険約款に基かなければならない。

（保険関係が成立する貸付）

し、保険価額に百分の八十を乗じて得た金額を保険金額とする。

（保険価額の総額の限度）

第六条　公庫は、保険関係における保険価額の総額の金融機関を通ずる合計額が、事業年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内でなければ、第三条第一項の契約を結ぶことができない。

（保険料）

第七条　保険料の額は、保険金額に年百分の三以内において政令で定める率を乗じて得た額以内とする。

（保険金）

第八条　公庫が保険関係に基いて支払うべき保険金の額は、保険価額から金融機関がその支払の請求をする時までに貸付金の回収（給付の場合は、掛金の受入。以下同じ。）をした額を控除した残額に、百分の八十を乗じて得た額とする。

第九条　金融機関は、保険事故の発生の日から三月を経過した後でなければ、保険金の支払の請求をすることができない。

2　金融機関は、保険事故の発生の日から一年六月を経過した後は、前項の請求をすることができない。

（回収金の納付）

第十条　保険金の支払を受けた金融機関は、その支払の請求をした後貸付金の回収をした額と保険金の支払を受けた日の翌日以後の利息の受領した額との合計額に支払を受けた保険金の額の第八条に規定する残額に対する割合を乗じて得た額を公庫に納付しなければならない。

（貸付金の回収）

第十一条　金融機関は、保険関係が成立した貸付について、貸付金の回収に努めなければならない。

（契約の解除等）

第十二条　公庫は、金融機関がこの法律の規定又は第三条第一項の契約の条項に違反したときは、保険関係に基く保険金の全部若しくは一部を支払わず、保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて同条同項の契約を解除することができる。

（保険約款）

第十三条　公庫は、この法律に基く業務開始の際、保険約款を定め、これを主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

（主務大臣）

第十四条　この法律における主務大臣は、建設大臣及び大蔵大臣とする。

（過料）

第十五条　公庫が、第十三条の規定による承認を受けた保険約款に基かないで第三条第一項の契約を結んだときは、その違反行為をした公庫の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（住宅金融公庫法の一部改正）

2　住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「基き、」を「基き」に改め、「融通すること」の下に「、及び住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）に基き金融機関の住宅建設等に必要な資金の貸付につき保険を行うこと」を加える。

第五条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が住宅融資保険法（以下「保険法」という。）による保険の基金に充てるべきものであるときは、その金額を示すものとする。

第十七条第六項を次のように改める。

6　公庫は、人の居住の用に供する相当の部分を有し、かつ、主要構造部が耐火構造である家屋で、地上階数三以上のもの又は基礎及び主要構造部を地上第三階以上の部分の建築を予定した構造とした二階建のものが建設される場合において、特別の理由によりやむを得ないと認められるとき、又は当該家屋が耐火建築促進法（昭和二十七年法律第百六十号）第四条第一項の規定により指定された防火建築帯の区域内に建設されるときは、当該家屋の人の居住の用に供する部分以外の部分を建設する者に対し、当該部分のうち当該家屋の人の居住の用に供する部分の床面積の合計の二分の一以下に相当する床面積を有する部分の主要構造部を建設するために必要な資金を貸し付けることができる。

第十七条第七項中「資金貸付の業務」の下に「及び保険法による保険の業務」を加える。

第二十三条第一項中「回収に関する業務」の下に「並びに貸付金の回収に関連して取得した動産、不動産又は所有権以外の財産権の管理及び処分」を、「土地に係る造成工事」の下に「並びに保険法による保険の業務のうち同法第十三条に規定する保険約款で定めた場合における金融機関の貸付についての調査」を加える。

第二十四条第二項中「処理に関する準則」の下に「並びに保険法による保険の業務の処理に関する準則」を加える。

第二十六条の次に次の一条を加える。

（特別勘定）

第二十六条の二　公庫は、保険法による保険については、特別勘定を設けて経理しなければならない。

2　前項の特別勘定においては、第五条第三項後段の規定により政府が示した金額に相当する金額をもつて基金としなければならない。

3　第一項の特別勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、これを積立金として積み立てなければならない。

4　第一項の特別勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の積立金を取りくずして整理するものとし、なお、損失がうめられないときは、その額を損失の繰越として整理するものとする。

5　前項の規定により損失をうめる場合を除いては、第三項の積立金を取りくずしてはならない。

第二十七条第三項中「第一項の」の下に「利益金を納付する場合における損益計算は、前条第一項の特別勘定の損益を控除して行うものとするほか、同項の」を加える。

第三十一条第二項中「及び融通法」を「、融通法及び保険法」に改める。

第三十二条第一項第一号中「若しくは融通法」を「、融通法若しくは保険法」に改める。

（公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正）

3　公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「資産の運用に係る収入」の下に「、収入保険料（住宅金融公庫の場合に限る。）」を、「利子、」の下に「支払保険金（住宅金融公庫の場合に限る。）、」を加える。

（建設省設置法の一部改正）

4　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十三号の二中「及び産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）」を「、産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三

号）及び生宅醸資保険法（昭和三十年法律第六十三号）に改める。

（大蔵省設置法の一部改正）

5　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第六号の二中「融通」の下に「及び生宅醸資保険」を加える。

（大蔵・建設・内閣総理大臣署名）

法律第六十四号（昭三〇・七・一二）

◎農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二　所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を行うこと。

第四条第十六号中「及び所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等を削り、同条第十六号の二中「若しくは引渡又は所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の使用、譲渡、譲受若しくは引渡」を「又は引渡に改め、同条第十六号の三中「若しくは引渡又は所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の譲渡」を「又は引渡に改める。

第七条第九号を次のように改める。

九　賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。

第二十三条第二項の表の位置の欄中「神戸市」を「尼崎市」に改める。

第五十四条第二項中「米価審議会」を「前各項に規定するものの外、米価審議会」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　米価審議会は、委員二十五人以内で組織する。

3　専門の事項を調査するため必要があるときは、米価審議会に専門委員を置くことができる。

4　委員及び専門委員は、米価審議会の所掌事務に関し学識経験のある者のうちから、農林大臣が任命する。

第五十九条中「第四条第一号から第十六号の三まで」を「第四条第一号から第十五号の二まで」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行の際、現に米価審議会の委員又は専門委員である者は、改正後の農林省設置法第五十四条第四項の規定により任命されたものとする。

3　水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第十一号中「第四条第一号から第十六号まで」を「第四条第一号から第十五号の二まで、第十六号の五」に改める。

（農林・内閣総理大臣署名）

法律第六十五号（昭三〇・七・一二）

◎麻薬取締法の一部を改正する法律

麻薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二十一号中「三―ヒドロオキシ―エヌ―メチルモルヒナン」を「三―ヒドロオキシ―エヌ―メチルモルヒナン（右旋性のものを除く。）」に、同表第二十二号中「三―メトオキシ―エヌ―メチルモルヒナン」を「三―メトオキシ―エヌ―メチルモルヒナン（右旋性のものを除く。）」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第六十六号（昭三〇・七・一二）

◎出入国管理令の一部を改正する法律

出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第五十四条に次の一項を加える。

3　入国者収容所長又は主任審査官は、適当と認めるときは、収容令書又は退去強制令書の発付を受けて収容されている者以外の者の差し出した保証書をもつて保証金に代えることを許すことができる。保証書には、保証金額及びいつでもその保証金を納付する旨を記載しなければならない。

第五十五条第三項中「前条第二項の」を削る。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律（昭和二十七年法律第百二十六号）第二条第六項に該当する者の子で同法の施行の日以後本邦で出生したもの

の在留期間の更新については、政令で定める日まで第六十七条の規定を適用しない。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第六十七号（昭三〇・七・一三）

◎農業協同組合中央会が不動産に関する権利を取得する場合における登録税の臨時特例に関する法律

（衆法）

農業協同組合中央会が農業協同組合法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百八十四号）附則第二項に規定する農業協同組合連合会から不動産に関する権利を取得する場合における当該権利の取得の登記については、命令で定めるところにより、昭和三十一年三月三十一日までに登記を受けるものに限り、登録税を免除する。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第六十八号（昭三〇・七・一五）

◎昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律

第一条　私立学校教職員共済組合が、私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）附則第十一項の規定により権利義務を承継したことにより、支給すべき義務を負う旧財団法人私学恩給財団の年金で、昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じたものについては、昭和三十年四月分以降、その年金額をその年金額にそれぞれ対応する別表の改定年金額に改定する。

第二条　前条に規定する年金は、その支給を受ける者が五十歳に達する月までは、同条の規定による年金額の改定により増加すべき額の全部について支給を停止する。

第三条　第一条の規定による年金額の改定により増加する費用は、私立学校教職員共済組合の負担とし、その費用については、私立学校振興会が、文部大臣の定めるところにより、私立学校振興会法（昭和二十七年法律第十一号）第二十二条第一項第三号の助成を行うものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

別表

改定前の年金額	改定年金額
一二、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
一二、二〇〇円	三〇、五〇〇円
一二、四〇〇円	三一、〇〇〇円
一二、六〇〇円	三一、五〇〇円
一二、八〇〇円	三二、〇〇〇円
一三、〇〇〇円	三二、五〇〇円
一三、二〇〇円	三三、〇〇〇円
一三、四〇〇円	三三、五〇〇円
一三、六〇〇円	三四、〇〇〇円
一三、八〇〇円	三四、五〇〇円
一四、〇〇〇円	三五、〇〇〇円
一四、二〇〇円	三五、五〇〇円
一四、四〇〇円	三六、〇〇〇円
一四、六〇〇円	三六、五〇〇円
一四、八〇〇円	三七、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	三七、五〇〇円

（大蔵・文部・内閣総理大臣署名）

法律第六十九号（昭三〇・七・一五）

◎道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律

道路整備費の財源等に関する臨時措置法（昭和二十八年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「以降五箇年間」及び「毎年度」を削り、同条に次の一項を加える。

2　政府は、昭和三十年度以降四箇年間は、毎年度次の各号に掲げる額の合算額に相当する金額を、道路整備五箇年計画の実施に要する道路法及び道路の修繕に関する法律に基く国の負担金（国が直轄で行う事業については、当該事業に要する費用）又は補助金（以下「道路整備費」という。）の財源に充てなければならない。

一　当該年度の揮発油税法による揮発油税（以下「揮発油税」という。）の収入額の予算額

二イ　昭和三十一年度においては、昭和二十九年度に係る道路整備五箇年計画の実施に要する道路

法及び道路の修繕に関する法律に基く国の負担金又は補助金の歳出決算額（支出済歳出額から前年度繰越額を控除し、翌年度繰越額を加算した額をいう。以下同じ。）が同年度の揮発油税の収入額の決算額の三分の二に不足するときは、当該不足額

ロ　昭和三十二年度においては、昭和三十年度の道路整備費の歳出決算額が同年度の揮発油税の収入額の決算額に不足するときは、当該不足額

ハ　昭和三十三年度においては、昭和三十一年度の道路整備費の歳出決算額（同年度の道路整備費の予算額にイに規定する不足額に相当する額が含まれている場合においては、当該額に相当する額を控除した額）が同年度の揮発油税の収入額の決算額に不足するときは、当該不足額

三　昭和三十三年度においては、道路法第五十三条第一項又は道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）第十一条第二項の規定により昭和三十一年度末までに納付された地方公共団体の負担金で昭和三十年度以降の事業に係るものの額（当該負担金が地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律（昭和二十八年法律第百十一号）第一項の規定により地方債の証券をもつて納付された場合においては、昭和三十一年度末までに支払われた当該地方債に係る償還金（利子に相当する部分を除く。）の額）

第四条中「（昭和二十四年政令第六十一号）」を削る。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・建設・内閣総理大臣署名）

法律第七十号（昭三〇・七・一六）

◎アルコール専売法の一部を改正する法律

アルコール専売法（昭和十二年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「又ハ移入」を削る。

第十八条第二項中「第十六条、」の下に「第二十九条ノ二第一項、第二十九条ノ三第一項、」を加える。

第二十条第三号中「又ハ移出」を削る。

第二十七条第二項中「、輸出又ハ移出」を「又ハ輸出」に改める。

第二十八条第二項中「アルコール売捌人」を「本法ニ規定スルモノノ外アルコール売捌人」に改める。

第二十九条の次に次の二条を加える。

第二十九条ノ二　アルコール製造者命令ヲ以テ定ムル設備ヲ新設又ハ変更シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ検査ヲ受ケタル後ニ非ザレバ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

アルコール売捌人命令ヲ以テ定ムル貯蔵設備ヲ新設又ハ変更シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ検査ヲ受ケタル後ニ非ザレバ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第二十九条ノ三　アルコール製造者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ帳簿ヲ作成シアルコール製造ニ関スル事項ヲ記載スベシ

第二十条ノ価格ヲ以テアルコールヲ買受ケタル者及アルコール売捌人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ帳簿ヲ作成シアルコールノ受払ニ関スル事項ヲ記載スベシ

第三十条第二号中「、納付又ハ販売」を「又ハ受払」に改め、同条第三号中「又ハ販売」を「、販売又ハ使用」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リ質問、検査又ハ監督上必要ノ処分ヲ為スベキ官吏ハ其ノ身分ヲ証スル証明書ヲ携帯シ関係人ニ提示スベシ

第三十二条第三項中「第八条、」の下に「第十四条第二項、」を、「第二十九条、」の下に「第二十九条ノ二第一項、第二十九条ノ三第一項、」を加える。

第三十三条から第三十五条までを次のように改める。

第三十三条　左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ三年以下ノ懲役若ハ三十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス

一　第二十四条第一項ノ規定ニ違反シアルコールヲ譲渡シ、質入シ又ハ其ノ用途ヲ変更シタル者

二　アルコール売捌人ニ非ズシテアルコールヲ販売シタル者

三　第二十九条第一項（第三十二条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ違反シ政府ノ売渡サザルアルコールヲ所有シ、所持シ、譲渡シ、質入シ又ハ消費シタル者

第三十四条　左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス

一　第二十四条第一項ノ規定ニ依リ政府ノ指定シタル製造原料ヲ使用セザル者

二　第十四条第二項（第十八条第二項又ハ第三十二条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ違反シ酒母又ハ醪ヲ譲渡シ、質入シ、消費シ又ハ製造場ヨリ移出シタル者

第三十五条の次に次の一条を加える。

第三十五条ノ二　左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス

一　第五条第二項ノ規定ニ依リ政府ノ指定シタル製造原料ヲ使用セザル者

二　第十四条第二項（第十八条第二項又ハ第三十二条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ違反シ政府ノ売渡サザルアルコールヲ所有シ、所持シ、譲渡シ、質入シ又ハ消費シタル者

三　第二十九条ノ二第一項（第十八条第二項又ハ第三十二条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ違反シ貯蔵設備ヲ新設又ハ変更シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ帳簿ヲ作成シアルコールノ受払ニ関スル事項ヲ記載セザル者

四　第二十九条ノ二第二項ノ規定ニ違反シアルコールノ価額ノ十倍ガ三十万円但シ違反ニ係ルアルコールノ価額ノ十倍ガ三十万円ヲ超ユルトキハ罰金ハ当該価額ノ十倍以下トス

一　政府ノ特許、許可又ハ委託ヲ受ケズシテアルコールヲ製造シタル者

二　第四条ノ規定ニ違反シアルコールノ輸入ヲ為シタル者

三　政府ニ納付スベキアルコールヲ譲渡シ、消費シ又ハ隠匿シタル者

前項ノ犯罪ニ着手シ之ヲ遂ゲザル者亦前項ニ同ジ

第三十四条　左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ二十万円以下ノ罰金ニ処ス

一　第七条（第十八条第二項又ハ第三十二条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ違反シ製造場若ハ蔵置場ヲ新設、変更若ハ廃止シ又ハ許可ヲ受ケタル事項ヲ変更シタル者

二　第八条（第十八条第二項又ハ第三十二条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ違反シ酒母又ハ醪ヲ譲渡シ、質入シ、消費シ又ハ製造場ヨリ移出シタル者

第三十五条の次に次の一条を加える。

第三十五条ノ二　左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス

一　第五条第二項ノ規定ニ依リ政府ノ指定シタル製造原料ヲ使用セザル者

二　第十四条第二項（第十八条第二項又ハ第三十二条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ政府ノ命ジタル処理ヲ為サザル者

三　第二十九条ノ二第一項（第十八条第二項又ハ第三十二条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ違反シ貯蔵設備ヲ新設又ハ変更シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ帳簿ヲ作成シアルコールノ受払ニ関スル事項ヲ記載セザル者

四　第二十九条ノ二第二項ノ規定ニ違反シアルコールノ価額ノ十倍ガ三十万円

又ハ変更シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ検査ヲ受ケタル後ニ非ザレバ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第二十九条ノ三　アルコール製造者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ帳簿ヲ作成シアルコール製造ニ関スル事項ヲ記載スベシ

第二十条ノ価格ヲ以テアルコールヲ買受ケタル者及アルコール売捌人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ帳簿ヲ作成シアルコールノ受払ニ関スル事項ヲ記載スベシ

第三十条第二号中「、納付又ハ販売」を「又ハ受払」に改め、同条第三号中「又ハ販売」を「、販売又ハ使用」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リ質問、検査又ハ監督上必要ノ処分ヲ為スベキ官吏ハ其ノ身分ヲ証スル証明書ヲ携帯シ関係人ニ提示スベシ

第三十二条第三項中「第八条、」の下に「第十四条第二項、」を、「第二十九条、」の下に「第二十九条ノ二第一項、第二十九条ノ三第一項、」を加える。

第三十三条から第三十五条までを次のように改める。

第三十三条　左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ三年以下ノ懲役若ハ三十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス

一　第二十四条第一項ノ規定ニ違反シアルコールヲ譲渡シ、質入シ又ハ其ノ用途ヲ変更シタル者

二　アルコール売捌人ニ非ズシテアルコールヲ販売シタル者

三　第二十九条第一項（第三十二条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ違反シ政府ノ売渡サザルアルコールヲ所有シ、所持シ、譲渡シ、質入シ又ハ消費シタル者

第三十四条　左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ三年以下ノ懲役若ハ三十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス

一　第二十四条第一項ノ規定ニ違反シアルコールヲ譲渡シ、質入シ、消費シ又ハ製造場ヨリ移出シタル者

第三十五条の次に次の一条を加える。

第三十五条ノ二　左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス

一　第五条第二項ノ規定ニ依リ政府ノ指定シタル製造原料ヲ使用セザル者

二　第十四条第二項（第十八条第二項又ハ第三十二条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ政府ノ指定シタル製造原料ヲ使用セザル者

三　第二十九条第一項（第十八条第二項又ハ第三十二条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ違反シ酒母又ハ醪ヲ譲渡シ、質入シ、消費シ又ハ製造場ヨリ移出シタル者

四　第二十九条ノ二第二項ノ規定ニ違反シアルコールノ価額ノ十倍ガ三十万円

ヲ使用シタル者

第三十六条を次のように改める。

第三十六条　左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ五万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

一　正当ノ事由ナクシテ政府ノ指定シタル納付期日ニアルコールヲ納付セザル者

二　第二十九条ノ三第一項（第十八条第二項又ハ第三十二条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）又ハ同条第二項ノ規定ニ違反シ帳簿ヲ作成セズ又ハ其ノ記載ヲ怠リ若ハ不実ノ記載ヲ為シタル者

三　第三十条第一項ノ規定ニ依ル当該官吏ノ質問ニ対シ答弁ヲ為サズ、虚偽ノ陳述ヲ為シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者

第三十七条中「第三十四条第三号若ハ第四号」を「第三十四条第一項」に改める。

第三十八条から第四十条までを次のように改める。

第三十八条　第三十三条又ハ第三十四条第一項ノ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ刑法第四十八条第二項、第六十三条及第六十六条ノ規定ハ之ヲ適用セズ但シ懲役ノ刑ニ処スル場合又ハ懲役及罰金ヲ併科スル場合ニ於ケル懲役刑ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十九条　法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ関シ第三十三条乃至第三十六条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ各本条ノ罰金刑ヲ科ス

第四十条　国税犯則取締法ノ規定ハ本法ノ犯罪ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ本法ノ違反事件ハ間接国税ノ犯則事件トス

前項ノ場合ニ於テ国税犯則取締法ニ規定スル国税局長又ハ税務署長ノ職務ハ通商産業局長之ヲ行ヒ同法ニ規定スル収税官吏ノ職務ハ専売官吏、収税官吏、税関官吏、警察官、海上保安官又ハ司法警察職員トシテ職務ヲ行フ日本国有鉄道ノ役員若ハ職員之ヲ行フ

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第七十一号（昭三〇・七・一九）

◎運輸省設置法の一部を改正する法律

運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第十四号の十四を第十四号の十五とし、第十四号の十三を第十四号の十四とし、第十四号の十二を第十四号の十三とし、第十四号の十一を第十四号の十二とし、第十四号の十の次に次の一号を加える。

十四の十一　所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を行うこと。

第四条第一項第十五号の四の次に次の一号を加える。

十五の五　船舶の建造に係る融資につき、利子補給をし、及び損失補償をすること。

第四条第二項中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号から第八号までを削り、第九号を第二号とし、同号中「前各号」を「前号」に改める。

第二十二条第一項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二　運輸省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務に関すること。

第二十二条第一項第二十三号の二の次に次の一号を加える。

二十三の三　観光部の所掌事務に関する物資の需給の調査及びあつ旋並びに配分に関すること。

第二十二条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同項中「第一項第二十一号から第二十四号まで及び前項」を「前項第二十一号から第二十四号まで」に改める。

第二十三条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二　船舶の建造に係る融資についての利子補給及び損失補償に関すること。

第二十三条第一項第九号中「調査」を「調査及びあつ旋並びに配分」に改める。

第二十三条第一項第十六号の次に次の一号を加える。

十七　前各号に掲げるものの外、水上運送事業及び水上運送の発達、改善及び調整に関すること。

第二十三条第二項中第二号及び第五号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第二十三条第二項中「第十六号」を「第十七号」に、「第一項第五号の四中「調査」を「調査及びあつ旋並びに配分」に改める。

第二十四条第二項第四号を削り、同項第一号を次のように改める。

一　削除

第二十六条第一項第十三号中「調査」を「調査及びあつ旋並びに配分」に改める。

第二十六条第二項中「港湾、倉庫等の用に供する指定生産資材の割当及び監査並びに」を削る。

第二十七条第一項第十四号の四中「調査」を「調査及びあつ旋並びに配分」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十四の五　鉄道、軌道、索道及び無軌条電車の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器の用に供する物資の需給の調査及びあつ旋並びに配分に関すること。

第二十七条第一項第十六号の次に次の一号を加える。

十七　運輸省の所掌事務に係る都市交通に関する基本的な計画に関すること。

第二十七条第二項中第三号及び第四号を削る。

第二十三条第三項中「第十六号」を「第十七号」に、「第二項第一号」を「前項第一号」に改める。

第二十四条第一項第五号の四中「調査」を「調査及びあつ旋並びに配分」に改める。

第二十四条第二項第四号を削り、同項第一号を次のように改める。

一　削除

第二十六条第一項第十三号中「調査」を「調査及びあつ旋並びに配分」に改める。

第二十六条第二項中「港湾、倉庫等の用に供する指定生産資材の割当及び監査並びに」を削る。

第二十七条第一項第十四号の四中「調査」を「調査及びあつ旋並びに配分」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十四の五　鉄道、軌道、索道及び無軌条電車の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器の用に供する物資の需給の調査及びあつ旋並びに配分に関すること。

第二十七条第一項第十六号の次に次の一号を加える。

十七　運輸省の所掌事務に係る都市交通に関する基

第二十七条第二項中第二号及び第五号を削り、第三号を第二号とする。

第三十四条第二項中「第十六号」を「第十七号」に改める。

第三十七条第二項の表中「香川県三豊郡詫間町」を「香川県三豊郡粟島村」を「芦屋市」に改める。

「港湾整備審議会（運輸大臣の諮問に応じて港湾整備促進法（昭和二十八年法律第百七十号）第三条第一項に規定する特定港湾施設整備事業についての基本計画を調査審議すること。

第三十八条第一項の表中

鉄道建設審議会	運輸大臣の諮問に応じて鉄道敷設法（大正十一年法律第三十七号）に定める日本国有鉄道の鉄道新線の敷設に関する事項を調査審議すること。

を

鉄道建設審議会	運輸大臣の諮問に応じて鉄道敷設法（大正十一年法律第三十七号）に定める日本国有鉄道の鉄道新線の敷設に関する事項を調査審議すること。
都市交通審議会	運輸大臣の諮問に応じて都市における交通に関する基本的な計画について調査審議すること。

に改める。

第四十条第二項中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号を第二号とする。

第四十一条の表管轄区域の欄中「小野田市、」の下に「長門市、」を加える。

第四十三条第一項中「、支局の出張所、港湾管理事務所又は港湾管理事務所の出張所」を「又は支局の出張所」に改め、同条第二項を削る。

第四十六条第二項を削る。

第五十一条第二項第一号を次のように改める。

一　削除

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　港湾整備促進法の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「港湾整備審議会」を「運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）第三十八条第一項の港湾審議会」に改める。

第八条から第十一条までを削る。

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第七十二号（昭三〇・七・一九）

◎郵政省設置法の一部を改正する法律

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第十四号の三の次に次の一号を加える。

十四の四　所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を行うこと。

第六条第七号の次に次の一号を加える。

七の二　賠償及び国際協力に関する事務の取りまとめをすること。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（郵政・内閣総理大臣署名）

法律第七十三号（昭三〇・七・一九）

◎開拓融資保証法の一部を改正する法律

開拓融資保証法（昭和二十八年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「一億五千万円」を「二億円」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　開拓融資保証法第五条第二項の改正に伴い政府から出資すべき金額は、昭和三十年度において出資するものとする。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第七十四号（昭三〇・七・二〇）

◎経済審議庁設置法の一部を改正する法律

経済審議庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

経済企画庁設置法

本則中、別に定める場合を除き、「経済審議庁」を「経済企画庁」に、「審議庁」を「企画庁」に改める。

第二条第二項を削る。

第三条第一号中「長期経済計画の策定」の下に「及び推進」を加える。

第四条中第二十号を第二十一号とし、第十三号から第十九号までを順次一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　長期経済計画を策定し、並びに長期経済計画に関する重要な政策及び計画について、関係行政機関の事務の総合調整を行うこと。

第五条を次のように改める。

（内部部局）

第五条 企画庁に、長官官房及び左の四部を置く。

調整部

計画部

開発部

調査部

第六条を削る。

第七条の見出しを「（長官官房の事務）」に改め、同条中「総務部」を「長官官房」に改め、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加え、同条を第六条とする。

十一　国際経済協力に関する基本的な政策及び計画の企画立案及び総合調整に関すること。

第八条中第八号を削り、同条第九号中「前八号」を「前七号」に、「総合調整に関すること。」を「総合調整に関すること（長官官房及び他部の所掌に属するものを除く。）。」に改め、同号を第八号とし、同号の次に次の一号を加え、同条を第七条とする。

九　長期経済計画に関する関係行政機関の重要な政策及び計画の実施に関する総合調整に関すること。

第九条を次のように改める。

（計画部の事務）

第八条 計画部においては、左の事務をつかさどる。

一　長期経済計画の策定に関すること。

二　長期経済計画に関する関係行政機関の重要な政策及び計画の立案に関する総合調整に関すること。

三　総合国力の分析及び測定に関すること。

四　電源開発に関する基本的な政策及び計画の企画立案及び総合調整に関すること。

五　原子力の経済的利用に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

（開発部の事務）

第九条 開発部においては、左の事務をつかさどる。

一　国土総合開発及び国土調査に関すること。

二　特殊土じょう地帯の災害防除及び振興に関すること。

三　離島の振興に関すること。

第十二条を第十五条とし、第十一条を第十四条とし、第十条の次に次の三条を加える。

（長官）

第十一条 企画庁の長は、経済企画庁長官とし、国務大臣をもつて充てる。

2　長官は、長期経済計画の策定及び推進のため必要があるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

3　長官は、長期経済計画の推進のため特に必要があるときは、関係行政機関の長に対し、長期経済計画に関する当該行政機関の重要な政策及び計画の立案について勧告することができる。

（特別な職）

第十二条 企画庁に、次長一人を置く。

2　次長は、長官を助け、庁務を整理する。

3　企画庁に、審議官九人以内を置く。

4　審議官は、命を受け、企画庁の所掌事務に関する重要な方針の決定について長官を補佐する。

5　長官官房及び各部に、長官官房及び各部を通じて調査官十八人以内を置く。

6　調査官は、命を受け、専門的事項の調査に参画する。

第十三条 長官官房に、官房長一人を置く。

2　官房長は、命を受け、長官官房の事務を掌理する。

附　則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（日本銀行法の改正）

第二条 日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条ノ四第二項第三号中「経済審議庁」を「経済企画庁」に改める。

（国家行政組織法の改正）

第三条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一総理府の項中「経済審議庁」を「経済企画庁」に改める。

（総理府設置法の改正）

第四条 総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「経済審議庁」を「経済企画庁」に改める。

第十八条の表中「経済審議庁」を「経済企画庁」に、「経済審議庁設置法」を「経済企画庁設置法」に改める。

（国土総合開発法の改正）

第五条 国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

本則中「経済審議庁長官」を「経済企画庁長官」に改める。

（資源調査会設置法の改正）

第六条 資源調査会設置法（昭和二十七年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「経済審議庁長官」を「経済企画庁長官」に改める。

（電源開発促進法の改正）

第七条 電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項第五号中「経済審議庁長官」を「経済企画庁長官」に改める。

（鉄道敷設法等の改正）

第八条 次の各号に掲げる法律の規定中「経済審議庁次長」を「経済企画庁次長」に改める。

一　鉄道敷設法（大正十一年法律第三十七号）

二　積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法（昭和二十六年法律第六十六号）

三　資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）

四　特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）

五　急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和二十七年法律第百三十五号）

六　湿田単作地域農業改良促進法（昭和二十七年法律第三百五十四号）

七　海岸砂地地帯農業振興臨時措置法（昭和二十八年法律第十二号）

八　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）

九　畑地農業改良促進法（昭和二十八年法律第二百五号）

（他の法令の読替）

第九条 前七条に掲げる法律を除くほか、他の法令中「経済審議庁」とあるのは「経済企画庁」と、「経済審議庁長官」とあるのは「経済企画庁長官」と、「経済審議庁次長」とあるのは「経済企画庁次長」と読み替えるものとする。

（内閣総理大臣署名）

法律第七十五号（昭三〇・七・二〇）

◎大蔵省設置法の一部を改正する法律

大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第十一号中「並びに輸出入の規制」を削る。

第十三条第五号中「管理すること。」を「管理し、及び金の輸出入を規制すること。」に改める。

第二十三条各号列記以外の部分中「、第十条第十一号」を削る。

第二十三条第二号中「及び貴金属」を削る。

第二十四条の表中東京税関及び横浜税関の項を次のように改める。

東京税関	東京都	埼玉県	群馬県
	山梨県	新潟県	山形県
横浜税関	横浜市	神奈川県	茨城県
		栃木県	千葉県
		福島県	宮城県

第二十五条第二項中「東京税関及び」を削る。

附　則

この法律は、昭和三十年八月一日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第七十六号（昭三〇・七・二〇）

◎風俗営業取締法の一部を改正する法律（衆法）

風俗営業取締法（昭和二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「玉突場、」を削る。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（内閣総理大臣署名）

法律第七十七号（昭三〇・七・二〇）

◎開拓者資金融通特別会計法の一部を改正する法律

開拓者資金融通特別会計法（昭和二十二年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一時借入金の利子、」の下に「事務取扱費、」を加える。

第三条第一項中「、政府は、必要な額を限度として」を「必要があるときは、」に改め、同条に次の一項を加える。

前項の規定による公債及び借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

第四条中「公債及び借入金の償還金」の下に「並びに貸付金」を加える。

第七条第一項及び第三項中「大蔵省預金部」を「資金運用部」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項の規定による一時借入金又は繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なけ

ればならない。

第八条中第二項を削り、同条第三項中「貸付金の償還金及び第一項の規定による繰入金を以て公債及び借入金の償還金を支弁するのに不足する金額と、」を削り、「一時借入金の利子、」の下に「事務取扱費、」を加え、「との合計額」を削る。

第九条を次のように改める。

第九条　内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

前項の予算には、次の書類を添附しなければならない。

一　歳入歳出予定計算書

二　前前年度の貸借対照表及び損益計算書

三　前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

四　前年度及び当該年度の貸付計画及び償還予定表

五　前前年度末現在の第三条の公債又は借入金の発行額又は借入額及び償還額表

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、昭和三十年十月一日から施行する。

2　改正後の開拓者資金融通特別会計法（第二条を除く。）の規定は、昭和三十年度の予算から適用する。ただし、第九条第二項第二号の規定並びに同項第三号の規定中前年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書に係る部分は、昭和三十一年度の予算から適用する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第七十八号（昭三〇・七・二〇）

◎積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の一部を改正する法律（衆法）

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法（昭和二十六年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十一年」を「昭和三十六年」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・大蔵・農林大臣署名）

法律第七十九号　（昭三〇・七・二二）

◎在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律　（衆法）

在外公館等借入金整理準備審査会法（昭和二十四年法律第百七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「在外公館等借入金の返済の実施に関する法律（昭和二十七年法律第四十四号）施行の際、第五条第二項」を「在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第七十九号）施行の際、第五条第二項又は従前の附則第四項において準用する第五条第二項」に改め、「同条同項の規定にかかわらず、」を削り、「昭和二十七年六月三十日」を「昭和三十年十二月三十一日」に改める。

附則第三項中「在外公館等借入金の返済の実施に関する法律施行の日以後昭和二十七年六月三十日」を「在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律施行の日以後昭和三十年十二月三十一日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（外務・大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第八十号　（昭三〇・七・二二）

◎財団法人日本海員会館に対する国有の財産の譲与に関する法律　（衆法）

（譲与）

第一条　政府は、この法律の施行の際現に東京都に主たる事務所を有する財団法人日本海員会館（以下「財団」という。）に対し、財団が行う船員の福利厚生に関する事業の用に供させるため、他の法令の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に財団に使用させている国有の財産を譲与することができる。

（用途の制限等）

第二条　財団は、前条の規定により譲与を受けた財産を、運輸大臣の許可を受けないで、同条に規定する事業の用以外の用に供してはならない。

2　財団は、前条の規定により譲与を受けた財産が老朽その他の事由により同条に規定する事業の用に供することができなくなつたときは、運輸大臣の許可を受けて、その財産を処分することができる。

第三条　財団が解散しようとするときは、第一条の規定により譲与を受けた財産の処分については、運輸大臣の許可を受けなければならない。

（譲与契約の解除）

第四条　第一条の規定による譲与の所管大臣は、財団が前二条の規定に違反し、又は当該譲与の条件に違反したときは、運輸大臣の意見を聞いて、当該譲与に係る契約を解除することができる。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　第一条に規定する国有の財産で同条の規定による譲与の際現に国が海技専門学院の用に供しているものについては、国は、当該譲与後も当該財産を無償で使用することができる。

3　財団が第一条の規定により国有の財産の譲与を受ける場合における当該財産の所有権の取得の登記については、登録税を課さない。

4　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の七に次の一号を加える。

十四　財団法人日本海員会館に対する国有の財産の譲与に関する法律（昭和三十年法律第八十号）第一条の規定により財団法人日本海員会館が国有の不動産の譲与を受ける場合における当該不動産の取得

（大蔵・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第八十一号　（昭三〇・七・二二）

◎博物館法の一部を改正する法律

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第五章　雑則（第二十九条）　附則」に改める。

第二条第一項中「日本赤十字社、」を削り、「又は宗教法人」を「、宗教法人又は政令で定めるその他の法人」に改め、同条第二項中「日本赤十字社、」を削り、「又は宗教法人」を「、宗教法人又は前項の政令で定める法人」に改める。

第四条第五項を削り、同条第六項及び第七項をそれぞれ同条第五項及び第六項とする。

第五条及び第六条を次のように改める。

（学芸員の資格）

第五条　次の各号の一に該当する者は、学芸員となる資格を有する。

一　学士の称号を有する者で、大学において文部省

令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの

二　大学に二年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて六十二単位以上を修得した者で、三年以上学芸員補の職にあつたもの

三　文部大臣が、文部省令で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めた者

2　前項第二号の学芸員補の職には、博物館の事業に類する事業を行う施設における職で、学芸員補の職に相当する職又はこれと同等以上の職として文部大臣が指定するものを含むものとする。

（学芸員補の資格）

第六条　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条第一項の規定により大学に入学することのできる者は、学芸員補となる資格を有する。

第十条中「地方公共団体、日本赤十字社、民法第三十四条の法人又は宗教法人が、博物館を設置しようとするときは」を「博物館を設置しようとする者は、当該博物館について」に改める。

第十一条第一項第一号中「日本赤十字社、民法第三十四条の法人又は宗教法人にあつてはその」を「私立博物館にあつては設置者の」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「館長の氏名及び学芸員の種別ごとの」を「館長及び学芸員の」に改める。

第十三条第一項中「又は」を「について変更があつたとき、又は」に、「変更」を「重要な変更」に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第五章　雑則

（博物館に相当する施設）

第二十九条　博物館の事業に類する事業を行う施設で、文部大臣が、文部省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第七条及び第九条の規定を準用する。

附則第二項から第四項までを削り、附則第五項中「第五条第二項」を「第六条」に改め、同項を附則第二項とし、附則第六項から第九項までを削る。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2　改正前の博物館法（以下「旧法」という。）第五条第一項第二号、第四号又は第五号に該当する者は、改正後の博物館法（以下「新法」という。）第五条の規定にかかわらず、学芸員となる資格を有するものとする。

3　旧法附則第六項の規定により人文科学学芸員又は自然科学学芸員となる資格を有していた者は、新法第五条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年間は、学芸員となる資格を有するものとする。

4　新法第五条第二号の学芸員補の職には、旧法附則第四項に規定する学芸員補の職に相当する職又はこれと同等以上の職を含むものとする。

（文部・内閣総理大臣署名）

法律第八十二号（昭三〇・七・二二）

◎日本航空株式会社法の一部を改正する法律

日本航空株式会社法（昭和二十八年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（取締役及び監査役の人数）

第四条　会社の取締役は、十五人以内（うち、代表取締役二人）、監査役は、三人以内とする。

（社長及び副社長等）

第四条の二　会社に社長一人及び副社長一人を置き、代表取締役をもつてあてる。

2　社長は、取締役会を主宰し、その決議に基き、会社の業務を総理する。

3　副社長は、社長を補佐し、社長に事故があるときは、その職務を代理し、社長が欠けたときは、その職務を行う。

4　会社は、取締役会の決議をもつて、社長、副社長及びその他の常時会社の業務に従事する取締役を定めなければならない。

（代表取締役等の決定の決議）

第四条の三　商法第二百六十一条第一項の規定による会社の代表取締役の決定の決議及び前条第四項の規定による決議は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（社長及び副社長等の兼職制限）

第四条の四　会社の社長、副社長及びその他の常時会社の業務に従事する取締役は、他の報酬のある職務又は営業に従事してはならない。ただし、運輸大臣の承認を得たときは、この限りでない。

第八条を次のように改める。

（補助金の交付）

第八条　政府は、会社に対し、その行う国際路線における定期航空運送事業の維持発展を図るため必要があると認めるときは、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

第十二条中「又は担保に供し」を「若しくは担保に供し、又は有償で取得し」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（事業計画等に関する監督）

第十二条の二　会社は、毎営業年度の開始前に、運輸省令で定めるところにより、当該営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を運輸大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。

2　運輸大臣は、会社に対し、その業務の適正な運営を確保するため特に必要があるときは、事業計画及び資金計画の実施並びに収支予算の執行について、監督上必要な指示をすることができる。

第十三条中「及び前条」を「、第十二条及び前条第一項」に改める。

第十八条第二号中「又は担保に供したとき」を「若しくは担保に供し、又は取得したとき」に改め、同条第三号を第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　第十二条の二第一項の規定に違反して、事業計画、資金計画又は収支予算を提出しなかつたとき。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行の際現に存在する日本航空株式会社の取締役及び監査役の任期は、この法律の施行後最初の株主総会の終結の時までとする。

3　この法律の施行後最初の株主総会の終結の時までに、毎営業年度の開始前に、運輸省令で定めるところにより、当該営業年度の事業計画等に関する監督

は、改正後の日本航空株式会社法第四条、第四条の二及び第四条の四の規定は、適用しない。

（大蔵・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第八十三号（昭三〇・七・二三）

◎建設省設置法の一部を改正する法律

建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第十八号中「宅地の利用の調整」を「宅地制度」に改める。

第三条中第二十五号の三の次に次の一号を加える。

二十五の四　建設省の所管に属する建設工事用機械の貸付に関する事務を行うこと。

第三条第二十六号の二中「公共団体、」の下に「住宅金融公庫、」を、「建設工事、」の下に「建設工事の設計、建設工事の工事監理、」を加え、「を行い、並びに建設工事用機械の修理及び運転」を「並びに建設工事用機械の修理に関する事務」を「並びに建設工事用機械の修理及び運転」に改める。

第三条第二十六号の三中「公共団体、」の下に「住宅金融公庫、」を加える。

第三条第二十六号の四中「必要を生じた工事」の下に「及び建設省の所管又は助成に係る建設工事の施行と工事施行上密接な関連のある建設工事」を加える。

第三条第二十八号の次に次の一号を加える。

二十八の二　建設省の所管行政に関する賠償及び国際協力に関する事務を行うこと。

第四条第二項中「第二十五号の三」を「第二十五号の四」に改め、「第二十八号」の下に「、第二十八号の二」を「所掌に属するものを除く。」の下に「、同条第二十九号に規定する事務（附属機関の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第四条第三項中「、同条第二十号」を「並びに同条第二十号」に改め、「並びに同条第二十九号に規定する事務（附属機関の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第八条第一項中「第二十六号の五に規定する事務」を「同条第二十六号の五に規定する事務のうち河川工作物に関するもの」に改める。

第九条第一項中「設計に関するもの」の下に「、同条第二十六号の五に規定する事務のうち建築に関するもの」を加える。

第十二条第二号中「公共団体、」の下に「住宅金融公庫、」を加え、「建設工事及び」を「建設工事、建設工事の設計及び建設工事の工事管理並びに」に改め、「修理」の下に「及び運転」を加え、同号の次に次の二号を加える。

二の二　委託に基き、建設省の所管に係る建設工事の施行に伴い必要を生じた工事（これに関する調査を含む。）及び建設省の所管又は助成に係る建設工事の施行と工事施行上密接な関連のある建設工事（これに関する調査を含む。）を行うこと。

二の三　建設工事用機械の貸付に関すること。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（建設・内閣総理大臣署名）

法律第八十四号（昭三〇・七・二三）

◎医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律（衆法）

従前の規定による中学校若しくは高等女学校の卒業者又は専門学校入学者検定規定（大正十三年文部省令第二十二号）により専門学校入学の資格を有するものとして検定された者以上の程度を入学資格とする修業年限三年以上の医学の教習を目的とする学校（医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十一条第一号及び第四十三条の規定による大学及び専門学校を除く。）を卒業した者、同法第三十六条第三項又は第四項の規定により従前の例による試験を受けることができた者（医師等の免許及び試験の特例に関する法律（昭和二十八年法律第百九十二号）第二条の規定の適用を受ける者を除く。）、昭和二十年八月十五日以前に朝鮮総督の行つた医師試験の第一部試験に合格し、又は満洲国の行つた医師考試の第一部考試に及格した者及び旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による修業年限四年の医学専門学校において第四学年の課程を修了した者は、医師法第十二条の規定にかかわらず、昭和三十一年十二月三十一日までに行われる医師国家試験予備試験を受けることができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部改正）

2　歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律（昭和二十五年法律第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

本則中「試験を受けることができた者」の下に「（医師等の免許及び試験の特例に関する法律（昭和二十八年法律第百九十二号）第四条の規定の適用を受ける者を除く。）」を加え、「この法律施行の日から五年以内」を「昭和三十一年十二月三十一日まで」に改める。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第八十五号（昭三〇・七・二五）

◎教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律（衆法）

公立又は官立若しくは国立の学校（幼稚園を含む。以下同じ。）の学校看護婦（昭和四年十月二十九日以後において、学校看護婦、学校衛生婦、養護婦等の名称で児童、生徒等の養護に当つていたものをいう。）の職にあつた者が、引き続き公立又は官立若しくは国立の学校の養護訓導、養護教員（国民学校の地方技官及び官立の学校の附属国民学校の文部技官をいう。）、養護教諭又は養護助教諭となつた場合には、その者に対する教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第三十二条の規定による恩給法（大正十二年法律第四十八号）の準用又は恩給法の適用については、当該養護訓導、当該養護教員、当該養護教諭又は当該養護助教諭としての在職に接続する当該学校看護婦としての引き続く在職を恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）による改正前の恩給法第二十二条第二項に規定する準教育職員としての在職とみなす。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、この法律施行の際現に在職している者に限り適用する。ただし、この法律施行前に既に給与事由の生じた場合であつても、その者が再就職し、この法律施行後退職し、又は死亡した場合にも適用があるものとする。

（内閣総理・文部大臣署名）

法律第八十六号（昭三〇・七・二五）

◎資金運用部特別会計法の一部を改正する法律

資金運用部特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「、第四条第三項及び第九条第二項の規定による一般会計からの繰入金並びに附属雑収入」を「及び附属雑収入」に改め、「、第四条第三項の規定による繰越損失の補てん金」を削る。

第四条第一項中「第八条第一項」を「第八条」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　前項の規定により繰り越した損失は、第八条に規定するところにより、この会計の決算上の剰余をもつてうめるものとする。

第八条を次のように改める。

（決算上の剰余の処理）

第八条　この会計の毎会計年度の決算上、当該年度の歳入の収納済額（以下「収納済額」という。）から当該年度の歳出の支出済額と第十四条第一項の規定による歳出金の翌年度への繰越額との合計額（以下「支出済額等」という。）を控除して剰余がある場合において、その剰余の額をもつてまず第四条第一項の規定による償却に充て、また、同条第二項の規定により前年度から繰り越した損失がある場合には、これをうめ、なお残余があるときは、その残余の額に相当する金額をこの会計の積立金として積み立てるものとする。

第九条第一項中「収納済額の合計額」を「収納済額」に、「支出済額等の合計額」を「支出済額等」に、「前条第一項」を「前条」に改め、同条第二項を削る。

附則第六項を次のように改める。

6　この会計においては、当分の間、毎会計年度における郵便貯金特別会計の歳入不足をうめるため、その不足額に相当する金額を限り、予算で定めるところにより、当該年度の歳出として同会計に繰り入れるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第八十七号（昭三〇・七・二五）

◎過度経済力集中排除法等を廃止する法律

次の法律は、廃止する。

一　過度経済力集中排除法（昭和二十二年法律第二百七号）

二　過度経済力集中排除法の施行に伴う企業再建整備法の特例等に関する法律（昭和二十二年法律第二百八号）

三　過度経済力集中排除法第二十六条の規定による持株会社整理委員会の職権等の公正取引委員会への移管に関する法律（昭和二十四年法律第七十八号）

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・法務・大蔵・厚生・農林・通商産業・運輸・建設大臣署名）

法律第八十八号（昭三〇・七・二五）

◎国民金融公庫法の一部を改正する法律

国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「百九十五億円」を「二百億円」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

準ずるもの又はこれらが販売する物品を調達する国際連合の軍隊の機関

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（厚生・農林・通商産業・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第八十九号（昭三〇・七・二五）

◎輸出品取締法の一部を改正する法律（衆法）

輸出品取締法（昭和二十三年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二の次に次の一条を加える。

（この法律の適用）

第十一条の三　左の各号に掲げる機関に納入する物品のうち、輸出品の声価を維持するため、その品質を規律する必要があると認められるものであつて、政令で定める品目に属するものの当該機関に対する納入は、輸出とみなして、この法律の規定を適用する。

一　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴い設置された海軍販売所若しくはピー・エックス又はこれらが販売する物品を調達するアメリカ合衆国軍隊の機関

二　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴い設置された機関で前号の機関に

法律第九十号（昭三〇・七・二五）

◎海上運送法の一部を改正する法律

海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　雑則（第四十二条―第四十五条）」を「第五章　雑則（第四十二条―第四十五条の三）」に改める。

第二条第四項を次のように改める。

4　この法律において「旅客定期航路事業」とは、旅客船（十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう。以下同じ。）により人の運送をする定期航路事業をいい、「貨物定期航路事業」とは、その他の定期航路事業をいう。

第三条の見出しを「（旅客定期航路事業の免許）」に改め、同条第一項中「航路」を「航路及び左に掲げる事業の種類」に改め、同項に次の二号を加える。

一　一般旅客定期航路事業（特定旅客定期航路事業以外の旅客定期航路事業）

二　特定旅客定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする旅客定期航路事業）

第三条第三項を削る。

第四条を次のように改める。

（免許基準）

第四条　運輸大臣は、旅客定期航路事業の免許をしようとするときは、左の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一　当該事業の開始によつて当該航路に係る全供給輸送力が全輸送需要に対し著しく供給過剰にならないこと。

二　当該事業に使用する船舶、けい留施設その他の輸送施設が当該航路における輸送需要の性質及び当該航路の自然的性質に適応したものであること。

三　当該事業が利用者の利便に適合する運航計画を有すること。

四　当該事業を営む者の責任の範囲が明確であるような経営形態であること。

五　当該事業の経理的基礎が確実性を有すること。

六　当該事業の開始によつて港湾（河川を含む。）における船舶交通の安全に支障を生ずるおそれのないものであること。

第六条を削り、第五条を第六条とし、同条中「前条」を「前二条」に改め、第四条の次に次の一条を加える。

第五条　運輸大臣は、旅客定期航路事業の免許又は第二十一条第一項ようとする者が左の各号の一に該当する場合には、その免許をしてはならない。

一　二年以上の懲役又は禁この刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であるとき。

二　旅客定期航路事業の免許又は第二十一条第一項に規定する旅客不定期航路事業の許可の取消を受け、その取消の日から二年を経過していない者であるとき。

三　法人である場合において、その法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）が前二号の一に該当するとき。

第十五条中第三項を削り、第二項を第四項とし、同項中「前項」を「第一項」に改め、第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の事業の休止の許可は、一年をこえる期間についてすることができない。

3　前項の規定は、災害による港湾施設の損壊その他やむを得ない事由に基く休止については、適用しない。

第十六条第一項各号を次のように改める。

一　この法律若しくはこれに基く処分又は免許、許可若しくは認可に附した条件に違反したとき。

二　船舶安全法（昭和八年法律第十一号）又は船舶職員法（昭和二十六年法律第百四十九号）の規定に違反したとき。

三　正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないとき。

四　第五条各号の一に該当することとなつたとき。

第十六条第三項を削る。

第十八条第二項及び第三項中「会社」を「法人」に改め、同条第七項を削る。

第十九条第二項を削る。

第十九条の五を第十九条の七とし、第十九条の四を第十九条の六とし、同条中「届け出なければならない。」の下に「賃率表を変更しようとするときも同様である。」を加え、第十九条の三を第十九条の五とし、同条第一項中「届け出なければならない。」の下に「届出を

した事項を変更しようとするときも同様である。」を加え、第十九条の二の次に次の二条を加える。

（特定旅客定期航路事業の譲渡）

第十九条の三　第四条第三号から第五号までの規定は、特定旅客定期航路事業の免許については、適用しない。

2　第八条から第十条まで、第十二条から第十五条まで及び前二条の規定は、特定旅客定期航路事業については、適用しない。

3　特定旅客定期航路事業を営む者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、省令の定める手続により、その日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

（対外旅客定期航路事業）

第十九条の四　第三条から前条までの規定は、本邦（本州、北海道、四国、九州及び省令の定めるその附属の島をいう。以下同じ。）の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行う旅客定期航路事業（以下「対外旅客定期航路事業」という。）については、適用しない。

2　対外旅客定期航路事業を営もうとする者は、省令の定める手続により、航路ごとに、その事業の開始の日の十日前までに、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

3　対外旅客定期航路事業を営む者は、旅客及び手荷物の運賃及び料金その他の運送条件並びに運送に関する事業者の責任に関する事項を定め、これを実施する前に、公示し、且つ、省令の定める手続により、運輸大臣に届け出なければならない。これらの事項を変更しようとするときも同様である。

4　対外旅客定期航路事業を営む者が、その事業を廃止したときは、省令の定める手続により、航路ごとに、廃止の日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

第二十条を次のように改める。

（不定期航路事業の届出）

第二十条　不定期航路事業（次条第一項に規定する旅客不定期航路事業を除く。）を営む者は、省令の定める手続により、その事業の開始の日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

2　前項の不定期航路事業を営む者が、その事業を廃止したときは、省令の定める手続により、その事業の廃止の日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

第二十一条を次のように改める。

（旅客不定期航路事業の許可）

第二十一条　一定の航路に旅客船を就航させて人の運送をする不定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における人の運送をする不定期航路事業、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業及び省令の定めるところにより、短期間人の運送をする不定期航路事業を除く。以下「旅客不定期航路事業」という。）を営もうとする者は、航路ごとに、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2　第三条第二項、第四条（第二号、第三号及び第五号に係るものを除く。）、第五条及び第六条の規定は、前項の許可について準用する。

（事業の廃止の届出）

第二十二条　旅客不定期航路事業を営む者（以下「旅客不定期航路事業者」という。）が、その事業を廃止したときは、省令の定める手続により、その事業の廃止の日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

（許可の取消）

第二十三条　運輸大臣は、旅客不定期航路事業者が正当な理由がないのに一年以上旅客の運送をしなかったときは、当該事業の許可を取り消すことができる。

2　第十六条第一項の規定は、前項の取消について準用する。

（承継）

第二十三条の二　旅客不定期航路事業者について相続又は合併があったときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、旅客不定期航路事業者の地位を承継する。

2　前項の規定により旅客不定期航路事業者の地位を承継した者は、省令の定める手続により、承継のあった日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

3　旅客不定期航路事業者について相続があった場合において、第一項の相続人が被相続人の死亡後六十日以内に第二十一条第一項の規定による旅客不定期航路事業の許可の申請をしなければ、その期間経過後は、その者の承継に係る旅客不定期航路事業の許可は、その効力を失う。その者が許可の申請をした場合において、許可をする旨又は許可をしない旨の通知を受けた日以後についても同様である。

（解散の届出）

第二十三条の三　旅客不定期航路事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産によるときは、破産管財人）は、省令の定める手続により、その日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

（準用規定）

第二十三条の四　第八条から第十一条まで、第十三条第二項、第十六条及び第十九条の二の規定は、旅客不定期航路事業について準用する。

（免許等の条件）

第二十三条の五　この章に規定する免許、許可又は認可には、条件を附し、及びこれを変更することができる。

2　前項の条件は、公共の利益を確保し、又は免許、許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最少限度のものに限り、且つ、船舶運航事業を営む者（以下「船舶運航事業者」という。）に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

第二十六条第一項中「船舶運航事業を営む者（以下「船舶運航事業者」という。）」を「船舶運航事業者」に改め、後段を削る。

第三十条第三号中「第十九条の四」を「第十九条の六」に、「第十九条の五」を「第十九条の七」に改める。

第三十条の三中「定期航路事業者と通謀して」を「定期航路事業を営む者（以下「定期航路事業者」という。）と通謀して」に、「第十九条の四」を「第十九条の六」に、「第十九条の五」を「第十九条の七」に改める。

第三十三条中「第二十一条、第二十三条」を「第二十条」に改める。

第四十二条の見出しを「（国又は日本国有鉄道に関する規定）」に改め、同条第一項中「、日本国有鉄道又は

五条第一項に、同条第五号中「第二十一条（第二十五条及び第三十三条において準用する場合を含む。）」を「第二十四条（第三十三条において準用する場合を含む。）」に改める。

第四十九条第一号及び第二号を次のように改める。

一　第十九条の三第三項、第十九条の四第二項若しくは第四項、第十九条の五、第二十条（第三十三条において準用する場合を含む。）、第二十一条、第二十三条の二第二項又は第二十三条の三の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第十九条の四第三項又は第十九条の六（第十九条の七において準用する場合を含む。）の規定による公示若しくは届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

（他の法律の改正）

2　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十五号の二の次に次の一号を加える。

商船管理委員会」を「又は日本国有鉄道」に改める。

第四十三条ただし書を次のように改める。

但し、旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業であつて、第二号に掲げる舟のみをもつて営むものについては、この限りでない。

第四十四条中及び第四十五条の二を削る。

第四十四条の二の見出しを「（船舶の譲受の許可）」に改め、同条第一項中「又は借受」を削る。

第四十四条の三第三項を削る。

第四十五条の二第一項を次のように改める。

この法律に規定する運輸大臣の職権で政令で定めるものは、海運局長が行う。

第四十五条の二の次に次の一条を加える。

（聴聞）

第四十五条の三　海運局長は、その権限に属する左に掲げる事項について、必要があると認めるときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて聴聞することができる。

一　旅客定期航路事業の免許又は事業の停止若しくは免許の取消

二　旅客不定期航路事業の許可又は事業の停止若しくは許可の取消

2　海運局長は、その権限に属する前項各号に掲げる事項について利害関係人の申請があつたときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて聴聞しなければならない。

3　前二項の聴聞に際しては、利害関係人に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

第四十七条を次のように改める。

第四十七条　左の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第三条第一項の規定による免許を受けないで旅客定期航路事業を営んだ者

二　第二十一条第一項の規定による許可を受けないで旅客不定期航路事業を営んだ者

第四十八条第一号中「第九条第一項、第十一条」を「第九条第一項若しくは第十一条（第二十三条の四においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」に改める。

第四十八条第二号の次に次の一号を加える。

二の二　第二十三条の四において準用する第十条又は第十三条第二項の規定に違反した者

第四十八条第四号中「第二十二条第一項」を「第二十五条第一項」に、「第二十一条」を「第二十四条」に改める。

第四十九条第一号及び第二号を次のように改める。

一　第十九条の三第三項、第十九条の四第二項若しくは第四項、第十九条の五、第二十条（第三十三条において準用する場合を含む。）、第二十一条、第二十三条の二第二項又は第二十三条の三の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第十九条の四第三項又は第十九条の六（第十九条の七において準用する場合を含む。）の規定による公示若しくは届出をせず、又は虚偽の届出をした者

3　港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）に規定する旅客定期航路事業による貨物の運送を」を「一定の航路に旅客船（十二人以上の旅客定員を有する船舶をいう。）を就航させて人の運送をする事業を営む者から当該航路に就航する当該旅客船により行う貨物の運送に改める。

4　木船運送法（昭和二十七年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「旅客定期航路事業」の下に「及び旅客不定期航路事業」を加える。

第二十八条中「第二十三条、第二十四条」を「第二十条」に改める。

（過怠規定）

5　この法律の施行前にした改正前の海上運送法の規定による旅客定期航路事業の免許及びその申請は、省令の定めるところにより、改正後の同法の規定により一般旅客定期航路事業又は特定旅客定期航路事業についてしたものとみなす。

6　この法律の施行の際現にこの法律の規定により旅客不定期航路事業となる事業を営んでいる者は、この法律の施行の日から六十日間は、改正後の海上運送法第二十一条第一項の規定にかかわらず、当該事業を引き続き営むことができる。その者が、その期間内に当該航路について旅客不定期航路事業の許可を申請した場合において、その申請について許可をする旨又は許可をしない旨の通知を受けるまでの期間についても同様である。

7　改正後の海上運送法第二十一条から第二十三条の四までの規定は、前項の者が同項の規定により引き続き当該事業を営む場合は、適用しない。

8　この法律の施行の際現にこの法律の規定により対外旅客定期航路事業となる事業を営んでいる者は、この法律の施行の日から六十日以内に、旅客及び手荷物の運賃及び料金その他の運送条件並びに運送に関する事業者の責任に関する事項について、これを公示し、かつ、省令の定める手続により、運輸大臣に届け出なければならない。

9　前項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第九十一号（昭三〇・七・二九）
◎けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　けい肺健康診断、症状等の決定及び作業の転換（第三条―第九条）
第三章　けい肺に関する給付等（第十条―第十三条）
第四章　費用の負担（第十四条―第三十条）
第五章　不服の申立等（第三十一条―第三十七条）
第六章　国の援助等（第三十八条―第四十二条）
第七章　雑則（第四十三条―第五十一条）
第八章　罰則（第五十二条―第五十四条）
附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一条　この法律は、けい肺にかかつた労働者の病勢の悪化の防止を図るとともに、けい肺及び外傷性せき髄障害にかかつた労働者に対して療養給付、休業給付等を行い、もつて労働者の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　けい肺　遊離けい酸じん又は遊離けい酸を含む粉じんを吸入することによつて肺に生じた繊維増殖性変化の疾病及びこれと肺結核の合併した疾病をいう。

二　粉じん作業　別表第一に掲げる作業をいう。ただし、けい肺を生ずるおそれがないと認められる政令で定める作業を除く。

三　けい肺健康診断　直接撮影による胸部全域のエックス線写真（以下単に「エックス線写真」という。）による検査、胸部に関する臨床検査及び粉じん作業についての職歴の調査によつて行うけい肺についての健康診断をいう。

四　外傷性せき髄障害　落盤、落石、墜落等によつて生ずる外部からの圧力によりせき髄が完全に、又はこれに近い程度に損傷し、これによつて運動麻ひ、知覚麻ひ、反射異常、腸管障害、尿路障害、生殖器障害又は呼吸障害を生ずる疾病をいう。

五　労働者　他人に使用される者で、労働の対償として賃金、給料その他の報酬を支払われるものをいう。

2　この法律においては、けい肺の症状を次の表の下欄に掲げるところにより区分し、その名称は、それぞれ上欄に掲げるところによる。

症度	症状
けい肺第一症度	エックス線写真の像が第一型と認められるもの
けい肺第二症度	エックス線写真の像が第二型又は第三型と認められ、かつ、けい肺による心肺機能の障害その他の症状が認められないもの
けい肺第三症度	一　エックス線写真の像が第二型又は第三型と認められ、かつ、けい肺による心肺機能の障害その他の症状が認められるもの 二　エックス線写真の像が第四型と認められるもの

3　この法律においては、エックス線写真の像を次の表の下欄に掲げるところにより区分し、その名称は、それぞれ上欄に掲げるところによる。

型	エックス線写真の像
第一型	両肺野に、明りような結節像でその大きさが粟粒大以上のものが部分的にあるもの
第二型	両肺野に、明りような結節像でその大きさが粟粒大以上のものが全面的にあり、かつ、その分布が粗であるもの
第三型	両肺野に、明りような結節像でその大きさが粟粒大以上のものが全面的にあり、かつ、その分布が密であるもの
第四型	第一型、第二型又は第三型のもので融合像又は塊状陰影があるもの

第二章　けい肺健康診断、症状等の決定及び作業の転換

（けい肺健康診断）

第三条　使用者は、別表第二に掲げる作業（けい肺を生ずるおそれがないと認められる政令で定める作業を除く。以下同じ。）に常時従事させる労働者に対して、その就業の際、けい肺健康診断を行わなければならない。ただし、次の各号の一に該当する者に対しては、この限りでない。

一　その作業に従事する前一年以内にけい肺健康診断を受けて第五条第一項、第六条第三項（第七条第二項において準用する場合を含む。）又は第三十一条第二項の規定によりけい肺第一症度のけい肺にかかつていると決定された者

二　前号以外の者で、その作業に従事する前三年以内にけい肺健康診断を受けて第五条第一項、第六条第三項（第七条第二項において準用する場合を含む。）又は第三十一条第二項の規定によりけい肺第二症度又はけい肺第三症度のけい肺にかかつていると決定された者

三　前二号以外の者で、その作業に従事する前粉じん作業に従事したことがないもの

2　使用者は、別表第二に掲げる作業に常時従事させる労働者のうち、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第五十二条第一項の規定による健康診断において医師により肺結核にかかつていると診断された者に対して、遅滞なく、けい肺健康診断を行わなければならない。ただし、同項の規定による健康診断を行う前において、

3　使用者は、前項の規定にかかわらず、別表第二に

第五条第一項、第六条第三項（第七条第二項において準用する場合を含む。）又は第三十一条第二項の規定によりけい肺第一症度、けい肺第二症度又はけい肺第三症度のけい肺にかかつていると決定された労働者については、この限りでない。

5　使用者は、第八条第一項の勧告に係る労働者が当該事業において粉じん作業以外の作業に従事しているときは、その者に対して、三年以内ごとに一回、けい肺健康診断を行わなければならない。ただし、当該けい肺健康診断の結果、けい肺の症状がその直前のけい肺健康診断の結果の症状に比較して進行していないときは、その後は、けい肺健康診断を行わなくてもよい。

6　使用者は、けい肺健康診断において医師によりけい肺にかかつていると診断された労働者のうち、エックス線写真に融合像又は塊状陰影が認められない者に対しては労働省令で定める心肺機能検査（以下「機能検査」という。）を、エックス線写真に融合像又は塊状陰影が認められる者に対しては労働省令で定める結核精密検査（以下「結核検査」という。）を、結核検査により活動性の肺結核にかかつていないと診断された者に対しては機能検査を、遅滞なく、行わなければならない。

7　使用者は、第四項本文に規定する労働者で同項ただし書の規定により同項のけい肺健康診断を行わないもの及び第八条第一項の勧告に係る労働者で当該事業において粉じん作業以外の作業に従事しているもののうち、労働基準法第五十二条第一項の規定による健康診断において、医師により、肺結核にかかつているが、それが活動性の肺結核でないと診断された者に対して、遅滞なく、機能検査を行わなければならない。

8　第一項から前項までの規定によるけい肺健康診断、機能検査又は結核検査の対象労働者は、正当な理由がある場合を除き、それぞれ使用者が行うけい肺健康診断、機能検査又は結核検査を受けなければならない。ただし、使用者が指定した医師のけい肺健康診断、機能検査又は結核検査を受けることを希望しない場合において、他の医師のけい肺健康診断、機能検査又は結核検査を受けて、それぞれエックス線写真及びけい肺健康診断の結果を証明する書面又は機能検査の結果を証明する書面又は結核検査の結果を証明する書面を使用者に提出したときは、この限りでない。

9　使用者は、けい肺健康診断、機能検査又は結核検査を行つた場合においては、その限度において、労働基準法第五十二条第一項の規定による健康診断を行わなくてもよい。

（エックス線写真等の提出義務）

第四条　使用者が前条第一項から第六項までの規定によりけい肺健康診断、機能検査若しくは結核検査を行つたとき、又は労働者が同条第八項ただし書の規定により提出すべきエックス線写真若しくは書面を使用者に提出したときは、使用者は、医師によりけい肺にかかつていると診断された者について、遅滞なく、それぞれ次の各号に掲げる物を当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

一　けい肺健康診断については、エックス線写真、粉じん作業についての職歴を証明する書面及びけい肺健康診断の結果を証明する書面

二　機能検査については、その結果を証明する書面

三　結核検査については、その結果を証明する書面

2　使用者は、前条第七項の労働者に係る労働基準法第五十二条第一項の規定による健康診断において、当該労働者が医師により活動性の肺結核にかかつて

いると診断されたときは、その者について、遅滞なく、その診断の結果を証明する書面を当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

3　使用者が前条第七項の規定により機能検査を行つたとき、又は労働者が同条第八項ただし書の規定により提出すべき書面を使用者に提出したときは、使用者は、その者について、遅滞なく、同条第七項に規定する医師の診断の結果を証明する書面及び機能検査の結果を証明する書面を当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

（症状等の決定）

第五条　都道府県労働基準局長は、前条の規定によりエックス線写真又は書面の提出を受けたときは、これを基礎として、地方けい肺診査医の診断又は審査により、当該労働者がけい肺にかかつているかどうか、及びけい肺にかかつている者については第二条第二項の症状の区分に従つてその症状を決定し、その旨を当該使用者に通知するものとする。

2　都道府県労働基準局長は、前項の通知をしたときは、遅滞なく、前条の規定により提出されたエックス線写真又は書面を使用者に返還するものとする。

3　使用者は、第一項の通知を受けたときは、遅滞なく、その内容を当該労働者に通知するとともに、けい肺の症状がけい肺第四症度に該当すると決定された者については療養を要する旨を通知しなければならない。

第六条　粉じん作業に従事する労働者又は従事していた労働者若しくは労働者であつた者は、けい肺健康診断、機能検査又は結核検査を受け、医師によりけい肺にかかつていると診断されたときは、随時に、都道府県労働基準局長に第二条第二項の症状の区分に従つてけい肺の症状の決定をすべきことを申請することができる。

2　前項の規定による申請をしようとする者は、申請書に、エックス線写真、粉じん作業についての職歴を証明する書面、けい肺健康診断の結果を証明する書面及び次の各号に掲げる書面を添えて、都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

一　医師によりエックス線写真に融合像又は塊状陰影があると認められないと診断された者については、機能検査の結果を証明する書面

二　医師によりエックス線写真に融合像又は塊状陰影があると認められた者については、結核検査の結果を証明する書面

三　医師によりエックス線写真に融合像又は塊状陰影があると認められた者で、結核検査により活動性の肺結核にかかつていないと診断されたものについては、機能検査の結果を証明する書面

3　都道府県労働基準局長は、第一項の規定による申請を受けたときは、前項の規定により提出されたエックス線写真及び書面を基礎として、地方けい肺診査医の診断又は審査により申請者がけい肺にかかつているかどうか、及びけい肺にかかつている者については第二条第二項の症状の区分に従つてけい肺の症状を決定し、その旨を申請者及び当該使用者に通知するものとする。

4　都道府県労働基準局長は、前項の通知をしたときは、遅滞なく、第二項の規定により申請書に添えて提出されたエックス線写真及び書面を申請者に返還するものとする。

第七条　粉じん作業に従事する労働者がけい肺健康診断、機能検査又は結核検査を受け、医師によりけい

肺にかかつていると診断されたときは、使用者は、当該労働者について、随時に、都道府県労働基準局長に第二条第二項の症状の区分に従つてけい肺の症状の決定をすべきことを申請することができる。

2　前条第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、前条第三項中「当該使用者」とあるのは「当該労働者」と読み替えるものとする。

（作業の転換）

第八条　都道府県労働基準局長は、第五条第一項、第六条第三項（前条第二項において準用する場合を含む。）又は第三十一条第二項の規定による症状の決定を受けた労働者で次の各号の一に該当するものが現に粉じん作業に従事しているときは、使用者に対して、その者を粉じん作業以外の作業につかせることを勧告することができる。

一　けい肺第三症状のけい肺にかかつていると決定された者

二　けい肺第二症度のけい肺にかかつていると決定された者で、粉じん作業に従事した期間が五年以内であり、かつ、エックス線写真の像が第二型に該当するもの

三　けい肺第二症度のけい肺にかかつていると決定された者で、粉じん作業に従事した期間が十年以内であり、かつ、エックス線写真の像が第三型に該当するもの

2　使用者は、前項の勧告を受けたときは、当該労働者を粉じん作業以外の作業につかせるように努めなければならない。

3　使用者は、第一項の勧告を受けて、当該労働者を粉じん作業に従事させなくなつたときは、遅滞なく、その旨を当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働基準局長に通知しなければならない。

（職業紹介等）

第九条　公共職業安定所その他の職業安定機関は、前条第一項の勧告に係る労働者が作業の転換に関する使用者の努力にもかかわらず、当該事業において粉じん作業以外の作業につくことができないときは、当該労働者に対して職業紹介、職業補導等について適切な措置を講ずるように努めなければならない。

第三章　けい肺に関する給付等

（転換給付）

第十条　政府は、第八条第一項の勧告に係る労働者が粉じん作業に従事しなくなつたときは、その者に対して、転換給付として労働基準法第十二条に規定する平均賃金の三十日分に相当する額を支給する。

2　前項の転換給付の支給の回数は、当該労働者につき一回に限る。

（療養給付）

第十一条　政府は、けい肺にかかつた労働者又は労働者であつた者が労働基準法第八十一条の規定による打切補償を受け、又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条第一項第六号に規定する打切補償費の支給を受けたときは、その者に対して、その後二年間、療養給付として必要な療養を行い、又は必要な療養の費用に相当する額を支給する。

2　前項の療養の範囲は、労働基準法第七十五条第二項の規定による療養の範囲による。

（休業給付）

第十二条　労働者又は労働者であつた者が前条の規定による療養のため、労働することができないために賃金を受けない場合においては、政府は、その者に対して、その療養の期間につき休業給付を行う。

2　前項の休業給付の額は、労働者又は労働者であつた者が労働基準法第八十一条の規定による打切補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第六号に

規定する打切補償費の支給を受けた直前において受けるべき休業補償の額に相当する額とする。

3　労働基準法第七十六条第二項及び第三項の規定は、前項の休業給付の額について準用する。

（外傷性せき髄障害についての準用）

第十三条　前二条の規定は、業務上、外傷性せき髄障害にかかつた労働者又は労働者であつた者に関して準用する。

第四章　費用の負担

（国庫の負担）

第十四条　国庫は、第十条から前条までの規定により政府が行う給付に関して必要な費用の二分の一を負担する。

（負担金の徴収）

第十五条　政府は、第十条から第十三条までの規定により政府が行う給付に関して必要な費用に充てるため、粉じん作業に労働者を従事させる事業等の事業主から負担金を徴収する。

（数次の請負によつて行われる事業の事業主）

第十六条　事業が数次の請負によつて行われる場合においては、この章の規定の適用については、元請負人を事業主とする。

2　元請負人が下請負人との間の書面による契約で下請負人に前条の負担金の納付を引き受けさせることとした場合において、元請負人の申請により、政府がこれを承認したときは、前項の規定にかかわらず、その下請負人をその請負に係る事業の事業主とする。

（けい肺についての給付に係る負担金の額）

第十七条　けい肺についての給付に関して第十五条の規定により事業主から徴収する負担金の額は、その事業の賃金総額に次条の規定により定めるけい肺負担金率を乗じて得た額とする。

2　労働者災害補償保険法第二章に規定する保険関係の成立していない事業であつて次条の規定によるけい肺負担金率が政令で定める率以下のものの事業主からけい肺についての給付に関して徴収する負担金の額は、前項の規定にかかわらず、政府が、その事業にかかつた労働者又は労働者であつた者に対して第十条から第十二条までの規定により行つた給付に関する費用の二分の一に相当する額とする。

（けい肺負担金率）

第十八条　けい肺負担金率は、粉じん作業に労働者を従事させる事業について、その種類の事業の過去五年間のけい肺の発生率を基礎として、その事業に関し政府が第十条から第十二条までの規定により行う給付に関して必要な費用の二分の一に相当する額をまかなうように、事業の種類に応じ数等級に区分して、労働省令で定める。

（外傷性せき髄障害についての給付に係る負担金の額）

第十九条　外傷性せき髄障害についての給付に関して第十五条の規定により事業主から徴収する負担金の額は、次の各号に定めるところによる。

一　労働者災害補償保険法第二章に規定する保険関係の成立している事業については、その事業の賃金総額に外傷性せき髄障害負担金率を乗じて得た額

二　労働者災害補償保険法第二章に規定する保険関係の成立していない事業については、政府が、その事業により外傷性せき髄障害にかかつた労働者又は労働者であつた者に対して第十三条の規定により行つた給付に関する費用の二分の一に相当する額

2　前項第一号の外傷性せき髄障害負担金率は、過去

五年間の外傷性せき髄障害の発生率を基礎として、その種類の事業に関し政府が第十三条の規定により行う給付に関して必要な費用の二分の一に相当する額をまかなうように、事業の種類に応じ数等級に区分して、労働省令で定める。

（賃金総額）

第二十条 この章に規定する賃金総額は、賃金、給料、手当、賞与その他いかなる名称によるかを問わず、労働の対償として事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払うすべてのものの総額とする。

（概算負担金の報告及び納付）

第二十一条 第十七条第一項に規定する額につき負担金を徴収される事業又は第十九条第一項第一号に規定する額につき負担金を徴収される事業（以下「負担金率適用事業」と総称する。）の事業主（次項の有期事業の事業主を除く。）は、毎年四月一日から翌年三月三十一日まで（以下「徴収年度」という。）の賃金総額（その事業が新たに負担金率適用事業に該当するに至つたものについては、該当するに至つた日からその徴収年度の末日までの賃金総額）の見込額にけい肺負担金率又は外傷性せき髄障害負担金率を乗じて得た概算負担金を、その徴収年度の初日から十五日以内（その事業が新たに負担金率適用事業に該当するに至つた日から五日以内）に、政府に納付しなければならない。

2 負担金率適用事業であつて事業の期間が予定されるもの（以下「有期事業」という。）の事業主は、その事業の全期間の賃金総額の見込額にけい肺負担金率又は外傷性せき髄障害負担金率を乗じて得た概算負担金の額その他労働省令で定める事項を、その事業を開始する日前十日までに都道府県労働基準局長に報告するとともに、概算負担金をその事業を開始した日から二十日以内に、政府に納付しなければならない。

3 都道府県労働基準局長は、負担金率適用事業主が前二項の規定による報告をしないとき、又はその報告に誤があると認めたときは、その調査により概算負担金の額を算定し、これを事業主に通知する。

4 前項の通知を受けた事業主は、都道府県労働基準局長の算定した額又はその額と納付した概算負担金の額との差額を、通知を受けた日から十五日以内に、政府に納付しなければならない。

（確定負担金の報告）

第二十二条 負担金率適用事業の事業主（有期事業の事業主を除く。）は、徴収年度の初日から末日までの賃金総額（その事業が負担金率適用事業に該当しなくなつたものについては、その徴収年度の初日からその事業が負担金率適用事業に該当しなくなつた日の前日までの賃金総額）にけい肺負担金率又は外傷せき髄障害負担金率を乗じて得た確定負担金の額その他労働省令で定める事項を、次の徴収年度の初日（その事業が負担金率適用事業に該当しなくなつたものについては、該当しなくなつた日）から十五日以内に、都道府県労働基準局長に報告しなければならない。

2 有期事業の事業主は、その事業の全期間の賃金総額にけい肺負担金率又は外傷性せき髄障害負担金率を乗じて得た確定負担金の額その他労働省令で定める事項を、その事業が終了し、又は廃止された日から十五日以内に、都道府県労働基準局長に報告しなければならない。

3 都道府県労働基準局長は、負担金率適用事業主が前二項の規定による報告をしないとき、又はその報告に誤があると認めたときは、その調査により確定負担金の額を算定し、これを事業主に通知する。

（概算負担金と確定負担金の差額の充当、還付又は納付）

第二十三条 負担金率適用事業の事業主が第二十一条の規定により納付した概算負担金の額が、前条第一項又は第二項の規定による確定負担金の額（同条第三項の規定により都道府県労働基準局長が確定負担金の額を算定した場合には、その算定した額）をこえる場合には、政府は、労働省令で定めるところにより、そのこえる額を次の徴収年度の概算負担金若しくは未納の負担金に充当し、又は還付する。

2 負担金率適用事業の事業主は、前条第一項又は第二項の規定により報告をした場合においては、納付した概算負担金の額がこれらの規定による確定負担金の額に足りないときはその不足額を、納付した概算負担金がないときはこれらの規定による確定負担金を、次の徴収年度の初日から三十日以内（その事業が負担金率適用事業に該当しなくなつたものについては、その日から三十日以内）に、政府に納付しなければならない。

3 負担金率適用事業の事業主は、前条第三項の規定による通知を受けた場合においては、納付した負担金の額が都道府県労働基準局長が算定した確定負担金の額に足りないときはその不足額を、納付した負担金がないときは都道府県労働基準局長が算定した確定負担金を、その通知を受けた日から十五日以内に、政府に納付しなければならない。

（延納）

第二十四条 政府は、労働省令で定めるところにより、負担金率適用事業の事業主が第二十一条第一項、第二項又は第四項の規定による概算負担金を、その申請に基き、延納させることができる。

（追徴金）

第二十五条 政府は、事業主が第二十三条第三項の規定により確定負担金又はその不足額を納付しなければならない場合においては、その納付すべき額に百分の十を乗じて得た額を追徴金として徴収する。ただし、事業主が、天災その他やむを得ない事由により、同項の規定による確定負担金又はその不足額の納付をしなければならなくなつた場合は、この限りでない。

2 政府は、前項の追徴金を徴収する場合には、労働省令で定めるところにより、事業主に対して、期限を指定して、その納付すべき追徴金の額を通知しなければならない。

（負担金率適用事業以外の事業についての負担金の徴収）

第二十六条 第十七条第二項又は第十九条第一項第二号に規定する事業の事業主から徴収する負担金は、政府が、その事業によりけい肺又は外傷性せき髄障害にかかつた労働者又は労働者であつた者に対して第十条から第十三条までの規定による給付を行つた場合に、そのつど、徴収する。

2 政府は、前項の負担金を徴収する場合には、労働省令で定めるところにより、事業主に対して、期限を指定して、その納付すべき負担金の額を通知しなければならない。

3 前項の期限は、同項の通知を発する日から起算して三十日以上経過した日でなければならない。

4　第一項の事業主は、労働者令で定めるところにより、同項の負担金を分割して納付することができる。

（滞納処分）

第二十七条　事業主が負担金その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、政府は、期限を指定して督促をしなければならない。

2　前項の規定による督促をするときは、政府は、納付義務者に対して督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、これを発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3　第一項の規定による督促は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

4　第一項の規定による督促を受けた者が、同項の期限までに、負担金その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、政府は、国税滞納処分の例によつて、これを処分する。

（延滞金）

第二十八条　政府は、事業主が負担金の納付を怠つた場合において、前条第一項の規定による督促をしたときは、その金額百円につき一日六銭の割合で、納期限の翌日から負担金の完納又は財産差押の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、負担金の額が千円未満であるときは、延滞金は、徴収しない。

2　前項の場合において、負担金の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる負担金の額は、その納付のあつた負担金の額を控除した金額による。

3　延滞金の計算において、前二項の負担金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4　前三項の規定によつて計算した延滞金の額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5　延滞金は、次の各号の一に該当する場合には、徴収しない。ただし、第四号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

一　督促状の指定期限までに徴収金を完納したとき。

二　納付義務者の住所又は居所が不明なため、公示送達の方法によつて督促したとき。

三　延滞金の額が十円未満であるとき。

四　負担金について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。

五　負担金を納付しないことについてやむを得ない事由があると認められるとき。

（先取特権の順位）

第二十九条　負担金その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつものとする。

（書類の送達）

第三十条　負担金その他この法律の規定による徴収金に関する書類の送達については、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第四条ノ九及び第四条ノ十の規定を準用する。

第五章　不服の申立等

（徴収金の決定についての不服の申立）

第三十一条　第五条第一項又は第六条第三項（第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県労働基準局長の決定に不服のある者は、エックス線写真及び労働者令で定める書面を添え、書面をもつて、当該都道府県労働基準局長を経由し、労働大臣に不服の申立をすることができる。

2　労働大臣は、前項の規定による不服の申立があつたときは、申立の日から六十日以内に、中央じん肺診査医の診断又は審査により、裁決をしなければならない。

3　労働大臣は、第一項の不服の申立が理由があると認めるときは、前項の裁決において、不服の申立に係る都道府県労働基準局長の処分を取り消し、不服の申立に係る労働者又は労働者であつた者がじん肺にかかつているかどうか、及びじん肺にかかつている者についてはエックス線写真の第二条第二項の症状の区分に従つてじん肺の症状を決定しなければならない。

4　労働大臣は、第二項の裁決をしたときは、書面をもつて、当該都道府県労働基準局長を経由し、不服の申立をした者に通知しなければならない。

（給付に関する審査の請求）

第三十二条　給付に関する決定に不服がある者は、労働者災害補償保険法第三十五条の保険審査官に審査を請求し、その決定に不服がある者は同条の労働者災害補償保険審査会に審査を請求し、その決定に不服がある者は、裁判所に訴を提起することができる。

2　前項の審査の請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

（保険審査官の権限）

第三十三条　保険審査官は、前条の審査のため必要があると認めるときは、使用者、労働者若しくは労働者であつた者に対して報告をさせ、若しくは出頭を命じて質問し、又は労働者若しくは労働者であつた者に対してその指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

（都道府県労働基準局長が算定した負担金の額に関する審査の請求）

第三十四条　事業主は、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の規定により都道府県労働基準局長が算定した負担金の額について不服があるときは、都道府県労働基準局長に審査の請求をすることができる。

（訴願）

第三十五条　前条の規定による審査の決定又は負担金その他この法律の規定による徴収金の徴収に関する処分について不服がある者は、労働大臣に訴願をすることができる。

（申立の期間）

第三十六条　第三十一条第一項の不服の申立、第三十二条の審査の請求若しくは訴の提起、第三十四条の審査の請求又は前条の訴願は、処分の通知を受けた日から六十日以内にしなければならない。この場合において、不服の申立及び審査の請求については、訴願法（明治二十三年法律第百五号）第八条第三項の規定を準用する。

（政令への委任）

第三十七条　この章に定めるもののほか、第三十一条第一項の不服の申立若しくは第三十二条若しくは第三十四条の審査の請求又はこれらに係る処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章　国の援助等

（国の援助）

第三十八条　政府は、この法律の目的を達成するため必要な場合には、使用者の行うじん肺健康診断等について援助を行うように努めるとともに、じん肺にかかつた労働者のために適当な就労のための施設を設けること等によつて労働者の生活の安定を図るように努めなければならない。

（公課の禁止）

第三十九条　租税その他の公課は、第十条から第十三条までの規定により給付を受けた金品を標準として課することができない。

（差押の禁止等）

第四十条　第十条から第十三条までの規定により給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

（印紙税の非課税）

第四十一条　第十条から第十三条までの規定による給付に関する書類には、印紙税を課さない。

（時効）

第四十二条　第十条から第十三条までの規定による給付を受ける権利及び負担金その他の徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて、消滅する。

2　前項の時効の中断、停止その他の事項に関しては、民法の時効に関する規定を準用する。

第七章　雑則

（けい肺審議会）

第四十三条　労働省に、けい肺審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、労働大臣の諮問に応じて、けい肺に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに関して必要な事項を関係行政機関に建議する。

第四十四条　審議会は、委員二十人以内で組織する。

2　委員は、労働者を代表する者、使用者を代表する者、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、労働大臣が任命する。

3　委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　委員は、非常勤とする。

5　審議会に会長を置く。会長は、学識経験のある者のうちから、委員が選挙する。

6　会長は、審議会の会務を総理する。

第四十五条　この法律に規定するもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（けい肺診査医）

第四十六条　この法律の規定によるけい肺の診断又は審査及びこれらに関する事務を行わせるために、労働省に中央けい肺診査医を、都道府県労働基準局に地方けい肺診査医を置く。

2　中央けい肺診査医及び地方けい肺診査医は、けい肺の診断に関し知識又は経験を有する医師のうちから、労働大臣が任命する。

3　けい肺診査医は、非常勤とすることができる。

（けい肺診査医の権限）

第四十七条　中央けい肺診査医又は地方けい肺診査医は、この法律の規定により、けい肺にかかつた労働者又はけい肺にかかつている疑のある労働者に対して行う診断又は審査のため必要があるときは、当該労働者がいる事業場に立ち入り、労働者その他の関係者に質問し、資料の提出を求め、又は診療録その他の書類を検査することができる。

2　前項の場合において、けい肺診査医は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（労働基準監督官の権限）

第四十八条　労働基準監督官は、第二章の規定の施行のため必要な限度において、使用者に対し報告若しくは帳簿書類の提出を求め、又は事業場及びその附属建造物に立ち入り、関係者に質問し、若しくは遊離けい酸を含み、若しくは含む疑のある粉じんの測定若しくは検査を行うことができる。

2　前項の場合において、労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十九条　労働基準監督官は、第三条第一項から第七項まで、第四条及び第五条第三項の規定に違反する罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察員としての職務を行う。

（労働大臣又は都道府県労働基準局長の権限）

第五十条　労働大臣又は都道府県労働基準局長は、この法律の規定による給付及び負担金その他の徴収金に関する処分並びにこれらに関する審査に関し、必要があると認めるときは、これらに係る事業の事業主に報告をさせ、又は当該職員に、その事業の事業場に立ち入り、関係者に質問させ、及び帳簿書類を検査させることができる。

2　第四十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定によつて質問及び検査を行う職員について準用する。

（国家公務員についての適用除外）

第五十一条　国家公務員については、この法律の規定は、適用しない。

第八章　罰則

第五十二条　第二十一条第一項若しくは第二項又は第二十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第五十三条　次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一　第三条第一項から第七項まで、第四条又は第五条第三項の規定に違反した者

二　第四十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の陳述をし、資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三　第四十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、帳簿書類の提出をせず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、質問に対して虚偽の陳述をし、又は測定若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四　第五十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、質問に対して虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五十四条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十年九月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、公布の日から施行する。

（この法律施行前に打切補償又は打切補償費の支給を受けた者に対する特例）

2　けい肺にかかつた労働者若しくは労働者であつた者又は業務上、外傷性せき髄障害にかかつた労働者若しくは労働者であつた者が、この法律の公布の日以後この法律の施行前において労働基準法第八十一条の規定による打切補償を受け、又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第六号に規定する打切補償費の支給を受けたときは、その者について、その者が当該打切補償又は打切補償費の支給を受けた日から、第十一条から第十三条までの規定を適用する。

（都道府県労働基準局長の行うけい肺健康診断）

3　この法律の施行後、使用者が第三条第二項又は第六項の規定により行うべき最初のけい肺健康診断、機能検査又は結核検査は、これらの規定にかかわらず、都道府県労働基準局長が行うものとする。

4　都道庁県労働基準局長は、前項の規定により行つたけい肺健康診断、機能検査又は結核検査に基き、当該労働者がけい肺にかかつているかどうか、及びけ

い肺にかかつている者については第二条第二項の症状の区分に従つてその症状を決定するものとする。

5　前項の規定による症状等の決定は、第五条第一項の規定による症状等の決定とみなす。

6　第三条第九項の規定は、附則第三項の規定により都道府県労働基準局長がけい肺健康診断、機能検査又は結核検査を行つた場合に準用する。

7　国庫は、附則第三項の規定により都道府県労働基準局長が行うけい肺健康診断、機能検査又は結核検査に関して必要な費用の二分の一を負担する。

8　政府は、附則第三項の規定により都道府県労働基準局長が行うけい肺健康診断、機能検査又は結核検査に関して必要な費用に充てるため、けい肺健康診断、機能検査又は結核検査を行つた場合に、その事業の事業主から、そのつど、負担金を徴収する。

9　前項の負担金の額は、労働省令で労働者一人当りにつき定める額にその事業においてけい肺健康診断、機能検査又は結核検査を行つた労働者の数を乗じて得た額とする。

10　前項の労働省令で定める額は、都道府県労働基準局長が行うけい肺健康診断、機能検査又は結核検査に関する費用の二分の一に相当する額をまかなうように定めなければならない。

11　政府は、附則第八項の負担金の額を定めて、三十日以内にこれを納付すべきことを当該事業主に通知しなければならない。

12　使用者は、政令で定める日までは、第三条第一項（けい肺健康診断の暫定措置）から第四項までの規定によりけい肺健康診断を行つたとき、又は同条第八項ただし書の規定によりエックス線写真及び書面の提出を受けたときは、遅滞なく、医師によりけい肺にかかつている者についての第四条第一項第一号に掲げるエックス線写真及び書面を、当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

13　都道府県労働基準局長は、前項の規定によりエックス線写真及び書面が提出されたときは、これを基礎として、地方けい肺診査医の診断又は審査により、当該労働者がけい肺にかかつているかどうか、及びけい肺にかかつている者については第二条第二項の症状の区分に従つてその症状を決定するものとする。

14　前項の規定による症状等の決定は、第五条第一項の規定による症状等の決定とみなす。

15　都道府県労働基準局長は、附則第十三項の決定に係る第五条第一項の通知をしたときは、遅滞なく、附則第十二項の規定により提出されたエックス線写真及び書面を使用者に返還するものとする。

（負担金率の暫定措置）

16　この法律の施行後五年間は、けい肺負担金率は、第十八条の規定にかかわらず、けい肺審議会にはかつて、事業の種類に応じ数等級に区分して、労働大臣が定める。

（負担金納付の経過措置）

17　この法律の施行の際、この法律の規定により負担金率適用事業となる事業であつて事業の期間が予定されないもののうち政令で定める率以下のけい肺負担金率又は外傷性せき髄障害負担金率によつて負担金が徴収される事業を営む事業主については、昭和三十一年三月三十一日までは、第二十一条第一項の規定は、適用しない。

18　この法律の施行の際、この法律の規定により負担金率適用事業となる事業であつて事業の期間が予定されないもの（前項に規定する事業を除く。）を営む事業主についての第二十一条第一項の規定の適用については、同項中「五日以内」とあるのは「十五日以内」と、「三十五日以内」とあるのは「四十五日以内」とする。

19　この法律の施行の際、この法律の規定により負担金率適用事業となる事業であつて事業の期間が予定されるもののうち昭和三十一年三月三十一日までに事業の終了が予定される事業を営む事業主については、その日までは、第二十一条第二項の規定は、適用しない。

20　この法律の施行の際、この法律の規定により負担金率適用事業となる事業であつて事業の期間が予定されるもの（前項に規定する事業を除く。）を営む事業主についての第二十一条第二項の規定の適用については、同項中「開始する日前十日までに」とあるのは「この法律の施行の日から十五日以内に」と、「その事業を開始した日から二十日以内に」とあるのは「この法律の施行の日から四十五日以内に」とする。

（他の法律の一部改正）

21　労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第一項中「又は船員法」を「、けい肺及び外傷性せき髄傷害に関する特別保護法（昭和三十年法律第九十一号）第十一条から第十三条までの規定（国家公務員災害補償法第一条に規定する職員に係るものを除く。）又は船員法」に改める。

付に関すること。

第八条第十一号中「及び労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）」を「、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）及びけい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法」に改める。

第十三条第一項の表中「けい肺対策審議会」を「けい肺審議会」に改める。

第十五条第一項中「及び労働者災害補償保険法（これに基く命令を含む。）」を「、労働者災害補償保険法（これに基く命令を含む。）及びけい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法（これに基く命令を含む。）」に改める。

第十六条第一項の表の目的の欄中「労働者災害補償保険の保険給付」の下に「及びけい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法の規定による給付」を加える。

第十七条第一項中「及び労働者災害補償保険法（これに基く命令を含む。）」を「、労働者災害補償保険法（これに基く命令を含む。）及びけい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法（これに基く命令を含

む。）」に改める。

23　国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「及び失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）第三十六条の規定」を「、失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）第三十六条及び労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十六条の規定」に改める。

24　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二百六十二条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法（昭和三十年法律第九十一号）の規定により給付として支給を受ける金品

第六百七十二条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法の規定により給付として支給を受ける金品

25　国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条に次の一項を加える。

2　この法律に定める療養補償及び休業補償の実施については、けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法（昭和三十年法律第九十一号）による療養給付及び休業給付の実施との関係におけるつり合を失わないように十分考慮しなければならない。

別表第一

一　坑内における作業
二　土石又は鉱物を破砕し、さい断し、選別し、又はふるいわける場所における作業
三　土石又は鉱物を掘さくする場所における作業
四　岩石をのみ仕上げし、たたき仕上げし、動力により研まし、その他岩石を加工する場所における作業
五　粉状の土石若しくは鉱物又はこれらを含む物を混合し、投げ入れ、袋詰し、積み込み、積みおろしする等の行為をする場所における作業
六　鉱物をばい焼し、又は焼結する場所における作業
七　陶磁器、耐火れんが（クローム質、苦土質、炭素質等の特殊質のれんがを除く。以下同じ。）、けいそう土製品、タイル、製錬用レトルト等を製造する工程において、成形し、乾燥し、かま詰し、かま出しし、又は仕上げする場所における作業
八　砂型を用いて鋳物を製造し、又は動力により鋳物を研まする場所における作業
九　石若しくは砂を用いて動力により研まし、又はけい砂のふきつけにより研まする場所における作業
十　金属又は非金属を製錬する工程において、溶鉱炉、転炉その他の溶解炉によつて溶解する場所における作業
十一　耐火れんがを用いる炉の中に入つて、耐火れんがを取り換え、その他炉を修理する作業
十二　金属又は非金属を製錬する場所において、炉又は煙突に附着した鉱さいをかきおとす作業
十三　前各号に掲げるもののほか、政令で定める作業

別表第二

一　坑内の、土石又は鉱物を掘さくし、破砕し、又はふるいわける場所における作業
二　坑内において土石又は鉱物を積み込み、又は運搬する作業
三　坑外の、岩石を掘さくし、又は動力により破砕する場所における作業
四　岩石をさい断し、のみ仕上げし、たたき仕上げし、又は動力により研まする場所における作業
五　ガラスを製造する工程において、原料をふるいわけ、若しくは混合する場所における作業又は原料を溶解炉に投げ入れる作業
六　陶磁器、耐火れんが、けいそう土製品、タイル、製錬用レトルト又はクレー製品を製造する工程において、原料を混合し、ふるいわけ、乾燥し、かま詰し、又はかま出しする場所における作業
七　粉状のけいそう土製品又はクレー製品を袋詰し、積み込み、又は積みおろしする場所における作業
八　砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂をふるいわけ、砂型をこわし、砂落しし、又はつりをする場所における作業
九　石若しくは砂を用いて動力により研まし、又はけい砂のふきつけにより研まする場所における作業
十　耐火れんがを用いる炉の中に入つて、耐火れんがを取り換え、その他炉を修理する作業
十一　金属又は非金属を製錬する場所において、炉又は煙突に附着した鉱さいをかきおとす作業
十二　前各号に掲げるもののほか、政令で定める作業

（内閣総理・大蔵・労働大臣署名）

法律第九十二号（昭三〇・七・二九）

◎簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律（昭和二十七年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号の次に次の五号を加える。

四　法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を得なければならない法人の発行する債券

五　前号に規定する法人に対する貸付

六　農林中央金庫又は商工組合中央金庫（以下この条において「金融機関」という。）の発行する債券（以下この条において「金融債」という。）

七　国債

八　国に対する貸付

第三条第二項中「前項」を「第一項」に、「大蔵省資金

でに、政府に納付しなければならない。

3　前項に規定する物品の評価に関しては、政令で定める。

4　国税犯則取締法に基く通告の処分により納付される金銭及び物品を公社が受領したときは、その通告の旨が履行されたものとみなす。

5　第一項の規定による金銭の受領及び第二項の規定による当該金銭の額の納付は、公社の収入支出外とする。

第四十七条の二を削る。

第五十四条を次のように改める。

（災害補償）

第五十四条　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三条第三項の規定の適用については、公社の事業は、国の直営事業とみなす。

附則に次の三項を加える。

5　公社は、地方交付税法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百二十三号）附則第三項の規定により配付するたばこ専売特別地方配付金の財源に充てるため、昭和三十年度内に、四十四億七千四百万円を限り、政令で定めるところにより、政府の交付税及び譲与税配付金特別会計に納付しなければならない。

法律第九十三号（昭三〇・七・二九）

◎日本専売公社法の一部を改正する法律

日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「葉たばこ」を「たばこ」に改める。

第十七条の二を削る。

第四十三条の二十三を次のように改める。

（通告処分により納付される金銭等の取扱）

第四十三条の二十三　たばこ専売法第七十九条第一項、塩専売法第五十五条第一項又はしいしょう脳専売法第二十八条第一項において準用する国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号。以下「国税犯則取締法」という。）に基く通告の処分により納付される金銭及び物品については、公社がこれを受領するものとする。

2　公社は、前項の規定により受領した金銭については当該物品の価額に相当する金額を、物品については、受領の日の属する月の翌月十五日まで

運用部」を「資金運用部」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2　前項の規定により金融債に運用する積立金の額は、積立金の総額の十分の一をこえてはならない。

3　積立金を金融債に運用する場合には、一の金融機関の発行する金融債の十分の五又は一の金融機関の一回に発行する金融債の十分の六をこえる割合の金融債の引受、応募又は買入を行つてはならない。

4　前項の場合において、資金運用部資金の金融債に運用する額があるときは、その額を積立金の金融債に運用する額に合算し、その合算額につき、同項の規定を適用するものとする。

5　積立金をもつて引受、応募又は買入を行う金融債は、利率、担保、償還の方法、期限その他の条件において、他の引受、応募又は買入に係るものとその種類を同じくするものでなければならない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・郵政・内閣総理大臣署名）

6　前項の規定により公社が納付した金額は公社の昭和三十年度の損益計算上損失金に算入しない。

7　昭和三十年度に限り、専売納付金の額は、第四十三条の十三第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した金額から第五項の規定により納付した金額を控除した金額とする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3　たばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第七十九条中第九項を削り、第十項を第九項とし、第十一項を第十項とする。

4　塩専売法（昭和二十四年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第三項中「第十一項」を「第十項」に改める。

5　しいしょう脳専売法（昭和二十四年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第三項中「第十一項」を「第十項」に改め

る。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第九十四号（昭三〇・七・二九）

◎たばこ専売法等の一部を改正する法律

（たばこ専売法の一部改正）

第一条　たばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項に次の後段を加える。

この小売定価中には、当該小売定価の百分の八に相当する地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十四条の道府県たばこ消費税の額及び当該小売定価の百分の九に相当する同法第四百六十四条の市町村たばこ消費税の額を含むものとする。

第四十一条の二第一項を次のように改める。

震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、小売人がその所有する製造たばこを滅失したときは、公社は、その小売人に対し、その滅失した製造たばこの品種に応じ、あらかじめ公社が大蔵大臣の認可を受けて定める数量（滅失した

製造たばこについて当該小売人が保険金、損害賠償金等により損失を償われたときは、その償われた金額に応じあらかじめ公社が大蔵大臣の認可を受けて定める基準に従い計算した数量を控除した数量）の製造たばこを交付することができる。

第七十九条第三項第四号を次のように改める。

四　司法警察職員として職務を行う営林局及び営林署の職員

第七十九条第三項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　郵政監察官

（製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部改正）

第二条　製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律（昭和二十三年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第一項の日本専売公社製造たばこ価格表中

アストリア	長さ一一八ミリメートル 太さ一七ミリメートル

を

アストリア	長さ一二五ミリメートル 太さ一五ミリメートル

に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後のたばこ専売法第三十四条第一項後段の規定は、公社が昭和三十一年三月一日以後に小売人又は国内消費用として直接消費者に売り渡す製造たばこ小売定価について適用する。

3　改正後のたばこ専売法第四十一条の二の規定は、この法律の施行後に災害により製造たばこが滅失した場合について適用し、この法律の施行前に災害により製造たばこが滅失した場合の製造たばこの交付については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第九十五号（昭三〇・七・二九）

◎農業災害補償法の一部を改正する法律

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二中「死亡廃用共済」を「死廃病傷共済」に、「最低の共済掛金」を「共済掛金の死亡（とさつによる死亡を除く。以下同じ。）及び廃用による損害に対応する部分」に改める。

第四十五条の二第一項第一号中「役員又は」を削り、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二　清算人の選任

三　解散の議決

第八十三条第二項中「死亡廃用共済、疾病傷害共済」を「死廃病傷共済」に改める。

第八十四条第一項中「死亡廃用共済にあつては第三号、疾病傷害共済にあつては第四号、生産共済にあつては第五号」を「死廃病傷共済にあつては第三号、生産共済にあつては第四号」に改め、同項第三号中「死亡（屠殺に因る死亡を除く。）及び廃用」を「死亡、廃用、疾病及び傷害」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「屠殺に因る死亡を除き、」を削り、同号を同項第四号とし、同条第二項中「第五号」を「第四号」に改める。

第百十一条第一項中「死亡廃用共済」を「死廃病傷共済」に改める。

第百十一条の二中「左の各号の一に該当する場合その他正当な理由がある場合」を「その申込が死廃病傷共済に付していない母畜の胎児についての生産共済の申込である場合（その申込と同時に当該母畜について死廃病傷共済の申込がある場合を除く。）及び省令で定める正当な理由がある場合」に改め、各号を削る。

第百十二条第二項中「死亡廃用共済及び疾病傷害共済」を「死廃病傷共済」に改める。

第百十三条第二項中「死亡廃用共済」を「死廃病傷共済」に改め、同条第二項中「死亡廃用共済関係」を「死廃病傷共済関係」に改める。

第百十四条第一項第一号中「死亡廃用共済」を「死廃病傷共済」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とする。

第百十五条を次のように改める。

第百十五条　死廃病傷共済の共済掛金率は、共済目的の種類ごとに、左の各号の率を合計した率とする。

一　死亡及び廃用による損害並びに疾病及び傷害による損害のうち次号の診療技術料等以外のものに対応する共済掛金標準率甲又は同項第二号の共済掛金標準率乙を下る率を、それぞれ同項第一号の率又は同項第二号の率として定めることができる。

二　疾病及び傷害による損害のうち診療に要する費用で省令で定めるもの（以下診療技術料等という。）に対応する共済掛金標準率乙を下らず、主務大臣の定める率をこえない範囲内において定款で定める率

生産共済の共済掛金率は、共済目的の種類ごとに、共済事故による損害に対応する共済掛金標準率を下らない範囲内において定款で定める率とする。

第一項第一号の共済掛金標準率甲、同項第二号の共済掛金標準率乙及び前項の共済掛金標準率は、共済目的の種類ごとに、省令で定める一定年間における地域別の被害率を基礎として、主務大臣が当該地域別に定める。

前項の標準率は、四年ごとに一般に改訂する。

死廃病傷共済に付した家畜で、その共済金額が主務大臣の定める金額をこえるもの及び主務大臣の定める区域内に住所を有する組合員が所有し、又は管理するものに係る共済掛金率については、第一項の規定にかかわらず、省令で定めるところにより、同項第一号の共済掛金標準率甲又は同項第二号の共済掛金標準率乙を下る率を、それぞれ同項第一号の率又は同項第二号の率として定めることができる。

第百十六条第一号中「家畜共済」を「死廃病傷共済」に改め、同項第二号中「死亡廃用共済にあつては、共済事故」を「死亡又は廃用により支払うものにあつては、当該共済事故」に改め、同項第三号中「疾病傷害共済にあつては、共済事故」を「疾病又は傷害により支払うものにあつては、当該共済事故」に、「農業共済組合が、命令の定めるところにより、定款で定める支払割合を乗じて得た額」を「相当する金額」に改め、同項第三号を削り、同条に次の一項を加える。

生産共済に係る共済金は、胎児にあつては共済金額の全額、出生した牛及び馬にあつては第一項第一号の規定の例により算定した金額とする。

第百十七条中「疾病傷害共済に係る共済事故」を「死廃病傷共済に付した家畜につき疾病又は傷害の共済事故」に改める。

第百十九条中「屠殺したとき」を「とさつしたとき」に改める。

第百二十四条中「共済掛金率」の下に「(次条第一項第二号ロの金額の保険金を支払うものについては、第百十五条第一項第一号の率)」を加える。

第百二十五条第一項第二号を次のように改める。

二 家畜共済のうち、死廃病傷共済にあつてはイ又はロの金額、生産共済にあつてはイの金額

イ 組合員が支払うべき共済金に相当する金額

ロ 死亡又は廃用により支払うものにあつては組合員が支払うべき共済金に相当する金額、疾病又は傷害により支払うものにあつては組合員が支払うべき共済金のうち省令で定めるところにより当該共済事故による損害で診療技術料等以外のものに応じて算定される金額

第百二十五条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

死廃病傷共済に係る保険関係において、農業共済組合連合会が支払うべき保険金の額を前項第二号イの金額又は同号ロの金額のどちらの額とするかは、当該農業共済組合連合会と当該農業共済組合とが、その保険関係の成立の時までに協議して定めるものとし、その時までにその協議がととのわないときは、同号ロの金額をもつて当該農業共済組合連合会の支払うべき保険金の額とする。

第百二十六条第一項中「疾病傷害共済に係る共済事故」を「死廃病傷共済に付した家畜につき疾病又は傷害の共済事故」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和三十年十月一日から施行する。ただし、第四十五条の二第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に存する死亡廃用共済又は疾病傷害共済の共済関係、保険関係及び再保険関係については、この法律の施行の時の属する共済掛金期間の満了の時(疾病傷害共済の共済関係、保険関係及び再保険関係については、当該共済目的たる家畜に係る死亡廃用共済のこの法律の施行の時の属する共済掛金期間の満了の時)又は当該共済目的たる家畜について死廃病傷共済の共済責任が始まる時のどちらか早い時までは、なお従前の例による。

3 前項の死亡廃用共済又は疾病傷害共済の共済関係が死廃病傷共済の共済責任の開始により消滅したときは、そのまだ経過しない期間に対する共済掛金は、払いもどさなければならない。

4 前項の場合には、農業共済組合連合会又は政府は、まだ経過しない期間に対する保険料又は再保険料を、それぞれ当該農業共済組合又は当該農業共済組合連合会に払いもどさなければならない。

5 第三項又は前項の規定により払いもどすべき共済掛金、保険料又は再保険料は、改正後の農業災害補償法の規定により払い込むべき共済掛金、保険料又は再保険料とそれぞれ相殺することができる。

6 農業災害補償法第百十三条第一項各号の一に該当するに至る時から起算して二年以上前から死亡廃用共済関係が継続している家畜(死亡廃用共済関係に引き続き農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十四号)に基く死廃病傷共済関係が継続している家畜を含む。)は、同項の規定にかかわらず、死廃病傷共済に付することができる。

7 農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律の失効の際現に存する同法に基く死廃病傷共済の共済関係、保険関係及び再保険関係については、同法の失効の時の属する共済掛金期間の満了の時までは、なお従前の例による。

8 国庫は、当分の間、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、第百十一条第一項の議決があつた

農業共済組合に対し、その行う牛及び馬の死廃病傷共済の共済掛金率の基礎となつた被害率のうち死亡及び廃用による損害に対応する部分の率が、従前の一定年間における牛及び馬の死亡廃用共済の平均被害率に比して低下したときは、その低下した割合に応じて算出される金額の補助金を交付することができる。

9 前項の規定による補助金に相当する金額は、毎年度予算で定めるところにより、一般会計から農業共済再保険特別会計に繰り入れる。

10 農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十四号)第七条」を「農業災害補償法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第九十五号)附則第八項」に改める。

(大蔵・農林・内閣総理大臣署名)

法律第九十六号(昭三〇・七・二九)

◎農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律

農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「四百五十六億七百万円」を「四百六十六億七百万円」に改め、「第三十二条第五項」の下に「及び第六項」を加える。

第十八条第一項第八号中「災害復旧」を「改良、造成、復旧又は取得」に改める。

第三十二条に次の一項を加える。

6 第三項の規定による日本開発銀行の貸付金は、政令で定めるものを除く外、政令で定めるところにより、政令で定める時期において返済されたものとなるものとし、その返済されたものとされた日本開発銀行の貸付金の額に相当する金額が、当該時期において、政府の産業投資特別会計から公庫に対し出資されたものとする。

別表第八号貸付金の種類の欄中「災害復旧」を「改良、造成、復旧又は取得」に改め、同号利率の最高の欄中「年七分」を「年七分五厘」に改め、同号据置期間の欄中「一年」を「三年」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林漁業金融公庫法第四条の改正に伴い政府から出資すべき十億円の金額は、昭和三十年度において出資するものとする。

3 改正後の農林漁業金融公庫法第三十二条第六項の規定により同条第三項の規定による日本開発銀行の貸付金が返済されたものとなつたときは、日本開発銀行の資本金の額及び政府の産業投資特別会計からの日本開発銀行に対する出資金の額は、それぞれ、当該時期において、その返済されたものとされた日本開発銀行の貸付金の額に相当する金額を減少するものとする。

4 農林漁業金融公庫が農林漁業金融公庫法第三十二条第一項の規定により承継した債権及びこれに附随する権利義務について、日本開発銀行は、政令で定める時期までに、政令で定める金額を農林漁業金融公庫に支払わなければならない。

(大蔵・農林・内閣総理大臣署名)

法律第九十七号（昭三〇・七・二九）

◎自動車損害賠償保障法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　自動車損害賠償責任（第三条・第四条）
第三章　自動車損害賠償責任保険
第一節　自動車損害賠償責任保険契約の締結強制（第五条―第十条）
第二節　自動車損害賠償責任保険契約（第十一条―第二十三条）
第三節　自動車損害賠償責任保険事業（第二十四条―第三十条）
第四節　自動車損害賠償責任保険審議会（第三十一条―第三十九条）
第五節　政府の自動車損害賠償責任再保険事業（第四十条―第五十四条）
第四章　自動車損害賠償自家保障（第五十五条―第七十条）
第五章　政府の自動車損害賠償保障事業（第七十一条―第八十二条）
第六章　雑則（第八十三条―第八十六条）
第七章　罰則（第八十七条―第九十一条）
附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一条　この法律は、自動車の運行によつて人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図り、あわせて自動車運送の健全な発達に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。

2　この法律で「運行」とは、人又は物を運送するとしないとにかかわらず、自動車を当該装置の用い方に従い用いることをいう。

3　この法律で「保有者」とは、自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。

4　この法律で「運転者」とは、他人のために自動車の運転又は運転の補助に従事する者をいう。

第二章　自動車損害賠償責任

（自動車損害賠償責任）

第三条　自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によつて他人の生命又は身体を害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があつたこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りでない。

（民法の適用）

第四条　自己のために自動車を運行の用に供する者の損害賠償の責任については、前条の規定によるほか、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による。

第三章　自動車損害賠償責任保険

第一節　自動車損害賠償責任保険契約の締結強制

（責任保険の契約の締結強制）

第五条　自動車は、これについてこの法律で定める自動車損害賠償責任保険（以下「責任保険」という。）の契約が締結されているものでなければ、運行の用に

供してはならない。

（保険者）

第六条　責任保険の保険者（以下「保険会社」という。）は、保険業法（昭和十四年法律第四十一号）又は外国保険事業者に関する法律（昭和二十四年法律第百八十四号）に基き責任保険の事業を営むことができる者とする。

（自動車損害賠償責任保険証明書）

第七条　保険会社は、保険料の支払があつたときは、保険契約者に対して、当該自動車につき自動車損害賠償責任保険証明書を交付しなければならない。

2　保険契約者は、当該自動車損害賠償責任保険証明書の記載事項について変更があつたときは、自動車損害賠償責任保険証明書にその変更についての記入を受けなければならない。

3　保険会社は、前項の規定による記入の申出があつたときは、遅滞なく、その記入を行わなければならない。ただし、第二十二条第三項又は第四項の規定による請求をした場合において、その金額の支払がなかつたときは、この限りでない。

4　保険契約者は、自動車損害賠償責任保険証明書が滅失し、損傷し、又はその識別が困難となつたときは、保険会社に対して、その再交付を求めることができる。

5　自動車損害賠償責任保険証明書の記載事項その他自動車損害賠償責任保険証明書に関する細目は、運輸省令で定める。

（自動車損害賠償責任保険証明書の備付）

第八条　自動車は、自動車損害賠償責任保険証明書（前条第二項の規定により変更についての記入を受けなければならないものにあつては、その記入を受けた自動車損害賠償責任保険証明書。次条において同じ。）を備え付けなければ、運行の用に供してはならない。

（自動車損害賠償責任保険証明書の提示）

第九条　道路運送車両法第四条、第十二条から第十四条まで、第十七条、第三十四条、第五十八条、第六十二条から第六十四条まで、第六十七条、第六十八条、第七十条、第七十一条又は第九十七条の三に規定する処分を受けようとする者は、当該行政庁に対して、自動車損害賠償責任保険証明書をも提示しなければならない。

2　当該行政庁は、自動車損害賠償責任保険証明書の提示がないときは、前項の処分をしないものとする。

（適用除外）

第十条　第五条及び第七条から前条までの規定は、国、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、都道府県、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十五条第二項の市その他政令で定める者が運行の用に供する自動車及び道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による自動車道及びその他の一般交通の用に供する場所をいう。以下同じ。）以外の場所のみにおいて運行の用に供する自動車については、適用しない。

第二節　自動車損害賠償責任保険契約

（責任保険の契約）

第十一条　責任保険の契約は、第三条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生した場合において、これによる保有者の損害及び運転者もその被害者に対して損害賠償の責任を負うべきときのこれによる運転者の損害を保険会社がてん補することを約し、保険契約者が保険会社に保険料を支払うことを約することによつて、その効力を生ずる。

第十二条　責任保険の契約は、自動車一両ごとに締結

しなければならない。

（保険金額）

第十三条　責任保険の保険金額は、政令で定める。

（免責）

第十四条　保険会社は、保険契約者又は被保険者の悪意によつて生じた損害についてのみ、てん補の責を免かれる。

（保険金の請求）

第十五条　被保険者は、被害者に対する損害賠償額について自己が支払をした限度においてのみ、保険会社に対して保険金の支払を請求することができる。

（保険会社に対する損害賠償額の請求）

第十六条　第三条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生したときは、被害者は、政令で定めるところにより、保険会社に対し、保険金額の限度において、損害賠償額の支払をなすべきことを請求することができる。

2　被保険者が被害者に損害の賠償をした場合において、保険会社が被保険者に対してその損害をてん補したときは、保険会社は、そのてん補した金額の限度において、被害者に対する前項の支払の義務を免かれる。

3　第一項の規定により保険会社が被害者に対して損害賠償額の支払をしたときは、保険契約者又は被保険者の悪意によつて損害が生じた場合を除き、保険会社が、責任保険の契約に基き被保険者に対して損害をてん補したものとみなす。

4　保険会社は、保険契約者又は被保険者の悪意によつて損害が生じた場合において、第一項の規定により被害者に対して損害賠償額の支払をしたときは、その支払つた金額について、政府に対して補償を求めることができる。

（被害者に対する仮渡金）

第十七条　保有者が、責任保険の契約に係る自動車の運行によつて他人の生命又は身体を害したときは、被害者は、政令で定めるところにより、保険会社に対し、政令で定める金額を前条第一項の規定による損害賠償額の支払のための仮渡金として支払うべきことを請求することができる。

2　保険会社は、前項の請求があつたときは、遅滞なく、請求に係る金額を支払わなければならない。

3　保険会社は、第一項の仮渡金の金額が支払うべき損害賠償額をこえた場合には、そのこえた金額の返還を請求することができる。

4　保険会社は、保有者の損害賠償の責任が発生しなかつた場合において、第一項の仮渡金を支払つたときは、その支払つた金額について、政府に対して補償を求めることができる。

（差押の禁止）

第十八条　第十六条第一項及び前条第一項の規定による請求権は、差し押えることができない。

（時効）

第十九条　第十六条第一項及び第十七条第一項の規定による請求権は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

（告知すべき重要な事実等）

第二十条　商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百四十四条に規定する重要な事実又は事項は、責任保険の契約にあつては、次のとおりとする。

一　道路運送車両法の規定による自動車登録番号又は車両番号（これらが存しない場合にあつては、車台番号）

二　政令で定める自動車の種別

（告知義務違反による契約解除の効力）

第二十一条　商法第六百四十四条の規定により、保険会社が責任保険の契約を解除したときは、その解除

は、保険契約者が解除の通知を受けた日から起算して七日の後に、将来に向つてその効力を生ずる。

2　前項の解除の効力が生ずる日前に危険が発生した場合には、商法第六百四十五条第二項の規定にかかわらず、保険会社は、損害をてん補する責に任ずる。この場合において、保険会社が損害をてん補したときは、保険契約者に対し、そのてん補した金額の支払を請求することができる。

（危険の増加又は減少による契約の変更）

第二十二条　保険期間中に危険が増加し、又は減少したときは、責任保険の契約は、新たな危険に対応する責任保険の契約に変更されたものとみなす。

2　保険契約者又は被保険者は、保険期間中に危険が増加したことを知つたときは、遅滞なく、これを保険会社に通知しなければならない。

3　保険期間中に危険が増加した後に危険が発生し、保険会社が損害をてん補した場合において、保険契約者又は被保険者が前項の通知を怠つていたときは、保険会社は、保険契約者に対し、そのてん補した金額の支払を請求することができる。

4　保険会社は、第一項の場合において、危険が増加したときは、保険契約者に対し、政令で定めるところにより増加する額の保険料の支払を請求することができる。

5　保険契約者は、第一項の場合において、危険が減少したときは、保険会社に対し、政令で定めるところにより減少する額の保険料の返還を請求することができる。

（商法の適用）

第二十三条　責任保険の契約については、この法律に別段の定がある場合を除くほか、商法第三編第十章第一節第一款の規定による。

第三節　自動車損害賠償責任保険事業

（責任保険の契約の締結義務）

第二十四条　保険会社は、政令で定める正当な理由がある場合を除き、責任保険の契約の締結を拒絶してはならない。

（保険料率）

第二十五条　大蔵大臣は、責任保険に関し、次の各号に掲げる処分についての申請があつた場合において、当該申請に係る保険料率が能率的な経営の下における適正な原価を償うものでなく、又は保険料率の算定につき営利の目的の介入があるときは、これらの処分をしてはならない。

一　保険業法第一条第一項の規定による免許又は同法第十条第一項の規定による認可

二　損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）第十条第一項の規定による認可

三　外国保険事業者に関する法律第三条第一項の規定による免許、同法第五条の規定による認可又は同法第十九条において準用する保険業法第十条第一項の規定による認可

第二十六条　責任保険については、損害保険料率算出団体に関する法律第十条の二、第十条の三、第十条の五第二項及び第十条の八から第十条の十二までの規定は、適用しない。

第二十七条　大蔵大臣は、責任保険の保険料が能率的な経営の下における適正な原価をこえると認めるときは、保険会社又は損害保険料率算出団体に関する法律第二条第二項の規定による損害保険料率算出団体に対して、責任保険の保険料率の変更を命ずることができる。

（同意）

第二十八条　大蔵大臣は、責任保険の保険約款及び保険料率に関し、次の各号に掲げる処分をしようとす

るときは、あらかじめ、運輸大臣の同意を得るものとする。

一　第二十五条各号に掲げる処分

二　前条の規定による変更命令

三　保険業法第十条第二項（外国保険事業者に関する法律第十九条において準用する場合を含む。）又は損害保険料率算出団体に関する法律第十条の六の規定による命令

2　大蔵大臣は、保険会社がこの法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分又は責任保険の保険約款若しくは保険料率について保険業法若しくは外国保険事業者に関する法律若しくはこれらに基く命令若しくはこれらに基く処分に違反した場合において、保険業法第十二条第一項又は外国保険事業者に関する法律第二十二条第一項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の同意を得るものとする。

（共同行為に関する通知）

第二十九条　大蔵大臣は、保険業法第十二条ノ三の規定による責任保険の事業に関する共同行為に関して、保険業法第十二条ノ六第一項（外国保険事業者に関する法律第十九条において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたときは、その旨を運輸大臣に通知するものとする。

（代理店契約）

第三十条　保険会社は、自動車運送又は通運事業の振興を図ることを目的として組織する団体その他の者であつて、責任保険の事業の円滑な遂行上適当と認められるものと責任保険に関する代理店契約を締結するものとする。

第四節　自動車損害賠償責任保険審議会

（設置）

第三十一条　大蔵省に、自動車損害賠償責任保険審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（権限）

第三十二条　審議会は、大蔵大臣の諮問に応じて、責任保険に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を関係大臣に建議する。

（諮問）

第三十三条　大蔵大臣は、第二十八条第一項各号に規定する処分をしようとするときは、審議会にはからなければならない。

（組織）

第三十四条　審議会は、委員十一人をもつて組織する。

（委員）

第三十五条　委員のうち四人は、関係行政機関の職員のうちから、大蔵大臣が任命する。

2　前項の委員以外の委員は、次に掲げる者につき、大蔵大臣が運輸大臣の同意を得て、任命する。

一　学識経験のある者　三人

二　自動車運送に関し深い知識及び経験を有する者　二人

三　保険事業に関し深い知識及び経験を有する者　二人

3　前項の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　委員は、非常勤とする。

（会長）

第三十六条　審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2　会長は、会務を総理する。

（議決方法）

第三十七条　審議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2　審議会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

（審議会の庶務）

第三十八条　審議会の庶務は、大蔵省銀行局において処理する。

（省令への委任）

第三十九条　この法律に規定するもののほか、審議会に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第五節　政府の自動車損害賠償責任再保険事業

（再保険）

第四十条　政府は、保険会社が責任保険の事業によつて負う保険責任を再保険するものとする。

（再保険関係の成立）

第四十一条　政府と保険会社との間の再保険関係は、保険会社と保険契約者との間の責任保険関係の成立により、その成立の時において成立する。

（再保険金額）

第四十二条　再保険金額は、責任保険の保険金額の百分の六十とする。

（再保険料率）

第四十三条　再保険料率は、責任保険の保険料率に政令で定める割合を乗じたものとする。

（政府の支払うべき再保険金の金額）

第四十四条　政府が支払うべき再保険金の金額は、保険会社が支払うべき保険金の金額の百分の六十とする。

（再保険料の払いもどし）

第四十五条　政府は、保険会社が、保険約款で定めるところにより保険料の払いもどしをしたときは、政令で定めるところにより、保険会社に対して再保険料の一部を払いもどすことができる。

（保険代位等の場合の納付）

第四十六条　保険会社は、責任保険に関して代位により取得した権利を行使したときは、その行使によつて得た金額の百分の六十を政府に納付しなければならない。

2　保険会社は、第二十一条第二項後段又は第二十二条第三項の規定による支払を受けたときは、支払を受けた金額の百分の六十を政府に納付しなければならない。

（通知）

第四十七条　保険会社は、保険契約者との間に責任保険関係が成立したときは、運輸省令で定めるところにより、遅滞なく、当該責任保険関係に関する事項を運輸大臣に通知しなければならない。通知した事項に変更を生じたときも、同様とする。

2　保険会社は、責任保険に関し損害をてん補すべき原因が発生したと認めるときは、運輸省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を運輸大臣に通知しなければならない。

（免責）

第四十八条　次の場合には、政府は、再保険金の全部又は一部につき、支払の責を免かれる。

一　保険会社が、法令又は保険約款に違反して損害をてん補したとき。

二　保険会社が、てん補額を不当に認定して損害をてん補したとき。

三　保険会社が、故意若しくは重大な過失により前条の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

（時効）

第四十九条　再保険金の支払の義務及び再保険料の払いもどしの義務は二年、再保険料の支払の義務は一年を経過したときは、時効によつて消滅する。

（再保険事業に関する経費の繰入）

第五十条　政府は、この節に規定する再保険事業（以下「自動車損害賠償責任再保険事業」という。）の業務

の執行に要する経費に相当する金額を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から自動車損害賠償責任再保険特別会計に繰り入れるものとする。

（審査の請求）

第五十一条　保険会社は、自動車損害賠償責任再保険事業に関する政府の処分につき不服があるときは、運輸大臣に対し、審査の請求をすることができる。

2　前項の規定による審査の請求があつたときは、運輸大臣は、自動車損害賠償責任再保険審査会の審査を経て裁決する。

3　第一項の審査の請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

（自動車損害賠償責任再保険審査会）

第五十二条　運輸省に、自動車損害賠償責任再保険審査会を置く。

2　自動車損害賠償責任再保険審査会は、前条第二項の規定によりその権限に属する事項を処理する。

第五十三条　自動車損害賠償責任再保険審査会は、委員五人をもつて組織する。

2　委員は、学識経験のある者のうちから、運輸大臣が任命する。

3　委員は、非常勤とする。

4　前三項に規定するもののほか、自動車損害賠償責任再保険審査会の委員及び運営に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

（政令への委任）

第五十四条　この法律に規定するもののほか、再保険に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　自動車損害賠償自家保障

（自動車損害賠償自家保障の許可）

第五十五条　運輸大臣の行う自動車損害賠償自家保障の許可を受けた者（以下「自家保障者」という。）は第五条の規定にかかわらず、許可に係る自動車を運行の用に供することができる。

第五十六条　運輸大臣は、前条の許可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。

一　許可を受けようとする者が政令で定める両数以上の両数の自動車を有する者であること。

二　許可を受けようとする者が第三条の規定による損害賠償を適確に行うに足りる経理的基礎及び組織を有する者であること。

三　許可を受けようとする者の使用する自動車について、自動車事故をひん発するおそれがないこと。

四　許可を受けようとする者が第六十六条第一項の規定による許可の取消を受け、その取消の日から一年を経過していない者でないこと。

（自動車損害賠償支払準備金の積立）

第五十七条　自家保障者は、毎事業年度、運輸省令で定める金額を、自動車損害賠償支払準備金として積み立てなければならない。

（損害賠償に充てるための資産の管理）

第五十八条　自家保障者は、運輸省令で定める方法により、その使用する自動車に係る第三条の規定による損害賠償に充てるための資産の管理をしなければならない。

（自動車損害賠償支払準備金の使用）

第五十九条　自動車損害賠償支払準備金は、自家保障者が、その使用する自動車に係る第三条の規定による損害賠償に充てる場合を除き、これを使用してはならない。

（先取特権）

第六十条　自家保障者に対し第三条の規定による損害賠償の請求権を有する者は、自家保障者の総財産の上に先取特権を有する。

2　前項の先取特権の順位は、民法第三百六条第一号に掲げる先取特権に次ぎ、商法第二百九十五条第一項（有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第四十六条第二項において準用する場合を含む。）の先取特権に先だつ。

（仮渡金）

第六十一条　自家保障者が、第五十五条の許可に係る自動車の運行によつて他人の生命又は身体を害したときは、被害者は、政令で定めるところにより、自家保障者に対し、政令で定める金額を損害賠償額の支払のための仮渡金として支払うべきことを請求することができる。

2　第十七条第二項の規定は、自家保障者について、同条第三項及び第四項の規定は、自家保障者が前項の規定により仮渡金を支払つた場合に準用する。

（差押の禁止）

第六十二条　前条第一項の規定による請求権は、差し押えることができない。

（自動車損害賠償自家保障証明書）

第六十三条　運輸大臣は、自家保障者に対し、その使用する自動車一両ごとに、自動車損害賠償自家保障証明書を交付しなければならない。

2　自家保障者は、当該自動車損害賠償自家保障証明書について変更があつたときは、自家保障証明書にその変更についての記入を受けなければならない。

3　自家保障者は、自動車損害賠償自家保障証明書が滅失し、損傷し、又はその識別が困難となつたときは、運輸大臣に対して、その再交付を求めることができる。

4　自動車損害賠償自家保障証明書の記載事項その他自動車損害賠償自家保障証明書に関する細目は、運輸省令で定める。

第六十四条　自動車損害賠償自家保障証明書は、自家保障者から第七十八条第一項の自動車損害賠償保障事業賦課金の納付を受けた後でなければ、交付しないものとする。

第六十五条　自家保障者が運行の用に供する自動車に係る第八条及び第九条の規定の適用については、自動車損害賠償自家保障証明書を自動車損害賠償責任保険証明書とみなす。

（許可の取消）

第六十六条　運輸大臣は、自家保障者が、第五十六条第一号から第三号までに掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき、この法律若しくはこの法律に基く命令に違反したとき、又は引き続き自家保障者であることが被害者の保護に欠けるおそれがあると認めるときは、第五十五条の許可を取り消すことができる。

2　前項の規定により許可を取り消された者は、当該許可に係る自動車損害賠償自家保障証明書を七日以内に運輸大臣に返納しなければならない。

（許可の失効）

第六十七条　自家保障者が、当該自動車について責任保険の契約を締結したときは、第五十五条の許可は、その効力を失う。

2　自家保障者は、前項の規定により第五十五条の許可がその効力を失つたときは、七日以内に、当該自動車損害賠償自家保障証明書を添えて、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第六十八条　自家保障者が、死亡し、又は解散したときは、第五十五条の許可は、その効力を失う。

2　前条第二項の規定は、次の各号に掲げる者について準用する。

一　自家保障者が死亡したときは、その相続人
二　自家保障者たる法人が合併及び破産以外の事由により解散したときは、その清算人
三　自家保障者たる法人が合併により解散したときは、その役員であつた者
四　自家保障者たる法人が破産により解散したときは、その破産管財人

（報告徴収及び立入検査）

第六十九条　運輸大臣は、第一条の目的を達成するため必要な限度において、自家保障者に対して、その自動車の使用、自動車事故の概要若しくは財産の状況に関し、報告をさせ、又はその職員に自家保障者の事業場その他の場所に立入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（省令への委任）

第七十条　この法律に規定するもののほか、第五十五条の許可の申請手続及び自家保障者の遵守すべき事項については、運輸省令で定める。

第五章　政府の自動車損害賠償保障事業

（自動車損害賠償保障事業）

第七十一条　政府は、この法律の規定により、自動車損害賠償保障事業を行う。

（業務）

第七十二条　政府は、自動車の運行によつて生命又は身体を害された者がある場合において、その自動車の保有者が明らかでないため被害者が第三条の規定による損害賠償の請求をすることができないときは、被害者の請求により、政令で定める金額の限度において、その受けた損害をてん補する。責任保険の被保険者でない者（国、日本国有鉄道、日本電信電話公社、都道府県、地方自治法第百五十五条第二項の市、第十条の政令で定める者及び自家保障者を除く。）が、第三条の規定によつて損害賠償の責に任ずる場合も、被害者の請求により、政令で定める金額の限度において、その受けた損害をてん補する。

2　政府は、第十六条第四項又は第十七条第四項（第六十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による請求により、これらの規定による補償を行う。

3　前二項の請求の手続は、運輸省令で定める。

（他の法令による給付との調整等）

第七十三条　被害者が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）その他政令で定める法令に基いて前条第一項の規定による損害のてん補に相当する給付を受けるべき場合には、政府は、その給付に相当する金額の限度において、同項の規定による損害のてん補をしない。

2　前条第一項後段の場合において、被害者が第三条の規定による損害賠償の責に任ずる者から損害の賠償を受けたときは、政府は、その金額の限度において、前条第一項後段の規定による損害のてん補をしない。

（差押の禁止）

第七十四条　第七十二条第一項の規定による請求権は、差し押えることができない。

（時効）

第七十五条　第十六条第四項、第十七条第四項（第六十一条第二項において準用する場合を含む。）又は第七十二条第一項の規定による請求権は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

（代位等）

第七十六条　政府は、第七十二条第一項の規定による損害のてん補をしたときは、その支払金額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する者に対して有する権利を取得する。

2　政府は、保険契約者又は被保険者の悪意によつて損害が生じた場合において、保険会社が第十六条第一項の規定により被害者に対して損害賠償額の支払をしたときは、その支払金額の限度において、被害者が保険契約者又は被保険者に対して有する権利を取得する。

3　政府は、保有者の損害賠償の責任が発生しなかつた場合において、保険会社又は自家保障者が第十七条第一項又は第六十一条第一項の規定により被害者に対して仮渡金の支払をしたときは、被害者に対してその返還を請求することができる。

（業務の委託）

第七十七条　政府は、政令で定めるところにより、第七十二条第一項の規定による業務の一部を保険会社に委託することができる。

七十二条第一項の規定による請求権は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

（代位等）

第七十六条　政府は、第七十二条第一項の規定による損害のてん補をしたときは、その支払金額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する者に対して有する権利を取得する。

2　政府は、保険契約者又は被保険者の悪意によつて損害が生じた場合において、保険会社が第十六条第一項の規定により被害者に対して損害賠償額の支払をしたときは、その支払金額の限度において、被害者が保険契約者又は被保険者に対して有する権利を取得する。

3　政府は、保有者の損害賠償の責任が発生しなかつた場合において、保険会社又は自家保障者が第十七条第一項又は第六十一条第一項の規定により被害者に対して仮渡金の支払をしたときは、被害者に対してその返還を請求することができる。

（業務の委託）

第七十七条　政府は、政令で定めるところにより、第七十二条第一項の規定による業務の一部を保険会社に委託することができる。

2　保険会社は、保険業法第五条（外国保険事業者に関する法律第十九条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、前項の規定により委託された業務を行うことができる。

3　運輸大臣は、第一項の規定による委託をしたときは、委託を受けた保険会社の名称その他運輸省令で定める事項を告示しなければならない。

（自動車損害賠償保障事業賦課金）

第七十八条　保険会社及び自家保障者は、運輸省令で定めるところにより、政令で定める金額を、自動車損害賠償保障事業賦課金として政府に納付しなければならない。

2　前項の規定は、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、都道府県及び地方自治法第百五十五条第二項の市の自動車損害賠償保障事業賦課金の納付について準用する。

（過怠金）

第七十九条　政府は、第七十二条第一項後段の規定による損害のてん補をしたときは、損害賠償の責に任ずる者に対して、政令で定める金額を過怠金として徴収することができる。

（徴収金の滞納処分）

第八十条　第七十八条第一項の自動車損害賠償保障事業賦課金又は前条の過怠金を納付しない者があるときは、運輸大臣は、期限を定めて督促をする。

2　運輸大臣は、前項の規定による督促をするときは、納付義務者に対して督促状を発する。この場合において、督促状により定めるべき期限は、これを発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3　第一項の規定による督促は、民法第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

4　運輸大臣は、第一項の規定による督促を受けた者が、同項の期限までに自動車損害賠償保障事業賦課金又は過怠金を納付しないときは、国税滞納処分の例によつて、これを処分する。

（先取特権の順位）

第八十一条　第七十八条第一項の自動車損害賠償保障事業賦課金及び第七十九条の過怠金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつ。

（自動車損害賠償保障事業に関する費用の繰入）

第八十二条　政府は、国及び第十条の政令で定める者が運行の用に供する自動車について、第七十八条第二項の自動車損害賠償保障事業賦課金に相当する金

額を、毎会計年度、予算で定めるところにより、国の他の会計から自動車損害賠償責任再保険特別会計に繰り入れるものとする。

2　政府は、この法律に規定する自動車損害賠償保障事業の業務の執行に要する経費の一部を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から自動車損害賠償責任再保険特別会計に繰り入れるものとする。

第六章　雑則

（業務の管掌）

第八十三条　第三章第五節及び前章に規定する政府の業務は、運輸大臣が管掌する。

（権限の委任）

第八十四条　第四章、前章及び次条の規定により運輸大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、陸運局長に行わせることができる。

（証明書の提示）

第八十五条　運輸大臣は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、その職員に、道路その他自動車の所在する場所において、自動車を運転する者に対し、自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償自家保障証明書の提示を求めさせることができる。

2　第六十九条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

（運輸大臣の任務）

第八十六条　運輸大臣は、この法律に規定する職権の行使にあたつては、被害者の保護に欠けることがないように努めなければならない。

第七章　罰則

第八十七条　第五条の規定に違反した者は、三箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第八十八条　第八条の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第八十九条　次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一　第六十六条第二項又は第六十七条第二項（第六十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二　第六十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者

三　第六十九条第一項の規定による提示を拒み、又は妨げた者

四　第八十五条第一項の規定による提示を拒み、又は妨げた者

第九十条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第八十七条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第九十一条　保険会社が第二十四条の規定に違反したときは、保険会社の取締役（外国保険事業者に関する法律に規定する外国保険事業者にあつては、その日本における代表者。次項において同じ。）は、三十万円以下の過料に処する。

2　保険会社又は損害保険料率算出団体が第二十七条の命令に違反したときは、保険会社の取締役又は損害保険料率算出団体の理事は、三十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

1　この法律の施行期日は、公布の日から起算して八箇月をこえない範囲内において政令で定める日とする。

（他の法律の改正）

2　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項の表中公認会計士審査会の項の次に次の一項を加える。

自動車損害賠償責任保険審議会	大蔵大臣の諮問に応じて、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の規定による自動車損害賠償責任保険に関する重要事項を調査審議すること。

3　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四十二号の二の次に次の四号を加える。

四十二の三　自動車損害賠償責任保険の保険約款及び保険料率に関する処分について同意すること。

四十二の四　自動車損害賠償責任再保険事業を行うこと。

四十二の五　自動車損害賠償自家保障の許可をすること。

四十二の六　自動車損害賠償保障事業を行うこと。

第二十八条第一項第十五号の次に次の五号を加える。

十六　自動車損害賠償責任保険に関すること。

十七　自動車損害賠償責任再保険事業に関すること。

十八　自動車損害賠償保障事業に関すること。

十九　自動車損害賠償責任再保険特別会計の経理を行うこと。

第三十八条第一項の表中鉄道建設審議会の項の次に次の一項を加える。

自動車損害賠償責任再保険審議会	運輸大臣の諮問に応じて自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五十一条第二項に規定する審査を行うこと。

第五十一条第一項第二十号の次に次の三号を加える。

二十の二　自動車損害賠償責任保険に関すること。

二十の三　自動車損害賠償自家保障に関すること。

二十の四　自動車損害賠償保障事業に関すること。

4　保険業法の一部を次のように改正する。

第十二条ノ三第一号中「又ハ航空保険事業（航空機、航空機ニ依リ運送セラルル貨物又ハ航空機ノ管理ニ際シ他人ニ与ヘタル損害ヲ賠償スル責任ヲ保険ノ目的トスル損害保険事業ヲ云ヒ旅行者ノ航空機搭乗中ノ傷害ニ因ル損害ヲ塡補スル損害保険事業ヲ含ム以下同ジ）」を「、航空保険事業（航空機、航空機ニ依リ運送セラルル貨物又ハ航空機ノ管理ニ際シ他人ニ与ヘタル損害ヲ賠償スル責任ヲ保険ノ目的トスル損害保険事業ヲ云ヒ旅行者ノ航空機搭乗中ノ傷害ニ因ル損害ヲ塡補スル損害保険事業ヲ含ム以下同ジ）又ハ自動車損害賠償保障法ノ規定ニ基ク自動車損害賠償責任保険事業」に、同条第二号中「海上保険事業及航空保険事業」を「海上保険事業、航空保険事業及自動車損害賠償責任保険事業」に改める。

5　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第九号の八の次に次の一号を加える。

九ノ九　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）ニ規定スル保険会社ノ自動車損害賠償責任保険ニ関シ発スル保険料受取書及保険契約証書

（経過規定）

6　自動車保険の契約（被保険者が自動車の運行によつて他人に加えた損害の賠償責任を負うことにより

受けることあるべき損害をてん補することを目的とする保険契約をいう。）であつて第五条の規定の施行の日前に締結されたもの（以下「旧契約」という。）の保険契約者は、当該自動車につき責任保険の契約が締結されたときは、旧契約を解除することができる。

7　前項の規定により旧契約が解除されたときは、旧契約の保険者（以下単に「保険者」という。）は、保険契約者に対して、政令で定める金額の解約返戻金を支払わなければならない。

8　旧契約の保険金額は、当該自動車につき責任保険の契約が締結されたときは、政令で定める金額まで増加したものとする。

9　旧契約の保険契約者は、当該自動車につき責任保険の契約が締結されたときは、保険者に対して、政令で定める金額の支払を請求することができる。ただし、附則第六項の規定により旧契約を解除したときは、この限りでない。

10　旧契約の保険契約者が、前項本文の規定による請求をしたときは、その時以後、旧契約の保険金額は、附則第八項の規定により増加した時以前の金額に復するものとする。

11　旧契約に係る自動車につき責任保険の契約が締結された場合において、旧契約及び責任保険の契約によりてん補すべき損害が生じたときは、まず責任保険の契約による損害のてん補を行い、そのてん補金額が損害の全部をてん補するに足りないときは、その足りない金額を旧契約によりてん補するものとする。

（法務・大蔵・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第九十八号（昭三〇・七・三〇）

◎北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律

北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「並びに」を「及び」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、公庫法第二十条第一項に規定する木造の住宅又は防火構造の住宅（以下本条において「木造の住宅又は防火構造の住宅」という。）の床面積を増加するための建設に係る場合においては、簡易耐火構造の住宅又は耐火構造の住宅であることを要しない。

第八条第二項の表中

「

多層家屋等内の防寒住宅の建設及び住宅の建設費又は土地若しくはこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	多層家屋等内の防寒住宅の建設及び住宅の建設費又は土地若しくはこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金
防寒住宅であつて、且つ、木造の住宅又は防火構造の住宅であるもの建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費又は土地若しくは借地権の価額の八割五分に相当する金額
	年五分五厘　五十年以内
	年五分五厘　十八年以内

」を

「

多層家屋等内の防寒住宅の建設及び住宅の建設費又は土地若しくはこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	多層家屋等内の防寒住宅の建設及び住宅の建設費又は土地若しくはこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金
防寒住宅であつて、且つ、木造の住宅又は防火構造の住宅であるもの建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費又は土地若しくは借地権の価額の八割五分に相当する金額
	年五分五厘　五十年以内
	年五分五厘　十八年以内

」に改める。

第八条第四項中「住宅」を「防寒住宅」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・建設・内閣総理大臣署名）

法律第九十九号（昭三〇・七・三〇）

◎厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律

（厚生保険特別会計法の一部改正）

第一条　厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「其ノ他ノ諸費」の下に「並ニ同事業ノ保健施設費又ハ福祉施設費ニ充ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金」を加える。

第六条中「健康勘定ヨリノ受入金、」の下に「日雇労働者健康保険事業ノ保健施設費又ハ福祉施設費ニ充ツル為ノ日雇健康勘定ヨリノ受入金、」を加える。

第九条中「健康勘定及年金勘定」を「健康勘定、日雇健康勘定及年金勘定」に改める。

第十一条第二項中「保険給付費」の下に「及保健施設費又ハ福祉施設費ニ充ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金」を加える。

第十八条ノ五の次に次の一条を加える。

第十八条ノ六　政府ハ本会計ノ健康勘定ノ歳入不足

ヲ補塡スルタメ必要アルトキハ昭和三十年度以降七箇年度間毎年度一般会計ヨリ十億円ヲ限リ同勘定ニ繰入ルルコトヲ得

（船員保険特別会計法の一部改正）

第二条 船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の次に次の一条を加える。

第二十六条 政府は、この会計の保険給付費のうち療養の給付、療養費、家族療養費、傷病手当金、分娩費、出産手当金、育児手当金、配偶者分娩費、葬祭料及び家族葬祭料に要する費用（船員法の規定による災害補償に相当するものに要する費用を除く。）の財源の一部に充てるため必要があるときは、昭和三十年度以降六箇年度間、毎年度、一般会計から二千五百万円を限りこの会計に繰り入れることができる。

前項の規定により一般会計からこの会計に繰入が行われた場合においては、第十五条の二中「一般会計から受け入れた金額」とあるのは、「一般会計から受け入れた金額（第二十六条の規定による受入金を除く。）」と読み替えるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十年度予算から適用する。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第百号（昭三〇・七・三〇）

◎余剰農産物資金融通特別会計法

（設置）

第一条 政府が農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基いて借り入れる外貨資金（以下「借入資金」という。）を財源として電源の開発、農地の開発その他本邦の経済の発展を促進するために行う資金の貸付に関する経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

（管理）

第二条 この会計は、大蔵大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

（歳入及び歳出）

第三条 この会計においては、借入資金の借入による収入金、貸付金の償還金及び利子並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金、借入資金の償還金及び利子、事務取扱費、借入資金の償還に関する諸費並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

（損益の処理）

第七条 この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを積立金に組入れて整理し、損失を生じたときは、積立金を減額してこれを整理するものとする。

2 前項に規定する損益計算に関し必要な事項は、政令で定める。

（剰余金の繰入）

第八条 この会計において、毎会計年度の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

（歳入歳出決定計算書の作成）

第九条 大蔵大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越をしたときは、当該経費については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合において、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

（実施規定）

第十四条 この法律の実施のための手続その他その執

2 前項に規定する貸付金の利率その他の条件は、借入資金の借入の条件その他の事情を勘案して、大蔵大臣が定める。

（歳入歳出予定計算書の作成）

第四条 大蔵大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作成しなければならない。

（歳入歳出予算の区分）

第五条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

（予算の作成及び提出）

第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、次の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出予定計算書

二 前前年度の貸借対照表及び損益計算書

三 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

四 前年度及び当該年度の貸付計画表

五 前前年度末現在における借入資金の償還額表

（余裕金の預託）

第十一条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、資金運用部に預託することができる。

（借入資金の負担及び償還金等の繰入）

第十二条 借入資金の借入による債務は、この会計の負担とする。

2 借入資金の償還金及び利子並びに償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

（支出未済額の繰越）

第十三条 この会計において、毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

行について必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　昭和三十年度に限り、この会計において支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をすることができる。

3　前項の規定による一時借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

4　第二項の規定による一時借入金は、昭和三十年度内に償還しなければならない。

5　この会計において、第二項の規定により一時借入金をしたときは、その利子の支出に必要な金額は、昭和三十年度において、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

6　第二項の規定による一時借入金の利子は、昭和三十年度におけるこの会計の歳出とする。

7　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第十四号中「産業投資特別会計」の下に「及び余剰農産物資金融通特別会計」を加える。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百一号（昭三〇・七・三〇）

◎関税定率法等の一部を改正する法律

（関税定率法の一部改正）

第一条　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第六項中「適用の日」の下に「（同条第二号に掲げる貨物については、その輸入申告の日）」を加える。

第十四条第十号中「二年」の下に「（機械設備その他の貨物で政令で定めるものについては、二年をこえる期間で政令で定めるもの）」を加える。

（関税定率法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　関税定率法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五項及び第八項中「昭和三十年七月三十一日」を「昭和三十一年三月三十一日」に改める。

附則第十項中「昭和三十年七月三十一日」を「昭和三十一年三月三十一日」に改め、同項に次の後段を加える。

この場合において、当該免除を受ける物品が原油、重油又は粗油であるときは、政令で定める手続をしなければならない。

附則第十一項中「昭和三十年七月三十一日」を「昭和三十一年三月三十一日」に改め、同項に次の後段を加える。

この場合においては、前項後段の規定を準用する。

附則第十四項以下を一項ずつ繰り下げ、附則第十三項中「関税を免除した場合」の下に「及び附則第十項又は第十一項の規定により原油、重油又は粗油の関税を免除し、又は軽減した場合」を加え、同項を附則第十四項とする。

附則第十二項中「附則第六項又は第九項」を「附則第六項若しくは第九項又は前項」に改め、同項を附則第十五項とする。

附則第十一項の次に次の一項を加える。

12　附則第十項の規定による免除を受けた原油、重油又は粗油を製油原料として使用したときは、その使用した原油、重油又は粗油について、別表乙号の炭化水素油の部のうち一の甲の税率による関税をその輸入者から徴収する。

別表甲号中

二一一	豆類	一のうち大豆	
五一九	炭化水素油（別号に掲げるものを除く。）	一　原油、重油及び粗油のうち摂氏十五度における比重が〇・八七六二をこえ、〇・八九をこえないもの（摂氏十五度における比重が〇・八九をこえ、〇・九二五をこえないもの（製油原料として使用するものを除く。）	を

を

二〇五	小麦		
二一一	豆類	一のうち大豆	
五一九	炭化水素油（別号に掲げるものを除く。）	一　原油、重油及び粗油のうち摂氏十五度における比重が〇・八七六二をこえ、〇・八九をこえないもの（摂氏十五度における比重が〇・八九をこえ、〇・九二五をこえないもの（製油原料として使用するものを除く。）	を

別表乙号中

五一九	炭化水素油（別号に掲げるものを除く。）	一　原油、重油及び粗油のうち甲　製油原料として使用するもの	二　分
		乙　その他（別表甲号に掲げるものを除く。）	六分五厘

に改め、同表の税率の欄中

「備考の税率」を「備考2の税率」に改め、同表の備考中「炭化水素油の項乙その他」を「炭化水素油の部のうち二の乙」に改め、同表の備考を同表の備考2とし、同表に備考1として次のように加える。

1　この表において「重油」とは、炭化水素油のうち摂氏十五度における比重が〇・八七六二をこえ、かつ、引火点が摂氏百十五度をこえないもので一般に燃料として使用するもの及び原油を蒸りゆうしてできたかま残油をいう。

附　則

1　この法律は、昭和三十年八月一日から施行する。

2　改正後の関税定率法第四条第六項の規定は、この法律の施行後に輸入申告が行われた関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第五条第二号に掲げる貨物について適用し、この法律の施行前に輸入申告が行われた当該貨物については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百二号（昭三〇・七・三〇）

◎日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部を改正する法律

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定」を「、日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定及び日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（内閣総理・法務・外務大臣署名）

法律第百三号（昭三〇・七・三〇）

◎日本開発銀行の電源開発株式会社に対する出資の処理に関する法律

1　電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）附則第十三項の規定に基いて日本開発銀行が引き受けた電源開発株式会社の株式は、政令で定める時期において、政府の産業投資特別会計に帰属するものとする。

2　日本開発銀行の資本金の額及び政府の産業投資特別会計からの日本開発銀行に対する出資金の額は、それぞれ、前項に定める時期において、同項の規定により産業投資特別会計に帰属した株式の金額の合計額に相当する額を減少するものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二項及び第三項の規定は、昭和三十一年三月三十一日までにおいて政令で定める日から施行する。

る。

2　電源開発促進法の一部を次のように改正する。

附則第十三項及び第十四項を削り、附則第十五項を附則第十三項とし、附則第十六項を削り、附則第十七項以下を三項ずつ繰り上げる。

3　日本開発銀行法（昭和二十六年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「千百五十二億二千万円と第四十九条の二第四項の規定により同特別会計から出資があつたものとされた金額との合計額」を「二千三百三十九億七千百万円」に改め、同条第二項中「千百五十二億二千万円」を削り、「並びに第四十八条第一項」を「、第四十八条第一項並びに第四十九条の二第四項」に改める。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百四号（昭三〇・七・三〇）

◎地方道路税法

（課税目的及び課税物件）

第一条　都道府県及び道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条第三項に規定する指定市に対し、道路に関する費用に充てる財源を譲与するため、揮発油には、この法律により、地方道路税を課する。

（定義）

第二条　この法律において「揮発油」とは、揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）第二条第一項に規定する炭化水素油及び同法第十五条の規定により揮発油とみなされる物をいう。

2　この法律において「揮発油税」とは、揮発油税法の規定による揮発油税をいう。

3　この法律において「保税地域」とは、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。

（課税標準）

第三条　地方道路税の課税標準は、揮発油税の課税標準となる揮発油の数量とする。

（税率）

第四条　地方道路税の税率は、揮発油一キロリットルにつき二千円とする。

（納税義務者）

第五条　地方道路税は、製造場（揮発油税法第七条第二項において製造場とみなす場所を含む。以下同じ。）又は保税地域から揮発油を引き取るとき（製造場又は保税地域において揮発油を消費するときを含む。）、その引取人（製造場又は保税地域において消費される揮発油については、その消費者）から徴収する。

2　前項の規定は、揮発油税法第七条第一項又は第八条第一項の規定の適用を受けて揮発油を製造場又は保税地域から引き取る場合には適用しない。

3　前項の規定の適用を受けた揮発油について揮発油税法第七条第三項（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）又は第九条第二項の規定により揮発油税を徴収することとなるときは、その引取人から地方道路税を徴収する。

（軽油及びもとし入れ等をした揮発油の不課税）

第六条　揮発油税法第十一条第一項に規定する軽油及

び同法第十二条の規定の適用を受ける揮発油については地方道路税を課さない。

（徴収）

第七条　地方道路税は、揮発油税にあわせて徴収しなければならない。

2　地方道路税及び揮発油税の納付があつたときは、その納付に係る金額の十三分の二に相当する税額の地方道路税及び十三分の十一に相当する税額の揮発油税の納付があつたものとする。

（担保の提供及び処分）

第八条　揮発油税法第五条第一項ただし書の規定による担保を提供する者は、政令で定めるところにより、他方道路税額に相当する担保をあわせて提供しなければならない。

2　国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、揮発油税法第十条第一項の規定により担保を提供させるときは、政令で定めるところにより、地方道路税額に相当する担保をあわせて提供させなければならない。

3　揮発油税法第五条第二項及び第五条の二の規定は、前二項の規定により提供された担保について準用する。

4　国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第七条ノ四第四項の規定は、第一項又は第二項の規定により提供された担保物について準用する。

（未納税品の消費禁止等）

第九条　製造場又は保税地域においては、地方道路税を納付しなければ、揮発油を消費してはならない。

2　第五条第二項又は第六条の規定の適用がある場合並びに第七条第一項及び揮発油税法第五条第一項ただし書の規定により揮発油税にあわせて地方道路税の徴収が猶予される場合を除くほか、地方道路税を納付する前に、製造場又は保税地域から揮発油を引き取り、又は引き渡してはならない。

3　揮発油税法第八条第一項に規定する揮発油は、地方道路税を納付しなければ、この法律の施行地において、消費し、又は消費する目的で譲り渡してはならない。

（利子税額）

第十条　揮発油税法第十五条の二の規定により揮発油税に係る利子税額を徴収すべき場合においては、未納の地方道路税額及び揮発油税額の合算額について同条の規定による利子税額の計算に準じて計算した金額の十三分の二に相当する金額を地方道路税に係る利子税額として地方道路税額にあわせて徴収する。

2　前項の規定により地方道路税に係る利子税額を徴収すべき場合においては、揮発油税法第十五条の二の規定にかかわらず、利子税額の合算額の十三分の十一に相当する金額を同条の規定により徴収すべき利子税額とみなす。

3　第七条第一項の規定は、前二項に規定する利子税額を徴収する場合について準用する。

（延滞加算税額）

第十一条　国税徴収法第九条第三項から第十項までの規定により地方道路税及び揮発油税に係る延滞加算税額を徴収すべき場合においては、これらの規定にかかわらず、滞納に係る地方道路税額及び揮発油税額の合算額についてこれらの規定による延滞加算税額の計算に準じて計算した金額の十三分の二に相当する金額及び十三分の十一に相当する金額を、それぞれこれらの規定により徴収すべき地方道路税に係る延滞加算税額及び揮発油税に係る延滞加算税額とみなす。

2　第七条第一項の規定は、前項に規定する延滞加算税額を徴収する場合について準用する。

（還付及び充当）

第十二条　地方道路税に係る過誤納金は、揮発油税に係る過誤納金にあわせて還付しなければならない。

2　過誤納に係る国税及び滞納処分費並びに国税徴収法第三十一条ノ六の規定による還付加算金を未納の地方道路税又は揮発油税に充当するときは、これらの税にあわせて充当しなければならない。

3　地方道路税及び揮発油税に係る過誤納金は、国税徴収法第三十一条ノ五の規定にかかわらず、未納の地方道路税及び揮発油税以外の国税又は滞納処分費に充当してはならない。

4　第一項の規定による還付があつたときは、その還付に係る金額の十三分の二に相当する地方道路税の過誤納金及び十三分の十一に相当する揮発油税の過誤納金の還付があつたものとし、また、第二項の規定による充当があつたときは、その充当に係る金額の十三分の二に相当する未納の地方道路税及び十三分の十一に相当する未納の揮発油税に対する充当があつたものとする。

（還付加算金）

第十三条　国税徴収法第三十一条ノ六の規定により還付加算金を地方道路税及び揮発油税の過誤納額に加算すべき場合においては、同条の規定にかかわらず、これらの過誤納額の合算額について同条の規定による還付加算金の計算に準じて計算した金額の十三分の二に相当する金額及び十三分の十一に相当する金額を、それぞれ同条の規定により加算すべき地方道路税に係る還付加算金及び揮発油税に係る還付加算金とみなす。

2　地方道路税及び揮発油税に係る還付加算金は、あわせて支払又は充当をしなければならない。

（端数計算）

第十四条　地方道路税及び揮発油税の徴収すべき金額の合算額に十円未満の端数があるとき、又はその全額が十円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2　地方道路税及び揮発油税の還付すべき金額の合算額に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を一円として計算する。

（罰則）

第十五条　次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　偽りその他不正の行為によつて地方道路税を免かれた者

二　第九条第一項の規定に違反して揮発油を消費した者

三　第九条第二項の規定に違反して揮発油を引き取り、又は引き渡した者

四　第九条第三項の規定に違反して揮発油を消費し、又は譲り渡した者

2　前項の犯罪に係る揮発油に対する地方道路税に相当する金額の十倍が五十万円をこえるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該地方道路税に相当する金額の十倍以下とすることができる。

3　第一項の場合においては、直ちにその地方道路税を徴収する。

第十六条　前条の罰を犯した者には、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四十八条第二項、第六十三条及び第六十六条の規定は、適用しない。ただし懲役の刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

第十七条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業

務又は財産に関して第十五条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附　則

1　この法律は、昭和三十年八月一日から施行する。

2　揮発油税法の一部を次のように改正する。

第四条中「一万三千円」を「一万一千円」に改める。

3　この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた揮発油税については第五項において定めるものを除くほか、なお従前の例による。

4　揮発油税法第七条第一項若しくは第八条第一項又は租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）第二十六条第一項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に製造場又は保税地域から引き取つた揮発油がその承認の際税務署長又は税関長が指定した期間内にその承認を受けた引取先に移入され、若しくは輸出された、又は航空機の燃料用に供されたことの証明がない場合（当該期間がこの法律の施行の日の前日までに終る場合を除く。）、この法律の施行後に揮発油税法第九条第一項ただし書の規定による承認を受けて揮発油が消費され、又は譲渡された場合及びこの法律の施行前に日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）第十条第一項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第三条第一項において準用する場合を含む。）、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七条又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号）第一条に規定する協定第六条の規定により揮発油税の免除を受けた揮発油についてこの法律の施行後にこれらの法律の規定により揮発油税の追徴が行われる場合における揮発油税の徴収については、第二項の規定による改正後の揮発油税法第四条の規定を適用する。この場合においては、当該揮発油について揮発油税を課する際、当該揮発油を製造場又は保税地域から引き取つたものとみなして、地方道路税を課する。

5　第二項の規定による改正前の揮発油税法の規定により課した、又は課すべきであつた揮発油税として昭和三十年四月一日以後徴収された金額（昭和二十九年度分として徴収された金額及びこの法律の施行前に還付され、又は未納の揮発油税以外の国税若しくは滞納処分費に充当された金額を除く。）のうち、その十三分の四に相当する金額はこの法律の規定による地方道路税として、十三分の九に相当する金額は揮発油税として、それぞれ国税収納金整理資金に受け入れられたものとみなす。この場合において、揮発油税に係る過誤納金を還付し、又は充当するときは、その金額の十三分の四に相当する金額は地方道路税の過誤納金として、十三分の九に相当する金額は揮発油税の過誤納金として、それぞれ還付し、又は充当するものとみなす。

6　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7　租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第一条中「揮発油税」の下に「、地方道路税」を加える。

第二十六条第一項中「揮発油税」の下に「及び地方道路税」を加え、同条第二項に次の後段を加える。

この場合において、揮発油税を徴収することとなるときは、当該揮発油の引取人から地方道路税をあわせて徴収する。

8　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「揮発油税」の下に「、地方道路税」を、同条第三項中「税目の異なるごとの金額」の下に「（控除される税目のうちに揮発油税及び地方道路税があるときは、これらの税目について計算した金額の合算額）」を加え、同条第四項に次の後段を加える。

この場合において、その還付が揮発油税及び地方道路税に係るときは、地方道路税法第十二条第一項及び第四項の規定を準用する。

9　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「揮発油税、」の下に「地方道路税、」を加える。

10　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「及び揮発油税法」を「、揮発油税法及び地方道路税法」に改める。

第七条中「及び揮発油税」を「、揮発油税及び地方道路税」に改める。

第十二条第三項中「並びに揮発油税法第五条」を「、揮発油税法第五条並びに地方道路税法第五条」に改める。

11　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「及び揮発油税法」を「、揮発油税法及び地方道路税法」に改める。

第四条第二項中「及び揮発油税法第五条」を「、揮発油税法第五条及び地方道路税法第五条」に改める。

第五条第一項中「揮発油税」の下に「及び地方道路税」を、「揮発油税法」の下に「及び地方道路税法」を加える。

14　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「いやし繊維品の課税に関する法律（昭和二十九年法律第　号）」を「地方道路税法（昭和三十年法律第百十九条中「揮発油税、」の下に「地方道路税、」を加える。

13　日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「及び揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）」を「、揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）及び地方道路税法（昭和三十年法律第百四号）」に改める。

第二条第一項中「若しくは揮発油税」を「、揮発油税若しくは地方道路税」に改める。

第四条第二項中「及び揮発油税法第五条」を「、揮発油税法第五条及び地方道路税法第五条」に改める。

第五条第一項中「揮発油税」の下に「及び地方道路税」を、「揮発油税法」の下に「及び地方道路税法」を加える。

14　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「いやし繊維品の課税に関する法律（昭和二十九年法律第　号）」を「地方道路税法（昭和三

十年法律第百四号）」に改める。

第三条第一項中「しやし繊維品の課税に関する法律」を「地方道路税法」に改め、同条第二項中「繊維品消費税」を「地方道路税」に、「、揮発油又は繊維製品」を「又は揮発油」に改める。

第四条中「しやし繊維品の課税に関する法律」を「地方道路税法」に改める。

附則第一項中「及び繊維品消費税」、「それぞれ」及び「又はしやし繊維品の課税に関する法律」を削る。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百五号（昭三〇・七・三〇）

◎労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律

労働者災害補償保険特別会計法（昭和二十二年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「労働者災害補償保険事業及びけい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法（以下「特別保護法」という。）による給付に関する政府の経理を明確にするため、」を「労働者災害補償保険事業及びけい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法（以下「特別保護法」という。）による給付に関する政府の経理を明確にするため、」に改める。

第三条中「保険料、」の下に「一般会計からの受入金、特別保護法による事業主負担金、」を、「保険料の返還金、」の下に「特別保護法による給付費及び事業主負担金の還付金、」を加え、「事業取扱費」を「業務取扱費」に改める。

第四条第二項中「純保険料」の下に「並びに一般会計からの受入金及び特別保護法による事業主負担金中給付費に充てるべき部分」を、「保険料の返還金」の下に「並びに特別保護法による給付費及び事業主負担金の還付金」を加える。

附則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法（昭和三十年法律第九十一号）附則第三項の規定により政府が行うけい肺健康診断、機能検査又は結核検査に要する経費は、労働者災害補償保険特別会計法第三条の規定にかかわらず、この会計の歳出とする。

（大蔵・労働・内閣総理大臣署名）

法律第百六号（昭三〇・八・一）

◎防衛庁設置法の一部を改正する法律

防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「十六万四千五百三十八人」を「十九万五千八百十人」に改め、同条第二項中「十三万人」を「十五万人」に、「一万五千八百八人」を「一万九千三百九十一人」に、「六千二百八十七人」を「一万三百四十六人」に、「十五万二千百十五人」を「十七万九千七百六十九人」に改める。

附則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「保安庁」を「防衛庁」に改める。

（内閣総理大臣署名）

法律第百七号（昭三〇・八・一）

◎自衛隊法の一部を改正する法律

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「管区隊」の下に「、混成団」を加え、同条に次の一項を加える。

4　混成団は、混成団本部及び連隊その他の直轄部隊から成る。

第十二条の次に次の一条を加える。

（混成団長）

第十二条の二　混成団の長は、混成団長とする。

2　混成団長は、方面総監の指揮監督を受け、混成団の隊務を統括する。

第十三条中「及び管区隊」を「、管区隊及び混成団」に、「及び管区総監部」を「、管区総監部及び混成団本部」に改める。

第十四条中「及び管区隊」を「、管区隊及び混成団」に改める。

第二十条第一項中「航空教育隊」を「航空団」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　航空団は、航空団司令部及び飛行幹その他の直轄部隊から成る。

第二十条の次に次の二条を加える。

（航空団司令）

第二十条の二　航空団の長は、航空団司令とする。

2　航空団司令は、長官の指揮監督を受け、航空団の隊務を統括する。

（部隊の長）

第二十条の三　航空団以外の部隊の長は、長官の定めるところにより、上官の指揮監督を受け、当該部隊の隊務を統括する。

第二十一条を次のように改める。

（航空団の名称等）

第二十一条　航空団の名称並びに航空団司令部の名称及び所在地は、別表第三のとおりとする。

2　特別の事由によつて航空団及び航空団司令部を増置し、若しくは廃止し、又は航空団の名称並びに航空団司令部の名称及び所在地を変更する必要が生じた場合においては、国会の閉会中であるときに限り、政令で航空団及び航空団司令部を増置し、若し

くは廃止し、又は航空団の名称並びに航空団司令部の名称及び所在地を変更することができる。この場合においては、政府は、次の国会でこの法律を改正する措置をとらなければならない。

第二十四条に次の二項を加える。

3　前二項の機関は、自衛隊の業務遂行上一体的運営を図る必要がある場合には、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の機関として置くことができる。

4　前項の規定により共同の機関が置かれた場合における当該機関に対する長官の指揮監督について幕僚長の行う職務に関しては、長官の定めるところによる。

第二十八条中「管区総監」の下に「、混成団長」を加える。

第二十九条第三項中「方面総監又は管区総監」を「管区総監又は混成団長」に改める。

第三十六条の見出しを「(陸士長等、海士長等及び空士長等の任用期間並びにその延長)」に改め、同条第一項を次のように改める。

陸士長、一等陸士、二等陸士及び三等陸士（以下「海士長等」という。）並びに空士長、一等空士、二等空士及び三等空士（以下「空士長等」という。）は三年を任用期間として任用されるものとする。ただし、長官の定める特殊の技術を必要とする職務を担当する陸士長等は、その志願に基き、三年を任用期間として任用されることができる。

第三十六条第二項中「陸士長等」の下に「、海士長等又は空士長等」を、「陸曹候補者」の下に「、海曹候補者又は空曹候補者」を加え、同条第三項中「三等陸曹」を「三等陸曹又は三等空曹」を、「陸曹候補者」の下に「又は空曹候補者」を加え、同条第四項及び第五項中「陸士長等」の下に「、海士長等又は空士長等」を、「当該陸士長等」の下に「、海士長等又は空士長等」を加える。

第四十条中「陸士長等」の下に「、海士長等又は空士長等」を加える。

第四十五条第一項中「陸士長等」の下に「、海士長等及び空士長等」を加える。

別表第一中「及び管区隊」を「、管区隊及び混成団」に、「及び管区総監部」を「、管区総監部及び混成団本部」に、「北部方面総監部　札幌市」を

「北部方面隊	北部方面総監部	札幌市
西部方面隊	西部方面総監部	熊本市」に、「第六
管区隊	第六管区総監部	宮城県宮城郡多賀城町」

を

「第六管区隊	第六管区総監部	宮城県宮城郡多
第七混成団	第七混成団本部	北海道札幌郡豊
第八混成団	第八混成団本部	熊本市

賀城町
平町」に改める。

別表第二の次に別表第三として次のように加える。

別表第三

航空団の名称	航空団司令部	
	名称	所在地
航空団	航空団司令部	浜松市

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して七月をこえない範囲において各規定について政令で定める日から施行する。ただし、自衛隊法第三十六条、第四十条及び第四十五条第一項の改正規定は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2　改正後の自衛隊法第三十六条の規定は、昭和三十一年三月三十一日までの間に任用された同法同条第一項に規定する海士長等及び空士長等については、適用がないものとし、これらの者の停年については、なお従前の例による。

（内閣総理大臣署名）

法律第百八号（昭三〇・八・一）

◎法務省設置法の一部を改正する法律

法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

別表九中横浜入国者収容所の項の次に次の一項を加える。

川崎入国者収容所	川崎市

別表十中名古屋入国管理事務所の項の次に次の一項を加え、神戸入国管理事務所の項中「大阪府　京都府」及び「奈良県　滋賀県　和歌山県」を削る。

大阪入国管理事務所	大阪市
	大阪府　京都府　奈良県
	滋賀県　和歌山県

別表十福岡入国管理事務所の項中「長崎県の内上県郡、下県郡及び壱岐郡」を「長崎県」に改め、大村入国管理事務所の項を削る。

別表十一中仙台入国管理事務所塩釜港出張所の項及び名古屋入国管理事務所教賀港出張所の項を削る。

別表十一中名古屋入国管理事務所伏木富山港出張所の項の次に次の二項を加え、神戸入国管理事務所大阪港出張所の項、神戸入国管理事務所下津港出張所の項及び神戸入国管理事務所舞鶴港出張所の項を削る。

大阪入国管理事務所大阪港出張所	大阪市
大阪入国管理事務所和歌山下津港出張所	和歌山市

別表十一中下関入国管理事務所広島港出張所の項の次に次の二項を加える。

下関入国管理事務所尾道港出張所	尾道市
下関入国管理事務所宇部港出張所	宇部市

別表十一中福岡入国管理事務所唐津港出張所の項の次に次の三項を加え、大村入国管理事務所長崎港出張所の項及び大村入国管理事務所佐世保港出張所の項を削る。

福岡入国管理事務所長崎港出張所	長崎市
福岡入国管理事務所佐世保港出張所	佐世保市
福岡入国管理事務所厳原港出張所	長崎県下県郡厳原町

附　則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表

九の改正規定は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第百九号（昭三〇・八・一）

◎通商産業省設置法の一部を改正する法律

通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第二十九号を削り、第二十八号の二を第二十九号とし、第三十号及び第三十一号を次のように改める。

三十及び三十一　削除

第六条第三項中「通商局」を「通商局に次長二人を」に改める。

第二十五条第一項の表中物資需給調整審議会及び電気自動車充電技術者資格検定審議会の項を削る。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第百十号（昭三〇・八・一）

◎会計検査院法の一部を改正する法律

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「四局」を「五局」に、「検査第一局　検査第二局　検査第三局　検査第四局」を「第一局　第二局　第三局　第四局　第五局」に改める。

第十三条第一項中「及び技官」を「、技官その他所要の職員」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第十四条　前条の職員の任免、進退は、検査官の合議で決するところにより、院長がこれを行う。

院長は、前項の権限を、検査官の合議で決するところにより、事務総長に委任することができる。

第十六条を次のように改める。

第十六条　各局に、局長を置く。

局長は、事務総長の命を受け、局務を掌理する。

第十七条第二項中「官房又は各局の課長となり、又は局課に分属し、」を削る。

第十八条中「各局課に分属し、」を削る。

第二十三条第一項第二号中「国以外のものが国のために取り扱う現金」を「国、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社以外のものが国又は公社（日本専売公社、日本国有鉄道又は日本電信電話公社をいう。以下同じ。）のために取り扱う現金」に改める。

第二十三条第一項第三号及び第五号から第七号までの各号、第三十一条、第三十三条、第三十五条並びに第三十七条第二項中「国」の下に「又は公社」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第百十一号（昭三〇・八・一）

◎防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二を第十一条の三とし、第十一条の次に次の一条を加える。

（俸給の調整額）

第十一条の二　別表第二又は別表第六に掲げる俸給額が次の各号に掲げる特殊の官職にある事務官等に対して適当でないと認めるときは、その特殊性に基いて、その俸給の額につき政令で適正な調整額表を定めることができる。

一　その職務及び責任の度が別表第二に掲げる職務の級のうちのいずれかに相当する場合において、同様の職務と責任を有する官職に属する他の事務官等が通常勤務する場所に比してへき遠又は交通困難な場所に勤務する事務官等の官職

二　同様の職務と責任を有する官職に通常含まれている労働の困難又は危険の度に比して著しい困難又は危険を含む職務にかかる官職

2　前項の規定による俸給の調整額は、その調整前における俸給額の百分の二十五をこえてはならない。

第十六条を次のように改める。

（航空手当、乗組手当及び落下さん隊員手当）

第十六条　航空機乗員として政令で定める自衛官（以下次項において「乗員」という。）には航空手当を、艦船乗組員として政令で定める自衛官（以下次項において「乗組員」という。）には乗組手当を、落下さん隊員として政令で定める自衛官（以下次項において「落下さん隊員」という。）には落下さん隊員手当を、それぞれ支給する。

2　航空手当、乗組手当及び落下さん隊員手当は、乗員、乗組員又は落下さん隊員がそれぞれ乗員、乗組員又は落下さん隊員として勤務しなかつた日については、それぞれ政令で定めるところにより特に乗員、乗組員又は落下さん隊員として勤務したものとみなされる日を除き、支給しない。

3　航空手当、乗組手当及び落下さん隊員手当の額は、第一項の自衛官の受ける俸給の百分の五十以内において政令で定める。

第十七条第一項中「船舶が、長官の定める定けい港を出発した日から当該定けい港に帰着するまでの航海を行う日について、」を「船舶が航海を行う日について、政令で定めるところにより、」に改める。

第十八条の二第二項及び第十九条中「乗組手当、航空手当」を「航空手当、乗組手当、落下さん隊員手当」に改める。

第二十二条に次の一項を加える。

2　国は、前項の規定による療養の給付を担当する者が請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

第二十七条第二項中「乗組手当、航空手当」を「航空手当、乗組手当、落下さん隊員手当」に改める。

第二十八条第一項各号列記以外の部分中「陸士長以下の」を削り、同項第一号中「百二十日」を「百日」に改め、同項第二号中「百八十日」を「百五十日」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「五日」を「四日」に改め、「その退職又は死亡の日におけるその者の俸給日額の百二十日分（前項第一号に掲げる者にあつては、百八十日分）に相当する額をこえるとき、又は」を削り、「七十二日分」を「六十日分」に、「三十六日分」を「三十日分」に改め、同条第三項中「陸曹候補者」の下に「、海士長、海曹候補者又は空曹候補者」を加え、「、海士長、一等海士、二等海士若しくは三等海士又は空士長、一等空士、二等空士若しくは三等空士たる自衛官としての任用の日から」を削り、「二年」を「三年」に改め、同条第五項中「五日」を「四日」に、「七十二日分」を「六十日分」に、「三十六日分」を「三十日分」に改め、同条第六項中「陸士長、一等陸士、二等陸士若しくは三等陸士から一等陸曹、二等陸曹若しくは三等陸曹（以下「陸曹」という。）に、又は陸曹から三等陸尉以上の自衛官に昇任した場合」を「陸士長、海士長又は空士長以下の自衛官が三等陸曹、三等海曹又に三等空曹以上の自衛官に昇任した場合」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、防衛庁職員給与法第二十八条の改正規定及び附則第二項の規定は、昭和三十一年四月一日から施行する。

（陸士長等に対する経過措置）

2　改正後の防衛庁職員給与法第二十八条第一項から第六項までの規定は、昭和三十一年三月三十一日までの間に任用された陸士長、海士長又は空士長以下の自衛官については、適用がないものとし、これらの者に対する退職手当については、なお従前の例による。ただし、昭和三十一年三月三十一日までの間に任用期間を定めて任用された陸士長以下の自衛官が同年四月一日以降においてその志願により引き続き任用された場合におけるその者に対する退職手当については、改正後の防衛庁職員給与法第二十八条第一項から第六項までの規定を適用する。

（租税特別措置法の一部改正）

3　租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の十第一項第一号中「準用する場合」を「準用する場合並びに防衛庁職員給与法第二十二条第一項においてその例によるものとされる場合」に改める。

4　前項の規定による改正後の租税特別措置法第七条の十及び第七条の十一の規定は、個人の昭和三十年分の所得税又は医療法人のこの法律（附則第一項た

だし書に係る部分を除く。以下附則第七項において同じ。）の施行の日以後に終了する事業年度分の法人税から適用し、個人の昭和二十九年分以前の所得税又は医療法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

5　社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項に後段として次のように加える。

防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第二項の規定により、療養の給付を担当する者が国に対し請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたときにおいても、同様とする。

（地方税法の一部改正）

6　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項中「準用する場合」を「準用する場合並びに防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項においてその例によるものとされる場合」に改める。

第二百六十二条第六号中「（昭和二十七年法律第二百六十六号）」を削る。

7　前項の規定による改正後の地方税法第七十二条の十七の規定は、医療法人のこの法律の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業税又は昭和三十一年度分の個人の事業税から適用し、医療法人の同日前に終了した事業年度分の法人の事業税又は昭和三十年度分以前の個人の事業税については、なお従前の例による。

（内閣総理・大蔵・厚生大臣署名）

法律第百十二号（昭三〇・八・一）

◎地方税法の一部を改正する法律

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十二条の二十三」を「第七十二条の二十三の二」に、「第七十三条の十五」を「第七十三条の十五の二」に、「第百三十条」を「第百三十条の二」に、「第三百十条」を「第三百九条」に、「第三百十一条」を「第三百十条」に改める。

第八条の次に次の四条を加える。

（市町村の廃置分合があつた場合の課税権の承継）

第八条の二　市町村の廃置分合があつた場合（次条第一項本文の規定に該当する場合を除く。）においては、当該廃置分合により消滅した市町村（以下本条において「消滅市町村」という。）に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利（以下本条において「消滅市町村の徴収金に係る権利」という。）は、当該消滅市町村の地域が新たに属することとなつた市町村

（以下本条において「承継市町村」という。）の区域によつて、当該承継市町村が承継する。この場合において、消滅市町村の徴収金に係る権利について、消滅市町村がした賦課徴収その他の手続及び消滅市町村に対してした申告、異議の申立その他の手続は、それぞれ承継市町村がした賦課徴収その他の手続及び承継市町村に対してした申告、異議の申立その他の手続とみなす。

2　前項の規定によつて消滅市町村の徴収金に係る権利を承継する承継市町村が二以上ある場合において、当該承継市町村がそれぞれ承継すべき当該消滅市町村の徴収金に係る権利について当該承継市町村の長の間において意見を異にし、その協議がととのわないときは、道府県知事（当該承継市町村が二以上の道府県の区域にわたる場合においては、自治庁長官）に対し、その決定を求める旨を申し出なければならない。

3　前条第二項から第九項までの規定は、前項の申出及び当該申出に係る道府県知事又は自治庁長官の決定について準用する。

4　前三項の規定によつて承継市町村が消滅市町村の徴収金に係る権利を承継する場合においては、当該承継市町村が条例で別段の定をしない限り、その承継すべき当該消滅市町村に係る地方団体の徴収金の賦課徴収に関しては、当該消滅市町村に係る地方団体の徴収金の賦課徴収に関して定められている消滅市町村の条例、規則その他の定の例によるものとする。この場合において、承継市町村が第五条第三項の規定によつて課する普通税（以下「市町村法定外普通税」という。）を課することとしており、かつ、当該承継市町村が承継する当該消滅市町村に係る地方団体の徴収金のうちにこれと課税客体を同じくする同種の市町村法定外普通税があるため、同種の市町村法定外普通税を重複して課することとなるときは、当該消滅市町村に係る市町村決定外普通税の納税義務者に対しては、当該承継市町村が二以上の市町村の条例の定めるところによつて、これらの市町村法定外普通税のうちいずれか一を課するものとしなければならない。

（市町村の境界変更等があつた場合の課税権の承継）

第八条の三　市町村の境界変更があつたとき、又は市町村の廃置分合があつた場合で当該廃置分合により新たに設置された市町村の地域の全部若しくは一部が従来属していた市町村（以下本条において「旧市町村」という。）の当該区域又は地域に係る地方団体の徴収金で次の各号に掲げるもの（第二号に掲げる地方税に係る地方団体の徴収金にあつては、当該境界変更又は廃置分合のあつた日の属する年度分以後の年度分として課されるべきものに限る。）の徴収を目的とする権利は、当該区域又は地域によつて、当該区域又は地域が新たに属することとなつた市町村（以下本条において「新市町村」という。）が承継する。ただし、旧市町村と新市町村が協議の上これと異なる定をしたときは、その定めたところによることができる。

一　申告納付又は申告納入の方法によつて徴収する地方税に係る地方団体の徴収金にあつては、当該境界変更又は廃置分合があつた日前に納期限の到来しないもので当該旧市町村に収入されていないもの

二　前号以外の地方税に係る地方団体の徴収金にあつては、当該境界変更又は廃置分合があつた日前に当該旧市町村に収入されていないもの

2　前条第一項後段及び第二項から第四項までの規定は、前項本文の規定によつて新市町村が旧市町村の地方団体の徴収金に係る権利を承継する場合について、前条第一項後段及び第四項の規定は、前項ただし書の規定による協議によつて新市町村が旧市町村の地方団体の徴収金に係る権利を承継する場合について準用する。

3　前二項の規定によつて新市町村が旧市町村の地方団体の徴収金に係る権利を承継した場合において、当該徴収金を賦課徴収しようとするときは、旧市町村は、新市町村の求に応じ必要な便宜を提供しなければならない。

（都道府県の境界変更があつた場合の課税権の承継）

第八条の四　都道府県の境界にわたつて市町村の境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつた場合における当該境界変更のあつた区域に係る都道府県の地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利の承継については、前二条に規定する方法に準じて関係都道府県が協議して定めるものとする。

2　第八条の規定は前項の協議がととのわない場合について、第八条の二第一項後段及び第四項の規定は前項の協議によつて境界変更のあつた区域に係る都道府県の地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利の承継があつた場合について準用する。

（政令への委任）

第八条の五　前三条に定めるもののほか、市町村の廃置分合若しくは境界変更があつた場合又は都道府県の境界に変更があつた場合における課税権の承継について必要な事項は、政令で定める。

（納付又は納入の委託）

第十六条の八　納税者又は特別徴収義務者がその未納に係る地方団体の徴収金を納付し、又は納入することを委託するため、地方団体の長が定める有価証券を徴税吏員に提供した場合においては、徴税吏員は、当該証券により最近において取立が確実と認められるときに限り、その取り立てることができる金額をもつて当該納付し、又は納入することの委託を受けることができる。この場合において、取立のため費用を要するものにあつては、納税者又は特別徴収義務者は、当該費用に相当する金額をあわせて提供しなければならない。

2　徴税吏員は、前項の委託を受けたときは、総理府令で定める様式による納付受託証書又は納入受託証書を納税者又は特別徴収義務者に交付しなければならない。

3　徴税吏員は、第一項の委託を受けた場合において必要があるときは、確実と認める金融機関に再委託することができる。

4　徴税吏員は、第一項の委託を受けた場合においては、その委託に係る有価証券により取り立てることができる金額に相当する地方団体の徴収金については、その委託を受けている期間は、督促又は滞納処分をすることができない。

5　第一項の委託を受けた日前に財産の差押があつた場合において、当該委託によりその必要がないと認められるに至つたときは、その認められる限度において、当該差押を解除しなければならない。

第十八条第一項中「四銭」を「三銭」に改め、ただし書を削り、同条第三項中ただし書を削る。

第二十条中「十四日」を「七日」に改める。

第二十三条第一号中「（特別減税国債法（昭和二十八年法律第百七十八号）第二条の規定によつて軽減された所得税額を含む。）」を削り、「第二条の二第一項」の下に「又は第二条の三第一項」を加え、「所得税法第五十五条第一項」を「所得税法第五十四条第一項」に、「同法

同条第六項」を「同法同条第七項」に、「同法第五十六条」を「同法第五十五条」に、「同法第五十七条第一項」を「同法第五十六条第一項」に、「同法第五十七条の二第一項」を「同法第五十七条第一項」に改め、同条第二号中「（特別減税国債法第六条の規定によつて軽減された法人税額を含む。）」を削り、「同法同条第六項」を「同法同条第七項」に改める。

第二十五条第一号中「私立学校教職員共済組合、」の下に「社会保険診療報酬支払基金、」を加える。

第三十二条第二項中「百分の五」を「百分の六」に改める。

第三十三条に次の一項を加える。

3　道府県知事が前二項の規定によつて各市町村に配賦すべき所得割の課税総額を決定した後において、市町村の廃置分合又は境界変更があつたときは、当該廃置分合又は境界変更後存続する市町村（以下本条、第三十六条及び第四十条第一項において「存続市町村」という。）については、当該廃置分合又は境界変更のあつた日が前二項の規定による所得割の課税総額の配賦前であるときは、道府県知事は、当該廃置分合又は境界変更前の市町村（以下本条及び第三十六条において「従前の市町村」という。）についてすでに決定されている額を政令で定めるところにより調整した額を当該存続市町村に係る所得割の課税総額として配賦するものとし、当該廃置分合又は境界変更のあつた日が前二項の規定による所得割の課税総額の配賦後であるときは、存続市町村は、すでに従前の市町村に配賦された額を政令で定めるところにより調整した額を当該存続市町村に係る所得割の課税総額として従前の市町村から承継するものとする。

第三十六条第一項中「所得割の課税総額の配賦を受けた市町村」の下に「（第三十三条第三項の規定によつて存続市町村が従前の市町村の所得割の課税総額として配賦された額を政令で定めるところにより調整した額を従前の市町村から承継するものとされる場合における存続市町村を含む。以下第四十条第一項本文において同じ。）」を加え、同条第三項中「第三十七条及び」を削り、「第一項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　第三十三条第一項又は第二項の規定によつて所得割の課税総額の配賦を受けた後において、市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における存続市町村にあつては、従前の市町村が前項の規定によつて従前の市町村の所得割の課税総額の配賦額について決定した道府県民税の所得割の税率がある場合においては、存続市町村が一又は二以上の従前の市町村の区域について第三百十三条第一項から第四項までの規定に基く従前の市町村の条例に定める市町村民税の所得割の課税標準又は税率を変更しないものとしたときは、従前の市町村が決定した道府県民税の所得割の税率を存続市町村における当該従前の市町村の区域の道府県民税の所得割の税率とすることができるものとし、存続市町村が一又は二以上の従前の市町村の区域について当該存続市町村の条例により第三百十三条第一項から第四項までの規定に基いて従前の市町村の条例に定める市町村民税の所得割の課税標準若しくは税率と異なる課税標準若しくは税率を定めたとき、又は当該区域のうち従前の市町村における道府県民税の所得割の税率が決定されていないものがあるときは、第三十三条第三項の規定によつて存続市町村が従前の市町村から承継するものとされる所得割の課税総額のうち当該区域に係る額を当該区域の当該年度分として存続市町村が徴収すべきものとして決定した市町村民税の所得割額の

合計額で除して存続市町村における当該区域に係る道府県民税の所得割の税率を決定することができる。

3　市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合において、存続市町村が町村合併促進法（昭和二十八年法律第二百五十八号）第十四条の規定に基いて一又は二以上の従前の市町村の区域において当該存続市町村の条例の定めるところによつて市町村民税の所得割について不均一の課税をするものとしているため必要があるときは、当該存続市町村の条例の定めるところにより、第三十三条の規定によつて配賦を受けた当該存続市町村に係る所得割の課税総額を基礎として当該所得割の課税総額の配賦の基礎となつた道府県の条例に定める方法に準じて当該区域ごとの所得割の課税総額を算定し、当該算定額について道府県知事の承認を受けた後、当該所得割の課税総額を当該区域に係る当該存続市町村の当該年度分として決定した市町村民税の所得割の合計額で除して当該区域に係る当該存続市町村における道府県民税の所得割の税率を決定することができる。ただし、所得税額を課税標準として市町村民税の所得割を課する区域については、当該区域ごとに算定された所得割の課税総額に代えて当該区域に係る当該存続市町村の当該年度分の市町村民税の所得割の課税標準となるべき所得税額に第三十二条第一項の率を乗じた額をもつて当該区域に係る所得割の課税総額とすることができるものとし、当該区域に係る当該存続市町村民税の所得割を課する市町村で、市町村における道府県民税の所得割の課税総額の配賦を受けた市町村が第三十三条第一項ただし書の規定によつて所得割の課税総額の配賦を受けた市町村若しくは当該市町村が廃置分合若しくは境界変更によつて存続市町村の区域の一部となつた場合において第三十六条第二項の規定によつて当該区域について所得税額を課税標準として市町村民税の所得割を課することとなつた当該存続市町村のうち所得税額を課税標準として市町村民税の所得割を課する区域について第三十六条第三項ただし書の規定によつて当該区域に係る所得割の課税総額を算定した場合における当該存続市町村に、「当該市町村に対する」を「当該市町村又は当該区域に対する」に、「第三十二条の規定により定められた率を乗じて道府県民税」を「第三十二条の規定により定められた率を乗じて当該市町村又は当該区域に係る道府県民税」に改める。

第五十一条第一項中「百分の五」を「百分の五・四」に、「百分の六」を「百分の六・五」に改める。

第五十二条第二項中「法人税法第四条の法人を除く。」を「法人税法第四条の法人で均等割を課されるもの（「法人税法第四条の法人」という。以下本条、次条第六項、第三百十二条第三項及び第三百二十一条の八第六項において同じ。）を除く。」に改める。

第五十三条に次の一項を加える。

7　法人が第二項から第四項までの規定によつて法人税法第二十一条第一項又は第二十二条の四第一項の規定による申告書に係る法人税額（当該法人税額について同法第二十四条第一項又は第二項の規定による申告書の提出があつた場合においては、当該申告書に係る法人税額をいい、同法第二十九条から第三十一条までの規定によつて更正し、又は決定した場合においては、当該更正又は決定により徴収すべき

法人税額をいう。以下第三百二十一条の八第七項において同じ。）に基いて算定した道府県民税額が、同法第十九条第一項、第二十条第一項、第二十二条の二第一項若しくは第二十二条の三第一項の規定による申告書に係る法人税額（当該法人税額について同法第二十四条第一項又は第二項の規定により申告書の提出があつた場合においては、当該申告書に係る法人税額をいい、同法第二十九条から第三十一条までの規定によつて更正し、又は決定した場合においては、当該更正又は決定により徴収すべき法人税額をいう。以下第三百二十一条の八第七項において同じ。）に基いて算定して申告納付し、若しくは申告納付すべき道府県民税額（「道府県民税の中間納付額」という。以下本項において同じ。）に満たないとき、又はないときは、道府県は、政令で定めるところにより、その満たない金額に相当する道府県民税の中間納付額若しくは道府県民税の中間納付額の全額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

第五十五条第二項中「確定法人税額及び法人税割額並びに均等割額」を「確定法人税額並びに法人税割額及び均等割額」に改める。

第五十六条第二項中「四銭」を「三銭」に改める。

第五十七条第二項中「当該課税標準の算定期間中に月の末日が到来しない場合にあつては、当該課税標準の算定期間の末日とする。」を「当該課税標準の算定期間の月数が一月に満たず、かつ、その間に月の末日が到来しない場合にあつては、当該課税標準の算定期間の末日とする。」に改める。

第六十四条及び第七十一条の二第一項各号列記以外の部分中「四銭」を「三銭」に改める。

第七十二条第六項中第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九　クリーニング業

第七十二条の五の見出し中「非課税所得」を「非課税所得等」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「事業の所得で収益事業から生じた所得以外の所得」を「事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のもの」に改め、同条同項第四号中「開拓融資保証協会、」の下に「調整組合及び調整組合連合会、酒造組合及び酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合及び酒販組合連合会、酒販組合中央会、」を加え、同条第二項中「収益事業から生ずる所得」を「収益事業に係る所得又は収入金額」に、「事業から生ずる所得」を「事業に係る所得又は収入金額」に改める。

第七十二条の十二中「及び生命保険業」を「、生命保険事業及び損害保険事業」に改める。

第七十二条の十三に次の一項を加える。

6　清算中の法人が事業年度の中途において継続した場合においては、本節の適用については、その事業年度開始の日から継続の日の前日までの期間及び継続の日からその事業年度の末日までの期間がそれぞれ一事業年度とみなす。

第七十二条の十四第二項第一号中「法人税法第十六条第一項に規定する積立金額」の下に「（以下「積立金額」という。）」を加え、同条同項第二号中「法人税法第十六条第一項に規定する」を削り、同条第四項各号列記以外の部分中「生命保険業」を「生命保険事業」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法人が解散した場合において、その残余財産の一部を分配した後継続し、又は合併により消滅したときは、当該法人の当該解散による清算所得は、前項第一号の規定にかかわらず、当該法人が第七十二条の三十第一項の規定により清算所得とみなして計算すべき金額（二回以上残余財産を分配した場合には、

当該金額の合計額）による。

第七十二条の十四に次の一項を加える。

6　第七十二条の十二の各事業年度の収入金額は、損害保険事業にあつては損害保険事業を行う法人が契約した次の各号に掲げる損害保険の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額による。

一　船舶保険（船舶を保険の目的とする保険をいう。）にあつては、各事業年度の正味収入保険料（各事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した保険料（当該保険料のうちに払い戻した、又は払い戻すべきものがあるときは、その金額を控除した金額）及び再保険返戻金の合計額から当該事業年度において支払つた、又は支払うことの確定した再保険料及び解約返戻金の合計額を控除した金額をいう。以下本項において同じ。）に百分の二十を乗じて得た金額

二　運送保険（商法（明治三十二年法律第四十八号）第三編第十章第一節第三款に規定する保険をいう。）及び積荷保険（商法第八百十九条又は第八百二十条に規定する保険をいう。）にあつては、各事業年度の正味収入保険料に百分の二十五を乗じて得た金額

三　前二号以外の損害保険にあつては、各事業年度の正味収入保険料に百分の三十五を乗じて得た金額

第七十二条の十八第一項中「及び生命保険業」を「、生命保険事業及び損害保険事業」に改め、同条第三項中「各事業年度の初日において当該事業年度の直前の事業年度の末日までに積み立てた法律の規定による準備金の額が」を「各事業年度開始の日における積立金額が同日における」に改め、「算定した金額から当該金額のうち」を「算定した金額と当該事業年度開始の日における積立金額との合計額から」に改める。

第七十二条の二十中「総益金又は総収入金額」を「生産品について収入すべき金額」に改める。

第七十二条の二十一中「十万円」を「十二万円」に改める。

第七十二条の二十二第一項第一号中「又は生命保険業」を「、生命保険事業又は損害保険事業」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人（特別法人を除く。以下本項において同じ。）の前項の所得は、第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割される前の所得によるものとし、三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本又は出資の金額が五百万円以上のものが行う事業に対する事業税の標準税率は、同項第二号の規定にかかわらず、所得及び清算所得の百分の十二とする。

第七十二条の二十二第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第五項を同条第六項とし、以下一項ずつ繰り下げ、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第二項の資本又は出資の金額は、各事業年度の所得（清算中の各事業年度の所得を除く。）を課税標準とするものにあつては各事業年度の終了の日現在における資本又は出資の金額、法人が解散し、又は合併により消滅した場合における清算所得（清算中の各事業年度の所得を含む。）を課税標準とするものにあつては解散又は合併の日現在における資本又は出資の金額による。ただし、第七十二条の二十六第一項ただし書、第七十二条の二十七第一項又は第七十二条の四十八第二項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては当該事業年度開始の日から六月の期間の末日現在における資本又は出資の金額による。

第七十二条の二十三を次のように改める。

（法人の事業税の税率の適用区分）

第七十二条の二十三　法人の行う事業に対する事業税の税率は、各事業年度の所得又は収入金額（清算中の各事業年度の所得又は収入金額を除く。）を課税標準とするものにあつては各事業年度終了の日現在における税率、法人が解散し、又は合併により消滅した場合における清算所得（清算中の各事業年度の所得又は収入金額を含む。）を課税標準とするものにあつては解散又は合併の日現在における税率による。ただし、第七十二条の二十六第一項ただし書、第七十二条の二十七第一項又は第七十二条の四十八第二項ただし書の規定により申告納付すべき事業税については当該事業年度開始の日から六月の期間の末日現在における税率による。

第二章第二節第二款中第七十二条の二十三の次に次の一条を加える。

（清算中の法人の継続又は合併の場合における事業税）

第七十二条の二十三の二　清算中の法人が継続し、又は合併により消滅した場合においては、当該法人の解散の日の翌日から継続の日の前日又は合併の日までの期間に係る事業税として課する税額は、当該法人が第七十二条の二十九又は第七十二条の三十の規定による申告書に記載すべきであつた事業税額（第七十二条の二十九の規定による申告書に係る税額の納付について、同条第一項ただし書の規定により控除すべき事業税額があるときは、これを控除した後の事業税額）の合計額による。

第七十二条の二十六第一項中「第七十二条の二十七の規定に該当する法人を除く。」を「新たに設立した内国法人又は新たに外国法人となつた法人でその設立後又はその外国法人となつた後最初の事業年度が六月をこえるものを除く。」に、「第三項若しくは第六項、」に改め、同条第四項、第五項若しくは第六項、」に改め、同条第四項中「事務所又は事業所」を「事務所又は事業所所在の道府県に納付」に改める。

第七十二条の二十七の見出し中「六月」を「八月」に改め、同条第一項中「六月をこえる」を「八月をこえる」に、「第三項若しくは第四項、」を「第四項、第五項若しくは第六項、」に改める。

第七十二条の二十八第一項各号列記以外の部分中「申告納付すべき事業税額から当該法人が」を「当該申告書に記載した事業税額から当該法人が」に、「前条の規定による申告書に記載した事業税額」を「前条の規定による申告書に記載すべきであつた事業税額」に改め、「（中間納付額」という。以下本条、第七十二条の三十九、第七十二条の四十一、第七十二条の四十四及び第七十二条の四十八において同じ。）」に改める。

第七十二条の二十九第一項中「清算中の法人」の下に「（その合併法人を含む。以下本条において同じ。）」を、「終了した場合」の下に「（清算中の法人が合併により消滅し、第七十二条の十三第五項の規定により事業年度が終了したものとみなされる場合を含む。）」を加え、「第三項若しくは第四項、」を「第四項、第五項若しくは第六項、」に改め、同条第三項中「第七十二条の二十五から前条までの」を「第七十二条の二十五及び第七十二条の二十七から前条までの」に改める。

第七十二条の三十五第四項中「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前三項の規定は、二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人が提出する申告書又は修正申告書にあつては、主たる事務所又は事業所所在の道府県知事に提出するものに限り、適用があるものとする。

第七十二条の三十九の見出し中「税務官署」を「法人税」に改め、同条第一項から第三項までを次のように改める。

道府県知事は、事業を行う法人で事業税の納税義務があるもの（第七十二条の四十一第一項の規定により申告書又は修正申告書を提出しなかつた場合（第七十二条の二十六第四項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合を除く。）において、当該法人の当該事業年度に係る法人税の課税標準があるときは、当該法人税の課税標準を基礎として、当該法人の事業税に係る所得又は清算所得及び事業税額を決定するものとする。

2　道府県知事は、前項の法人が申告書を提出しなかつた場合（第七十二条の二十六第四項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合を除く。）において、当該法人の当該事業年度に係る法人税の課税標準があるときは、当該法人税の課税標準を基礎として、当該法人の事業税に係る所得又は清算所得及び事業税額を決定するものとする。

3　道府県知事は、前項の規定によつて当該法人の当該事業税に係る所得又は清算所得及び事業税額を決定した場合において、法人税法第二十九条若しくは第三十一条の規定による更正又は同法第二十四条の規定による修正申告があつたことにより当該決定の基準となつた当該法人の法人税の課税標準が増加し、又は減少したときは、当該増加し、又は減少した法人税の課税標準を基準として、当該事業税に係る所得又は清算所得及び事業税額を更正するものとする。

第七十二条の四十第一項各号列記以外の部分中「税務官署に対し、」を「国の税務官署（以下「税務官署」という。）に対し、」に改める。

第七十二条の四十一第一項中「若しくは生命保険業」

を「、生命保険事業若しくは損害保険事業」に改め、「第七十二条の十四第一項但書の規定の適用を受ける法人」の下に「、第七十二条の十八第三項の規定の適用を受ける法人」を加え、「若しくは所得」を「、所得若しくは清算所得」に改め、同条第二項中「申告書の提出期限までにこれを」を「申告書を」に改め、「又は納付すべき事業税額がない旨の申告書を提出した場合」を削り、「又は所得」を「、所得又は清算所得」に改め、同条第三項中「若しくは所得」を「、所得若しくは清算所得」に改める。

第七十二条の四十四第二項中「四銭」を「三銭」に改め、同条第三項中「免かれた事業税額についての延滞金を除き、」を「事業税を免かれた場合を除き、」に改める。

第七十二条の四十五第一項中「四銭」を「三銭」に改める。

第七十二条の四十六第一項中「若しくは決定」及び「、決定」を削り、同条第二項第一号中「当該申告に係る税額」を「当該申告により納付すべき税額」に改め、同条同項第二号中「第七十二条の三十九第一項若しくは第三項」を「第七十二条の三十九第一項」に改め、同条同項第三号中「申告書の提出期限までにその提出がないか又は事業税額がない旨の申告書の提出がなかつた場合において、」を「申告書の提出がなかつた場合において、」に改め、同条第三項中「当該申告に係る税額」を「当該申告により納付すべき税額」に改める。

第七十二条の四十七第二項第三号中「申告書の提出期限までにこれを」を「申告書を」に改め、同条第三項中「当該申告に係る税額」を「当該申告により納付すべき税額」に改める。

第七十二条の四十八第二項ただし書中「事務所又は事業所若しくは事業所」に改め、「異なる場合」の下に「又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日現在における第三項の規定によつて課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すべき基準（「分割基準」という。以下本条において同じ。）の数値が前事業年度の関係道府県ごとの分割基準の数値と著しく異なると認める場合」を加え、「第六項」を「第七項」に、「税額とする。」を「税額とすることができる。」に改め、同条第三項中「地方鉄道及び」を削り、同条第四項を次のように改める。

4　前項に規定する分割基準は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号の定めるところによる。

一　固定資産の価額及び軌道の延長キロメートル数

解散した法人又は被合併法人

解散の日又は被合併法人の合併の日の属する事業年度の末日現在における数値

その他の法人

当該事業年度の末日現在における数値

二　事務所又は事業所の数及び従業者の数

解散した法人又は被合併法人

解散の日又は被合併法人の合併の日の属する事業年度に属する各月の末日現在における数値をそれぞれ合計した数値（当該事業年度の月数が一月に満たず、かつ、その間に月の末日が到来しない場合においては、当該事業年度の末日現在における数値）

その他の法人

当該事業年度の属する各月の末日現在における数値をそれぞれ合計した数値

第七十二条の四十八第六項中「前三項」を「前四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「分割すべき基準（以下本項中「分割基準」という。）」を「分割基準」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第七十二条の二十六第一項ただし書、第七十二条の二十七第一項又は本条第二項ただし書の規定により申告納付すべき法人の中間納付額に係る分割基準の数値に対する前項の規定の適用については、当該法人の当該事業年度開始の日から六月を経過した日までの期間を一事業年度とみなす。

第七十二条の四十九第九項中「前八項」を「前十一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「第二項又は第六項」を「第二項、第三項又は第七項」に、「総額及び」を「総額若しくは」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10　法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、第四項の規定によつて分割課税標準額の変更を行つた場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

11　法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、第一項、第三項又は第四項の規定によつて当該法人の課税標準の総額若しくは分割課税標準額の更正若しくは決定又は分割課税標準額の変更を行つた場合においては、その旨を関係道府県知事に通知しなければならない。

第七十二条の四十九第七項中「第五項但書」を「第六項ただし書」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「総額及び」を「総額若しくは」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第四項の規定による変更」を「前項の規定による更正若しくは決定若しくは第三項の規定による更正若しくは決定若しくは同条第四項中「分割課税標準額について」の下に「第三項の規定による更正若しくは決定又は」を加え、「変更の請求」を「更正若しくは決定又は変更の請求」に改め、同項後段を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同項に後段として、次のように加える。

この場合において、事業税に過納又は誤納が生じたことにより当該過納又は誤納に係る事業税額を還付し、又は未納の地方団体の徴収金に充当するときは、第十八条の規定を適用せず、変更により増加した税額が生じたときは、第七十二条の四十五の規定を適用しない。

第七十二条の四十九第二項の次に次の一項を加える。

3　前条第一項の法人が主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に申告書又は修正申告書を提出した場合において、当該申告書若しくは修正申告書に記載された分割課税標準額と関係道府県知事に提出した申告書若しくは修正申告書に記載された分割課税標準額とが異なるとき、又は関係道府県知事に申告書を提出しなかつたときは、分割課税標準額の更正又は決定は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事が行うものとする。この場合における更正又は決定は、第七十二条の三十九又は第七十二条の四十一の規定による更正又は決定とみなす。

第七十二条の五十第二項に後段として次のように加える。

所得税法第二十六条の規定により税務官署に申告したが不動産所得及び事業所得から同法第十一条の三から第十二条までに規定する控除額を控除することにより納付すべき所得税額がなくなる場合においても、また同様とする。

第七十二条の五十一第二項中「当該年の一月一日から事業の廃止の日までの」を削る。

第七十二条の五十三第一項中「四銭」を「三銭」に改める。

第七十二条の五十四第二項中「その所得は、」を「その所得及び第七十二条の二十一の規定により控除すべき金額は、」に改める。

第七十二条の六十三第一項各号列記以外の部分中「第六項若しくは第七項」を「第七項若しくは第八項」に改める。

第七十二条の六十五第五項中「第六項」を「第七項」に改める。

第七十二条の七十二第一項各号列記以外の部分中「四銭」を「三銭」に改める。

第七十三条第八号中「階段」を「昇降の設備」に、「過半の更新を行うことをいう。」を「行われた更新で、その更新のための支出が資本的支出と認められるものをいう。」に改める。

第七十三条の二に次の二項を加える。

4　家屋が建築された場合において、当該家屋のうち造作その他の附帯設備に属する部分でそれらの部分以外の部分（以下本条中「主体構造部」という。）と一体となつて家屋として効用を果しているものについては、主体構造部の取得者以外の者がこれを取り付けたものであつても、主体構造部の取得者が附帯設備に属する部分をもあわせて当該家屋を取得したものとみなして、これに対して不動産取得税を課することができる。この場合においては、主体構造部の取得者が徴税令書の交付を受けた日（納期を分けた場合においては、第一期分の徴税令書の交付を受けた日）から三十日以内に、附帯設備に属する部分の取得者と協議の上、当該不動産取得税の課税標準となるべき価額のうち附帯設備に属する部分の価額を申し出たときは、その部分の価額に基いて附帯設備に属する部分の取得者に不動産取得税を課するものとし、主体構造部の取得者に課した不動産取得税の税額から附帯設備の取得者に課した不動産取得税の税額に相当する額を減額するものとする。

5　道府県は、前項前段の規定により家屋の取得に対して課する不動産取得税に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、同項後段の規定の適用があることとなつたときは、家屋の主体構造部の取得者の申請に基いて、同項後段の規定によつて減額すべき額に相当する税額及びこれに係る地方団体の徴収金を還付するものとする。

第七十三条の四第一項第八号中「国家公務員共済組合法」」の下に「市町村職員共済組合法、」を加え、「及び消費生活協同組合法による組合」を「、消費生活協同組合法、水産業協同組合法及び中小企業等協同組合法による組合（企業組合を除く。）」に改める。

第七十三条の七に次の一号を加える。

十五　住宅組合法（大正十年法律第六十六号）による住宅組合の組合員が住宅組合から不動産の譲渡を受ける場合における当該不動産の取得

第七十三条の九第一項各号列記以外の部分中「一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金」を「五万円以下の罰金」に改める。

第二章第三節第二款中第七十三条の十五の次に次の一条を加える。

（不動産取得税の免税点）

第七十三条の十五の二　道府県は、不動産取得税の課税標準となるべき額が、土地の取得にあつては一万円、家屋の取得のうち建築に係るものにあつては一戸につき十万円、その他のものにあつては一戸につき五万円に満たない場合においては、不動産取得税を課することができない。

2　土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地に隣接する土地を取得した場合又は家屋を取得した者が当該家屋を取得した日から一年以内に当該家屋と一構となるべき家屋を取得した場合においては、それぞれその前後の取得に係る土地又は家屋の取得をもつて一の土地の取得又は一戸の家屋の取得とみなして、前項の規定を適用する。

第七十三条の十九第一項中「一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金」を「五万円以下の罰金」に改める。

第七十三条の三十二第一項及び第七十三条の四十第一項各号列記以外の部分中「四銭」を「三銭」に改める。

第七十四条の二中「百十五分の五」を「百分の八」に改める。

第七十四条の六第一項中「四銭」を「三銭」に改める。

第七十七条第二項中「学生又は生徒」を「学生、生徒又は児童」に改める。

第七十八条を次のように改める。

（娯楽施設利用税の課税免除）

第七十八条　道府県は、学校教育法第一条に規定する学校の教員の引率により、当該学校における教育に資するため、当該学校の学生、生徒又は児童にスケート場の施設を利用させようとする者があらかじめ当該道府県の条例の定めるところにより道府県知事の承認を受けた場合においては、当該利用に対しては、娯楽施設利用税を課さないものとする。

第八十条第一項各号列記以外の部分中「一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金」を「五万円以下の罰金」に改める。

第九十五条第二項、第九十六条第一項及び第百六条第一項各号列記以外の部分中「四銭」を「三銭」に改める。

第百十三条第一項中「バー、」の下に「宿泊」の下に「並びにこれらの場所における休憩その他これに類する利用行為（以下本節中「その他の利用行為」という。）」を加え、同条第二項中「宿泊」の下に「並びにその他の利用行為」を加える。

第百十四条第一項中「同条同項の場所」を「道府県の条例の定めるところにより、同条同項の飲食店」に、「課する。」を「課することができる。」に改め、同条第三項中「料金の定めがないとき、又は通常の料金に比較して著しく低い料金の定めをしているときは、」に改める。

第百十四条の二第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条の次に次の二条を加える。

（旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に係る遊興飲食税の課税標準の特例）

第百十四条の三　道府県は、旅館（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条に規定するホテル及び旅館その他政令で定める場所に限る。以下第百十五条第一項第三号及び第百二十九条第三項において同じ。）における宿泊及びこれに伴う飲食（第百十五条第一項第二号に規定する飲食を除く。以下本条及び第百十五条第一項第三号において同じ。）に対して課する遊興飲食税の課税標準の算定については、一人一泊につき五百円を宿泊及びこれに伴う飲食の料金から控除する。

（飲食店、喫茶店等における遊興飲食税の免税点）

第百十四条の四　道府県は、飲食店、喫茶店その他これらに類する場所における一人一回の料金が二百円以下である飲食及びその他の利用行為に対しては、遊興飲食税を課することができない。

2　前項の場所のうちあらかじめ提供品目ごとに料金の支払を受けその提供品目の種類ごとに売上金額を明確に区分して経理する食堂その他これに類する場所で道府県知事が指定するものにおいて、あらかじ

め提供品目ごとに料金を支払つて行う飲食(「あらかじめ提供品目ごとに料金を支払う飲食」という。以下次条第二項及び第百二十九条において同じ。)については、前項の規定を適用せず、その提供品目のうち一品の価格が百円以下のものの飲食に対しては、遊興飲食税を課することができない。

第百十五条を次のように改める。

(遊興飲食税の標準税率)

第百十五条 遊興飲食税の標準税率は、次の各号に掲げる遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為に対し、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 芸者その他これに類する者の花代　百分の三十

二 料理店、貸席、カフエー、バーその他当該道府県の条例で定めるこれらに類する場所における遊興、飲食又はその他の利用行為の料金(前号の花代を除く。)　百分の十五

三 旅館における宿泊及びこれに伴う飲食の料金

一人一泊の料金が千円以下のもの　百分の五

一人一泊の料金が千円をこえるもの　百分の十

四 前二号に掲げるもの以外の飲食及びその他の利用行為の料金

一人一回の料金が五百円以下のもの　百分の五

一人一回の料金が五百円をこえるもの　百分の十

2 前条第二項の場所におけるあらかじめ提供品目ごとに料金を支払う飲食に対して課する遊興飲食税の標準税率は、前項第四号の規定にかかわらず、飲食の料金の百分の五とする。

第百二十条第一項中「バー」の下に「飲食店、」を加える。

第百二十五条第二項及び第百二十六条第一項中「四銭」を「三銭」に改める。

第百二十九条を次のように改める。

(遊興飲食税に係る領収証の交付義務等)

第百二十九条 遊興飲食税の特別徴収義務者は、遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為があつた際にその料金及び遊興飲食税の全部を受け取つた場合においては、料金及び遊興飲食税の全部又は一部を受け取らなかつたときに料金及び遊興飲食税の全部についての領収証となるべき書類を作成して領収証を料金及び遊興飲食税を支払つた者に交付するとともに、その写を保管しなければならない。

2 遊興飲食税の特別徴収義務者は、遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為があつた際にその料金及び遊興飲食税の全部又は一部を受け取らなかつた場合においては、当該行為があつたときに料金及び遊興飲食税の全部についての領収証となるべき書類及びその写を作成して保管し、その後料金及び遊興飲食税の支払があつたつどその支払われた額についての領収証を交付し、その全額についての支払が完了した際に、あらかじめ作成されている領収証を交付しなければならない。

3 前二項の規定は、旅館における宿泊及びこれに伴う飲食で一人一泊の料金が五百円以下のもの、飲食店、喫茶店その他これらに類する場所における飲食及びその他の利用行為で一人一回の料金が五百円以下のもの、第百十四条の四第二項の場所におけるあらかじめ提供品目ごとに料金を支払う飲食並びにチケットその他料金及び遊興飲食税額を示すに足りるもので道府県が政令の定めるところにより交付するものを使用する場所における遊興、飲食又はその他の利用行為については適用しない。

4 第一項又は第二項の規定によつて交付する領収証及びその写は、道府県の交付する用紙によつて作成しなければならない。ただし、道府県の交付する用紙による領収証及びその写によることが適当でないと認められる外客用のホテルその他政令で定める場所における領収証及びその写は、道府県の条例で定めるところにより、道府県の交付する用紙以外の用紙によることができる。

5 前項の領収証及びその写の用紙には一連の番号を附けなければならない。

6 道府県が交付する用紙による領収証及びその写の様式は、総理府令で定める。

7 遊興飲食税の特別徴収義務者が第一項又は第二項の領収証の写又は領収証となるべき書類の写を保管すべき期間は、その作成した日から起算して六月間とする。

(領収証の交付等の義務違反に関する罪)

第百二十九条の二 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項の規定に違反して領収証を交付しなかつた者又は料金、遊興飲食税額若しくは遊興、飲食、宿泊若しくはその他の利用行為のあつた日について虚偽の記載をした領収証を交付した者

二 前条第二項の規定に違反して領収証及びその写を作成しなかつた者

三 前条第一項又は第二項の規定に違反して領収証の写若しくは領収証となるべき書類の写を作成せず、又は保管しなかつた者

四 前条第四項の規定に違反して領収証及びその写を作成した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(遊興飲食税の証紙徴収の手続)

第百二十九条の三 道府県が当該道府県の条例で特別徴収義務者が領収証に遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為に対して課する遊興飲食税の賦課徴収に関する道府県の発行する証紙をはらなければならない旨の規定を設けた場合においては、当該特別徴収義務者は、領収証に証紙をはつて、その証紙をはつた紙面と証紙の彩紋とにかけて、その特別徴収義務者の印又は署名で判明にこれを消さなければならない。

2 前項の証紙の取扱に関しては、当該道府県の条例で定めなければならない。

第百三十条第一項を次のように改める。

前条第一項の規定に違反して領収証に証紙をはらなかつた者又は領収証に証紙をはつた紙面と証紙の彩紋とにかけて押印又は署名をしなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第二章第六節第二款中第百三十条の次に次の一条を加える。

(遊興飲食税の賦課徴収に関する自治庁長官の勧告)

第百三十条の二 自治庁長官は、道府県の遊興飲食税の賦課徴収が適正を欠き、その事務の運営について改善を加える必要があると認めるときは、当該道府県知事に対し、その改善のため必要な措置を採ることを勧告することができる。

2 道府県知事は、前項の規定による勧告があつた場合においては、その勧告に基いて遊興飲食税の賦課徴収事務の運営を改善するために必要な措置を採るとともに、その採つた措置を自治庁長官に報告しなければならない。

第百三十八条第一項各号列記以外の部分中「四銭」を

「三銭」に改める。

第百五十三条第一項及び第百五十六条第一項各号列記以外の部分中「一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金」を「五万円以下の罰金」に改める。

第百六十三条第一項及び第百七十一条第一項各号列記以外の部分中「四銭」を「三銭」に改める。

第百七十二条第一項中「自動車税」を「軽自動車に対する自動車税」に改め、同条第二項中「自動車の前部の窓ガラス（前部の窓ガラスがない場合においては、前部の見易い箇所）」を「軽自動車の見易い箇所」に改める。

第百八十六条第一項及び第百八十九条第一項各号列記以外の部分中「一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金」を「五万円以下の罰金」に改める。

第百九十六条第一項及び第二百四条第一項各号列記以外の部分中「四銭」を「三銭」に改める。

第二百三十七条第一号中「所得税を納付する義務を有しない者」を「所得について所得税法第九条に規定する総所得金額が同法第十一条の三から第十二条までに規定する控除額の合計額に満たない者」に改める。

第二百四十九条第一項及び第二百五十七条第一項各号列記以外の部分中「四銭」を「三銭」に改める。

第二百六十二条第三号中「（大正十一年法律第七十号）」、「（昭和二十八年法律第二百七号）」、「（昭和十三年法律第六十号）」及び「（昭和十四年法律第七十三号）」を削り、同条第七号中「（昭和二十八年法律第百六十一号）」を削る。

第二百六十五条第一項各号列記以外の部分及び第二百七十二条第一項中「一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金」を「五万円以下の罰金」に改める。

第二百七十七条第二項、第二百八十条第一項及び第二百八十九条第一項各号列記以外の部分中「四銭」を「三銭」に改める。

第二百九十二条第一号中「第一項」を削り、「総所得金額及び退職所得の金額」を「総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額」に改め、同条第二号中「第一項」を削り、同条第四号ただし書中「総所得金額から所得税法」を「総所得金額（総所得金額中に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、第二百九十七条の規定にかかわらず、所得税法第九条第五号の規定により計算した金額から当該給与所得に係る収入金額の百分の五に相当する金額（その金額が二万円をこえるときは二万円）を控除した金額によるものとする。）から同法」に改め、同条第五号中「（特別減税国債法第二条の規定によつて軽減された所得税額を含む。）」を削り、「第二条の二第一項」の下に「又は第二条の三第一項」を加え、「所得税法第五十五条第一項」を「所得税法第五十四条第一項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同法第五十六条」を「同法第五十五条」に、「同法第五十七条第一項」を「同法第五十六条第一項」に、「同法第五十七条の二第一項」を「同法第五十七条第一項」に改め、同条第七号中「三万五千円」を「四万円」に改め、同条第十一号中「（特別減税国債法第六条の規定によつて軽減された法人税額を含む。）」を削り、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第二百九十六条第一号中「私立学校教職員共済組合、」の下に「社会保険診療報酬支払基金、」を加える。

第二百九十七条中「同年において適用された」を「適用されるべき」に改める。

第三百三条を次のように改める。

（市町村民税の申告等）

第三百三条 市町村長は、市町村民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、第二百九十四条の規定によつて市町村民税を課する者に、前年の総

所得金額、所得税額等、事務所若しくは事業所又は家屋敷の所在、第二百九十五条の規定に該当する事実の有無その他必要な事項を申告させることができる。

2 市町村長は、市町村民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、第二百九十四条第一号の者のうち前年中において俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下「給与」と総称する。）の支払を受けた者に、所得税法第六十二条第一項の規定によつて交付されるべき前年の所得に係る源泉徴収票又はその写を提出させることができる。

第三百四条中「前条第一項の規定による申告をした後に、又は同項の申告期限までに申告しなかつた場合においてはその申告期限後に、」及び「前条第一項の」を削る。

第三百七条第一項中「俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下「給与」と総称する。）」を「給与」に改める。

第三百十条を削る。

第三百十一条の見出し中「均等割」を「個人の均等割」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改め、同条を第三百十条とする。

第二百九十四条第一号又は第二号の者に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる市町村においてそれぞれ当該下欄に定める額とする。

市町村	税率
㈠ 人口五十万以上の市	年額 六百円
㈡ 人口五万以上五十万未満の市	年額 四百円
㈢ ㈠及び㈡の市以外の市並びに町村	年額 二百円

2 前項の表の上欄に掲げる市町村は、それぞれ当該下欄に掲げる標準税率をこえて課する場合においては、それぞれ年につき八百円、五百五十円及び三百円をこえて課することができない。

第三百十二条の見出し中「均等割」を「個人の均等割」に改め、同条を第三百十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（法人等の均等割の税率）

第三百十二条 第二百九十四条第三号又は第四号の者に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる市町村においてそれぞれ当該下欄に定める額とする。

市町村	税率
㈠ 人口五十万以上の市	年額 二千四百円
㈡ 人口五万以上五十万未満の市	年額 千八百円
㈢ ㈠及び㈡の市以外の市並びに町村	年額 千二百円

2 前項の表の上欄に掲げる市町村は、それぞれ当該下欄に掲げる標準税率をこえて課する場合においては、それぞれ年につき四千円、三千円及び二千円をこえて課することができない。

3 法人（法人税法第四条の法人を除く。）の均等割の税率は、第三百二十一条の八第一項又は第二項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における税率により、法人税法第四条の法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものの均等割の税率は、第三百二十一条の八第六項に規定する均等割額の算定期間の末日現在における税率による。

4 第一項又は第二項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、第二百九十四条第三号又は第四号の者が法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間中において市町村内に事務所又は事業所を有していた月数を乗じて得た額を十二で除して算定す

るものとする。この場合における月数は、暦に従つて計算し、一月に満たないときは一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

5　第三百十条第三項の規定は、第一項の表を適用する場合における人口について準用する。

第三百十三条第一項を次のように改める。

所得税額を課税標準として課する市町村民税の標準税率は、百分の十五とする。ただし、標準税率をこえて課する場合においても、百分の十八をこえることができない。

第三百十三条第五項中「百分の七・五」を「百分の八・一」に、「百分の九」を「百分の九・七」に改める。

第三百十五条第三号中「所得税法第二十六条第二項本文の規定によつて同条第一項に規定する」を「所得税法第二十六条第一項ただし書の規定によつて」に改める。

第三百十八条の見出し中「市町村民税」を「個人の市町村民税」に改め、同条中「市町村民税（法人税割を除く。）」を「個人の市町村民税」に改める。

第三百十九条の見出し中「市町村民税」を「個人の市町村民税」に改め、「同条第一項中「市町村民税」を「個人の市町村民税」に改め、「又は第三百二十一条の八の規定によつて申告納付の方法による場合」を削る。

第三百十九条の二の見出し中「市町村民税」を「個人の市町村民税」に改め、同条第一項中「市町村民税」を「個人の市町村民税」に改め、「個人に係るものにあつては」及び「、個人以外のものに係るものにあつては均等割額を、それぞれ」を削り、同条第二項中「市町村民税」を「個人の市町村民税」に改める。

第三百十九条の三中「市町村民税」を「個人の市町村民税」に、「第九条の二」を「第九条の四」に改める。

第三百二十条中「市町村民税」を「個人の市町村民税」に改め、「個人に対して課するものにあつては」及び「、個人以外のものに対して課するものにあつては六月中において、それぞれ」を削る。

第三百二十一条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「市町村民税」を「個人の市町村民税」に改める。

第三百二十一条の二の見出し及び同条第一項中「市町村民税」を「個人の市町村民税」に改め、同条第二項中「四銭」を「三銭」に改める。

第三百二十一条の三を次のように改める。

（個人の市町村民税の特別徴収）

第三百二十一条の三　市町村は、納税義務者が当該年度の初日に属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（以下本条において「給与所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市町村民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、当該市町村内に給与所得者が少いことその他特別の事情により特別徴収を行うことが適当でないと認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。

2　前項の給与所得者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、市町村は、当該市町村の条例の定めるところによつて、当該給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を前項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収することができる。ただし、給与所得者が六月三十日までの間において、自ら又は当該給与所得者に係る特別徴収義務者を通じて給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出をした場合においては、この限りでない。

3　前項本文の規定によつて給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市町村は、当該特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

第三百二十一条の四第一項中「市町村民税」を「個人の市町村民税」に、「当該年度の初日に属する年の前年中に当該納税義務者に支払われた給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」を「前条第一項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額又はこれに前条第二項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得以外の所得に係る所得割額を合算した額」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前条第二項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収する市町村が第一項後段の規定による通知をする場合においては、特別徴収義務者及び特別徴収義務者を経由して納税義務者に交付する特別徴収の方法によつて徴収する旨の通知書には、給与所得者が当該給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収されたい旨の申出を六月三十日までの間において自ら又は特別徴収義務者を通じてしたときは、その申出に係る額を普通徴収の方法によつて徴収する旨を記載しなければならない。

第三百二十一条の五第二項中「市町村民税」を「個人の市町村民税」に改める。

第三百二十一条の七中「市町村民税」を「個人の市町村民税」に改める。

第三百二十一条の八の見出し中「法人税割」を「法人等の市町村民税」に改め、同条第一項及び第二項中「法人税割額その他」を「法人税割額、均等割額その他」に、「その申告した法人税割額」を「その申告した市町村民税額」に改め、同条第三項中「申告書を提出しなければならない。」を「申告書を提出し、及びその申告した均等割額を納付しなければならない。」に改め、同条に次の二項を加える。

6　法人税法第四条の法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものは、総理府令で定める様式によつて、毎年四月三十日までに、前年四月から三月までの間の事実に基いて算定した均等割額を記載した申告書を、当該均等割額の算定期間中において有する事務所又は事業所所在地の市町村長に提出し、及びその申告した均等割額を納付しなければならない。

7　法人が第二項から第四項までの規定によつて法人税法第二十一条第一項又は第二十二条の四第一項の規定による申告書に係る法人税額に基いて算定した市町村民税額が、同法第十九条第一項、第二十条第一項、第二十二条の二第一項若しくは第二十二条の三第一項の規定による申告書に係る法人税額に基いて算定して申告納付し、若しくは申告納付すべき市町村民税額（「市町村民税の中間納付額」という。以下本項において同じ。）に満たないとき、又はないときは、市町村は、政令で定めるところにより、その満た

ない金額に相当する市町村民税の中間納付額若しくは市町村民税の中間納付額の全額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

第三百二十一条の九の見出し中「法人税割」を「法人の市町村民税」に改める。

第三百二十一条の十一の見出し中「法人税割」を「法人等の市町村民税」に改め、同条第一項中「法人税額又は」を「法人税額若しくは」に、「発見したとき、又は」を「発見したとき、」に、「修正されたとき、又は当該申告に係る均等割額がその調査したところと異なることを発見したときは、」に改め、同条第二項中「及び法人税割額」を「並びに法人税割額及び均等割額」に改める。

第三百二十一条の十二の見出し中「法人税割」を「法人等の市町村民税」に改め、同条第二項中「四銭」を「三銭」に改める。

第三百二十一条の十三の見出し中「法人税割」を「市町村民税」に改め、同条第一項中「算定して、これを」を「算定して、これに均等割額を加算した額を」に改め、同条第二項中「当該課税標準の算定期間中に月の末日が到来しない場合にあつては、当該課税標準の算定期間の末日とする。」を「当該課税標準の算定期間の月数が一月に満たず、かつ、その間に月の末日が到来しない場合にあつては、当該課税標準の算定期間の末日とする。」に改める。

第三百二十四条第二項中「市町村民税」を「個人の市町村民税」に改める。

第三百二十七条第一項中「四銭」を「三銭」に改める。

第三百二十八条第一項中「市町村民税」を「個人の市町村民税」に改める。

第三百三十五条第一項各号列記以外の部分中「四銭」を「三銭」に改める。

第三百四十一条第十一号を同条第十四号とし、同条第十号を同条第十三号とし、同条第九号中「価格」を「基準年度に係る賦課期日における価格又は第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書、第四項、第五項ただし書若しくは第六項の規定により当該価格に比準するものとされる価格」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第七号から第八号までを同条第十号から第十一号とし、同条第六号を同条第九号とし、同条第五号の次に次の三号を加える。

六　基準年度　昭和三十一年度及び昭和三十三年度並びに昭和三十三年度から起算して三年度又は三の倍数の年度を経過したごとの年度をいう。

七　第二年度　基準年度の翌年度をいう。

八　第三年度　第二年度の翌年度（昭和三十三年度を除く。）をいう。

第三百四十三条第六項中「仮に使用し、又は」を「仮に使用し、若しくは」に改め、「指定があつた場合」の下に「又は土地区画整理法第八十条の規定によつて土地区画整理事業の施行者以外の者が仮に使用する土地（保留地として指定されたものを含む。以下「仮使用地」という。）がある場合」を加え、「当該仮換地等について」を「当該仮換地等又は仮使用地について」に改め、「公告がある日までの間は、」の下に「仮換地等にあつては」を加え、「者をもつて当該仮換地等に係る第一項の所有者とみなし、」を「者をもつて、仮使用地にあつては土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもつて、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第一項の所有者とみなし、」に改め、「換地」の下に「又は保留地」を「当該換地」の下に「又は保留地」を加え、同条に次の一項を加える。

7　公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十三条の規定によつて使用する埋立地で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立に関する工事に関して使用されているものを除く。）については、当該埋立地をもつて土地と、当該埋立地を使用する者をもつて当該埋立地に係る第一項の所有者と、当該埋立地が隣接する土地の所在する市町村をもつて当該埋立地が所在する市町村とみなして固定資産税を課することができる。

第三百四十八条第二項第十一号の二中「及び消費生活協同組合法による組合」を「、消費生活協同組合法、水産業協同組合法及び中小企業等協同組合法による組合（企業組合を除く。）」に改め、同条第四項中「健康保険組合連合会、」の下に「国民健康保険組合及び国民健康保険組合連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、市町村職員共済組合、漁船保険組合、漁船保険中央会、社会保険診療報酬支払基金、」を加え、「並びに塩業組合」を「、塩業組合並びに輸出水産業組合」に改める。

第三百四十九条を次のように改める。

（土地又は家屋に対して課する固定資産税の課税標準）

第三百四十九条　基準年度に係る賦課期日に所在する土地又は家屋（以下「基準年度の土地又は家屋」という。）に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋の基準年度における価格（以下「基準年度の価格」という。）で土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳（以下「土地課税台帳等」という。）又は家屋課税台帳若しくは家屋補充課税台帳（以下「家屋課税台帳等」という。）に登録されたものとする。

2　基準年度の土地又は家屋に対して課する第二年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第二年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に対して課する第三年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

一　地目の変換、家屋の改築又は損壊その他これらに類する特別の事情

二　市町村の廃置分合又は境界変更

3　基準年度の土地又は家屋に対して課する第三年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（第二年度において前項ただし書に掲げる事情があつたため、同項ただし書の規定によつて当該土地又は家屋に対して課する第二年度の固定資産税の課税標準とされた価格がある場合においては、当該価格とする。以下本項において同じ。）で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第三年度の固定資産税の賦課期日において前項各号に掲げる事情があるため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第三年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

る土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

4　第二年度において新たに固定資産税を課することとなる土地又は家屋（以下「第二年度の土地又は家屋」という。）に対して課する第二年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

5　第二年度の土地又は家屋に対して課する第三年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る第二年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、第二年度の土地又は家屋について、第三年度の固定資産税の賦課期日において第二項各号に掲げる事情があるため、第二年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第三年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

6　第三年度において新たに固定資産税を課することとなる土地又は家屋（以下「第三年度の土地又は家屋」という。）に対して課する第三年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

第三百四十九条の三第一項中「市町村は、」を「市町村（地方自治法第百五十五条第二項の市を除く。以下本項、第二項、第五項及び第七項において同じ。）は、」に改め、同条第六項中「第四百十条第一項」を「第四百十条」に改め、同条を第三百四十九条の四とし、第三百四十九条の二第一項中「前条」を「前二条」に、「当該固定資産の価格（賦課期日現在における固定資産課税台帳に登録された価格をいう。以下本条において同様とする。）」を「当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（家屋にあつては家屋課税台帳等に登録された基準年度に係る賦課期日における価格又は第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書、第四項、第五項ただし書若しくは第六項の規定により当該固定資産の価格で償却資産課税台帳に登録されたものとする。

4　電気に関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法律第三百四十一号）においてその例によるものとされる旧公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）第二条第四号に規定する電気事業者がその電気の供給区域内における電気の供給の安定化を図るため、その供給区域内における異なる電力の周波数を変更してその統一を図る場合において、当該電気事業者から電気の供給を受けて物品の製造業を行う者、鉱物の掘採事業を行う者その他政令で定める事業を行う者（以下本項において「物品製造業者等」

という。）が当該電力の周波数の変更によりその事業の用に供する機械設備等を更新し、又は改良しなければならないときは、当該更新又は改良に要する費用に充てるため、当該電気事業者が資金又は資材を提供したものであり、かつ、その更新又は改良が昭和三十六年三月三十一日までの間に行われたものである場合に限り、当該物品製造業者等の当該更新又は改良に係る機械設備等で総理府令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該更新又は改良が行われた日後最初に固定資産税を課することとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該更新が行われた機械設備等にあつては、前項の規定の例により算定した額とし、当該改良が行われた機械設備等にあつては、当該機械設備等の当該改良が行われた部分について同項の規定の例により算定した価格と当該機械設備等の当該改良が行われなかつた部分に係る価格との合算額とする。

第三百四十九条の次に次の一条を加える。

（償却資産に対して課する固定資産税の課税標準）

第三百四十九条の二　償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、賦課期日における当該償却資産の価格で償却資産課税台帳に登録されたものとする。

第三百五十一条中「五万円」を「十万円」に改める。

第三百六十八条第一項中「当該固定資産の価格」の下に「（土地及び家屋にあつては基準年度の価格又は第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書、第四項、第五項ただし書若しくは第六項の規定により当該価格に比準するものとされる価格（以下「比準価格」という。）を、償却資産にあつては賦課期日における価格をいう。以下同様とする。）」を加え、「第三百四十九条の三」を「第三百四十九条の四」に改め、同条第二項中「四銭」を「三銭」に改める。

第三百六十九条第一項及び第三百七十七条第一項各号列記以外の部分中「四銭」を「三銭」に改める。

第三百八十一条第一項から第四項まで中「価格」を「基準年度の価格又は比準価格」に改め、同条第六項中「第三百四十九条の二」を「第三百四十九条の三」を「第三百四十九条の四」に改め、同条第八項中「仮換地等又は換地に係る」を「仮換地等、仮使用地、保留地又は換地に係る」に、「当該仮換地等又は換地等又は換地の所有者」を「当該仮換地等、仮使用地、保留地又は換地の所有者」に、「当該仮換地等又は」を「当該仮換地等若しくは」に、「価格」を「基準年度の価格又は比準価格」に改め、「従前の土地」の下に「又は仮使用地若しくは保留地」を加える。

第三百八十三条第二項を削る。

第三百八十九条第一項各号列記以外の部分中「毎年一月一日現在における価格による評価を行つた後」を「第四百九条第一項から第三項までの規定の例によつて評価を行つた後」に、「第三百四十九条の二」を「第三百四十九条の三」に、同条第五項中「第四百八条第二項」を「第四百九条第一項から第三項まで」に改める。

第四百八条の見出しを「（固定資産の実地調査）」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第四百九条から第四百十三条までを次のように改める。

（固定資産の評価）

第四百九条　固定資産評価員は、前条の規定による実地調査の結果に基いて当該市町村に所在する土地又は家屋の評価をする場合においては、次の表の上欄に掲げる土地又は家屋の区分に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる年度において、同表の下欄に掲げる価格によつて、当該土地又は家屋の評価をしなけ

ればならない。

土地又は家屋の区分	年度	価格
基準年度の土地又は家屋	基準年度	当該土地又は家屋の基準年度の価格
基準年度の土地又は家屋で第三百四十九条第二項ただし書の規定の適用を受けることとたるもの	第二年度	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格
基準年度の土地又は家屋で第三百四十九条第三項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの	第三年度	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格
第二年度の土地又は家屋	第二年度	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格
第二年度の土地又は家屋で第三百四十九条第五項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの	第三年度	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格
第三年度の土地又は家屋	第三年度	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格

2　固定資産評価員は、前項の規定によつて土地又は家屋の評価をする場合において、道府県知事が第七十三条の二十一第三項の規定によつて当該土地又は家屋の所在地の市町村長に通知した価格があるときは、当該土地又は家屋について地目の変換、改築、損壊その他特別の事情があるため当該通知に係る価格により難い場合を除くほか、当該通知に係る価格に基いて、当該土地又は家屋の評価をしなければならない。

3　固定資産評価員は、前条の規定による実地調査の結果に基いて当該市町村に所在する償却資産の評価をする場合においては、当該償却資産に係る賦課期日における価格によつて、当該償却資産の評価をしなければならない。

4　固定資産評価員は、前三項の規定による評価をした場合においては、総理府令で定める様式によつて、遅滞なく、評価調書を作成し、これを市町村長に提出しなければならない。

（固定資産の価格等の決定）

第四百十条　市町村長は、前条第四項に規定する評価調書を受理した場合においては、これに基いて固定資産の価格等を毎年二月末日までに決定しなければならない。

（固定資産の価格等の登録）

第四百十一条　市町村長は、前条の規定によつて固定資産の価格等を決定した場合においては、直ちに当該固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しなければならない。この場合において、その登録した価格等が基準年度の土地若しくは家屋又は第二年度の土地若しくは家屋について第三百四十九条第二項第一号に掲げる事情があるため、同条同項ただし書、第三項ただし書又は第五項ただし書の規定によつて当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格によつて決定したものであるときは、市町村長は、遅滞なく、その旨を当該土地又は家屋に対して課する固定資産税の納税義務者に通知しなければならない。

2　第二年度又は第三年度において基準年度の土地又は家屋に対して課する固定資産税の課税標準について基準年度の価格による場合にあつては、土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されている基準年度の価格をもつて第二年度又は第三年度において土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録された価格とみなし、第三年度において基準年度の土地若しくは家屋又は第二年度の土地若しくは家屋に対して課する固定資産税の課税標準について比準価格による場合にあつては、土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されている当該比準価格をもつて第三年度において土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録された比準価格とみなす。

第四百十二条及び第四百十三条　削除

第四百十四条中「固定資産」を「償却資産」に改める。

第四百十五条第一項中「第四百十条第三項の規定によつて固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録した場合においては、」を削り、「その固定資産課税台帳」を「固定資産課税台帳」に改める。

第四百二十三条に次の二項を加える。

9　市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものをもつて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。

10　市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の設置後最初に招集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、当該市町村の長は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものをもつて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。

第四百二十四条の見出し中「委員」を「委員等」に改め、同条第一項中「選任される」を「選任され、又は市町村の設置後最初に選任される」に改める。

第四百三十二条第一項中「納付すべき固定資産税」を「納付すべき当該年度の固定資産税」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、当該固定資産のうち第四百十一条第二項の規定によつて土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとみなされる土地又は家屋の価格については、当該土地又は家屋について第三百四十九条第二項第一号に掲げる事情があるため同条同項ただし書、第三項ただし書又は第五項ただし書の規定の適用を受けるべきものであることを申し立てる場合を除いては、審査の請求をすることができない。

第四百三十六条中「価格」を「基準年度の価格又は比準価格」に改める。

第四百四十四条第一号を次のように改める。

一　自転車

原動機付自転車

イ　総排気量が〇・〇五リツトル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワツト以下のもの　年額五百円

ロ　総排気量が〇・〇五リツトルをこえ、〇・〇九リツトル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワツトをこえ、〇・八キロワツト以下のもの　年額八百円

ハ　総排気量が〇・〇九リツトルをこえるもの又は定格出力が〇・八キロワツトをこえるもの　年額千円

その他　年額二百円

第四百四十五条第一項ただし書中「その新たに取得された日の属する月の翌月の一日」を「その新たに取得された日」に改める。

第四百四十六条に次の四項を加える。

3　市町村は、当該市町村の条例で、自転車又は荷車に当該市町村の交付する標識を附すべき旨を定めて

いる場合においては、第一項の規定にかかわらず、当該市町村の条例の定めるところによつて、当該自転車又は荷車の所有者に標識を交付する際、証紙徴収の方法によつて、自転車荷車税を徴収することができる。

4　市町村は、前項の規定によつて自転車荷車税を証紙徴収によつて徴収しようとする場合においては、納税者に当該市町村が発行する証紙をもつてその税金を払い込ませなければならない。この場合において、市町村は、自転車荷車税を納付する義務が発生することを証する書類に証紙をはらせ、又は証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことによつて、証紙に代えることができる。

5　市町村は、納税者が証紙をはつた場合においては、証紙をはつた紙面と証紙の彩紋とにかけて当該市町村の印又は署名で判明にこれを消さなければならない。

6　第四項の証紙の取扱に関しては、当該市町村の条例で定めなければならない。

第四百五十五条第一項及び第四百六十三条第一項各号列記以外の部分中「四銭」を「三銭」に改める。

第四百六十五条中「百十五分の十」を「百分の九」に改める。

第四百六十九条第一項中「四銭」を「三銭」に改める。

第四百八十六条第三項中「(昭和二十七年法律第三百四十一号)」及び「(昭和二十五年政令第三百四十三号)」を削る。

第四百九十三条第一項各号列記以外の部分中「一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金」を「五万円以下の罰金」に改める。

第四百九十七条第二項中「四銭」を「三銭」に改める。

第五百二条第一項中「一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金」を「五万円以下の罰金」に改める。

第五百四条第一項、第五百十三条第一項各号列記以外の部分、第五百三十四条第二項、第五百三十五条第一項及び第五百四十五条第一項各号列記以外の部分中「四銭」を「三銭」に改める。

第五百五十七条第一項各号列記以外の部分中「一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金」を「五万円以下の罰金」に改める。

第五百六十五条第二項、第五百六十六条第一項及び第五百七十六条第一項各号列記以外の部分中「四銭」を「三銭」に改める。

第六百二十四条第一項各号列記以外の部分中「一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金」を「五万円以下の罰金」に改める。

第六百二十八条第二項、第六百二十九条第一項及び第六百四十条第一項各号列記以外の部分中「四銭」を「三銭」に改める。

第六百六十九条中「第五条第三項の規定による普通税（以下「市町村法定外普通税」という。）」を「市町村法定外普通税」に改める。

第六百七十五条第一項各号列記以外の部分及び第六百八十二条第一項中「一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金」を「五万円以下の罰金」に改める。

第六百八十七条第二項、第六百九十条第一項及び第六百九十九条第一項各号列記以外の部分中「四銭」を「三銭」に改める。

第七百八条第一項各号列記以外の部分及び第七百十五条第一項中「六月以下の懲役又は」を削る。

第七百二十条第二項、第七百二十三条第一項及び第七百三十二条第一項各号列記以外の部分中「四銭」を「三銭」に改める。

第七百三十四条第三項中「法人」を「法人等」に、「第三百十一条第一項中「六百円」又は「二千四百円」とあるのは、それぞれ「七百円」又は「三千円」と、同条第二項中「八百円」又は「四千円」とあるのは、それぞれ「九百円」又は「四千六百円」と、」を「第三百十条第一項中「六百円」とあるのは「七百円」と、同条第二項中「八百円」とあるのは「九百円」と、第三百十二条第一項中「二千四百円」とあるのは「三千円」と、同条第二項中「四千円」とあるのは「四千六百円」と、」に、「第三百十三条第一項及び第二項中「百分の七・五」とあるのは「百分の十」と、」を「第三百十三条第一項中「百分の十五」又は「百分の十八」とあるのは、それぞれ「百分の二十一」又は「百分の二十四」と、同条第二項中「百分の七・五」とあるのは「百分の十」と、」に、「同条第五項中「百分の七・五」又は「百分の九」とあるのは、それぞれ「百分の十二・五」又は「百分の十五」と」を「同条第五項中「百分の八・一」又は「百分の九・七」とあるのは、それぞれ「百分の十三・五」又は「百分の十六・二」と」に改め、同条第五項中「第三百四十九条の三」を「第三百四十九条の四」に改める。

第七百四十条中「第三百四十九条又は第三百四十九条の二」を「第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三」に、「第三百四十九条の三」を「第三百四十九条の四」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（新法の適用区分）

2　この法律による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定は、この附則において特別の定があるものを除くほか、道府県民税のうち、個人の道府県民税及び法人税法第四条の法人（新法第五十二条第二項に規定する法人税法第四条の法人をいう。以下本項中同じ。）の均等割に関する部分は昭和三十一年度分の道府県民税から、法人税割に関する部分は昭和三十年七月一日に属する事業年度以降の事業年度分及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る道府県民税（清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人税額に係る法人税割を含む。）から、法人の行う事業に対する事業税に関する部分は昭和三十年七月一日の属する事業年度以降の事業年度分及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する事業税（清算中の事業年度に係る事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき事業税を含む。）から、不動産取得税に関する部分はこの法律の施行の日から、娯楽施設利用税に関する部分は昭和三十年十月一日から、遊興飲食税に関する部分は昭和三十年十一月一日から、市町村民税のうち、個人の市町村民税に関する部分（第二百九十二条第一号、第二号、第五号、第七号及び第十一号の改正規定に係る部分を除く。）は昭和三十一年度分から、法人の均等割に関する部分は昭和三十一年四月一日以後に事業年度の終了する法人の市町村民税から、法人税法第四条の法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものの均等割に関する部分は昭和三十一年度分の法人等の市町村民税から、法人税割に関する部分は昭和三十年七月一日の属する事業年度以降の事業年度分及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る分（清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人税額に係る分を含む。）から、固定資産税に関する部分（第三百四十九条の三第四項、第三百四十九条の四第一項、第四百二十三条第九項及び第十項並びに第四百二十四条の改正規定に係る部分並びに附則第二十二項から第二十七項ま

でに係る部分を除く。）は昭和三十一年度分の固定資産税から、その他の部分は昭和三十年度分の地方税から適用する。

（市町村の廃置分合等があつた場合の課税権の承継に関する規定の適用）

3　新法第八条の二から第八条の四までの規定は、この法律の施行の日以後において廃置分合又は境界変更が行われる地方団体について適用する。

（還付又は充当加算金に関する規定の適用）

4　新法第十八条第一項の規定は、この法律の施行の日以後において還付し、又は充当すべき額について適用する。ただし、当該額でこの法律の施行前の期間に対応するものについては、なお、従前の例による。

（道府県民税に関する規定の適用）

5　昭和三十一年度分の個人の道府県民税に限り、新法第三十二条第二項中「百分の六」とあるのは、「百分の五・五」と読み替えるものとする。

6　新法第三十三条第三項、第三十六条（第三項を除く。）及び第四十条第一項の規定は、この法律の施行の日以後において市町村の廃置分合又は境界変更が行われる市町村について適用し、新法第三十六条第三項の規定は、この法律の施行の日前において市町村の廃置分合又は境界変更が行われた市町村についても適用するものとする。

7　昭和三十年度分の道府県民税については、この法律による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第三十七条及びこれに係る旧法の規定は、なお、効力を有する。

8　法人の昭和三十年七月一日から同年九月三十日までの間に終了する事業年度分の道府県民税及び当該期間内における解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る道府県民税に限り、新法第五十一条第一項中「百分の五・四」とあるのは「百分の五・三」と、「百分の六・五」とあるのは「百分の六・三」と読み替えるものとする。

9　法人の昭和三十年七月一日の属する事業年度が六月をこえる場合において、当該事業年度に係る旧法第五十三条第一項の規定による道府県民税の申告納付の期限が同日前であるときは、当該法人の申告納付すべき道府県民税については、なお、従前の例による。

（事業税に関する規定の適用）

10　法人の昭和三十年七月一日の属する事業年度が六月をこえる場合において、当該事業年度に係る旧法第七十二条の二十六又は第七十二条の二十七の規定による事業税の申告納付の期限が同日前であるときは、当該法人の申告納付すべき事業税については、なお、従前の例による。

11　調整組合及び調整組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会の昭和三十年七月一日の属する事業年度分の事業税について前項の適用がある場合においては、当該法人の当該事業年度分の事業税については、新法第七十二条の二十五の規定を適用せず、新法第七十二条の二十八の規定を適用する。

12　損害保険事業を行う法人でその事業年度の期間が六月をこえるものがこの法律の施行後最初に当該事業年度について新法第七十二条の二十六の規定により申告納付すべき事業税は、同条第一項ただし書の規定によつて申告納付しなければならない。

13　新法第七十二条の十三第六項、第七十二条の十四第三項、第七十二条の二十三の二、第七十二条の二十九第一項（清算中の法人の合併に関する部分に限る。）及び第三項ただし書並びに第七十二条の三十第三項ただし書の規定は、この法律の施行の日以後に市町村の廃置分合又は境界変更が行われる市町村について適用し、新法第三十六条第三項の規定は、この法律の施行の日前において市町村の廃置分合又は境界変更が行われた市町村についても適用する。

（市町村民税に関する規定の適用）

14　新法第七十二条の四十八第四項及び第五項の規定は、昭和三十年六月三十日以前に解散した法人で同日までに清算の結了しないものに対しても適用する。

15　この法律の施行の際現に清算中の法人が継続し、又は合併により消滅した場合において、当該法人の清算中の期間に係る事業税（旧地方税法（昭和二十三年法律第百十号）の規定による事業税附加税及び事業税割並びに旧地方税法（昭和十五年法律第六十号）の規定による営業税、営業税附加税及び営業税割を含む。）の賦課徴収に関して必要な事項は、政令で定めることができる。

16　個人の行う事業に対する昭和三十年度分の事業税については、所得から控除すべき金額は、新法第七十二条の二十一第一項の規定にかかわらず、年十万円とする。

（道府県たばこ消費税に関する規定の適用）

17　新法第七十四条の二の規定は、昭和三十一年三月一日以後小売人又は国内消費用として直接消費者に売り渡される製造たばこについて適用するものとし、同日前に係る分については、なお、従前の例による。

18　昭和三十年十一月一日から昭和三十一年三月三十一日までの間における飲食及びその他の利用行為（新法第百十三条第一項に規定するその他の利用行為をいう。）に対して課する遊興飲食税に限り、新法第百十四条の四第一項中「二百円」とあるのは「百五十円」と読み替えるものとする。

（市町村民税に関する規定の適用）

19　附則第二項の規定によつて新法第三百十二条第四項の規定を昭和三十一年四月一日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税から適用する場合において、当該法人の当該事業年度の開始の日が昭和三十一年四月一日前であるときは、当該法人が当該事業年度について申告納付すべき法人の市町村民税に限り、同法同条同項中「法人税額の課税標準の算定期間」とあるのは、「昭和三十一年四月一日から同年同月同日の属する事業年度に係る法人税額の課税標準の算定期間の末日までの期間」と読み替えるものとし、法人の昭和三十年七月一日の属する事業年度が六月をこえる場合において、当該事業年度に係る旧法第三百二十一条の八第一項の規定による法人税割の申告納付の期限が同日前であるときは、当該法人の申告納付すべき法人税割については、なお、従前の例による。

20　昭和三十年度分の個人の市町村民税に限り、新法第二百九十二条第七号中「四万円」とあるのは、「三万八千八百円」と読み替えるものとする。

21　法人の昭和三十年七月一日から同年九月三十日までの間に終了する事業年度分の市町村民税及び当該期間内における解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る市町村民税に限り、新法第三百十三条第五項中「百分の八・一」とあるのは「百分の七・九」と、「百分の九・七」とあるのは「百分の九・五」と読み替えるものとする。

（固定資産税に関する規定の適用）

22　昭和三十年度分から昭和三十二年度分までの固定資産税に限り、前年度の地方交付税の算定の基礎となつた基準財政収入額からこれに算入された大規模の償却資産に係る固定資産税の税収入見込額（地方交付税法第十四条第二項の基準税率をもつて算定した税収入見込額をいう。以下本項において同じ。）を控除した額に、当該大規模の償却資産について新法

三項ただし書の規定は、清算中の法人が昭和三十年七月一日以後に継続し、又は合併により消滅した場合について適用する。

14　新法第七十二条の四十八第四項及び第五項の規定は、昭和三十年六月三十日以前に解散した法人で同日までに清算の結了しないものに対しても適用する。

15　この法律の施行の際現に清算中の法人が継続し、又は合併により消滅した場合において、当該法人の清算中の期間に係る事業税（旧地方税法（昭和二十三年法律第百十号）の規定による事業税附加税及び事業税割並びに旧地方税法（昭和十五年法律第六十号）の規定による営業税、営業税附加税及び営業税割を含む。）の賦課徴収に関して必要な事項は、政令で定めることができる。

16　個人の行う事業に対する昭和三十年度分の事業税については、所得から控除すべき金額は、新法第七十二条の二十一第一項の規定にかかわらず、年十万円とする。

（道府県たばこ消費税に関する規定の適用）

17　新法第七十四条の二の規定は、昭和三十一年三月一日以後小売人又は国内消費用として直接消費者に

第三百四十九条の四第一項及び第二項並びに地方税法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第九十五号）附則第三十二項及び第三十三項の規定を適用した場合において当該年度分として課することができる固定資産税の税収入見込額を加算した額（以下本項において「基準財政収入見込額」という。）が、前年度の地方交付税の算定の基礎となつた基準財政需要額の百分の百二十（昭和三十年度にあつては、百分の百三十）をこえることとなつても、昭和二十九年度の地方交付税の算定の基礎となつた基準財政収入額（以下本項において「昭和二十九年度の基準財政収入額」という。）の昭和三十年度にあつては百分の九十、昭和三十一年度にあつては百分の八十、昭和三十二年度にあつては百分の七十の額に満たないこととなる市町村については、地方税法の一部を改正する法律附則第三十二項又は新法第三百四十九条の四第一項の表の下欄に掲げる金額を、基準財政収入見込額が昭和二十九年度の基準財政収入額の昭和三十年度にあつては百分の九十、昭和三十一年度にあつては百分の八十、昭和三十二年度にあつては百分の七十に達することとなるように増額してこれらの規定を適用するものとする。

23 前項の場合において、昭和二十九年四月二日からそれぞれの年度の固定資産税の賦課期日までの間に市町村の廃置分合又は境界変更があつたときにおける当該廃置分合又は境界変更後存続する市町村の昭和二十九年度の基準財政収入額の算定方法は、総理府令で定める。

24 新法第三百四十九条の四第一項に規定する大規模の償却資産の所在する町村が他の大規模の償却資産の所在する町村と昭和三十年一月二日以後において町村合併促進法第二条第一項に規定する町村合併（同法第三十六条又は第三十七条において町村合併とみなされる場合を含む。）をした場合において、当該町村合併前の各市町村ごとに新法第三百四十九条の四第一項及び第二項の規定を適用した場合において当該大規模の償却資産に対して課することができる固定資産税の課税標準となるべき額の合算額（以下本項において「旧課税限度額」という。）が、当該町村合併後の市町村について当該各項の規定を適用した場合においてこれらの大規模の償却資産に対して課することができる固定資産税の課税標準となるべき額をこえることとなるときは、当該町村合併の日以後に到来する固定資産税の賦課期日に係る年度分から三年度分の固定資産税に限り、新法第三百四十九条の四第一項の表の下欄に掲げる金額を旧課税限度額に達することとなるように増額して、当該規定を適用するものとする。この場合における旧課税限度額の計算について必要な事項は、総理府令で定める。

25 昭和二十九年以前に建設に着手した水力発電所の用に供する償却資産で昭和三十年度から昭和三十四年度までの間において新たに固定資産税を課されることとなるもののうち、新法第三百四十九条の四第一項の規定の適用を受けることとなるものに対する同法同条第二項の規定の適用については、地方税法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第九十五号）附則第三十三項の規定にかかわらず、新法第三百四十九条の四第二項中「百分の百二十」とあるのは、当該新たに固定資産税を課されることとなつた最初の年度（以下本項及び次項中「最初の年度」という。）にあつては「百分の百八十」と、当該最初の年度の翌年度（以下本項中「第二年度」という。）にあつては「百分の百六十」と、第二年度の翌年度にあつては「百分の百四十」とする。

26 前項の規定の適用を受ける償却資産に対する附則第二十二項の規定の適用については、同項中「並びに地方税法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第九十五号）附則第三十二項及び第三十三項」とあるのは「、地方税法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第九十五号）附則第三十二項並びに附則第二十五項」と、「百分の百二十（昭和三十年度にあつては、百分の百三十）」とあるのは「百分の百八十（最初の年度が昭和三十年度である場合においては昭和三十一年度にあつては百分の百六十、昭和三十二年度にあつては百分の百四十、最初の年度が昭和三十一年度である場合においては昭和三十二年度にあつては百分の百六十）」と読み替えるものとする。

27 昭和三十年度から昭和三十二年度までの各年度において償却資産に対して課する固定資産税に限り、新法第三百四十九条の四第一項中「前二条の規定によつて」とあるのは「前二条又は企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭和二十九年法律第百四十二号）第三十三条第一項の規定によつて」と、新法第七百四十条中「第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三」とあるのは「第三百四十九条の二若しくは第三百四十九条の三又は企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法第三十三条第一項」と読み替えるものとする。

（市町村たばこ消費税に関する規定の適用）

28 新法第四百六十五条の規定は、昭和三十一年三月一日以後小売人又は国内消費用として直接消費者に売り渡される製造たばこについて適用するものとし、同日前に係る分については、なお、従前の例による。

（都民税に関する規定の適用）

29 昭和三十一年度分の個人の都民税に限り、新法第七百三十四条第三項中「「百分の二十一」又は「百分の二十四」」とあるのは、「「百分の二十・五」又は「百分の二十三・五」」と読み替えるものとし、法人の昭和三十年七月一日から同年九月三十日までの間に終了する事業年度分の都民税及び当該期間内における解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る都民税に限り、新法第七百三十四条第三項中「「百分の十三・五」又は「百分の十六・二」」とあるのは、「「百分の十三・二」又は「百分の十五・八」」と読み替えるものとする。

（延滞金額及び延滞加算金額に関する規定の適用）

30 新法第五十六条第二項、第六十四条、第七十一条の二第一項、第七十二条の四十四第二項、第七十二条の四十五第一項、第七十二条の五十三第一項、第七十二条の七十二第一項、第七十三条の三十二第一項、第七十三条の四十第一項、第七十四条の六第一項、第九十五条第二項、第九十六条第一項、第百六条第一項、第百二十五条第二項、第百二十六条第一項、第百三十八条第一項、第百六十三条第一項、第百七十一条第一項、第百九十六条第一項、第二百四条第一項、第二百四十九条第一項、第二百五十七条第一項、第二百七十七条第二項、第二百八十条第一項、第二百八十九条第一項、第三百二十一条の二第二項、第三百二十一条の十二第二項、第三百二十七条第一項、第三百三十五条第一項、第三百六十八条第二項、第三百六十九条第一項、第三百七十七条第一項、第四百五十五条第一項、第四百六十三条第一項、第四百六十九条第一項、第四百九十七条第二項、第五百四条第一項、第五百十三条第一項、第五百三十四条第二項、第五百三十五条第一項、第五百四十五条第一項、第五百六十五条第二項、第五百六十六条第一項、第五百七十六条第一項、第六百二十八条第二項、第六百二十九条第一項、第六百四十条第一項、第六百八十七条第二項、第六百九十条第一項、第六百九十九条第一項、第七百二十条第二項、

第七百二十三条第一項及び第七百三十二条第一項の規定は、この法律の施行後に納付し、納入し、又は徴収する延滞金額又は延滞加算金額について適用する。ただし、当該延滞金額又は延滞加算金額でこの法律の施行前の期間に対応するものについては、なお、従前の例による。

31　この法律の施行前に納付又は納入の告知をした延滞金額又は延滞加算金額については、当該告知の日において前項の規定により徴収すべき金額につき当該告知をしたものとみなす。

（昭和二十九年度分以前の地方税）

32　昭和二十九年度分以前の地方税（法人の道府県民税にあつては昭和三十年七月一日の属する事業年度の直前の事業年度以前の分及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る道府県民税、法人の行う事業に対する事業税にあつては昭和三十年七月一日の属する事業年度の直前の事業年度以前の分及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する事業税に係る分、不動産取得税にあつてはこの法律の施行の日前の分、娯楽施設利用税にあつては昭和三十年十月一日前の分、遊興飲食税にあつては昭和三十年十一月一日前の分、市町村民税のうち個人の市町村民税（第二百九十二条の改正規定に係る部分を除く。）にあつては昭和三十年度分以前の分、法人の均等割にあつては昭和三十年四月一日前に事業年度の終了する法人の市町村民税、法人税法第四条の法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものの均等割にあつては昭和三十年度分以前の法人等の市町村民税、法人税割にあつては昭和三十年七月一日の属する事業年度の直前の事業年度以前の分及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る分、固定資産税（第三百四十九条の三第四項、第三百四十九条の四第一項、第四百二十三条第九項及び第十項並びに附則第四百二十四条の改正規定に係る部分並びに附則第二十二項から第二十七項までに係る部分を除く。）については昭和三十年度分以前の分）については、なお、従前の例による。

（罰則に関する規定の適用）

33　新法第七十三条の九第一項、第七十三条の十九第一項、第八十条第一項、第百五十三条第一項、第百八十六条第一項、第百八十六条第一項、第二百六十五条第一項、第二百七十二条第一項、第四百九十三条第一項、第五百二十七条第一項、第五百五十七条第一項、第六百二十四条第一項、第六百七十五条第一項、第六百八十二条第一項及び第七百十五条第一項の規定は、この法律の施行後にした行為について適用し、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

34　昭和三十年十月三十一日以前にした行為に対する罰則の適用については、第百二十九条の改正規定及び第百三十条の改正規定にかかわらず、なお、従前の例による。

（取引所税法の一部改正）

35　取引所税法（大正三年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「取引所法第二十五条第一項」を「商品取引所法第九十四条」に改める。

第二十二条を削る。

（健康保険法の一部改正）

36　健康保険法の一部を次のように改正する。

第六条第二項を削る。

（貸家組合法の一部改正）

37　貸家組合法（昭和十六年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

第九条　削除

（法人税法の一部改正）

38　法人税法の一部を次のように改正する。

第十二条の二第三項中「市町村民税額、解散の日以後納期限の到来する均等割たる市町村民税額」を「市町村民税額（均等割額を含む。）」に改める。

第十七条の二第二項中「市町村民税額（当該事業年度中に納期限の到来した均等割で当該事業年度終了の日において納付されていないものを含む。）」を「市町村民税額（均等割額を含む。）」に改める。

（閉鎖機関令の一部改正）

39　閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の三を次のように改める。

第二十四条の三　削除

（国家公務員共済組合法の一部改正）

40　国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第十条第三項を削る。

（道路運送車両法の一部改正）

41　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第百二条中「国を除く。」を「国及び地方公共団体が自動車登録原簿の閲覧を請求する場合における当該地方公共団体を除く。」に改める。

第百九条第一号及び第百十条第一号中「第九十七条の二」を「第九十七条の三」に改める。

（地方税法の一部を改正する法律の一部改正）

42　地方税法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「附則第五十一項及び第五十二項」を「附則第五十二項及び第五十三項」に改め、附則第十六項を附則第十七項とし、以下一項ずつ繰り下げ、附則第十五項の次に次の一項を加える。

16　前項の法人に対する事業税（旧地方税法（昭和二十三年法律第百十号）の規定による事業税附加税及び事業税割並びに旧地方税法（昭和十五年法律第六十号）の規定による営業税、営業税附加税及び営業税割を含む。以下本項において同じ。）の課税標準、税率及び課税標準額の総額を二以上の道府県に分割すべき場合の分割基準その他事業税の賦課徴収に関して新法及び従前の法令を適用する場合における必要な経過措置は、政令で定めることができる。

（内閣総理・大蔵・厚生・運輸・建設大臣署名）

法律第百十三号（昭三〇・八・一）

◎地方道路譲与税法

（地方道路譲与税）

第一条 地方道路譲与税は、地方道路税法（昭和三十年法律第百四号）の規定による地方道路税の収入額に相当する額とし、都道府県及び道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条第三項に規定する指定市（以下「指定市」という。）に対して譲与するものとする。

（譲与の基準）

第二条 地方道路譲与税は、都道府県及び指定市に対し、毎年四月一日現在における各都道府県及び指定市の区域（指定市を包括する都道府県にあつては、当該指定市の区域を除いた区域）内に存する一級国道及び二級国道並びに都道府県道（当該都道府県又は指定市がその管理について経費を負担しないものその他総理府令で定めるものを除く。）の面積にあん分して譲与するものとする。

2 前項の道路の面積は、総理府令で定めるところにより、それぞれ当該道路の幅員にその延長を乗じて算定するものとする。ただし、幅員による道路の種別、自動車一台当りの道路の延長その他の事情を参酌して、総理府令で定めるところにより、補正することができる。

（譲与時期及び譲与時期ごとの譲与額）

第三条 地方道路譲与税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ当該下欄に定める額を譲与する。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
八月	前年度三月における前月において収納すべき地方道路税の収入額の見込額と同月において収納した地方道路税の収入額との差額を四月から七月までの間の収納にかかる地方道路税の収入額に加算し、又はこれから減額した額に相当する額
十二月	八月から十一月までの間の収納にかかる地方道路税の収入額と三月において収納すべき地方道路税の収入額の見込額との合算額に相当する額
三月	十二月から二月までの間の収納にかかる地方道路税の収入額に加算し、又はこれから減額した額に相当する額

2 前項に規定する各譲与時期ごとに譲与することができなかつた金額があるとき、又は各譲与時期において譲与すべき金額をこえて譲与した金額があるときは、それぞれ当該金額を、次の譲与時期に譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

（譲与額の算定に用いる資料の提出義務）

第四条 都道府県知事及び指定市の長は、総理府令で定めるところにより、地方道路譲与税の額の算定に用いる資料を自治庁長官に提出しなければならない。

（譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置）

第五条 自治庁長官は、地方道路譲与税を都道府県及び指定市に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要が生じたときは、総理府令で定めるところにより、当該増加し、又は減少すべき額を錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期において譲与すべき額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該譲与時期において都道府県及び指定市に譲与すべき額とするものとする。

（地方道路譲与税の使途）

第六条 都道府県及び指定市は、譲与を受けた地方道路譲与税の総額を道路に関する費用に充てなければならない。

附 則

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十年度分の地方道路譲与税から適用する。

2 昭和三十年度に限り、第三条第一項の表中「前年度三月における同月において収納すべき地方道路税の収入額の見込額と同月において収納した地方道路税の収入額との差額を四月から七月までの間の収納にかかる地方道路税の収入額に加算し、又はこれから減額した額に相当する額」とあるのは、「四月から七月までの間において国税収納金整理資金に受け入れられた地方道路税の収入額に相当する額」と読み替えるものとする。

（揮発油譲与税の決定額に錯誤があつた場合の措置）

3 昭和二十九年度の揮発油譲与税に関する法律（昭和二十九年法律第百九十号）の規定による揮発油譲与税の決定額について、その算定に錯誤があつたため、これを増加し、又は減少する必要が生じたときは、当該増加し、又は減少すべき額については、これを地方道路譲与税の増加し、又は減少すべき額とみなして、第五条の規定を適用するものとする。

（揮発油譲与税の追加譲与）

4 昭和二十九年度における揮発油税の収入額の三分の一に相当する額が揮発油譲与税の総額として昭和二十九年度の予算に定められた額をこえる場合においては、その超過額に相当する額（以下本項において「超過額」という。）は、昭和二十九年度における揮発油譲与税に関する法律第七条の規定にかかわらず、地方道路譲与税とみなし、昭和三十年度又は昭和三十一年度において当該超過額にかかる予算が成立した日以後最初に到来する第三条第一項に規定する譲与時期において譲与すべき地方道路譲与税の額に加算して譲与するものとする。

（自治庁設置法の一部改正）

5 自治庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十三号の三の次に次の二号を加える。

三十三の五 都道府県及び道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条第三項に規定する指定市（以下「指定市」という。）に譲与すべき地方道路譲与税の額を決定し、及びこれを譲与すること。

第十二条第一号中「及び入場譲与税」を「、入場譲与税及び地方道路譲与税」に改める。

第十三条第九号中「入場譲与税法」を「入場譲与税法（昭和二十九年法律第百二号）、地方道路譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）」に、「及び入場譲与税」を「、入場譲与税及び地方道路譲与税」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第八号の次に次の二号を加える。

九 地方道路譲与税の収入額の見積に関すること。

十 地方道路譲与税の譲与に関すること。

第十七条第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三 都道府県及び指定市に譲与すべき地方道路譲与税の譲与額の決定に関すること。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第百十四号（昭三〇・八・一）

◎結核予防法の一部を改正する法律

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「厚生大臣が指定する区域を管轄する」を削り、「その区域内に居住する三十歳未満の者」を「その管轄する区域内に居住する者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）」に改め、同条に次の一項を加える。

5　第一項及び第三項の規定による健康診断の回数は、政令で定める。

第十三条第一項中「第八条の規定により定期の健康診断を受けたものとみなされた者」を「同条第三項の健康診断の受診者のうち三十歳以上の者」に改め、同条第二項中「みなされた者」の下に「（第四条第三項の健康診断の対象者のうち三十歳以上の者を除く。）」を加え、同条第三項中「三十歳未満の者」を「小学校就学の始期に達しない者」に、「定期の健康診断」を「第四条第一項の健康診断」に改める。

第二十三条第一項中「病院の管理者は、」の下に「結核患者が入院したとき、又は」を加える。

第三十七条第一項中「又は市町村職員共済組合」を「、市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）又は私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第百十五号（昭三〇・八・一）

◎国民健康保険法の一部を改正する法律（衆法）

国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第四十七条を次のように改める。

第四十七条　国庫ハ政令ノ定ムル所ニ依リ第一号ニ掲グル費用ニ付テハ其ノ一部ヲ、第二号及第三号ニ掲グル費用ニ付テハ当該各号ニ定ムル割合ヲ以テ保険者ニ対シ補助スルモノトス

一　療養ノ給付及療養費ノ支給ニ要スル費用　三分ノ一

二　保険婦ニ要スル費用　十分ノ十

三　国民健康保険ノ事務ノ執行ニ要スル費用

前項第一号ノ規定ニ依ル補助金ノ総額ハ当該年度ニ於ケル各保険者ノ療養ノ給付及療養費ノ支給ニ要スル費用ノ総額ノ十分ノ二ニ相当スル金額ヲ下ラザルモノトス

第一項各号ニ掲グル費用ヲ除クノ外国庫ハ政令ノ定

ムル所ニ依リ予算ノ範囲内ニ於テ国民健康保険ニ要スル費用ニ対シ補助金ヲ交付スルコトヲ得

国庫ハ政令ノ定ムル所ニ依リ国民健康保険ニ要スル費用ニ充テシムル為予算ノ範囲内ニ於テ貸付金ノ貸付ヲ為スコトヲ得

都道府県及市町村ハ国民健康保険ニ要スル費用ニ対シ補助金ヲ交付シ又ハ国民健康保険ニ要スル費用ニ充テシムル為貸付金ノ貸付ヲ為スコトヲ得

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2　この法律の施行前昭和三十年四月一日以後において改正前の国民健康保険法第四十七条第一項の規定により補助し、又は補助すべきこととなつた補助金は、改正後の同法第四十七条第一項から第三項までの規定に基く補助金とみなす。

（地方財政法の一部改正）

3　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第八号の次に次の一号を加える。

八の二　国民健康保険における療養の給付及び療養費の支給、保健婦並びに事務の執行に要する経費

（内閣総理・大蔵・厚生大臣署名）

法律第百十六号（昭三〇・八・一）

◎日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律

日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「業務外の事由による疾病又は負傷」を「業務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は分べん」に、「被扶養者の疾病又は負傷」を「被扶養者の疾病、負傷、死亡又は分べん」に改める。

第三条第二項を次のように改める。

2　この法律で「被扶養者」とは、次に掲げる者をいう。

一　被保険者又は被保険者であつた者の直系尊属、配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び子であつて、主としてこれらの者により生計を維持するもの

二　被保険者又は被保険者であつた者の三親等内の親族であつて、これらの者と同一の世帯に属し、

主としてこれらの者により生計を維持するもの

第九条を次のように改める。

（保険給付の種類）

第九条　この法律による保険給付は、次のとおりとする。

一　療養の給付

二　埋葬料の支給

三　分べん費の支給

四　家族療養費の支給

五　家族埋葬料の支給

六　配偶者分べん費の支給

第十条第一項中「被保険者」の下に「（被保険者であつた者を含む。この章において以下同じ。）」を加え、同項第三号中「（歯科診療における補てつを除く。）」を削り、同条に次の二項を加える。

3　被保険者が療養の給付を受けるには、当該疾病又は負傷につきはじめてこれを受ける日の属する月の前二箇月間に通算して二十八日分以上又は当該月の前六箇月間に通算して七十八日分以上の保険料が、その被保険者について、納付されていなければならない。

4　保険者は、被保険者が前項の受給要件をそなえることを被保険者手帳によつて証明して申請したときは、受給資格証明書を交付するものとする。

（保険給付の種類）

第十四条中「六箇月」を「一年」に改める。

第十五条第二項中「第九条第二項」を「第十条第四項」に改める。

第十六条の次に次の二条を加える。

（埋葬料）

第十六条の二　被保険者が死亡したときは、被扶養者であつて埋葬を行う者に対し、埋葬料として四千円を支給する。

2　被保険者が死亡した場合において、前項の規定によつて埋葬料の支給を受けるべき者がないときは、埋葬を行つた者に対し、埋葬料として同項の金額の範囲内においてその埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。

3　前二項の埋葬料の支給を受けるには、死亡の日の属する月の前二箇月間に通算して二十八日分以上又は当該月の前六箇月間に通算して七十八日分以上の保険料が、当該被保険者について、納付されていなければならない。

（分べん費）

第十六条の三　被保険者が分べんしたときは、分べん費として二千円を支給する。

2　被保険者が分べん費の支給を受けるには、分べんの日の属する月の前四箇月間に、通算して二十八日分以上の保険料が、その被保険者について、納付されていなければならない。

第十七条第五項中「、」を「第十条第二項から第四項まで、」に、「前条」を「第十六条」に、「前条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（家族埋葬料）

第十七条の二　被扶養者が死亡したときは、被保険者に対し、家族埋葬料として二千円を支給する。

2　被保険者が家族埋葬料の支給を受けるには、死亡の日の属する月の前二箇月間に通算して二十八日分以上又は当該月の前六箇月間に通算して七十八日分以上の保険料が、その被保険者について、納付されていなければならない。

（配偶者分べん費）

第十七条の三　被扶養者である配偶者が分べんしたときは、被保険者に対し、配偶者分べん費として千円を支給する。

2　被保険者が配偶者分べん費の支給を受けるには、分べんの日の属する月の前二箇月間に通算して二十八日分以上又は当該月の前六箇月間に通算して七十八日分以上の保険料が、その被保険者について、納付されていなければならない。

（受給方法）

第十七条の四　療養費、埋葬料若しくは分べん費又は家族療養費、家族埋葬料若しくは配偶者分べん費の支給を受けようとする者は、厚生省令の定めるところにより、受給要件をそなえることを証明できる被保険者手帳又は受給資格証明書を添えて、申請しなければならない。

第十八条を次のように改める。

（他の社会保険による給付等との調整）

第十八条　療養の給付又は埋葬料若しくは分べん費の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は分べんにつき、健康保険法、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）又は国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。以下同じ。）若しくは市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）の規定によつてこれらに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

2　療養の給付又は埋葬料若しくは分べん費の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は分べんにつき、健康保険法、船員保険法又は国家公務員共済組合法若しくは市町村職員共済組合法の規定によつて、この法律の規定による家族療養費、家族埋葬料又は配偶者分べん費の支給に相当する給付があつたときは、その限度において、行わない。

3　家族療養費、家族埋葬料又は配偶者分べん費の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は分べんにつき、健康保険法、船員保険法又は国家公務員共済組合法若しくは市町村職員共済組合法の規定によつて、この法律の規定による療養費、家族埋葬料又は配偶者分べん費の支給に相当する給付があつたときは、その限度において、行わない。

4　療養の給付又は埋葬料若しくは分べん費の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は分べんにつき、国民健康保険法（昭和三十三年法律第六十号）の規定によつて、これらに相当する給付があつたときは、その限度において、行わない。

5　療養の給付又は家族療養費の支給は、同一の疾病又は負傷につき、他の法律の規定によつて、国又は地方公共団体の負担で療養又は療養費の支給があつたときは、その限度において、行わない。

第二十一条第一項中「左の各号の一に該当する場合には、」の下に「疾病、負傷又は分べんに関し、」を加える。

第二十五条を次のように改める。

（損害賠償請求権）

第二十五条　保険者は、給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、保険給付を行つたときは、その給付の価額の限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2　前項の場合において、保険給付を受けるべき者が、当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、保険者は、その価額の限度で、保険給付を行う責を免かれる。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（不正利得の徴収）

第二十五条の二　詐欺その他不正の行為によつて保険給付を受けた者があるときは、保険者は、その者から

らその保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収することができる。

2　前項の場合において、事業主が不正に被保険者手帳に健康保険印紙をちよう付し、若しくはこれに消印し、又は保険医が保険者に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、保険者は、その事業主又は保険医に対し、保険給付を受けた者に連帯して同項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

第三十七条の見出しを「（国税徴収法の準用）」に改め、同条中「徴収金に関する書類の送達については、」を「徴収金に関しては、」に、「第四条ノ九」を「第四条ノ二から第四条ノ五まで、第四条ノ九」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2　被保険者若しくは被保険者であつた者又は被扶養者の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病であつて、療養の給付又は家族療養費の支給の開始の日から起算してこの法律の施行の日前に六箇月を経過したものに関する保険給付の支給については、第十四条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

（健康保険法の一部改正）

3　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第五十九条ノ三を削り、第五十九条ノ四を第五十九条ノ三とし、第五十九条ノ五を第五十九条ノ四とし、同条の次に次の一条を加える。

第五十九条ノ五　家族療養費、家族埋葬料又ハ配偶者分娩費ノ支給ハ同一ノ疾病、負傷、死亡又ハ分娩ニ関シ日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）ノ規定ニ依リ療養ノ給付又ハ埋葬料若ハ分娩費ノ支給アリタルトキハ其ノ限度ニ於テ之ヲ為サズ

（船員保険法の一部改正）

4　船員保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　療養ノ給付及傷病手当金（第二十八条ノ三）」を「第二節　療養ノ給付及傷病手当金（第二十八条―第三十一条ノ三）」に改める。

第三十一条ノ三を削る。

第五十六条ノ四の次に次の一条を加える。

第五十六条ノ五　家族療養費、家族埋葬料ノ支給ハ同一ノ疾病、負傷、分娩又ハ死亡ニ関シ日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）ノ規定ニ依リ療養ノ給付又ハ分娩費若ハ埋葬料ノ支給アリタルトキハ其ノ限度ニ於テ之ヲ為サズ

（国家公務員共済組合法の一部改正）

5　国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第三十四条の二を削る。

第三十八条の次に次の一条を加える。

（日雇労働者健康保険法による給付との調整）

第三十八条の二　家族療養費、配偶者分べん費又は家族埋葬料は、同一の疾病、負傷、分べん又は死亡に関し、日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の規定により療養の給付又は分べん費若しくは埋葬料の支給があつたときは、その限度において、支給しない。

（市町村職員共済組合法の一部改正）

6　市町村職員共済組合法の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　保健給付（第三十条―第四十条）」を「第二節　保健給付（第三十条―第四十条の二）」に改める。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条　削除

第四十条の次に次の一条を加える。

（日雇労働者健康保険法による給付との調整）

第四十条の二　家族療養費、配偶者分べん費又は家族埋葬料は、同一の疾病、負傷、分べん又は死亡に関し、日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の規定により療養の給付又は分べん費若しくは埋葬料の支給があつたときは、その限度において、支給しない。

（内閣総理・大蔵・厚生大臣署名）

法律第百十七号（昭三〇・八・一）

◎森林法の一部を改正する法律（衆法）

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第百三条第一項第十号中「選挙」を「選挙又は選任」に改める。

第百五条の見出し中「選挙」を「選挙又は選任」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　役員は、定款で定めるところにより、組合員（準組合員を除く。以下この条において同じ。）が総会（設立当時の役員は創立総会）において選挙する。但し、定款で定めるところにより、役員を総会外において選挙することができる。

第百五条第四項に次のただし書を加える。

但し、定款で定めるところにより、役員候補者が選挙すべき役員の定数以内であるときは、投票を省略することができる。

第百条第五項中「（準組合員を除く。以下この条において同じ。）」を削り、同条第六項中「多数を得た者」の下に「（第四項但書の規定により投票を省略した場合は当該候補者）」を加え、同条第七項を第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7　総会外において役員の選挙を行うときは、投票所は、組合員の選挙権の適正な行使を妨げない場所に設けなければならない。

8　役員は、第三項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、組合員が総会（設立当時の役員は創立総会）において選任することができる。

第百六条の次に次の一条を加える。

（理事の職務）

第百六条の二　理事は、法令、法令に基いてする行政庁の処分、定款、規約及び総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2　理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

3　理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき第百十六条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚

偽の登記若しくは公告をしたときも、また同様とする。

第百二十三条第一項中「百人」を「二百人」に、同条第三項ただし書中「二百人」を「三百人」に、「五十人」を「七十五人」に、同条第四項中「第六項」を「第七項」に、同条第五項ただし書中「役員若しくは」を「役員を選挙し若しくは選任し又は」に改め、同条第六項を次のように改める。

6　総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

第百三十八条第六項中「第九十条」を「第九十条（第三項を除く。）」に改め、同項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　前項の申出をした者は、書面又は代理人をもつて議決権及び選挙権を行使することができる。

第百四十五条第二項を次のように改める。

2　合併をするには、定款及び事業計画を行政庁に提出して合併の認可を申請しなければならない。

第百四十六条第三項中「第百五条第七項」を「第百五条第九項」に改める。

第百五十九条第三項中「第百五条第一項から第六項まで（同条第二項中生産組合に関する部分を除く。）及び第八項」を「第百五条第一項から第六項まで（同条第二項中生産組合に関する部分及び第三項但書を除く。）及び第八項」に、「並びに第百二十条」を「、第百二十条から第百二十二条まで並びに第百二十四条」に、同条第四項中「第百三十八条第六項」を「第百三十八条第七項」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律施行の際現に存する総代会のうちその総代の定数が改正後の第百二十三条第三項の規定による定数に満たないものは、新たに同条同項の規定による総代会が成立するまでの間、従前の例により存続することができる。ただし、この法律施行の日から百八十日をこえて存続することができない。

（農林・内閣総理大臣署名）

法律第百十八号（昭三〇・八・一）

◎公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「及び第四条」を「、第四条及び第四条の二」に改める。

第三条中「第四条」を「第四条、第四条の二」に改める。

第四条第一項第一号中「本条」を「本条及び第八条の二」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

（連年災害における国庫負担率の特例）

第四条の二　その年の十二月三十一日までの三年間に発生した災害について第七条の規定により決定された災害復旧事業費の総額がその三年間の各四月一日の属する会計年度の標準税収入の合計額をこえる地方公共団体について、その年の一月一日から十二月三十一日までに発生した災害に係る災害復旧事業費に対する国の負担率を定める場合においては、前条第一項第二号中「二倍」とあるのは「標準税収入」と、同項第三号中「標準税収入の二倍」とあるのは「標準税収入」と読み替えて、同条の規定を適用するものとする。

第五条中「前条」を「第四条（前条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

（緊要な災害復旧事業に対する政府の措置）

第八条の二　政府は、第三条の規定により国がその費用の一部を負担する災害復旧事業のうち緊要なものとして政令で定めるものについては、これを施行する地方公共団体又は地方公共団体の機関が当該年度及びこれに続く二箇年度以内に完了することができるように、財政の許す範囲内において、当該災害復旧事業に係る国の負担金の交付につき必要な措置を講ずるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十年一月一日以降発生した災害に関し適用する。

（内閣総理・大蔵・農林・運輸・建設大臣署名）

法律第百十九号（昭三〇・八・一）

◎資金運用部資金法の一部を改正する法律

資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「三月」を「一月」に改める。

第四条第三項第四号中「五年以上」の下に「七年未満」を加え、同号を同項第五号とし、同項第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次のように加える。

一　約定期間一月以上三月未満のもの　年二分

第四条第三項に第六号として次のように加える。

六　約定期間七年以上のもの　年六分

第四条第四項各号列記以外の部分中「三月」を「一月」に改め、同項第三号中「三年以上」の下に「五年未満」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号及び第二号を一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次のように加える。

一　預託されていた期間が一月以上三月未満の

とき　　年一分五厘

第四条第四項に第五号として次のように加える。

五　預託されていた期間が五年以上のとき　年五分

第七条第三項の次に次の一項を加える。

前項前段の場合において、簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金の金融債に運用する額があるときは、その額を資金運用部資金の金融債に運用する額に合算し、その合算額につき、同項前段の規定を適用するものとする。

第十条第一項中「十人」を「十二人」に、同条第二項第八号中「三人」を「五人」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行の際現に預託されている資金運用部預託金の利子でこの法律の施行の日前の預託期間に対するものについては、なお従前の例による。

3　資金運用部預託金利率の特例に関する法律（昭和二十七年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第一項中「契約上の預託期間」の下に「（以下「約定期間」という。）」を加え、「同項第四号」を「同項第五号又は第六号」に改め、「利子を附する外、」の下に「約定期間五年以上七年未満のものに対しては、」を、「範囲で、」の下に「約定期間七年以上のものに対しては、昭和三十年度以降当分の間、年二厘以下の範囲で、」を加え、第三項中「契約上の預託期間」を「約定期間」に改める。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百二十号（昭三〇・八・一）

◎証券取引法の一部を改正する法律

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　仲介」を「第五章の二　証券金融会社
第六章　仲介」に改める。

第二条に次の一項を加える。

この法律において証券金融会社とは、第百五十六条の三の規定により大蔵大臣の免許を受けた者をいう。

第三十四条第一項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「前項」を「同項」に改める。

第三十五条中「登録申請者の営業用純資本額が前条第一項に規定する金額に満たない場合、又は」を削り、「同条第二項」を「前条第一項」に改める。

第四十条第一項中「証券業者の営業用純資本額が第三十四条第一項に規定する金額を下ることとなつたとき、又は」を削り、「同条第二項及び第三項中「第三十四条」の下に「第一項」を加える。

第四十一条第三項中「本店の所在地を管轄する法務局又は地方法務局」を「本店のもよりの供託所」に改める。

第四十三条中「同一の商号により」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第四十三条の二　証券業者は、自己の名義をもつて、他人に証券業を営ませてはならない。

第四十九条第一項中「売買その他の取引」の下に「（以下信用取引という。）」を加える。

第五十一条第一項中「その他の者の有価証券と混同して」を削り、「書面」を「大蔵省令で定める事項を記載した書面」に改める。

第五十四条第一項第五号の二を削り、同項第六号中「第三十四条第二項」を「第三十四条第一項」に改める。

第六十六条を次のように改める。

第六十六条　割賦販売の方法により有価証券を売り付け、又は顧客からあらかじめ金銭を預り、若しくは借り受け、当該金銭を対価として有価証券を売り付けることを営業としようとする者は、政令の定めるところにより、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

第九十一条第五項中「第三十四条第三項及び第四項」を「第三十四条第二項及び第三項」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二　証券金融会社

第百五十六条の二　証券金融会社は、資本の額が五千万円以上の株式会社でなければならない。

第百五十六条の三　証券取引所の会員に対し、信用取引の決済に必要な金銭又は有価証券を、当該証券取引所の決済機構を利用して貸し付ける業務を営もうとする者は、大蔵大臣の免許を受けなければならない。

前項の免許を受けようとする株式会社は、次に掲げる事項を記載した申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一　商号及び資本の額

二　本店、支店その他の営業所の名称及び所在の場所

三　役員の氏名

前項の申請書には、定款、業務の種類及び方法を記載した書面その他大蔵省令で定める書類を添附しなければならない。

第百五十六条の四　大蔵大臣は、前条第二項の規定による申請書の提出があつた場合において、その申請者の人的構成、信用状態及び資金調達の能力並びに有価証券市場の状況等に照らし、その申請者が証券金融会社としての業務を行うにつき十分な適格性を有するものであるかどうかを審査しなければならない。

大蔵大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号の一に該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一　申請者が資本の額が五千万円以上の株式会社でないとき。

二　申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終つた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの会社であるとき。

三　申請者が第百五十六条の十二の規定により免許を取り消され、又は第三十九条、第四十条第三項、第五十七条第一項若しくは第五十九条の規定により登録を取り消され、取消の日から五年を経

過するまでの会社であるとき。

四　申請者がその役員のうちに次のイからハまでの一に該当する者のある会社であるとき。

イ　第三十一条第一項第九号イからホまでに掲げる者

ロ　証券金融会社が第百五十六条の十二の規定により免許を取り消された場合において、その取消の日以前三十日内に当該証券金融会社の取締役であつた者で、その取消の日から五年を経過するまでのもの

ハ　第百三条又は第百五十六条の十第三項の規定により解任を命ぜられた役員で、当該処分のあつた日から五年を経過するまでのもの

五　申請書又はその添附書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

第百五十六条の五　第八十四条及び第八十五条の規定は、証券金融会社の免許について準用する。この場合において、第八十五条中「第八十三条第二項各号の一」とあるのは、「第百五十六条の四第二項各号の一」と読み替えるものとする。

第百五十六条の六　証券金融会社は、証券取引所の会員に対する金銭又は有価証券の貸付に関する業務以外の業務を営もうとするときは、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

大蔵大臣は、前項の承認を受けようとする証券金融会社がある場合において、当該証券金融会社がその業務を兼ねて営むことが証券取引所の会員に対する金銭又は有価証券の貸付に関する業務の遂行をさまたげるものであると認めるときは、当該証券金融会社に通知して当該職員に審問を行わせた後、理由を示し、同項の承認を与えないことができる。

第百五十六条の七　証券金融会社は、次に掲げる行為をしようとする場合においては、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

一　商号の変更

二　発行する株式の総数又は資本の額の変更

三　金銭又は有価証券の貸付の方法又は条件の決定又は変更

四　第百五十六条の九の規定による定款の定の変更

大蔵大臣は、証券金融会社の金銭又は有価証券の貸付の方法又は条件について、これらが一般の経済状況にかんがみて適正を欠くに至つたと認められる場合又は有価証券市場に不健全な取引の傾向がある場合において、有価証券市場における売買取引を公正にし、又は有価証券の流通を円滑にするために特に必要があると認めるときは、証券金融会社に通知して当該職員に審問を行わせた後、理由を示し、その変更を命ずることができる。

第百五十六条の八　大蔵大臣は、証券金融会社又は有価証券の貸付の方法又は条件が、これらが一般の経済状況にかんがみて適正を欠くに至つたと認められる場合又は有価証券市場に不健全な取引の傾向がある場合において、有価証券市場における売買取引を公正にし、又は有価証券の流通を円滑にするために特に必要があると認めるときは、証券金融会社に通知して当該職員に審問を行わせた後、理由を示し、同項の承認を与えないことができる。

第百五十六条の九　証券金融会社の代表取締役は、証券業者の役員及び使用人以外の者でなければならない。

証券金融会社は、その業務の中正な運営を図るため、その定款において、その取締役の総数のうちに占める証券業者の役員又は使用人である取締役の割合の制限に関する定を設けなければならない。

第百五十六条の十　第百五十六条の四第二項第四号イからハまでの一に該当する者は、証券金融会社の役員となることができない。

証券会融会社の役員が前項に規定する者に該当することとなつたときは、その職を失う。

大蔵大臣は、不正の手段により証券金融会社の役員となつたものがあることを発見したとき、又は証券金融会社若しくはその役員がこの法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分に違反したときは、その役員に通知して当該職員に審問を

行わせた後、当該証券金融会社に対し、理由を示し、その役員の解任を命ずることができる。

第百五十六条の十一　第百六条の規定は、証券金融会社の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者について準用する。

第百五十六条の十二　大蔵大臣は、証券金融会社が、この法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分に違反したときは、当該証券金融会社に通知して当該職員に審問を行わせた後、理由を示し、その免許を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第百五十六条の十三　大蔵大臣は、有価証券市場における売買取引を公正にし、又は有価証券の流通を円滑にするために必要であると認めるときは、証券金融会社に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員にその業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第百五十六条の十四　証券金融会社の業務の廃止又は解散の決議は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第百八十五条第一項中「第百五十四条、」の下に「第百五十六条の十三、」を加える。

第百九十七条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　第百五十六条の三第一項の規定による免許を受けないで同項に規定する業務を営んだ者

第百九十九条各号列記以外の部分中「又は証券取引所」を「、証券取引所又は証券金融会社」に改め、同条第四号中「又は禁止」を「若しくは禁止又は第百五十六条の十二の規定による停止」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五　第百五十六条の六第一項の規定に違反して業務を営んだとき

第二百条第三号中「又は第八十二条」を「、第八十二条又は第百五十六条の三」に改め、同条第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三　第四十三条の二の規定に違反して他人に証券業を営ませた者

第二百三条第一項中「又は職員」を「若しくは職員又は証券金融会社の役員若しくは」に改める。

第二百四条中「第百六条」の下に「(第百五十六条の十一において準用する場合を含む。)」を加える。

第二百五条第十五号中「第百五十四条、」の下に「第百五十六条の十三、」を加える。

第二百六条各号列記以外の部分中「証券取引所」の下に「又は証券金融会社」を加え、同条第八号中「第百五十四条」の下に「又は第百五十六条の十三」を加え、同号の次に次の一号を加える。

九　第百五十六条の七の規定による認可を受けないで同条各号に掲げる行為をしたとき

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正前の証券取引法（以下「旧法」という。）第四十一条第三項の規定により証券業者の本店の所在地を管轄する法務局又は地方法務局のうちもよりの供託所に該当しないものに供託した営業保証金については、なお従前の例による。

3　この法律の施行の際現に証券業者が顧客から預託を受けた有価証券又はその計算において自己が占有する有価証券で担保に供し、又は他人に貸し付けているものがあるときは、当該有価証券については、改正後の証券取引法（以下「新法」という。）第五十一条第一項の規定を適用せず、なお従前の例による。

4　この法律の施行の際現に旧法第六十六条に定める

制限の範囲内において同条に規定する営業をしている者は、新法第六十六条の規定による大蔵大臣の承認を受けたものとみなす。

5　この法律の施行の際現に新法第百五十六条の三第一項に規定する業務を営んでいる者については、この法律の施行の日から六月以内は、同項の規定は、適用しない。その者がその期間内に当該業務の免許を申請した場合において、その申請について免許をする旨又は免許をしない旨の通知を受けるまでの間も、また同様とする。

6　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7　出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律(昭和二十九年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「銀行」の下に「及び証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十三項に規定する証券金融会社」を加える。

8　大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第二十一号の次に次の一号を加える。

二十一の二　証券金融会社を免許し、これを監督すること。

(大蔵・内閣総理大臣署名)

法律第百二十一号　(昭三〇・八・二)

◎中小企業等協同組合法の一部を改正する法律

中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則(第一条・第二条)
第二章　中小企業等協同組合
　第一節　通則(第三条―第九条)
　第二節　事業(第九条の二―第九条の十一)
　第三節　組合員(第十条―第二十三条の二)
　第四節　設立(第二十四条―第三十二条)
　第五節　管理(第三十三条―第六十一条)
　第六節　解散及び清算(第六十二条―第六十九条)
第三章　中小企業等協同組合中央会
　第一節　通則(第七十条―第七十三条)
　第二節　事業(第七十四条・第七十五条)
　第三節　会員(第七十六条―第八十条)
　第四節　設立(第八十一条―第八十二条の三)
　第五節　管理(第八十二条の四―第八十二条の十二)
　第六節　解散及び清算(第八十三条―第八十八条)
第四章　登記(第八十三条―第百三条)
第五章　雑則(第百四条―第百十一条)
第六章　罰則(第百十二条―第百十六条)
附則

「第一節　総則」を削る。

第八条を削り、第五条から第七条までをそれぞれ一条ずつ繰り下げ、第四条第一項第一号中「本章及び第六章から第八章までにおいて」を削り、同条を第五条とし、第三条を第四条とする。

第二条中「本章及び第六章から第八章までにおいて」を削り、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条並びに章名及び節名を加える。

(登記)

第二条　この法律の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第二章　中小企業等協業組合

第一節　通則

第九条の次に次の一節を加える。

第二節　事業

(事業協同組合)

第九条の二　事業協同組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一　生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同施設

二　組合員に対する事業資金の貸付(手形の割引を含む。)及び組合員のためにするその借入

三　組合員の福利厚生に関する施設

四　組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設

五　組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

六　前各号の事業に附帯する事業

2　事業協同組合は、組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員の利用分量の総額の百分の二十をこえてはならない。

3　事業協同組合は、定款で定める金融機関に対して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けてその債権を取り立てることができる。

4　第一項第五号の団体協約は、あらかじめ総会の承認を得て、同号の団体協約であることを明記した書面をもつてすることによつて、その効力を生ずる。

5　第一項第五号の団体協約は、直接に組合員に対してその効力を生ずる。

6　組合員の締結する契約であつて、その内容が第一項第五号の団体協約に定める基準に違反するものについては、その基準に違反する契約の部分は、その基準によつて契約したものとみなす。

第九条の三　保管事業を行う事業協同組合は、運輸大臣の許可を受けて、組合員の寄託物について倉荷証券を発行することができる。

2　前項の許可を受けた事業協同組合は、組合員たると寄託者の請求により、寄託物の倉荷証券を交付しなければならない。

3　第一項の倉荷証券については、商法第六百二十七条第二項(預証券の規定の準用)及び第六百二十八条

（倉荷証券による質入）の規定を準用する。

4　第一項の場合については、倉庫業法（昭和十年法律第四十一号）第八条から第十条まで（監督）及び第十二条（職権の委任）の規定を準用する。

第九条の四　前条第一項の許可を受けた事業協同組合の作成する倉荷証券には、その事業協同組合の名称を冠する倉庫証券という文字を記載しなければならない。

第九条の五　事業協同組合が倉荷証券を発行した寄託物の保管期間は、寄託の日から六月以内とする。

2　前項の寄託物の保管期間は、六月を限度として更新することができる。ただし、更新の際の証券の所持人が組合員でないときは、組合員の利用に支障がない場合に限る。

第九条の六　事業協同組合が倉荷証券を発行した場合については、商法第六百十六条から第六百十九条まで及び第六百二十四条から第六百二十六条まで（寄託者又は証券の所持人の権利及び倉庫営業者の責任）の規定を準用する。

第九条の七　事業協同組合は、法令の定めるところにより、組合員の取扱商品について商品券を発行することができる。

2　事業協同組合が商品券を発行したときは、組合員は、これに対してその取扱商品につき引換の義務を負う。

3　事業協同組合が商品券を発行した場合において、その組合員が商品券の引換をすることができないとき、又はその引換を停止したときは、その事業協同組合は、商品券の所有者に対し、券面に表示した金額を限度として、弁済の責を負う。

4　商品券を発行した事業協同組合がみずから商品を販売する場合においては、前三項中「組合員」とあるのは「事業協同組合及び組合員」と読み替えるものとする。

（信用協同組合）

第九条の八　信用協同組合は、次の事業を行うものとする。

一　組合員に対する資金の貸付

二　組合員のためにする手形の割引

三　組合員の預金又は定期積金の受入

四　前各号の事業に附帯する事業

2　信用協同組合は、前項の事業のほか、次の事業をあわせ行うことができる。

一　金融機関の業務の代理

二　前号の規定により貸付の事業の代理をする場合において、その貸付によって生ずる債務の保証

三　組合員に対する有価証券の貸付

四　国、地方公共団体その他営利を目的としない法人の預金の受入

五　組合員と生計を一にする配偶者その他の親族の預金又は定期積金の受入

六　前号に掲げる者に対する預金又は定期積金を担保とする資金の貸付

（協同組合連合会）

第九条の九　協同組合連合会は、次の事業の一部を行うことができる。

一　会員の預金又は定期積金の受入

二　会員に対する資金の貸付（手形の割引を含む。）及び会員のためにするその借入

三　生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他協同組合連合会を直接又は間接に構成する者（以下「所属員」という。）の事業に関する共同施設

四　所属員の福利厚生に関する施設

五　所属員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設

六　所属員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

七　前各号の事業に附帯する事業

2　前項第一号の事業を行う協同組合連合会は、同項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号の事業並びにこれに附帯する事業のほか、他の事業を行うことができない。

3　協同組合連合会（第一項第一号の事業を行うものを除く。）については、第九条の二第二項から第六項まで及び第九条の三から第九条の七までの規定を準用する。

4　第一項第一号の事業を行う協同組合連合会については、前条第二項第一号から第四号までの規定を準用する。

（企業組合）

第九条の十　企業組合は、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行うものとする。

第九条の十一　企業組合の組合員の三分の二以上は、企業組合の行う事業に従事しなければならない。

2　企業組合の行う事業に従事する者の二分の一以上は、組合員でなければならない。

3　企業組合の組合員は、総会の承認を得なければ、自己又は第三者のために企業組合の行う事業の部類に属する取引をしてはならない。

4　組合員が前項の規定に違反して自己のために取引をしたときは、企業組合は、総会の議決により、これをもつて企業組合のためにしたものとみなすことができる。

5　前項の定める権利は、他の組合員の一人がその取引を知つた時から二月間行使しないときは、消滅する。取引の時から一年を経過したときも同様である。

「**第二節**　組合員」を「**第三節**　組合員」に改める。

第十条に次の一項を加える。

6　企業組合の出資総口数の過半数は、組合の行う事業に従事する組合員が保有しなければならない。

第十二条第一項及び第十三条中「組合」の下に「（企業組合を除く。）」を加える。

第二十七条の二を次のように改める。

（設立の認可）

「**第三節**　設立」を削り、第二十三条の次に次の一条及び節名を加える。

（企業組合の組合員の所得に対する課税）

第二十三条の二　企業組合の組合員が企業組合の行う事業に従事したことによつて受ける所得のうち、企業組合が組合員以外の者であつて、企業組合の行う事業に従事するものに対して支払う給料、賃金、費用弁償、賞与及び退職給与並びにこれらの性質を有する給与と同一の基準によつて受けるものは、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の適用については、給与所得又は退職所得とする。

第四節　設立

第二十七条第六項中「（特別利害関係人の議決権）、」の下に「第二百四十三条（総会の延期又は続行の決議）、」を、「この場合において、商法」の下に「第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「中小企業等協同組合法第二十七条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法」を加え、「第二百四十七条第一項」を「同法第二百四十七条第一項」に、「第五十三条」を「第二十七条第五項」に改める。

第二十七条の二を次のように改める。

（設立の認可）

第二十七条の二　発起人は、創立総会終了後、遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を行政庁に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2　信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の設立にあつては、発起人は、前項の書類のほか、業務の種類及び方法並びに常務に従事する役員の氏名を記載した書面を提出しなければならない。

3　行政庁は、前項に規定する組合以外の組合の設立にあつては、次の各号の一に該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならない。

一　設立の手続又は定款、事業計画の内容若しくは業務の種類若しくは方法が法令に違反するとき。

二　地区内における金融その他の経済の事情が事業を行うのに適切でないと認められるとき。

三　常務に従事する役員が金融業務に関して十分な経験及び識見を有する者でないと認められるとき。

4　行政庁は、第二項に規定する組合の設立にあつては、次の各号の一に該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならない。

一　設立の手続又は定款、事業計画の内容若しくは業務の種類若しくは方法が法令に違反するとき。

二　地区内における金融その他の経済の事情が事業を行うのに適切でないと認められるとき。

三　常務に従事する役員が金融業務に関して十分な経験及び識見を有する者でないと認められるとき。

四　業務の種類及び方法並びに事業計画が経営の健全性を確保し、又は預金者その他の債権者の利益を保護するのに適当でないと認められたとき。

第二十八条中「認証」を「認可」に改める。

第二十九条第四項中「第七十七条第一項第一号」を「第九条の九第一項第一号」に改める。

第三十一条を次のように改める。

（成立の届出）

第三十一条　組合は、成立の日から二週間以内に、行政庁にその旨を届け出なければならない。

第四節　管理」を「**第五節**　管理」に改める。

第三十三条第一項中「事項」の下に「（企業組合にあつては、第三号及び第八号の事項を除く。）」を加える。

第三十五条に次の三項を加える。

9　第七項の規定にかかわらず、役員の選挙は、出席者中に異議がないときは、指名推選の方法によつて行うことができる。

10　指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて当選人と定めるべきかどうかを総会（設立総会）にはかり、出席者の全員の同意があつた者をもつて当選人とする。

11　一の選挙をもつて二人以上の理事又は監事を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。

第三十五条の次に次の一条を加える。

（役員の変更の届出）

第三十五条の二　組合は、役員の氏名又は住所に変更があつたときは、その変更の日から二週間以内に、行政庁にその旨を届け出なければならない。

第三十七条第二項第二号中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改める。

第四十一条第五項中「第四項」を「前項」に改める。

第四十二条中「（取締役と会社との関係）」の下に「第二百五十八条第一項（欠員の場合の処置）」を「この場合において、商法」の下に「第二百六十一条第三項中「第二百五十八条」とあるのは「第二百五十八条第一項」と、同法」を加える。

第五十一条第二項中「認証」を「認可」に改め、ただし書を削り、同条第三項中「認証」を「認可」に、「第二十七条の二第二項」を「第二十七条の二第三項及び第四項」に改める。

第五十五条第一項中「組合」の下に「（企業組合を除く。）」を加える。

第五十六条第三項中「一箇月」を「三十日」に改める。

第五十七条の次に次の一条を加える。

（信用協同組合等の事業の全部の譲渡）

第五十七条の二　信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会がその事業の全部を譲渡するには、総会の議決を経なければならない。

2　前項に規定する組合がその事業の全部を譲渡したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

3　前項の公告をしたときは、第一項に規定する組合の貸付金の債務者に対し、民法第四百六十七条の規定による確定日附のある証書をもつてする通知をしたものとみなす。この場合においては、その公告の日附をもつて確定日附とする。

4　第一項に規定する組合の事業の全部の譲渡については、前二条の規定を準用する。

第五十八条第四項中「第七十条第一項第四号又は第七十七条第一項第五号」を「第九条の二第一項第四号又は第九条の九第一項第五号」に改める。

第五十九条第二項及び第三項を次のように改める。

2　剰余金の配当は、定款の定めるところにより、組合員が組合の事業を利用した分量に応じ、又は年一割をこえない範囲内において払込済出資額に応じてしなければならない。

3　企業組合にあつては、前項の規定にかかわらず、剰余金の配当は、定款の定めるところにより、年一割をこえない範囲内において払込済出資額に応じてし、なお剰余があるときは、組合員が企業組合の事業に従事した程度に応じてしなければならない。

第五節　解散及び清算」を**第六節**　解散及び清算」に改める。

第六十二条第一項中第五号を次のように改め、第六号を削る。

五　第百六条第二項の規定による解散の命令

第六十二条第二項中「前項」の下に「第一号又は第四号」を加え、「遅滞なく」を「解散の日から二週間以内に」に改める。

第六十三条の見出し中「合併等」を「合併」に改め、同条第一項中「合併し、又はその事業の全部を譲渡」を「合併」に改め、同条第二項中「又は事業の全部の譲渡」を削り、同条に次の二項を加える。

3　合併は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4　前項の認可については、第二十七条の二第三項及び第四項の規定を準用する。

第六十七条の次のように改める。

第六十七条　削除

第六十九条中「第百二十二条、」及び「第三十五条第二項、」を削り、「第百三十七条から第百三十八条まで」を「第百三十七条、第百三十八条」に、「第四十六条から第四十八条まで」を「第四十七条第二項及び第四十八条」に改め、「（取締役の義務）」の下に「第二百五十八条第一項（欠員の場合の処置）、」を加え、「第百二十二条中「第九十四条第四号又ハ第六号」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十二条第一項第六号」と」を「第二百六十一条第三項中「第二百五十八条」とあるのは「第二百五十八条第一項」と」に改める。

「第二章　事業協同組合」を「**第三章**　**第一節**　通則　中小企業等協同組合中央会」に改める。

第七十条から第七十三条までを次のように改める。

（種類）

第七十条　中小企業等協同組合中央会（以下「中央会」という。）は、都道府県中小企業等協同組合中央会（以下「都道府県中央会」という。）及び全国中小企業